

平成 26 年 第 2 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 6 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（15 日間）	4
1. 日程第 3. 議会報特別委員会委員の選任	4
1. 日程第 4. 平成 26 年度市政執行方針（加藤市長）	4
○教育行政執行方針（小野教育長）	15
1. 休憩宣告	22
1. 再開宣告	22
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○原案可決	22
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ いて	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○議事延期	23
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○質疑（熊谷吉正議員）	23
○原案可決	25
1. 休憩宣告	26
1. 再開宣告	26
1. 日程第 8. 議案第 4 号 名寄市生きがいホビーセンター条例の廃止について	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	26
1. 日程第 9. 議案第 5 号 財産の取得について	26
○提案理由説明（加藤市長）	26

○質疑（熊谷吉正議員）	26
○原案可決	28
1. 日程第10. 議案第6号 財産の取得について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○原案可決	28
1. 日程第11. 議案第7号 専決処分した事件の承認について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○承認	29
1. 日程第12. 議案第8号 専決処分した事件の承認について	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○承認	30
1. 日程第13. 議案第9号 専決処分した事件の承認について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○承認	30
1. 日程第14. 議案第10号 専決処分した事件の承認について	30
○提案理由説明（加藤市長）	30
○承認	31
1. 日程第15. 議案第11号 専決処分した事件の承認について	31
○提案理由説明（加藤市長）	31
○承認	31
1. 日程第16. 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	32
○提案理由説明（加藤市長）	32
○議事延期	33
1. 日程第17. 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	33
○提案理由説明（加藤市長）	33
○議事延期	33
1. 日程第18. 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1 号）	33
○提案理由説明（加藤市長）	33
○議事延期	33
1. 日程第19. 議案第15号 名寄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	34
○提案理由説明（加藤市長）	34
○質疑（熊谷吉正議員）	34
○原案可決	37
1. 日程第20. 報告第1号 平成25年度名寄市一般会計予算継続費繰越計算書の報 告について	38

○提案理由説明（加藤市長）	38
○報告済	38
1. 日程第21. 報告第2号 平成25年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	38
○提案理由説明（加藤市長）	38
○報告済	38
1. 日程第22. 報告第3号 公害の現況に関する報告について	38
○提案理由説明（加藤市長）	38
○質疑（佐藤 靖議員）	39
1. 休憩宣告	39
1. 再開宣告	39
1. 休憩宣告	40
1. 再開宣告	41
○報告済	42
1. 日程第23. 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について	
報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	
報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について	42
○提案理由説明（加藤市長）	42
○報告済	44
1. 日程第24. 報告第7号 専決処分した事件の報告について	44
○提案理由説明（加藤市長）	44
○報告済	44
1. 日程第25. 報告第8号 専決処分した事件の報告について	
報告第9号 専決処分した事件の報告について	
報告第10号 専決処分した事件の報告について	
報告第11号 専決処分した事件の報告について	
報告第12号 専決処分した事件の報告について	44
○提案理由説明（加藤市長）	44
○報告済	45
1. 日程第26. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について	45
○提案理由説明（加藤市長）	45
○適任と認める	45
1. 休会の決定	45
1. 散会宣告	45

第 2 号（6 月 1 7 日）

1. 議事日程	4 7
1. 本日の会議に付した事件	4 7
1. 出席議員	4 7
1. 欠席議員	4 7
1. 事務局出席職員	4 7
1. 説明員	4 7
1. 開議宣告	4 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 8
1. 日程第 2. 代表質問	4 8
○質問（熊谷吉正議員）	4 8
1. 休憩宣告	7 1
1. 再開宣告	7 1
○質問（東 千春議員）	7 1
1. 休憩宣告	9 2
1. 再開宣告	9 2
○質問（大石健二議員）	9 2
1. 休憩宣告	1 0 4
1. 再開宣告	1 0 4
1. 休憩宣告	1 0 7
1. 再開宣告	1 0 7
1. 会議時間延長宣告	1 0 9
1. 散会宣告	1 1 3

第 3 号（6 月 1 8 日）

1. 議事日程	1 1 5
1. 本日の会議に付した事件	1 1 5
1. 出席議員	1 1 5
1. 欠席議員	1 1 5
1. 事務局出席職員	1 1 5
1. 説明員	1 1 5
1. 開議宣告	1 1 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 1 6
1. 日程第 2. 一般質問	1 1 6
○質問（高橋伸典議員）	1 1 6
○質問（川村幸栄議員）	1 2 7
1. 休憩宣告	1 3 5
1. 再開宣告	1 3 5
1. 休憩宣告	1 3 8
1. 再開宣告	1 3 8
○質問（山口祐司議員）	1 3 8
○質問（高野美枝子議員）	1 4 5
1. 休憩宣告	1 5 7
1. 再開宣告	1 5 7
○質問（塩田昌彦議員）	1 5 7
1. 散会宣告	1 6 8

第4号（6月19日）

1. 議事日程	169
1. 本日の会議に付した事件	169
1. 出席議員	169
1. 欠席議員	169
1. 事務局出席職員	169
1. 説明員	169
1. 開議宣告	170
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	170
1. 日程第2. 一般質問	170
○質問（佐藤 靖議員）	170
○質問（山田典幸議員）	181
1. 休憩宣告	193
1. 再開宣告	193
○質問（奥村英俊議員）	193
○質問（佐々木 寿議員）	205
1. 休憩宣告	211
1. 再開宣告	211
1. 休憩宣告	213
1. 再開宣告	213
1. 休憩宣告	215
1. 再開宣告	215
1. 散会宣告	215

第 5 号（6 月 2 0 日）

1. 議事日程	2 1 7
1. 本日の会議に付した事件	2 1 7
1. 出席議員	2 1 8
1. 欠席議員	2 1 8
1. 事務局出席職員	2 1 8
1. 説明員	2 1 8
1. 開議宣告	2 2 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 2 0
1. 日程第 2. 議案第 2 号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ いて	2 2 0
○質疑（高橋伸典議員）	2 2 0
○質疑（川村幸栄議員）	2 2 1
○原案可決	2 2 2
1. 日程第 3. 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 2 号）	2 2 2
○質疑（川村幸栄議員）	2 2 2
○原案可決	2 2 3
1. 日程第 4. 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 2 3
○原案可決	2 2 4
1. 日程第 5. 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 2 4
○原案可決	2 2 4
1. 日程第 6. 議案第 1 6 号 工事請負契約の締結について 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について 議案第 1 8 号 工事請負契約の締結について	2 2 4
○提案理由説明（加藤市長）	2 2 4
○補足説明（中村建設水道部長）	2 2 5
○質疑（熊谷吉正議員）	2 2 6
○質疑（竹中憲之議員）	2 3 1
○原案可決	2 3 4
1. 日程第 7. 議案第 1 9 号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定 について	2 3 4
○提案理由説明（佐藤 靖議員）	2 3 4
○原案可決	2 3 5
1. 日程第 8. 議案第 2 0 号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について	2 3 5

○提案理由説明（佐藤 靖議員）	2 3 5
○原案可決	2 3 5
1. 日程第 9. 意見書案第 1 号 TPP 交渉等国際貿易交渉に係る意見書	
意見書案第 2 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	
意見書案第 3 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書	
意見書案第 4 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	
意見書案第 5 号 「消費税 10%」実施の中止を求める意見書	
意見書案第 6 号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書	
意見書案第 7 号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書	
意見書案第 8 号 免税軽油制度の継続を求める意見書	2 3 6
○原案可決	2 3 6
1. 松島市立総合病院事務部長の議案第 2 号の保留答弁	2 3 6
1. 日程第 10. 報告第 13 号 例月現金出納検査報告について	2 3 6
○報告済	2 3 6
1. 日程第 11. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 3 6
○継続審査（調査）決定	2 3 6
1. 加藤市長の発言	2 3 7
1. 閉会宣告	2 3 7
1. 質問文書表	2 3 9
1. 議決結果表	2 4 6

平成26年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成26年6月6日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	日程第17	議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第2	会期の決定	日程第18	議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第3	議会報特別委員会委員の選任	日程第19	議案第15号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4	平成26年度市政執行方針・教育行政執行方針	日程第20	報告第1号 平成25年度名寄市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第5	議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	日程第21	報告第2号 平成25年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第22	報告第3号 公害の現況に関する報告について
日程第7	議案第3号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	日程第23	報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について
日程第8	議案第4号 名寄市生きがいホビーセンター条例の廃止について	報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	
日程第9	議案第5号 財産の取得について	報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について	
日程第10	議案第6号 財産の取得について	日程第24	報告第7号 専決処分した事件の報告について
日程第11	議案第7号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市一般会計補正予算）	日程第25	報告第8号 専決処分した事件の報告について
日程第12	議案第8号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算）	報告第9号 専決処分した事件の報告について	
日程第13	議案第9号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算）	報告第10号 専決処分した事件の報告について	
日程第14	議案第10号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算）	報告第11号 専決処分した事件の報告について	
日程第15	議案第11号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算）	報告第12号 専決処分した事件の報告	
日程第16	議案第12号 平成26年度名寄市一		

告について
日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議会報特別委員会委員の選任
日程第4 平成26年度市政執行方針・教育行政執行方針
日程第5 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 名寄市生きがいホビーセンター条例の廃止について
日程第9 議案第5号 財産の取得について
日程第10 議案第6号 財産の取得について
日程第11 議案第7号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市一般会計補正予算）
日程第12 議案第8号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算）
日程第13 議案第9号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算）
日程第14 議案第10号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算）
日程第15 議案第11号 専決処分した事件の承認について（平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算）
日程第16 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第15号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第20 報告第1号 平成25年度名寄市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第21 報告第2号 平成25年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第22 報告第3号 公害の現況に関する報告について
日程第23 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について
報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について
日程第24 報告第7号 専決処分した事件の報告について
日程第25 報告第8号 専決処分した事件の報告について
報告第9号 専決処分した事件の報告について
報告第10号 専決処分した事件の報告について
報告第11号 専決処分した事件の報告について
報告第12号 専決処分した事件の報告について
日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒井 徹 議員

副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	高野	美枝子	議員
	3番	塩田	昌彦	議員
	4番	山田	典幸	議員
	5番	竹中	憲之	議員
	6番	佐藤	靖	議員
	7番	奥村	英俊	議員
	8番	上松	直美	議員
	9番	大石	健二	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	川口	京二	議員
	12番	佐々木	寿	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	18番	駒津	喜一	議員
	20番	東	千春	議員

教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大局学 事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	山上	盛一	君

1. 欠席議員（1名）

16番 植松正一 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文
書記	鷺見	良子
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田	進	君
市民課長	遠藤	邦彦	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部次長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成26年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 川村幸栄 議員
5番 竹中憲之 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月20日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月20日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議会報特別委員会委員の選任を行います。

去る5月30日、日根野正敏議員から議会報特別委員会委員を辞任したい旨の願いがあり、これを同日許可いたしました。欠員となりました議会報特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により高野美枝子議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 これより平成26年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成26年度市政執行方針を行います。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成26年第2回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

はじめに

私は、このたびの選挙で無投票という結果で引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

1期目においては、民間出身としての視点や発想、人脈、そして行動力を活かしたトップセールスと市民との協働により、地域の財産を磨き、市内外への情報発信に努めるとともに、市民の満足度の向上に向けて、全力を傾けてまいりました。

今後においても、課題を先送りせず、市民が主役のまちづくりを基本に、取組を進めてまいりたいと考えています。

市政推進の基本的な考え方

さて、我が国においては、景気の緩やかな回復が見られるものの、本市のような地方都市においては、景気回復の実感がわからないのが実情です。また、先月、「日本創生会議」が発表した試算によると、今後30年間で、20歳代、30歳代の女性が半減する自治体が、道内で147市区町村にも達するとされており、本市においても、1,127人、32.5%が減少すると試算されています。このように、人口の減少や高齢化が進展する一方で、社会保障関連経費は年々増大し、今年度末には国の長期債務残高が1千兆円の大台を超える見込みとなっているなど、今後も、地方自治体の運営は厳しい状況が続くものと想定されるところです。

こうした状況を踏まえ、私は、先の第2回臨時会における所信表明において、三つの政治姿勢を基本とし、市政の発展に全力を傾注してまいりたいとお話させていただきました。

その一つ目は、「民間会社的発想での行財政運

営」、二つ目として、「さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営・情報公開」、三つ目として、「地域の宝・財産・特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり」です。

このような厳しい時代を乗り越えていくため、私は、この三つの政治姿勢を根底に据え、10年先、20年先を見据えて、健全な財政運営を基調に、基礎自治体として調和のあるまちづくりを進めるため、総合計画を政策の基本としながら、効果的、効率的な市政運営に努めるとともに、民間の発想力とスピード感を持って、地域の資源と特性を活かしながら、明るく元気なまちづくりの着実な推進に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度の予算編成

次に、平成26年度の予算について申し上げます。

平成26年度当初の各会計予算については、4月に市長選挙があったことから骨格予算を編成しましたが、地域経済や雇用の安定などを考慮し、継続事業については、できるだけ多くの事業を盛り込みました。

一般会計の予算総額は、平成26年第2回名寄市議会臨時会で議決いただいた第1号補正予算に、本定例会に提案している肉付予算3億9,141万9千円を加え、224億8,761万7千円となりました。国の地域経済対策で打ち出された、がんばる地域交付金や、地域の元気臨時交付金基金を活用した予算となっています。

主な事業では、ホームページの更新事業、乳幼児等医療給付費の無償化事業、徳田地区流域排水整備事業、ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業などを予定しています。

次に、主な基金の状況について申し上げます。

財政調整基金は、肉付予算の編成で、1億5,754万8千円を取り崩しましたが、平成25年度末で、繰入予定額の全額を積み戻してきたことから、4億4千万円となりました。また、公共施

設整備基金については8億3百万円、合併特例基金については12億3,160万円となっています。

これらの基金については、今後も有効かつ適切に活用するとともに、平成26年度も将来の安定的な財政運営を図るため、行財政改革などに取り組むことで財源の確保に努めてまいります。

次に、平成26年度における主要な施策について、総合計画の柱に沿って申し述べさせていただきます。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

まず、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

本市では転入者に対し、暮らしのガイドブックの配布や転入者向け市民見学会など従来の取組に加えて、本年3月からは、公共施設などを無料でお試しいただけるチケットを配布しているところです。

今後も、転入者に本市の魅力をより早く、より多く知っていただけるよう、取り組んでまいります。

次に、北海道日本ハムファイターズ「北海道179市町村応援大使」について申し上げます。

北海道日本ハムファイターズが地域を応援する企画として、本年、稲葉篤紀選手、村田和哉選手が名寄の応援大使として御協力いただけることとなり、既に、両選手の等身大パネルを、駅前交流プラザ「よろーな」や道の駅に加え、小中学校にも展示しているところです。

7月実施の応援ツアーや植樹会のほか、北海道日本ハムファイターズ名寄応援団をはじめとする関係団体と連携しながら、両選手や球団との交流を通じて、本市のPRと活性化に努めてまいります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

市民にとって最も身近な自治組織である町内会

については、未加入者の増加や役員の担い手不足など様々な課題が出てきていることから、町内会の活動を活性化するため、財政的な支援を拡充したほか、町内会の必要性や加入促進に向けた啓発などを行っているところです。

今後、地域コミュニティの再生に向け、町内会連合会などとの連携のもと、関係部局が一丸となって町内会への一層の支援に努めるとともに、地域連絡協議会の活動を助長し、町内会の枠を超えた活動を促してまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、広報・啓発を中心とした事業を着実に推進してまいります。

また、本年度から市や市民、事業者等の責務を明らかにすることなどにより、さらに男女共同参画を総合的に推進し、市民との協働により男女共同参画社会を構築するため、男女共同参画の推進に関する条例の制定に向けて取組を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成21年6月の稼働開始から5年が経過した戸籍総合システムの安定稼働を目的としてサーバー機器及びシステムを更新するとともに大規模災害発生時における戸籍データを安全に保持するため、国設のデータセンターを活用した戸籍副本システムを導入します。

今後も、住民サービスに遅滞の生じないようセキュリティやデータの保全に努めてまいります。

また、本市のホームページを、より見やすく情報が探しやすいスタイルに刷新し、充実した情報の提供に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

まず、国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、交換学生を派遣するとともに、姉妹都市提携45周年を記念してリンゼイからの訪問団を迎えます。

また、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流では、本市から訪問団を派遣するほか、今後、同市との物産交流をさらに深めることを視野に、本年度も本市を含め道北9市の連携により、「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催してまいります。

さらに、昨年度から始めた台湾との交流では、中学生による野球を通じた交流や、高校生の教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成に努めるほか、観光や物産など幅広い交流を視野に入れ、関係機関をはじめ台湾に精通している方々との連携も図りながら取組を進めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との交流では、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、本市からの情報発信と相互の情報交流に努めるほか、側面からの支援を通じて人的・経済交流を図るとともに、会員の拡大を支援するなど、活動の充実に向けて連携を強化してまいります。

交流居住の推進については、本市の魅力や生活環境の良さを知っていただくため、旧風連高校教員住宅を改修整備し、活用した「お試し移住住宅」の利用が好調で、うち1件が本市への移住に繋がっています。このことから本年度は、さらに1棟を改修整備し、道内外からより多くの方々に本市での移住体験をしていただけるよう取組を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

国の制度を活用し、昨年度は新規就農を目指している方2人を農業支援員として委嘱し、現在、風連日進地域において農業研修や地域貢献に従事

していただいているところです。本年度は、新たに2人を委嘱し、地域を拡大してさらなる人材の確保、育成と定住の促進に努めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺市町村で構成する「テッシ・オ・ベッ賑わい創出協議会」については、これまでの2年間の成果を踏まえ、本年度からは11市町村で、負担金を拠出し、取組を継続することとなりました。今後も、「住んでよし訪れてよしの天塩川王国」を実現するために、地域づくり人材に資する研修会を開催するとともに、首都圏での移住フェアに出展するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

本年3月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）」を改訂し、新たに推進項目を追加するなどの見直しを行ったところです。今後も、この計画に掲げた「簡素で効率的な行政運営」、「健全な財政運営」、「市民と協働の行政運営」の三つの基本方針とそれぞれの具体的推進項目に基づき、行財政改革の推進に取り組んでまいります。

なお、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組んでいるところであり、特に職員の意識改革や資質向上のため、道外先進地における自主研修への新たな支援や（財）地域活性化センターへの職員派遣を継続するとともに、本年度は北海道と、新たに北海道経済産業局への職員派遣を実施しています。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

市民の皆様が心豊かな人生を送るためには、で

きるだけ長く健康であり続けることが大切であり、一人ひとりの健康づくりと社会的な支えが結びついてはじめて活力ある社会が実現できます。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき、生活習慣病の発症そのものを防ぎ、重症化予防の徹底により「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、次期「名寄市高齢者保健医療福祉計画」の策定に向けて健康づくりのニーズ調査を実施するとともに、「なよろ健康あるキング」の期間拡大など、若い世代から健康への関心や、健康づくりへの意欲をかき立てる施策の構築に取り組んでまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談をとおして、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めてまいります。

また、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

市立総合病院については、平成26年度の診療体制は、16の診療科に48人の常勤医と10人の初期研修医、合わせて58人の医師によって診療を行っています。入院病棟については病床機能の分化による病棟再編準備期間として、本年4月から一般科300床のうち50床を一部休床して運用していますが、8月からは、急性期から回復期に移行した患者のリハビリ治療の役割を担い、在宅復帰を支援する「地域包括ケア病棟」として再開できるよう、引き続き準備を進めてまいります。

精神科病棟改築事業については、平成25年度末までに新館の建設を終え、5月から本格運用を開始しており、本年度は事業最終年度として、6

月から旧精神科病棟の解体工事及び外構、駐車場整備工事を行います。

また、新館へ移転した外来診療科の空きスペースを有効に活用し、手狭となっている検査室や診療室などの整備を行うとともに、外来患者の受診環境を向上するため、6月から本館外来の改修工事を行います。

工事期間中は、引き続き市民をはじめ御利用の皆様にご迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

医療サービスを安全に、かつ安定的に提供するためには、常に質の向上が求められます。平成11年12月に、財団法人日本医療機能評価機構から道内公立病院では初となる病院機能評価の認定を受け、これまで2回の更新認定を受けてきたところですが、今後も医療の質と安全性を確保するため、本年度に3回目の更新認定を受けるための準備を進めてまいります。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医師・看護師をはじめとする医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、「子育て応援事業」や「親子お出かけバスツアー」を継続するとともに、昨年度から「遠距離通園（所）費補助金」の対象を本市全域へ拡大し、子育て世帯の支援を行っており、今後は、乳幼児医療給付事業の独自拡大を図り、子育て家庭を支援する環境づくりをさらに進めてまいります。

平成27年度からの子育て支援計画である「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、策定に向けて「名寄市子ども・子育て会議」において議論いただいております。地域の子育てニーズを踏まえた計画策定に努めてまいります。

保育行政については、多様な保育ニーズに対応し、きめ細かな保育事業を官民一体となって進めてまいります。

障がい児福祉の充実については、「名寄市総合療育センター」の施設名称を「名寄市こども発達支援センター」に改め、平成27年度からのサービス利用に必要な「サービス等利用計画」作成のため、本年度「相談支援事業所」を設置し、就学前児童について準備を進めるとともに、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が身近な地域において、適切な計画相談・支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

また、児童虐待などについては、個々のケースに応じて関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

誰もが健康で幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、市民や企業などと連携し、名寄市地域福祉計画における基本事業の取組を進めてまいります。

また、消費税率の引き上げに際し、低所得者への影響を緩和するための臨時福祉給付金事業については、速やかに対象者の皆様に給付できるよう準備を進めてまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

平成26年度は、「名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度にあたり、計画に基づく事業の推進を図るとともに、次期の第6期計画策定の中で、団塊の世代が75歳を迎える10年後の平成37年を見据えながら、高齢者の方々が住み慣れた地域において生活できるよう保健、医療、福祉及び介護が一体となった施策の構築に取り組んでまいります。

また、名寄市地域見守りネットワーク事業については、協力いただける生活関連事業者の拡充とともに協力事業者との連携強化に取り組んでまいります。

さらに、認知症の方やその家族の応援者である認知症サポーターの養成に向け、市職員はもとより市内の事業所や町内会に対しても積極的に養成講座を実施してまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある方が、安心して快適な生活を営めるよう、「第3期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。また、本年度は、計画最終年度となることから、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援の提供体制に関する見直しを行い、第4期の計画策定に向け、必要なサービスを計画的に見込んでまいります。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険事業については、本年度から国保税の課税限度額が引き上げとなり、同時に所得の低い被保険者の国保税の軽減が拡大されていることから、改正内容について周知を図ってまいります。

また、生活習慣病予防に重点を置いた特定健診や特定保健指導を推進し、医療費の適正化に努めるなど、国保事業の安定的な運営を図ってまいります。さらに、高額療養費制度の見直しが予定されていることから、必要なシステム改修を行います。

後期高齢者医療制度については、本年度は、2年ごとに行われる保険料改定年であり、被保険者への十分な周知を図り、運営主体である広域連合と連携を図ってまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成には、ごみの発生抑制と減量化を図り、その資源化に向けた取組など、廃棄物

の適正な処理が必要であることから、環境衛生推進委員による分別指導や資源集団回収事業の推進のほか、古着・廃食用油のリサイクルを引き続き実施してまいります。

また、使用済小型電子・電気機器の再資源化を図るため、小型家電の回収に取り組み、さらなる循環型社会の構築を目指してまいります。

広域最終処分場の建設については、本年度、主要施設及び関連施設の基本調査設計業務を実施してまいります。

消防

次に、消防事業について申し上げます。

住宅防火対策については、住宅火災による死者の約7割が高齢者であることから、一般住宅や高齢者世帯の防火訪問はもとより、町内会の会合などに積極的に出向き、防火講話や住宅用火災警報器設置後の奏功事例を通じて、防火対策の重要性を広め、火災による死者の発生抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消火栓の更新を行い、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、大規模災害における広域的活動に対応するため、消防・救急デジタル無線の整備を進めてまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

市民の安全・安心を確保するため、防災訓練の実施や自主防災組織の育成と拡充を図るとともに、防災用応急資機材の充実・強化を進めるほか、近年の自然災害の発生状況を踏まえ、地域防災計画の見直しを必要に応じて検討するなどして、地域の防災・減災能力の向上に努めてまいります。

本市周辺は、災害が少ない地域と言われていますが、治水対策は重要であることから、近年の集中豪雨の例を参考に関係機関及び団体との協力連携のもと、多様な自然災害に対処できるよう災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、防災コミュニティ通信事業について申し上げます。

昨年度実施したFMアンテナ発信点調査の結果に基づき、災害・防災情報の確実な伝達を行うため、市役所庁舎や各町内会などに緊急防災ラジオを設置するとともに、地理的な要因による難視聴を解消するための取組を進めてまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのために、交通ルールの遵守や、思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、交通安全意識の高揚を図ってまいります。また関係機関・団体などと連携を深めながら、通年運動をはじめ、6期60日間の期別及び特別運動や、児童や高齢者を対象とした交通安全教室など、交通事故の根絶に向け幅広い運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

本市では、不審者による声かけや、つきまといなど、子どもや女性を狙った事案が報告されています。また架空請求詐欺事件が発生し、市民が多額の被害に遭うなど、地域社会に大きな衝撃を与えています。市民がこうした事件や事故に巻き込まれぬよう、関係機関や団体との連携のもと、犯罪防止に向けた適切な情報提供を行い、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費者が正しい知識を得られるよう適切な情報提供及び啓発活動を引き続き進めてまいります。

また、広域消費生活センターとしての機能を十分に果たし、多種多様な消費生活相談に対応できるよう、消費生活相談員の一層の資質向上を図り、迅速な対応と適切な相談業務に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟12戸の建設、新北斗団地2棟8戸の住戸全面改善、7棟24戸の公営住宅の解体及び平成27年度着手分の実施設計を行ってまいります。

長寿命化型改善工事については、平成25年度の国の補正予算を活用して風舞団地2棟16戸の改修工事を実施するほか、平成27年度着手予定のノースタウンなよろ団地の実施設計を行ってまいります。

また、地震から生命と財産を守るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民にPRしてまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、長寿命化計画に基づき名寄公園、風連西町公園の老朽化遊具などの改修を行い、安全・安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、新たに「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業」として、市街地の街路灯の一部をナトリウム灯に、通学路の防犯灯をLEDに交換し、夜空にもやさしい照明とすることにより、歩行者の安全・安心の確保と管理コストの抑制を図るとともに、なよろ市立天文台をはじめ天体観測環境の改善に努めてまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、上水道・簡易水道の整備について申し上げます。

水道事業については、利用者に安全な水を安定供給するために、老朽管更新事業として7路線の老朽管を更新するほか、配水管網整備事業として風連北栄1条線ほか1路線を整備してまいります。併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道事業は、智恵文中央地区簡易水道施設の安定した水道水源を確保するため、改修事業に着手し、新たな井戸の掘削を行ってまいります。また、簡易水道統合整備事業については、

風連、名寄間の送水管布設に着手してまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、本年度、名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新及び雨水管渠豊栄川3号幹線の整備に着手してまいります。

また、管渠施設の長寿命化を図るため、基本計画を策定し、安定した維持管理ができるよう努めてまいります。

個別排水整備事業については、農村部における生活環境向上のため、合併浄化槽12基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線では、昭和通をはじめ西4条仲通ほか3路線の整備を行い、このうち東1条通、風連西町5丁目線については平成26年度完了の予定です。

新規路線では、北1丁目通をはじめ、南1丁目通ほか3路線の道路改良舗装工事に着手し、舗装率向上に努めてまいります。

また、舗装路面の老朽化の進む幹線道路の2次改築として風連東風連線、風連21線について舗装改築工事に着手し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

総合交通体系

次に、総合交通体系について申し上げます。

「名寄市地域公共交通総合連携計画」に基づき、本年度は、智恵文地区医療バスの運行を瑞穂地区に延長するなど、バス路線維持対策を推進してまいります。

また、コミュニティバスについては、昨年12月に東西乗継なしの「東西まわり」路線を導入するなどの見直しを行ったところですが、冬季におけるバス到着時間の遅れの改善や、交通空白地区の解消といった課題もあることから、引き続き検証、改善を図りながら、利用しやすい市街地バス

路線を目指し、実証運行を継続してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道443キロメートルの実施を予定しており、排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のための幹線道路及び交差点を重点に排雪延長56キロメートルの実施を予定しています。また、スリップ事故防止対策として、危険個所への砂の散布を行ってまいります。さらに、効率的で効果的な除排雪体制とするために除排雪作業の近隣市町村との比較分析・研究を進めるとともに、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成の継続及び積上除雪や雪堆積場の確保など除排雪水準の向上に努めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全など多面的機能を有し、国民の暮らしにとって重要な役割を担っています。全国的には担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題があり、国は構造改革をさらに加速するため「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、農業を足腰の強い産業にしていくために、農地中間管理機構新設、経営所得安定対策並びに水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の新設などの改革を打ち出しました。

本市においても農家戸数は減少傾向にあり、優良農地の確保と耕作放棄地の解消が必要不可欠となっていることから、国の制度を注視し、関係機関・団体との連携を強化のうえ、生産者との話し合いを通じて、名寄らしい農業・農村の姿を見据え、特性を活かした担い手育成支援策や産地づくりを推進してまいります。

また、商工業者と連携を図り、名寄産農産物・加工品のブランド化、6次産業化の推進に取り組むほか、有害鳥獣による農作物被害への対策などを講じながら農業政策を展開してまいります。

「もっともち米プロジェクト」については、市民との協働による「もち米の里なよろ」の形成を目的とし、引き続き、市民の誇りづくり、もち食文化づくり、もち米の新たなマーケットづくり、プロモーション展開と名寄のファンづくり、これら4項目を施策の柱として、関係機関をはじめ、食や流通の分野などで活躍されている方のアドバイスもいただきながら、もち米の消費拡大と名寄産もち米のブランド化に向けて取り組んでまいります。

これら施策推進の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の実施計画の着実な実行に向け、関係機関・団体との連携を強化してまいります。

現在関係国との交渉が進められている「TPP（環太平洋経済連携協定）」、一定の合意が図られた「日本とオーストラリアのEPA（経済連携協定）」については、農業を基幹産業とする本市にとっては大きな影響が予想されることから、的確な情報収集に努め、北海道をはじめ、関係機関・団体との連携のもと対応してまいります。

食育の推進については、第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民、地域、行政及び関係機関・団体の連携により、栄養や食に関する正しい情報を提供するとともに、安全で安心な農作物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成26年産米の配分については、前年比96.7パーセント、1万2,847トンとなり、内訳では、もち米1万1,389トン、うるち米1,458トンが示されており、良質米の生産に向けて取組を進めます。

経営所得安定対策制度については、平成26年度で一部見直しが行われましたが、本年度も継続した取組が行われることから、産地交付金等の有

効活用を図るなど、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、「人・農地プラン」について申し上げます。

「人と農地の問題」の解決は、国の農業政策の基本となっていることから、平成24年度に策定した市の「人・農地プラン」のさらなる充実に向けて、農業者の皆様との連携のもと取組を進めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払い交付金事業」について申し上げます。

中山間地域直接支払事業は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同活動が行われており、第3期対策最終年となる本年度は、名寄地域3,201万円、風連地域6,319万円を交付する予定としています。

農地・水保全管理支払交付金は、本年6月に多面的機能支払交付金への制度移行の予定であり、9組織による共同活動支援として1億8,224万円、8活動組織による向上活動支援として4,166万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

関係機関・団体・農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指し、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断など地域農業を支えるための活動を行います。

また、薬用植物振興については、昨年度、名寄市薬用作物研究会を立ち上げ、カノコソウの栽培試験を実施しているところであり、本年度は農業機械を導入して本格的な試験栽培を開始するとともに、生産者をはじめ官民一体となって事業を進めてまいります。

さらに、7月11日から12日には、医薬基盤研究所薬用植物資源研究センターとの共催で開催

する「薬用植物フォーラム2014」に併せて現地観察会や市民公開講座を実施し、市内外に広く情報発信してまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、駆除の実施時期を早め、引き続き被害防止に努めるとともに、アライグマ対策についても駆除にむけて関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

また、ヒグマ対策については、広報なよろなどにより、予防と安全対策の周知を図ってまいります。併せて、出没箇所への看板設置など、住民への注意喚起を図るとともに、警察などの関係機関や団体と連携のもと、住民の安全・安心対策に努めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

平成26年度の平均乳代は税込みで1キロ当たり5円47銭の大幅な引き上げとなりました。

しかしながら、飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりは続いており、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めてまいります。

また、本年度から3年間は優良後継牛対策事業として、受精単価の一部を道北なよろ農業協同組合との協調補助で支援してまいります。雌牛の生産を増やし後継牛の増加による生乳出荷の拡大と生産基盤の確立をめざします。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

昨年1月から新しい施設でのと畜業務が開始されており、現在は、1日平均55頭のと畜を行っています。

今後とも、施設の衛生管理の向上と作業環境の改善を図り、安全で安心な食肉の提供と併せ、畜産振興による地域経済の活性化、雇用拡大に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全を推進してまいります。

国営事業では、「国営施設機能保全事業」風連地区として、引き続き御料ダム、風連ダムの補修及び機器更新と幹線用水路の施設補修が平成33年度まで実施されます。

道営事業では、「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」忠烈布地区として、忠烈布ダムの洪水吐きの長寿命化対策事業が平成27年度まで実施されます。

「道営経営体育成基盤整備事業」では、新規事業として風連東第1地区を5カ年事業として整備を実施されます。また、名寄東地区では、引き続き区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの基盤整備を実施されます。

本市の事業では、「農道整備事業」智恵文北5号西線の整備を進めており、平成26年度の完了を予定しています。さらに、新規事業として中名寄7線沢道路を2カ年事業として整備してまいります。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は、伐期を迎えており、豊富な森林資源は、木質バイオマス事業をはじめ、今後の需要拡大が期待できる状況になってきています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、森林資源の循環システムを確立し、未来に引き継ぐ必要があることから、今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を実施してまいります。

さらに、森林所有者の負担軽減と優良森林資源の確保のため、「未来につなぐ森づくり推進事業」、「民有林人工造林地除間伐事業」など、国や道の助成制度を活用しながら民有林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業関係について申し上げます。

本市においては、中小企業者などの自主的な努力を基調として、高度化する地域経済社会に適合する企業経営のために中小企業振興条例に基づき必要な助成を行ってきており、この間、「利用者にとって活用しやすい」、「現況の問題点を解決するため」の制度改正を重ねてきました。しかし、現状における本市商工業の実情や厳しい経済情勢に対応するためには、将来のあるべき姿、行政、経済団体、中小企業者の責務などを考慮した制度として検討すべき時期に来ているとの認識を関係機関と共有しているところです。

これらのことを考慮し、本市の既存支援内容にはなかった「新たに事業を手掛ける起業」及び「既存の中小企業等が別の分野に進出する新規事業」など新たなビジネスの創造が本市で活発的に展開できる環境づくりに向けた抜本的な条例の見直しに向けて検討してまいります。

また、現行条例に係る支援内容については、移り変わりの激しい景気情勢に的確に対応するために、条例見直しの検討と並行して関係機関とさらなる連携を図り議論してまいります。

駅前交流プラザ「よろーな」については、昨年のオープンから1年が経過し、立地条件の優位性などもあり、多くの方々に御利用をいただいています。今後もサービスの向上を図るとともに、引き続き改善に努めてまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

3月末日におけるハローワークなよろ管内の労働市場の状況は、月間有効求人倍率が1.08倍で、前年同月比で0.24ポイントの増、30カ月連続して前年同月を上回っています。

職業別有効求人倍率を見ると、特に建設業が3.29倍、専門技術職が2.41倍と突出して人材が不足しており、一方で事務職が0.33倍、軽作業が0.30倍と職が不足している状況となっていま

す。

市内建設業関係者から、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題になっているとの声が上がっており、福祉や介護職場についても慢性的な人材不足による既存従事者の労働負担増加など、各関係事業者から切実な要望をいただいているところです。

人材確保策の一つとして、大学・高校などの卒業生確保に向けて、関係機関、学校関係者と連携した取組について議論を進めてまいります。

また、企業の振興と安定、労働条件の改善、労働力の確保と定着を目的に、市内企業従業員の雇用実態を把握するため、隔年で実施する労働実態調査を本年度実施します。

観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

平成24年度にスタートした名寄市観光振興計画では、3年目の本年度を「開花期」として定めており、道内外からの交流人口拡大に向けた名寄版観光メニュー提供事業を展開することとしています。

具体的には、民間旅行会社によるツアー商品として定着しつつあるひまわり観光、ご当地グルメ「なよろ煮込みジンギスカン」の市内提供店舗拡大やB-1グランプリ全国大会出展によるさらなる情報発信、東京都杉並区での物産販売などによる物産振興、近隣市町村との広域連携による教育旅行受入の推進など、名寄市観光交流振興協議会を中心に取組を進めてまいります。

また、合宿誘致に向けて、スポーツ施設や宿泊施設の現状を調査、分析するとともに、本市において2017年3月に開催されるジュニアオリンピックや平昌冬季五輪、東京での開催が決まった2020年夏季五輪などを視野に、アドバイザーとして有識者の招聘や監督、コーチのモニターツアーなどを実施し、関係部局連携のもと、取組を進めてまいります。

なよろ温泉サンプラーについては、昨年度、休

業を伴うボイラー施設改修を行い、市民の皆様をはじめ多くの利用者に御迷惑をおかけしましたが、より快適に利用いただける施設を目指し、引き続き必要な整備を進めてまいります。なお、施設を管理運営している名寄振興公社に対し、昨年度、経営安定補助金を支出しているところであり、引き続き経営の安定について指導してまいります。

また、スキー場及び温泉・宿泊施設の老朽化に伴う改修・拡張などについては、日進地区再整備基本構想を基に、中長期的視野に立って、市民の皆様のご意見を伺いながら、具体的な改修計画を立てて取り組んでまいります

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

大学教育の充実

次に、大学教育の充実として、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

保健・医療・福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献することを目指す大学として、教育環境の充実に努め、少人数によるきめ細かな教育実践により、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る魅力ある大学づくりに努めてまいります。

社会福祉学科では本年度入学生から精神障害者への専門的な援助を行う精神保健福祉士の養成課程を開設し、福祉と医療の現場において複雑化するさまざまな課題に対応する専門職の育成を進めてまいります。

施設の整備では、教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備に向けて、大学図書館棟基本設計に基づき実施設計に着手してまいります。また、本館体育館の屋根及びトイレ、学生会館出入口の屋根など、老朽化による傷みが激しい箇所の補修や改修について計画的に取り組んでまいります。

学生募集対策として、本年度は青森県と岩手県において開催する進学相談会において名寄市立大学の特色をアピールすることにより志願者の確保を図るとともに、札幌市内を中心に書店を通じて

文庫本購入者に対しオリジナルブックカバーを提供して知名度の向上を図ります。

学生の就職進路支援として、就職進路支援員を増員し、相談業務の充実を図ってまいります。

また、北海道教育委員会が主催する小・中・高等学校の教員を対象とした特別支援学校教員免許の取得が可能となる認定講習を指導大学として実施し、併せて免許法認定公開講座を開催することにより、地域の小中学校教員や幼稚園教員の特別支援学校教員免許取得率の向上やスキルアップの機会を提供してまいります。

地域文化の継承と創造

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

（仮称）市民ホールについては、平成27年5月のオープンを目指し、建設工事を進めています。「文化・芸術の拠点」「市民のコミュニティの醸成の場」として利用しやすく、かつ効率的な管理運営方法などについて検討・準備を進めてまいります。

青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

放課後児童クラブ及び学童保育については、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりのために、民間を含め4施設が設置されています。

今後も、保護者の仕事と子育ての両立の支援も含め、施設の適正配置や環境整備、運営面の改善などに努めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げ、平成26年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成26年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） おはようございます。

I はじめに

平成26年第2回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

国においては、昨年度、改正教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、第2期教育振興基本計画を策定しました。

その中で、社会を生き抜く力の養成や学びのセーフティーネットの構築など、教育行政の基本的方向性を示し、現在、教育委員会制度の見直しやきめ細かで質の高い教育のための教員等の指導体制の整備、社会教育推進体制の強化などの教育改革を進めております。

また、北海道教育委員会では、「自立」と「共生」を基本理念とした北海道教育推進計画について、これまでの教育施策の成果や課題を検証し、経済社会情勢の変化や教育改革の動向などを踏まえながら、今後、5年間を見通した施策項目の改定や教育ビジョンの見直しを行ったところであります。

名寄市教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえ、新名寄市総合計画後期基本計画のもと、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進に努めてまいります。

以下、平成26年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

Ⅱ 重点施策の展開

1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

本年度の学校教育については、平成26年度名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、学校と家庭、地域が一体となった教育活動の推進を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

(1) 確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力の育成に努めてまいります。

このため、教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実してまいります。具体的には、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、道教委のチャレンジテストの効果的な活用、習熟の程度に応じた指導の工夫改善、言語活動の充実、ICTの活用を含む日常授業の改善、学習規律の徹底や家庭学習の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、天文台や学生ボランティア等の地域の教育資源を積極的に活用してまいります。

「学校力向上に関する総合実践事業」では、実践指定校の名寄小学校と近隣実践校である4つの小学校及び4つの中学校が連携して、基礎学力保障の取組などを一層進めてまいります。

このほか、今年度新たに、道教委の「ほっかいどう学力向上推進事業」の拠点校に名寄中学校が指定され、3か年計画で学力向上の取組を進めてまいります。

今後、教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」や「ほっかいどう学力向上推進事業」を連動させながら市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手や外国語指導講師を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学校外国語活動については、各種研修会への参加や名寄市教育研究所の研究班活動などを通して教員の指導力向上と事業改善に努めてまいります。

キャリア教育につきましては、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職

場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気付き、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう教育相談や進路指導等の充実に努めてまいります。

（2）豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成につきましては、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として、豊かな体験を取り入れたり、家庭や地域社会との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、道徳教育推進教師を中心とした校内体制を確立するとともに、地域の先人や文化等を題材とした教材の作成・活用により道徳の時間の指導の改善に努めてまいります。

生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤として指導体制を充実させ、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を密にして進めてまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において策定した「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて取組を強化してまいります。

なお、「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、早期発見、早期対応に努めるとともに、中学校3校に配置しております心の教室相談員による教育相談の実施や、教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携により対応してまいります。

携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら対応してまいります。

健やかな体の育成につきましては、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身につけさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実に努めてまいります。

また、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動や、チャレンジデーなど地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

本年度は、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の課題を克服するため、体育の授業の工夫改善に一層努めてまいります。

フッ化物洗口につきましては、児童の口の健康と虫歯予防のため、引き続き、全小学校で適切に実施してまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校栄養教諭が授業や給食時に行う食育に関する指導では、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、学校給食を生きた教材として活用し、地産地消を含めた指導の充実に努めてまいります。

また、学校給食では安全で安心な食材選びに心がけ、地場産食材を積極的に使用することで地産地消の推進を図るとともに、献立表や給食だより「いただきたいむ」に、給食で使用する地場産食材を掲載することで、地域で生産される農畜産物を知ってもらうことや給食レシピを掲載し、家庭の食卓でも利用してもらい、食育の推進が図られるよう取り組んでまいります。

毎年、名寄市立大学が実施する給食経営管理実習学生の受け入れや、栄養学科学生への講義など、引き続き大学との連携を図ってまいります。

学校給食センターは、改築後22年を経過しており、施設や調理機器が老朽化していることから、施設整備を年次的、且つ効果的に進め、安全で安心した学校給食の提供に努めてまいります。

（3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

す。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るため、名寄市立大学との協定によるティーチング・アシスタント事業を有効に活用したり、特別支援教育学習支援員を増員するとともに、市立大学や小中学校の専門的知識を有する教員で構成する特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実に努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、名寄市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施いたします。また、個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を図るため、昨年度実施した「すくらむ」の活用に関するアンケート調査の結果などを踏まえ、様式や内容の改善に向けて調査研究を進めてまいります。

（4）安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

校区ごとに組織しています安心会議など地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップの活用による指導を行い、児童生徒の通学路の安全確保に努めたり、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して不審者への対応を行うなど、地域ぐるみで安全・安心な教育環境づくりに努めてまいります。

名寄南小学校の校舎等の改築につきましては、実施設計が終了し、本年度から本体工事に着工し、平成28年4月の供用開始に向け準備を進めてまいります。

また、昭和56年以前に着工された大規模な建築物に対する耐震診断の実施と診断結果の報告が義務化されたことに伴い、対象となる名寄中学校と名寄東中学校の耐震診断を実施し、改修方法を検討してまいります。

（5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育研究所の研究班活動、教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会はもとより、本年度新たな指定事業である文部科学省の「自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」における教職員のマネジメント力を高める取組、指導主事の増員による生徒指導等の充実、巡回指導教員による若手教員育成の取組などを通して進めてまいります。

また、服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校評価につきましては、各学校が重点目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施、公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校評価の重点目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

2 社会教育の重点施策の展開

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

本年度の社会教育については、平成26年度名寄市社会教育の重点に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指して、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます。

本年度の市民講座では、生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努めながら、道民カレッジと連携した講座もあわせて実施してまいります。

新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、

更には、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

指定管理者制度へ移行し、2年目を迎える風連地区の中心交流施設である「ふうれん地域交流センター（風っ子ホール）」の有効活用と地域振興を目指し、指定管理者の民間活力を生かした賑わい創出事業等に協力するとともに、風連公民館を活用した生涯学習事業の円滑な推進に努めてまいります。

市立名寄図書館では、生涯学習の情報の拠点として必要な図書資料等を収集し、市民の利活用を図るとともに図書館機能の充実を図りサービス向上に努めてまいります。

子どもの読書活動に関する取組としましては、「赤ちゃんに読んであげたいおすすめ絵本」「3歳～6歳向けおすすめの本」のリストを更新し、保健センター、保育所、幼稚園などの関係機関に配布して、本に親しめる情報提供や環境づくりに一層努めてまいります。

また、一般市民や読み聞かせに関係する方々を対象に研修会を開催したり、図書館と読み聞かせのボランティア団体との連携を図り、読み聞かせ活動の推進に努めてまいります。

学校への読書活動支援としては、道立図書館の市町村支援事業の活用を検討してまいります。また、学校専用図書や団体貸出の利用促進、子どもたちの読書意欲を高めることを目的とした、ブックトーク事業を推進し図書館活動の幅を広げてまいります。

次になよろ市立天文台について申し上げます。

なよろ市立天文台は、オープンから4年を経過する中、名寄市民をはじめ全道、全国の多くの方々に御利用いただくために、天文に関する情報発信や利用者の利便性を高めるなど環境整備に努めてまいりました。

本年度においては、北海道大学との連携により、北海道大学の講師による天文教育講座の実施や天

文観測・研究に取り組んでまいります。

平成23年度から実施しております「小学生による小惑星発見プロジェクト」は、児童への宇宙に対する夢を育てておりますが、他の新天体発見体験も追加し幅広い年齢層を対象に実施してまいります。

本年2月、なよろ市立天文台と国立天文台石垣島天文台との交流協定を締結しましたが、今後は南端と北端の地の利を生かした星空交流や共同観測等を実施し、相互の交流を深めてまいります。

また、「教育改善プロジェクト」の取組の一環として、天文台の施設や移動式天文台車を理科教育や総合的な学習の時間、体験学習などにおいて積極的に活用いただけるよう学校との連携を図ります。

更に、夏休み時間の特別開館をはじめ、「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」との連携により、インターネット放送等も活用した各種イベントを開催するなど、全国の方々に利用いただけるような取組を継続してまいります。

（2）豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

本年度におきましても、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供として、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、招聘事業につきましては、引き続き実行委員会などを組織しながら取り組むこととします。また、芸術文化を体験・発表する場として、市民文化祭と連動しながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

平成24年度に策定しました第2次社会教育中期計画において、文化振興条例の制定が推進方策に示されたことに基づき、芸術・文化の継承、地域文化の創造と振興を図るために本年度中に条例を制定します。

（仮称）市民ホールの整備事業につきましては、実施設計に基づき建設工事を進めており、平成27年5月のオープンを目指しております。今後は、

「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として、市民や利用される団体等の意見も伺いながら、利用しやすく、効率的な管理運営方法の検討と運営体制や条例等の整備に取り組んでまいります。また、名寄市全体の芸術文化振興を図るため、引き続き見識者を文化芸術アドバイザーとして委嘱いたします。

名寄市北国博物館については19年目を迎え、昨年10月に開館以来入館者が延べ25万人を達成し、市内外の方々に多くの利用をいただいております。

本年度は、名寄市出身の力士 名寄岩関が生誕100年を迎えることから、波乱の相撲人生やエピソードなど、若い世代に向けた記念展の開催、また、昨年名寄出身の版画家 故木原康行氏の御遺族から版画等の作品や原版、創作活動の道具などを寄贈いただきましたので、木原氏の画業を紹介する回顧展を開催いたします。その他、これまで集積された歴史的資料の活用や道内博物館と連携を図り、郷土の歴史や自然を紹介してまいります。学校教育の中では、総合学習、社会科、理科の調べ学習や体験学習の教育資源としての活用などに対する支援、協力をしてまいります。

文化財については、市内に点在する史跡や文化財を紹介する展示会や史跡めぐりを開催するとともに、長年受け継がれている地域の郷土芸能を広く紹介し、理解を深める取組を行ってまいります。

これからも、地域に開かれた交流の拠点となる施設を目指し、地域の情報を分かり易く発信する展示会や各種講演会など魅力ある事業に取り組んでまいります。

（3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を支援するため、幼児と親を対象とした家庭教育支援講座を実施するなど、親子のコミュニケーションや子どもの発達課題に合わせた家庭教育支援事業を進めてまいります。また、北海道教育委員会が行って

いる「家庭教育サポート企業制度」につきましては、今後も市内企業等への啓発を行ってまいります。

（4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成24年度に実施しました「市民のスポーツ環境・意識調査」において、スポーツや運動の必要性と継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されております。本年度も引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めてまいります。

第62回を迎える憲法記念ロードレースは、市内はもとより市外からも多くの方が参加いただけるよう、実施内容の改善を行ってきました。また、一流選手による実技指導等のセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等によるニュースポーツの出前講座などを引き続き実施し、スポーツ人口の拡大や技術の向上を図っていきます。更に、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の充実や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援などにも努めてまいります。

風連地区では、平成22年から芝整備を進めてきた東地区運動広場パークゴルフ場が、本年度より全面使用が可能となります。今後も各施設において、使いやすい施設を目指し、利用団体と協力して整備や改修に努め、スポーツ振興を推進してまいります。

（5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

本年度も子どもたちが自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃランド」、友好交流都市である東京都杉並区の子どもたちとの「都会っ子交流」、更には、平成24年度から始まりました杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境

の整備に努めてまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館については、自由来館型の施設として、子どもたちが遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通して健康を増進し、情操を豊かにするよう、また、安全安心な居場所となるよう施設運営の充実に努めてまいります。

放課後児童クラブについては、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の安全安心な居場所として施設運営の充実に努め、児童の健全育成に努めてまいります。公設の風連児童クラブでは、隣接する風連児童会館を効果的に利用しながら、また、南児童クラブでは利用希望者が増加傾向にあることから、低学年と高学年の2教室での受け入れ体制をとりながら安全性を確保し、きめ細かな運営を行ってまいります。民間学童保育所に対しては、子どもたちの安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対しても必要な支援をしてまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が子どもたちの健全な育成に大きな影響を及ぼすことから、各町内会からの推薦指導員とともに巡視活動を行い、関係機関等からの様々な情報を収集し、共有化を図るとともに、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行ってまいります。また、市内小・中・高等学校との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施してまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員が電話と面接で相談に応じてまいります。ひきこもりの解消や日中相談ができない方のために夜間相談日を設け対応してまいります。相談内容によっては学校との連携が必要となりますので、各小中学校との情報交換にも努めてまいります。

適応指導教室では、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。不登校は本人だけの問題では

なく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合っている傾向にあります。教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実に努めてまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

本事業は、平成24年度から、小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、風連地域交流センターを会場にして本格実施してまいりました。

これまで、子どもたちの「自ら学び自ら考える力」を育むなど所期の目的を達成し大きな成果を上げてきたところです。本年度も、地域の教育経験者などを生かし、自学自習の充実やテーマ学習の工夫を図り、子どもたちにとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成26年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、推進してまいりました地域に根ざした教育の取組が実を結び、昨年度は、智恵文小学校の自ら学ぶ力や地域を愛する心を育てる教育活動が高い評価を得て、上川管内教育実践表彰の栄誉に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に、学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、最後になりますが、5月8日付地元紙に名寄市学校給食センターで過去に裏帳簿が存在し、謝礼などを職員飲食に使用との報道がありました。この間市民の皆様、市議会の皆様に変な御心配

と御迷惑をおかけしましたことに心よりおわびを申し上げます。

記事が掲載された以降、事実確認のため内部で調査を行ってまいりました。その結果、大学からの実習生受け入れに対する謝礼など、本来公費として処理すべきところ、その用途の一部が職員の飲食費などに充てられていた事実がありましたので、6月2日付で地方自治法第243条の2第3項に基づき監査委員に対し賠償責任の有無などについて監査を求めているところであります。今後は、その決定に基づき速やかに対処してまいりたいと思いますので、御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成26年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

ここで11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

日程第5 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国は、農業の担い手への農地集積と集約化により生産コストの削減を進め、農業の生産性向上と競争力の強化を図るために、農地中間管理事業を創設し、従来の農業経営基盤強化促進事業のうち、農地保有合理化事業による農地の買い入れ、売り渡しは農地中間管理事業として実施をすることとなりました。このため、名寄市手数料徴収条例について所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、北海道医療給付事業を活用し、各市町村が行っている乳幼児等医療費の助成について、名寄市ではこれまで北海道医療給付事業の補助基準と同じ基準で助成を行ってまいりましたが、本市におきましては、市立総合病院で24時間小児科医を配置をし、近隣市町村にはない子育て世代が安心して暮らせる環境を維持してまいりましたが、北海道内では補助基準を上回る助成を行い、安心して子供が医療機関を受診できる環境整備を推進する自治体も増加をしてまいりました。現在国が推進をしている子供、子育て支援の充実、この一つとして名寄市乳幼児等医療費の助成の拡大を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第2号については、質疑から採決までの議事を6月20日に延期いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については質疑から採決までの議事を6月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号

名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、これまで名寄市企業立地促進条例を制定をし、市内経済の発展と雇用機会の拡大を図るために、市内に工場等を新設をする者等に対し助成の措置を行ってまいりましたが、近年では助成の措置を活用する企業は少なく、企業立地が進んでいない状況となっております。また、同条例は全道各地と比較し、助成の対象となる工場等について優位性がない等の課題が生じております。本件は、こういった状況を踏まえて、今後とも北海道と連携をしながら地域の特性を生かした企業立地を促進し、地域経済の活性化を図るため、同条例を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 二、三お尋ねを申し上げます。

条例制定の趣旨の中で、全道各市と比較をされてその優位性がなくなってきたという課題を認識をしながらの提案になってはいますが、いわゆる企業立地条例の内容等について、名寄市が各市との比較をしてどの程度の位置にあって、さらに利用しやすい、あるいは企業立地の進出を活性化させていくのかということについて、まず1点お尋ねをいたします。

2つ目には、いわゆる具体的な動きとも関連をしておられるのか、差し支えない範囲でお聞かせをいただきたいと思えます。

3点目、最後ですが、名寄市の市有地も含めて進出予定地などは特定の用地を想定をされて確保されてということなのか、全くそれは民間の動きの中でのということなのか、3点について質問させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御質問いただきました企業立地促進条例の一部改正ということで、どの程度の位置かということでありませけれども、これにつきましては道内いろいろそれぞれのまちで、状況としては名寄市のように一定の業種に限定されたものですとか、幅広く業種が広がられているもの等ございます。そういった意味においては、道内においてはどの程度というとなかなか何番目とかということにはなりませんけれども、中程度以下にはなっているというふうに思っております。そういう意味で今回の条例改正におきましては、北海道との連携の中でそういった部分を解消しながら、条例改正をしたいというふうに思っております。

また、本市では平成23年10月に企業立地促進法に基づきまして地域における産業集積の形成を目的とした名寄、下川、美深地域の基本計画が国の同意を受けてスタートをしております。しかし、この計画に基づく企業の立地の実績についてはございません。それと、この計画については平成29年3月までとなっておりますので、平成2

9年4月以降の計画を更新をするということで、今後この見直し作業が必要になってきます。こういったことから、本来であればこの計画の方針を待って、この計画の内容を踏まえた中で本条例の改正を行いながら、より積極的な企業誘致に取り組むべきところではございますけれども、当面今回の条例改正の内容をもって、それまでの間、この間の企業立地の状況に鑑みながら条例改正を行い、名寄地域の経済の活性化を図っていききたいというものでございます。今後先ほどの基本計画の方針に合わせまして、抜本的に改正を行いたいという考え方でございます。

それと、進出予定地ということでもありますけれども、基本的には徳田地域にそういった地域が設定をされておりますけれども、現状なかなか企業進出が進んでいない状況にございます。そういった意味でもこういった部分の整理をいたしながら、今後企業が立地しやすい環境を整えていきたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちょっとよくわからないのですが、聞いてみると今回の提案は条例の制定、改廃の狙いというのは北海道産業振興条例の助成の動きだとか、あるいは管内の動きのあるところも含めた事務的な、一時的な、暫定的な対応の程度を感じがしまして、若干市長の執行方針のもので、また代表質問でも触れますけれども、中小企業振興条例の大きな見直しの動きだとか等はありませんけれども、どうせやるのだったら、過去にも名寄市としては企業立地をして、来ていただいて、経営がおぼつかなくて引き揚げていったという苦い経験もあるのですが、名寄市の立地条件、交通、運輸、あるいは道内的な位置の、地形的な位置もありますから、同じ線、レベルで競争してあちこちで手を挙げて名寄ということも大変困難な問題を理解をしながら、や

っぱり企業立地促進条例の改正みたいのをしっかり政策的な目的を持って提案をすることのもっと知恵を働かせた提案はあってよろしいのではないかと思います、どうも一時的な対応というよりも、これで何か期待、可能性として出るのかということで、あるいは名寄市の優位性をどうアピールをしていくのかというあたりについてよく伝わってこないのです。そこちょっと寂しいなという感じがしております、もう少しその辺について動きをお聞かせをいただきたいなと思っております。

お答えになりませんでしたけれども、具体的に名寄市の進出予定地みたいのを想定はされているということぐらいあってもよろしかったのではないかと思いますし、もうちょっとそこを積み込んだ、あるいは抜本的にということあたりがどういうイメージで私ども受けとめればいいのか、せっかく東京なよろ会の皆さんの中でもいろいろ名寄のことを御心配いただいたりということで、データセンターとか、ソフトウェア関係の企業の提案なんかもあったりして、用地がなかなかこの寒冷地だからゆえ、いい環境がありながらもまとまった用地が提供できないというようなこと、いろんな経過もありますけれども、ちょっと促進条例の一部改正の改廃の内容としては乏し過ぎるのかなと思いますので、その辺についてももう少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 今回の改正につきましては、名寄市の企業促進条例の適用を受けなければ北海道の産業振興条例に基づく助成措置といったものが受けられないといったようなこともございまして、その部分につきましては助成の要件として名寄市の部分については投資額が2,700万円を超えるというふうになってございまして、北海道のほうでは他市町村も含めてですけれども、2,500万円という部分がございまして、そういう意味では、名寄市のほうが若干、投資額としては2,700万円ということで、北海道とのそ

ういう助成制度の中で連携がとれていないという部分もございまして、そこは何とかそういう基準を同じにして、名寄市の助成も受けながら、さらには北海道の助成も受けられるといったようなことで、企業が立地をしやすい条件を整えていきたいというような中身がございまして。また、助成の対象となる施設につきましても改正案のとおり、この間工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、旅館等になっておりましたけれども、そういった部分を広げた上で幅広い業種の方に立地をしていただきたいという考え方で、今回の条例の改正の提案となつてございます。

また、先ほどございましてけれども、今回の条例改正につきましては、暫定的な中身での改正ではないかというような御指摘もございましたけれども、先ほども御説明申し上げましたとおり、名寄、下川、美深地域での基本計画というものがございまして、今後その計画の見直しが進められるということでございまして。企業立地促進条例につきましては、その基本計画をもとに、この間それを踏まえた上での条例改正というものを考えておりました。そこの中でその基本計画とあわせた中での条例改正というものを、できれば基本計画が29年4月ということになっておりますので、その後そういう計画を立ててまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 道の基準、名寄市が道と同じ、北海道の施策と名寄市の施策が合体をしながら、できるだけ企業に来ていただきたいということについては理解はするけれども、同じ一時的な提案にしてももう少しやっぱり企業立地、本当に本格的にということ、あるいは過去の失敗だとか、名寄市の優位性をどう説明していくのかという、アピールをしていくのかというところのイメージぐらい議会に伝わる準備はしっかりやっ

てもらうことが重要なというふうに思いますので、民間出身の市長としてもそれについて、この条例提案をされたのは市長なのですけれども、どういうイメージをいわゆる今後の抜本的な改正につなげていこうとされているのか、まずお聞きして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の企業立地促進条例については、お話のあったとおり今できる段階でやれることをしっかりやっけていこうというスタンスです。その中で執行方針でもお話ししたとおり、今後中小企業振興条例も含めて抜本的な見直しを商工会議所等を含めてしっかりとやっけていくということでありまして、これをさらに議員がおっしゃられるようにいろんな特色だとかをブラッシュアップをして、この企業立地促進条例をさらにまた進化をさせていくということでのあくまでも一過程だというふうに御理解をいただきたいと思ひます。今の中でできることで、やっぱり名寄市でも今の条例では非常に足りない、不足しているという中で、まずは北海道の歩調としっかりと合わせる中で、今葉用植物だとか1次産業を含めていろんな動きをしている中で、その可能性をできるだけ今できる範囲の中でしぼめないように条例改正をさせていただいて、その中でこの1年しっかりと中小企業振興条例も含めて、会議所やいろんな関係諸団体と協議をする中で、新規企業や企業立地をさらに名寄市の特色を生かして進めていくことを議論していきたいと、こういう二段構えのスタンスということでもありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

日程第8 議案第4号 名寄市生きがいホビーセンター条例の廃止についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市生きがいホビーセンター条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市生きがいホビーセンターは、建設から34年が経過をし、老朽化が著しく利用者に御不便をおかけをしておりましたが、今般名寄市民文化センター及び名寄市総合福祉センターに各講座を移転することで利用者各位との話し合いが調い、名寄市生きがいホビーセンター運営委員会においても講座の移転と建物の廃止の了承が得られたことから、名寄市生きがいホビーセンター条例を廃止しようとするものであります。

なお、講座の運営につきましては、名寄市生きがい講座事業実施要綱、仮称でありますけれども、を制定をし、運営に意を配してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、今年度中の解散を目指しております名寄市土地開発公社保有地2筆7,201.41平方メートルを8,253万4,941円で取得をしようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 提案については受けとめますけれども、取得後の利用目的等について考え方をお聞きをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今土地開発公社からの市が土地を買い戻したときの目的ということでありますけれども、これについては今回今年度買い戻しの中の一番大きな土地については旧営林署

跡地がございませぬけれども、ここにつきましてはこの間も説明をしてきていますように、北海道警察に対して名寄警察署の移転候補地として要請をしてきてございます。一昨年から具体的に要望書なども出して建築、改築の促進を要望しているところでございますので、1点についてはそういったところで進めていきたいというふうを考えてございます。

また、残りの土地についてでございますけれども、これについては今現在手挙げ等はございませんけれども、ホームページ等での土地の紹介あるいは広報紙等でも紹介してございますけれども、個人からの照会等もございませぬので、今後ともPRを進めながら土地の処分に向けて努力をしてまいりたいと考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） わかりました。

開発公社の解散の関係ですから、理解はしているのですけれども、いわゆる営林署跡地の関係、北海道の事情や何かもあって、議会にもどの年次でということまではなかなか聞こえてこないのですけれども、これは近隣の警察署等々の関係なんかも当然あるでしょうけれども、その辺については一定の時期を目途に、相手が道ですから、かねてから名寄市の計画についてどの程度御理解をいただいているのか、差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。もう一筆のほうについては、できるだけ処分するというので受けとめますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 具体的な時期については、道警のほうでも今改築については財政難の折から控えていると言ったら変ですけれども、なかなか進まない状況にあるということですので、具体的な年次については今ここで申し上げることはできませんけれども、先ほど一昨年から要請しているというふうにお話をしていますけれども、これにつきましては道議の御協力をいただきながら、加藤市長もみずから道警のほうあるいは道の関係部に要請に回ってございますので、そういった努力をしているということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 地元道議も十分関係ある該当の部分でありますので、相当汗をかいていただいているのではないかと思います、地元道議と名寄市の関係についての経過について最後にお聞きをして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この件については、中野道議ともよく相談をさせていただいて、今まで口頭で説明してきたものは文書できっちりと要請をしていくということで、それぞれ御対応いただくことも含めて道議の力をおかりをして、この間も要請活動を続けています。北海道の財政非常に厳しく、特にこうした新しい施設の建築に関してはなかなか進んでいかない状況もお聞きはしているのですけれども、一方で道内で最も古い警察署の一つである帯広市の警察署の調査費というのですか、調査費予算がついたということも、昨年度だったと思いますが、新しくついたということで、今までも全く凍結状態だったものが少し事情が変わりつつあるというふうにもお聞きをしています。今後耐震の問題とかも含めて、さまざまなそうした懸案事項もありますので、引き続きここは地元の声を要請をしていくということになるのかなというふうに思っています、時期はなかなか明言することが難しいですけれども、しっかりと要請活動を続けていきたいということで、ぜひ皆さんにも御理解と御協力をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第6号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市学校給食センターで使用している蒸煮冷却機につきまして、平成3年の稼働から22年が経過をし、老朽化し、修理不能となったことから更新をしようとするものでありまして、本年5月27日に3社による指名競争入札を執行した結果、北昭産業株式会社が2,675万円で落札をいたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税214万円を加えた2,889万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれに4億8,114万4,000円を追加をし、予算総額を209億579万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の減債基金積立金4,500万円の追加は将来における公債費の償還に備えるため、公共施設整備基金積立金7,400万円の追加は将来の老朽化施設の改修に備えるため、また地域の元気臨時交付金基金は国の経済対策として交付された地域の元気臨時交付金、これをそれぞれ積み立てるものであります。

4款衛生費の市立総合病院整備基金積立金3,000万円の追加は、市立総合病院における人材確保に要する経費への繰出金の財源として積み立てしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税の2億8,495万9,000円の追加は、普

通交付税で調整分が再計算をされたこと、また3月に交付決定された特別交付税が増額となったことによるものであります。

15款国庫支出金、地域の元気臨時交付金5億710万9,000円の追加は、平成25年度において最終的な交付額が決定したことによる調整として計上しようとするものであります。

18款寄附金の一般寄附金110万3,000円、ふるさと納税寄附金2万円、教育費寄附金1,008万4,000円、合計で1,120万7,000円の追加は、市民の皆様からいただいた7件の寄附金でございます。

19款繰入金の財政調整基金繰入金の3億895万4,000円の減額は、特別交付税の増加などにより財政調整基金への繰り入れを取りやめるものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業4棟目の事業費及び財源内訳を変更するものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか13事業を変更するものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認をお願いをするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ746万5,000円を減額をし、予算総額を34億2,220万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款総務費では281万5,000円を減額をし、2款保険給付費では出産育児一時金について465万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入につきましては、1款国民健康保険税では課税額の減少に伴い394万円を減額をし、3款療養給付費交付金では交付金の確定により915万6,000円を減額をし、同じく4款前期高齢者交付金で88万3,000円を減額、8款繰入金では一般会計繰入金591万5,000円と基金繰入金6,317万円を合わせて6,908万5,000円を減額しようとするものであります。

また、2款国庫支出金では各種補助金、交付金の確定に伴い総額4,636万5,000円を増額、同じく5款道支出金で2,893万7,000円を増額、10款連合会支出金では超高額医療交付金の交付決定により29万7,000円を増額するものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によ

りこれを報告をし、承認を求めるものであります。
よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でございます。

保険事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ492万1,000円を減額をし、予算総額を2億7,251万9,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ354万2,000円を減額をし、予算総額を2億5,603万9,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ43万7,000円を減額し、予算総額を7,948万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。6款諸支出金では、支払基金への返納金の減により492万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款国庫支出金の調整交付金が増額になったことから、8款繰入金の介護給付費準備基金繰入金を1,166万3,000円減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄及びサービス事業勘定・風連におきましては、それぞれ事業費の精算に伴う減額を行おうとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるとしております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 専決処分

した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ76万5,000円を減額をし、予算総額を11億3,781万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、公共下水道工事費及び終末処理場管理事務費の確定に伴い76万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入につきましても、市債の額の確定により6款市債を90万円減額をし、4款繰入金で13万5,000円を増額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましても、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第11号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ125万6,000円を減額をし、予算総額を8,951万円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款個別排水事業費では、浄化槽設置工事費の確定に伴い125万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入につきましても、市債の額の確定により5款市債を70万円減額をし、3款繰入金で55万6,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましても、事業費の確定に伴い変更をしようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市長選挙のために当初予算に計上できなかった政策的な経費と公共施設の補修など臨時的経費を補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに3億9,141万9,000円を追加をして、予算総額を224億8,761万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして情報化推進事業費1,119万5,000円の追加は、運用後約5年を経過をした名寄市ホームページの更新を実施をしようとするもので、スマートフォンでの閲覧を可能とするほか、使いやすさやデザインの見直し等を行い、使用者の利便性向上を図る経費の計上などであります。

3款民生費におきまして乳幼児等医療給付事業費820万円の追加は、従前北海道基準に従った乳幼児等医療助成を実施をしておりましたが、国の子育て支援への拡充を踏まえ、就学前児童及び小学生への医療給付事業を拡大しようとするものであります。

8款土木費におきましてひと・ほし・環境にやさしい灯り事業費3,003万円の追加は、老朽化

をし照度が低下をしている大通街路灯及び市内通学路での防犯灯更新をしようとするもので、防犯灯では長寿命のLEDに切りかえることで拡散をしない下向きの光の確保と電気代など維持管理経費の削減を図るものでございます。

10款教育費におきまして（仮称）市民ホール整備事業費8,622万8,000円の追加は、（仮称）市民ホールに配備をされる音響設備、照明設備及びフルコンサート仕様のピアノ購入等に係る経費を計上しようとするもので、財源として地域の元気臨時交付金基金繰入金のほか、平成25年度に寄附をいただき基金に積み立てを行った文化センター大ホール建設基金繰入金を充当しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を財政調整基金繰入金で調整をいたしました。

1款市税におきまして固定資産税で家屋や償却資産の増加などにより1,200万円を追加しようとするものであります。

15款国庫支出金におきまして総務費補助金2,650万円の追加は、過疎地域の魅力ある地域づくり事業に対する交付金である過疎地域等自立活性化推進交付金で1,000万円を、地域経済への支援として交付をされるがんばる地域交付金で1,650万円をそれぞれ見込みました。

19款繰入金で公共施設整備基金繰入金3,570万円の追加は、老朽施設改修の財源として名寄市立大学振興基金繰入金470万円の追加は大学での備品購入に係る財源として、地域の元気臨時交付金基金繰入金8,400万円の追加は（仮称）市民ホールでの備品購入のほか施設改良の財源として、財政調整基金繰入金1億5,754万8,000円の追加は財源調整としてそれぞれ取り崩しをしようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄市下多寄線デマンド運行業務委託料ほか1件を追加しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、事業費の変更などにより、解体整備事業ほか2事業を追加、変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第12号については、質疑から採決までの議事を6月20日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については質疑から採決までの議事を6月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして制度改正によるシステム改修のため補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ26万4,000円を増額をし、予算総額を33億938万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、制度改正に伴うシステム改修費用の追加及び需用費の減額と合わせ総額26万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、財政調整交付金のうち特別調整交付金として制度改正によるシステム改修費用の26万4,000円を増額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第13号については、質疑から採決までの議事を6月20日に延期したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については質疑から採決までの議事を6月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,422万7,000円を追加をし、予算総額22億5,574万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なもの歳入から申し上げます。消費税率の上昇に伴い介護報酬が0.63%改定をされたことにより2款保険給付費を増額し、21億1,977万9,000円に、地域支援事業の追加により3款地域支援事業費に106万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。保険給付費及び地域支援事業費の増加に伴い4款国庫支出金に632万3,000円、5款支払基金交付金に381万7,000円、6款道支出金に223万1,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第14号については、質疑から採決までの

議事を6月20日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については質疑から採決までの議事を6月20日に延期することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第15号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

職員の給与については、行財政改革推進計画に基づいて、平成19年1月1日から平成26年6月30日まで独自削減と役職加算の凍結を行ってきております。しかし、地方交付税については、平成28年度から合併算定がえの減額が始まり、平成33年度からは合併算定がえが終了することにより6億8,700万円が減額となり、財政状況が厳しくなると予想をされることから、昨年7月に職員労働組合に対して給与制度の見直しについて申し入れを行い、行政職給料表の適用者に対して国の制度に準拠した職務職階給の明確化及び平成19年1月の地域給の導入による職員間の給与に差が生じていることについて統一を図るためにこの間協議を進めてまいりました。このたび5月27日に双方で合意に達しましたので、同条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 市の職員の給与に関

する関係については、基本的に議会もこれまでは労使の結論に基づいてそれを尊重してきたところでありまして、それぞれ精力的に交渉された結果として受けとめさせていただきましても、それにかかわって何点かお聞きをしたいと思っております。

これ可決をされて、今年度の実施は1月1日から3カ月、あるいは来年度以降もずっと踏襲されるわけでありまして、参考までにお尋ねをいたしますけれども、今年度における財政効果、それから合併10年、あと今年度、来年度で丸10年ということで、その節目の段階での財政効果、それから合併の算定がえなども含めて、33年ころの財政効果などを含めて、職員の人数等々の変化も多少はこれからも出るでしょうけれども、数字的な押さえをお知らせをいただきたいと思っております。

2つ目には、それぞれ数百人単位で名寄市全体としてはまさに自衛隊も含めて大企業、大集団でありますから、それは地域経済にも大きな影響、支えてきたことの現実からして、これが公務員が名寄市も全体的に国家公務員も含めて減ってはきているといえども所得階層でいくとかなりの高目の中から上のほうに位置する人たちの関係もございまして、地域経済への影響だとか、今年度ばかりでなくて将来的にその影響あるいは市民税への影響などについて数字的にお知らせをいただきたいと思っております。

3点目は、市長を先頭に名寄市の行政を職員と一緒にあってそれぞれ市民の生活の満足度を高めるために努力をいただいているわけなのですが、どの企業でも賃金が下がる、あるいは労働条件が下がるということになると、当然官民間問わずモチベーションの低下だとか、あるいはそれぞれ人生の生活設計等もあるわけでありまして、いわゆる生涯賃金としてどれだけの影響が出るのかということなどについて少しくお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今3点にわたって御質問をいただきました。今回の給与の見直しに当たっては、当然結果として財政効果が出るというものでありますけれども、当初より幾らの額を生み出すためにこの給与改正をしたという分ではなく、あくまでもこの間も国の制度の中での運用でありましたけれども、職務職階制度を明確化にすることによって、より国に準拠した形にしたというのが1つと、もう一点につきましては、この間平成19年1月1日以降職員の給与に格差がございましたので、ここについての是正を図るというのが今回の大きな柱として改正をさせていただいたものということでございます。その上で、今回1月1日から施行でどの程度の削減効果、あるいは10年、合併のところということでありますけれども、これについては職員それぞれが採用区分が違ったり、採用年次が違ったりというようないろんな条件がございまして、一人一人積み上げていかなければなかなか削減効果が出ないということでございますので、きょうの段階でそこについてお示しすることについては少し難しいということで御理解を賜ればというふうに思います。

次に、地域経済の影響についてでございますけれども、ここについても今申し上げたように削減率が出ていませんので、明確に申し上げることはできませんけれども、これはあくまでも何例かサンプルでシミュレーションしたところでいきますと、9月1日以前、以後で新卒でストレートに入ってきて、係長で一生終わった場合のシミュレーションでありますけれども、それでいきますと1人当たり生涯賃金でおおむねですけれども、300万円程度減少するということが見込まれるかと思っております。これについては、あくまでも概数ということで捉えていただきたいと思いますけれども、これでいきますと勤務年数が仮に40年としますと、生涯で300万円ですから年間いくと七、八万円ぐらいになるかと思っておりますので、そういっ

た意味では地域経済への影響という部分でいきますとないということは言えませんが、年間七、八万円の方でございますので、職員ということもありますので、できるだけ地元消費に努めていただいて、経済効果については下がらないような形で職員も努力をしなければいけないのではないかなというふうに考えてございます。

最後に、モチベーションの低下と生涯賃金ということでもありますけれども、生涯賃金については今お話ししましたように一つの例をとると生涯で300万円ぐらいということでもあります。また、モチベーションの低下ということでもありますけれども、ここについては確かに給料が下がることによつてモチベーションの低下というのがあると思うのですが、これは職場の環境ですとか、あるいは今職員研修を含めて行っていますけれども、そういった部分も含めて職員のモチベーションについては維持をしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 済みません。市民税の影響のところは抜けておりましたけれども、今のところ一例のサンプルを用いての試算だけでございますので、市民税の影響についてはまだ試算してございませんので、ここにつきましても先ほどの個々人の削減額が出た段階でシミュレーションさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） しっかり数字を押さえて、それは年齢幅も相当ございますし、概算として平均的に、当然労使でやりとりするときにはそのぐらいの数字は出しながら削減への理解を求めてきているのではないかというふうに思っていますので、今のことでは1回目のお答えにはちょっとっていないのです。議長ちょっと精査をいた

だきたいと思っています。

市民税についてもあえて何千万円、何百万円単位ではなくて、合併算定がえで6億8,000万円ほどになるという数字がずっと出ているわけで、市の職員がみずからの給与削減に本来的にはそれは理解できなくても財政全体的な行革絡みも含めてやむなく妥協しながら労使の一つの結論に達していることについては理解をしておりますけれども、十分市民にも見えるように、職員の汗と血をどのぐらいまで出してもらって、さらに従前以上の仕事をしていただくという、そういうところをしっかりと見せない、いわゆるモチベーションや不満も含めて当然人間として出るわけで、議会でそれを答えられないというのはちょっと私も納得できないのです。労使の結論については基本的には尊重します、これはこれからも含めて。だけれども、十分効果について、納税部分が下がったり、地域経済の関係も含めて、モチベーションの関係にはいろいろ環境整備だとか研修だとかというようなばふらっとしたような答えでも多少理解できないわけではないけれども、一定の数字についてはしっかり押さえた上で、その努力の成果を見据えていただくように、これは議長、ちょっと精査してお願いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 昨年までやっていました独自削減の関係は、今回は7月以降やらないという提案です。当然これは、職員給与の関係にも一定の配慮はさせていただいています。昨年まででいいますと、市長、私たちも含めて大学の先生も全部含めて独自削減の影響を受けたところについては1億3,600万円という影響が出ています。単純計算しますと、そのうち職員に係る分としては1億2,000万円ぐらいかなと思っています。それを6カ月間独自削減をやめて、来年の1月から昇給調整による是正をするものでありまして、この辺につきましては先ほどからも総務部長言いましたように細かいシミュレーションについ

てはピックアップ方式で生涯賃金にこのくらいの差は出るということでお話いたしましたけれども、一方では独自削減を6カ月間やめるということの職員に対する一定の配慮もしておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っています。

それから、給与制度の関係につきましては職務職階制も含めて国とぴたり合っているかどうかということについてはそれぞれ組合と交渉しながら進めてきましたので、この辺については地域の実情を見ながら、地域の民間等の状況も勘案しながらいろんな協議を行ってきましたので、単純に何百人もいる職員に対しての独自削減をやった場合については機械的に幾ら幾らということは時間をかければ出ますけれども、市民税への影響等についてもあくまでもピックアップ方式でしか、個々の生活状況なり所得の状況とか控除の状況も変わってきますので、これについてはこの場で求められても相当厳しいのかなと、こんなふうを考えておりますので、決して一方的に給与を削ったのではなくて、独自削減を廃止しながら、将来に向かって来年の1月以降の昇給調整で国に準拠した形の給与制度に見直しをしようということでありますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今後の運用の幅はそれぞれやりとりもあるのでしょうかけれども、私も概算で電卓を置きますとやっぱり比較対照になる数字が避けられない合併算定がえの6億8,300万円という数字と比較しても、それを超える数字に蓄積していけば地域給の導入、統一によってその効果があらわれるのではないかという認識を持っておりますから、特に市の職員ばかりではなくて自衛隊員あるいは国家公務員等との関係も含め、名寄は公務員の比率が非常に他のまちから比べると大きいことは明らかで、それは当然いわゆる所得税や住民税への影響がその中で出てくるわけでありますから、それらの数字を少し精査をいただいて、改めて市民にも見えるように労使の

努力についてちゃんと情報公開をしていくべきだ
というふうに考えております。

もう一つお答えをいただきますが、もう一点は
やっぱり本来地方公務員といえども、いわゆる国
が国家公務員に準拠させるようなことでの、財政
破綻に近い今の国家の状況ではあるのですけれど
も、その独自性を侵してまでという基本的な考え
についてお持ちではないと思いますが、十分それ
は民間だとか国全体や他市町村の動向なんかも総
合的に判断をするということについては当然ある
でしょうけれども、基本的な押さえとしてはそこ
は副市長、今どのようにお考えか、しっかり丁寧
に説明をいただくことが大切なことではないかと
いうふうに考えていますから、改めてお答えをい
ただいて終わります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私は、職員に合併算
定がえに対応するためにほかの市よりもかなり行
革の推進も含めて厳しい職員の削減について合理
的な削減をしましょうということで、組合ともこ
の間協議をさせてもらいまして、相当の財政効果
を上げたのではないかと考えています。その一方
では、議員の皆さん方からも職員をあんなに削り
過ぎて将来大丈夫なのか、国の行政はかなりさま
ざまなものが機関委任事務からどんどん、どん
どん下のほうに仕事下がってきていますので、こ
ういう分については職員の組織のスリム化をしな
がら、いかにレベルアップを図って、そこに職員
のモチベーションは大切だということについては
熊谷議員と同じ考え方でありました。ただ、先ほ
ども言いましたようにほかの市の状況とも比べると、やはり19年1月以前と1月以降については
職員間によって若干の差がありましたので、この
辺の是正もしながらやるということで、当局側と
組合側とも協議させてもらいまして、一定の合意
を見ましたので、今後は先ほど総務部長も言いま
したように、職員のスキルアップにつながるよう
なさまざまな自主研修も含めて、そういうものも

含めながら仕事を効率的にできる能力の向上も含
めてしっかり対応したいと思っています。国が下
げたから給料を下げるのではなくて、そこのとこ
ろについてはしっかりとした押さえを持っていま
して、ただ1つ残念なことは名寄市は地方交付税
に43%も依存しなければならないまちで、その
基本、地方交付税のベースになっているのが国に
準拠した給料ということでありまして、この辺に
ついてはしっかり今議論させていただくことにつ
いて、職員といかにして一緒になってまちづくり
をやっていくかについては重たいテーマとして、
単に財政状況が悪いから、私は名前は挙げません
けれども、財政破綻したまちとか、近隣でも財政
が苦しくなったときは最後の責任とらされるのは
市長ではなくて職員なのです。2割も3割も給料
を削られてという状況になりますので、そこは私
は絶対そういうことのないような財政運営をする
ために職員組合とも協議させてもらいまして、組
織のスリム化という形でこの間頑張ってきました
ので、給与の関係につきましては国公準拠という
形の中で、機械的ではなくて、その中でも一定の
協議をさせてもらって今回の妥結に至りましたの
で、その辺についてはぜひ御理解を賜りたいと思
います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いた
います。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 報告第1号 平成25年度名寄市一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成25年度名寄市一般会計予算継続費繰越計算書について御報告を申し上げます。

報告第1号による継続費の通次繰り越しは、平成24年度から平成26年度までの継続費を設定をいたしました（仮称）市民ホール整備事業につきまして、2年度目である平成25年度の事業費が確定したことに伴い残額を翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 報告第2号 平成25年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成25年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

議会運営事業費ほか2事業は、平成25年第1回定例会から平成26年第1回定例会までに予算計上し、平成26年第1回定例会により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

一般会計繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 報告第3号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告を申し上げます。

平成25年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、この5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、ダイオキシン類調査を中心に実施をしており、炭化センターにおきましては排出基準を大きく下回る結果となっております。また、粉じん発生源と言われているスパイクタイヤにつきましては、低水準で推移をし、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと思われれます。

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全を図るため、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施をしており、いずれも平水時における河川の環境基準を満たした水質を維持しております。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回

実施をし、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、低騒音工法による工事が一般的になってきており、建設作業による苦情は減少している状況となっております。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第二次名寄市地球温暖化防止実行計画を平成24年5月に策定をし、CO₂削減5%を目標としてきましたが、基準年の平成22年度と比較をして9.4%増加という結果となりました。これは、積雪が例年になく多い年であったことが燃料使用量に影響したものと考えられます。名寄市公共施設の二酸化炭素排出状況につきましては、引き続き調査実施をしております。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、啓発等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をしてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けをしております公害の現状と対策を御高覧いただきたいと思っております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） それでは、3点ほど確認をしておきたいと思っておりますけれども、今市長の御報告にもあったように大気汚染、特に粉じん関係についてはスパイクタイヤからスタッドレスの装着率がこれの表でも99.9%という高い表になっていますけれども、文面の中にスパイクタイヤの装着率の低下に伴って大気環境は大幅に改善されましたが、滑りやすい凍結路面、いわゆるつるつる路面が出現し、歩行者の転倒やスリップ事故の増加などさまざまな課題が生じていることがということで、その後は道のことを書いてありますけれども、市道を管理する名寄市として今の歩行

者の転倒というのは非常に市内でも多いという、特に高齢者が転倒して骨折をするという事故がありますけれども、市道管理上こういうことにどういうふうに対応していくのか。あくまでも道の方向をまつのかをお伺いしておきたいのと、悪臭の関係でもこの文面を読む限りは悪臭があるのかわからないのかがさっぱりわかりませんが、悪臭については最近市内ではにおいがするという話がこの間の公害審議会の中でも出たようであります。においがするということでもあります。においがするのかわからないのか、悪臭があるのかわからないのか、このA、B地域どの程度で調査をされてこの結果を導かれているのかお聞きしたいのと最後に名寄川の特に水道取水率の関係ですけれども、この調査研究報告書の中でも大腸菌類が7月から9月には3カ月間連続して基準を超過し、年間平均値でも基準値を超過したと。ふん便等汚染にかかわる大腸菌についても調査を行っているが、全ての月で検出され、さらに嫌気性芽胞菌というのですか、10月まで毎月検出されている。いまだ家畜廃棄物などの影響は排除されていない。これが水道取水率のところの状況で書いてあるのですけれども、全く影響がないのかどうかを含めて、公害にかかわることですので、詳しく御説明をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

天野上下水道室長。

○上下水道室長（天野信二君） ただいま佐藤議員からお尋ねございました水源の関係で、私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。公害全体につきましては市民部が所管でございまして、直接的ではございませんが、私どもの水道事業は御存じのように名寄川を水源として水を確保し、提供するという流れがございまして

ので、私どもの承知する範囲でお聞き取りをいただければというふうに思っております。

御案内のとおり、今回の公害対策の小冊子、私も拝見をさせていただいております。議員御指摘は、恐らく38ページのとりわけ名寄川水域の分析結果について今詳細についてお話いただきました。名寄川の、これまでも恐らくそうだったのですけれども、自然界における河川でございますから、河川の水質の一番の心配種というのは沿線にあります、例えば自然の動物、家畜のどとか、体の中にあります微生物だとか、菌が河川に流れ込んで水の質を低下させるという心配がこれはもう全国河川を水源といたします全てに課題とあるという状況になっています。38ページの内容を見ていきますと、一定程度の時期、気温だとか天候にもよるかとは思っておりますけれども、微生物だとか、そういった菌の数値がちょっとやっぱり心配なところがあるのではないかなという御指摘で、この公害調査のそのとおりだというふうに思っております。この内容というのは、要するに川の水そのまま飲みますと菌や微生物が作用いたしまして、俗におなか痛くなると言われるのが実はこのことございまして、当然私ども水道事業者としては名寄川から水源水をくみ取りをさせていただいております。当然私どもの緑丘浄水場がこの名寄川から水をくみ取りをさせていただいております。ほかには地下水で対応させていただいている簡易水道等もございまして、市民の皆さんに多くの水道水を提供させていただいている一番の水源はここにあるかと思っております。私どもの浄水場の役割といたしまして、くみ上げた水をろ過したり、活性炭を通したりだとか、殺菌作用などを含めて一連の工程がございまして、公害、この冊子の38ページの下段の7行目を御一読いただければというふうに思うのですが、ちょっと読み上げますが、本市の浄水場に当たっては既にクリプトスポリジウム対策上、これは微生物のことを言っておりまして、水処理施設を完

備し、国が定める目標値よりも厳しい管理水準を持って浄水処理を行い、一層の安全確保に努めているということで、私どもの施設の機能の一部を掲載をいただいているという状況でございます。いわば私ども河川の水をしっかりとこういった一連の浄水場の作業として、安全な水として市民の皆様提供させていただくという工程をとっております。

水道水の水質の管理の関係でございますけれども、実は水道法で水道事業者はみずから水質検査を行って、その責任を持つということに定められていまして、法律においては50項目を超える大変細かい検査項目が定められています。都市においては、水道水検査計画というのを毎年立てさせていただきまして、毎日検査する項目、月に1回検査するもの、3カ月に1回という大変詳細に決めさせていただきまして、私どもの浄水場でございます水質検査室が常に対応しておりまして、水質の管理をさせていただき、その結果につきましては毎月市のホームページに掲載をして報告をさせていただき、検査項目の中では大腸菌だとか一般細菌、重化学物質だとか化学物質、それこそpH、色、においなども含めて最大五十数項目の検査を行っております。今日現在水道水の水質としては安全を保たれて提供させていただいております。文字どおり私ども水道事業者といたしましては、安全な水を提供させていただき、お使いいただき、水道料金をいただくというのが私どもの生命線でございます。この運営については御指摘のとおり水源水、名寄川の河川状況も十分注視しながら、より一層安全な水の提供に努めてまいります。その旨御理解をいただければということでございます。

以上、水の関係は私のほうからでございます。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 粉じん公害の関係につきましても、一定の改善が進んでいますけれども、片一方では高齢化社会に対して歩道の関係のつるつる道路の指摘がありましたので、現行では横断歩道のところにピリをまいて車両と人がぶつかって歩行者がけがしないように対応をとっていますけれども、なかなか歩道のところについては通学路の関係も含めて相当排雪を毎日毎日やっているということも含めて、そこまで行き届いていなかったのかなと思っておりますので、改めてその辺の対策について市民部のほうと建設水道部のほうとどういう対策がとれるのか、どこまで必要なのか、これについてもしっかり検討してみたいというふうに考えております。

また、悪臭の関係につきましても、従前工場から出る排水等について相当においが強いという時期もありまして、そこについてはしっかり設備による改善がされておりまして、今風向きによって家畜を飼っているところからまちの中においが来るであるとか、特定の食品加工も含めてかもしれませんけれども、工場による生産等も含めて若干局所的においが出るというの情報としてお聞きしておりますので、この辺につきましても今議員からおっしゃいましたように、A地区、B地区ということで色分けはしてありますけれども、その辺についても具体的に局所、局所相当強いにおいのするところはあるかもしれませんので、改めて毎年毎年公害の実態調査ということでおいを測定する機械を持ち込んで作業しておりますので、具体的な場所がありましたら、その辺についても御指導いただきまして、次年度に向けてしっかり今年度対応したいと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 大気汚染、つるつる道路に関しては、ここは書いてあるのは書いてある

とおりにスタッドレスタイヤになったので、歩道を中心につるつる路面になってこういう歩行者の転倒やスリップ事故があるのではという傾向であります。これにはピリをまいたり、いろいろ対応してくれていると思いますけれども、問題は今佐々木副市長おっしゃるとおり高齢化社会でありますので、そこだけやるとその路線と同じように歩道を歩くとけがをするということもありますので、これは全部歩道をやるということと大変なことでありますけれども、ちょっと細心の注意を払っていただいて、スタッドレスがだめだということではないです。スパイクに戻せということではないです。スタッドレスはやっぱり粉じん公害防止を含めたり、考えると、名寄もそうですが、スパイクの時代は雪が真っ黒になるということがありまして、それは最近もうなくなってきているということでもありますので、それを推進されるのはいいと思いますけれども、大事なことは住んでいる方々に事故がないようにするのが大事なので、ちょっとその辺は細心の注意を払っていただければというふうに思います。

悪臭の関係も、これもここに書いてあるとおりに人によってそれぞれ受ける感覚は違うと思いますけれども、やはり強く悪臭を感じている方がいらっしゃるのも、これも事実であります。まちの中で感じているのも事実でありますので、これにはないならない、あるならある、調査はこういうふうにしっかししているということをきちっと明記をしていただきたい。公害の現状と課題とってここの25ページ、26ページを読んでも全く内容があるのかなのか、基準がどこなのかというのがさっぱりわかりませんので、その辺も含めてぜひ御検討をしていただきたいと思ひます。

水道の関係は、天野室長のおっしゃることは当然だと思いますけれども、名寄は一方ではなよろの水というのを売っています。名寄は水がおいしいのと言って100円で売っておりますけれども、結局はもとをとればうまくないと。水道事業

所で一生懸命頑張って売れる水をつくっているのだったらまずいのです。だから、それは富士山の水、どこの水、京極の水も全部そうでありますけれども、やはりそこからとれるからうまいのだというのが本来どこかに見えていないと、なよろの水は、水道の水はうまいよと。それはなぜといたら、水道事業者が頑張ってこういう汚いものを全部取り除いているからだよというのは売り文句にならないので、一生懸命やっているのは、それは水道事業所を見させていただいても評価をしますし、その結果、おいしい水が出ているということも理解しますけれども、なよろの水というふうに売っているのなら、やはり入り口の部分から排除するにはどうしたらいいのだという研究も水道事業所、建設水道部の中では、何か部長は首をひねっておりますけれども、ぜひそういう検討をしていただいて、どこからでもおいしい水だと言えるような、数値が下がっていくことを期待しておりますけれども、中村部長、何か答弁あればお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 全く佐藤議員おっしゃられるとおりだというふうに思っています。あくまでも私ども市民にはおいしい水道水、安心な安定的な水を供給するということが本来の業務であります。あわせて名寄、今回ボトルに関してはPRも含めてやっているということですので、その点についてはぜひ御理解をいただきたいということでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第3号を終結します。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 報告第4

号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号から報告第6号までの名寄市土地開発公社ほか2件の経営状況について、一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成25年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり104万2,027円の当期純利益となっており、その内容は事業収益の部で公共用地取得事業費収益と住宅用地1件の賃貸収益から事業原価の部と販売費及び一般管理費の部を差し引きして17万760円の事業損失となっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、事業外費用の短期借入金支払利息を差し引いて121万2,787円の事業外利益となっております。

また、当期の純利益104万2,027円につきましては、翌年度の保有地簿価を減額をしております。今後につきましては、名寄市第三セクター等改善計画に基づきまして、今年度中の解散を目指すものでございます。

次に、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成25年度第42期の経営内容につきましては、5月26日の株主総会で報告を受けたところでございます。名寄ピヤシリスキー場につきましては、12月18日のオープンとなり、順調な降雪により年内に全リフトを運行することができました。今シーズンは、スキー場イベントカレンダーにリフト割引券とレンタル無料券をつけ、スキー場に足を運んでいただくきっかけづくりを行って、ホームページのリニューアルやフェイスブックの開設による最新の情報提供にも努めました。

また、スキーこどもの日をふやしてスキー人口数の裾野の拡大に努めたほか、デモンストレーター資格を有するスタッフを活用したステップアップレッスンやレディースデー、シニアデーといった新たな企画などスキー場の活性化につながる取り組みを進めた結果、比較的天候にも恵まれたことも重なって、リフト輸送人員で47万4,671人、輸送収入で3,263万8,510円となりまして、ともに前年比111%の実績となりました。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、宿泊部門は経営の根幹をなすことから経営の安定化に向けて策定をした経営改善計画をもとに、ネット予約システムの構築や合宿、ツアー誘致の強化に加え、スキー場利用促進策による相乗効果などさまざまな施策に取り組んだ結果、温泉機械設備の改修工事に伴う休館による売上げの減少はあったものの、宿泊者数で1万1,186人、これは休館期間を除くと前年比113%です。宴会者数で7,437人、これも休館期間を除いて前年比で105%、日帰り入館者で6万484人、前年比で96%と日帰り入館者を除く利用は徐々に回復の兆しが見えてきたところであります。

道立サンピラーパークにつきましては、隣接施設、関係機関、団体、住民等と連携をし、四季折々の企画事業を実施をするとともに、9月には日本商工会議所青年部北海道ブロック大会で利用をされるなど地域の活性化につながる取り組みも進めてまいりました。カーリング場につきましては、8シーズン目となり、愛好者はもとより学校授業や各種大会等に多くの利用があり、今後も名寄カーリング協会と連携をし、カーリングのさらなる普及に努めてまいります。当期の実績としては、利用者総数は12万9,151人、前年度比で97%となったところであります。

このほか体育センター、ピヤシリ・フォレスト、なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場及び道立トムテ文化の森など利用者が安全、安心、快適に御利用いただけるよう利用促進、維持管理に努

めてまいりました。

営業の詳細については、お手元の事業報告書に記載のとおりであります。当期は、厳しい経営を踏まえ策定をした経営改善計画をもとに経営の改善に向けて努力をしてまいりました。一部に回復傾向はあるものの、依然として経常経費の多くを占める燃料費の高騰や電気料金の値上げなど厳しい経営環境は変わらず、人件費の抑制や営業費用の縮減に努めましたが、改修工事に伴う休館の影響もありまして大きな経営の改善には至らず、第1回定例会での御議論を経て平成25年度補正予算において経営安定補助金2,743万7,000円の支援をしたところでありまして、当期純利益2,009万2,851円となり、前期繰越欠損金を差し引いて繰越利益剰余金165万6,110円を計上をいたしました。平成26年度においては、経営改善計画に基づき経営安定に向けた取り組みを効率的かつ効果的に進めるとともに、常に費用対効果を検証し、利用者の安全、安心とおもてなしを基本にさらなる営業力の強化や一層の経費縮減に努めて経営の安定化を図るよう努力を促してまいります。

次に、報告第6号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告を申し上げます。

名寄市社会福祉事業団は、高い倫理観を保ちながら利用者の意向に基づいた介護サービスを総合的に提供できるよう日々努めてございます。平成25年度の名寄市社会福祉事業団の運営について、まず特別養護老人ホームにつきましては、質の高いサービス、安全、安心、利用者のニーズに即した自立支援を基本理念として、入所者一人一人のケアプランに基づいて提供してまいりました。

短期入所生活介護及び通所介護事業におきましては、地域の老人福祉サービスの拠点として、施設の持つ専門的機能の効果的な活用を図り、利用者及び御家族の身体的、精神的負担の軽減にもつながるよう努めてまいりました。また、居宅介護支援事業所につきましては、介護に関する総合

的な相談に応じ、在宅で日常生活を営むために必要な各種保健福祉サービスを適切に利用できるように要介護者や御家族の意向に沿ってサービス提供事業者や行政との調整を行ってきたところであり、さらに、高齢者世話つき住宅生活援助員派遣事業におきましては、市営シルバーハウジングの入居者が地域の中で自立して安心かつ快適な生活が送れるように生活指導、生活相談、緊急時の対応などの支援をしてまいりました。

平成25年度の収支の状況につきまして申し上げますと、法人全体の資金収支につきましては前期繰越金が1億2,648万9,775円、収入額が11億6,616万138円に対し、支出額は11億8,584万759円となり、前期繰越金及び収入から支出を差し引いた1億680万9,154円を平成26年度に繰り越しをしたところでございます。今後とも利用者のさまざまなニーズに応じて、施設の機能と特性を生かしながら地域における高齢者福祉の増進におの一層取り組んでまいります。

以上、3件を一括して御報告をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で報告第4号外2件の報告を終わります。

報告第4号外2件については、本日会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 報告第7号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第7号 専決処分した事件の報告について御報告申し上げます。

事故の内容は、平成26年2月20日午前9時25分ごろ、名寄市西11条南10丁目の一時停止標識のない交差点におきまして健康福祉部所管

の公用車両が市道を走行している際に、左方から来た相手方車両と衝突をし、破損をしたものであります。過失割合は本市が60%であり、相手方車両の修理代として本市が51万3,500円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第7号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 報告第8号 専決処分した事件の報告についてから報告第12号 専決処分した事件の報告について、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第8号から報告第12号までの専決処分した事件の報告について、5件を一括して御報告を申し上げます。

報告第8号から報告第11号までは市道風連東8号北線の、報告第12号は市道徳田しらかば6号通の路面の劣化により生じたアスファルト欠損による穴が原因で発生をした事故でございます。

まず、報告第8号については、平成26年3月15日午後8時5分ごろ、相手方が所有自動車にて本線を風連方面に走行中、穴に左前後輪が入り込み、車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕料6万6,990円のうち9割に相当する6万291円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

次に、報告第9号については、平成26年3月

16日午後5時45分ごろ、相手方が所有自動車にて本線を風連方面に走行中、穴に左前輪が入り込み、車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕費3万1,710円のうち9割5分に相当する3万125円と代車料6,300円を合わせて3万6,425円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

報告第10号につきましては、平成26年3月16日午後6時30分ごろ、相手方が所有自動車にて本線を風連方面に走行中、穴に左前後輪が入り込み、車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕料5万7,351円のうち9割に相当する5万1,616円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

次に、報告第11号につきましては、平成26年3月16日午後7時10分ごろ、相手方が所有自動車にて本線を風連方面に走行中、穴に左前後輪が入り込み、車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕料3万3,825円のうち9割に相当する2万9,774円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

次に、報告第12号につきましては、平成26年3月26日午前10時ごろ、相手方が所有自動車にて本通を南へ向かって走行中に穴に右前輪が入り込み、車両が損傷し、同日夜に同箇所において再度車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕料7万4,166円のうち5割に相当する3万5,208円を本市が負担をすることで示談が成立をいたしました。

以上5件について地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第8号外4件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第8号外4件を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受けて、活動を行っておりますが、平成26年9月30日をもって長谷川良雄委員が任期満了となります。

本件は、再度長谷川良雄委員を候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月7日から6月16日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日から6月16日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全

て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 竹 中 憲 之

平成26年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年6月17日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
市民課長 遠 藤 邦 彦 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部次長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 上 松 直 美 議員

10番 高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

2014年度執行方針と名寄市の将来展望について外4件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、市民連合・凜風会を代表して質問申し上げたいと思います。

まず、加藤市長、そして小野教育長には既に2期目のスタートをしていることに敬意と、またお祝いを申し上げたいと思います。

私たち市民連合・凜風会は、あの忌まわしい戦争でとうとい犠牲の上に成り立っている平和憲法の理想、理念、そして名寄市非核平和都市宣言を重ねながら活動しております。また、自治基本条例では、前文の一部を引用しますが、未来を担う子や孫たちや将来世代のために心豊かに暮らせるまち、福祉と教育のまちをつくり、地球上の全ての人類の幸福と平和に寄与するまちづくりを目指しますとあります。これは、私たち会派のありようとも一致するわけではありますが、しかし私たちの前には超少子高齢化という大きな社会問題と安倍政権のもと過去の歴史や立憲主義を否定するような魔物が横たわっていることも事実でありま

す。加藤市政にとっては、そのことを十分踏まえていただきながら、市民の幸せ、平和な生活、豊かな暮らしが可能な限り実感できる4年にこだわり、公平、公正な市政執行に当たることをまずお願いをしておきたいと思えます。

以下、御質問申し上げます。質問項目が相当あり過ぎまして、少し早口になりますが、お許しをいただきたいと思えます。2014年度の執行方針と名寄市の将来展望について。加藤市長の任期の4年後、そして10年後、20年後の名寄市の人口動向、若い女性の半減問題等社会的問題を抱えた中での住民福祉の向上、地域経済の活性化をどう展望するのか。また、広域行政の中心市としての名寄市の役割、責任についてどう自覚されているのかをお聞かせをいただきたいと思えます。

憲法理念と安倍政権について。安倍政権のもと閣議決定できようかあすかにもと言われておりますが、解釈改憲に基づく集団的自衛権行使が現実になろうとしているきな臭い動きがあります。基地のあるまちとして、市民である自衛隊員及び家族の不安の声が聞こえてきます。首長として市民である自衛隊員や家族への影響についてどのようにお考えになっているのかをお聞かせをいただきたいと思えます。

今年度の予算執行と今後の財政展望について。当初予算に加えて補正も含めて約225億円、市民生活の向上の視点や、さらに地域経済を支える経済効果や市税等への影響についてお聞かせをいただきたいと思えます。さらに、地方財政計画の特徴と今後の交付税の動向や名寄市の中期財政計画への影響についてお聞かせをいただきたいと思えます。

新名寄市行財政改革推進計画の成果と課題についてであります。既に5月には実証本部を立ち上げ、3つの専門部会を立ち上げ、作業に入っておりますが、加藤市長が本部長として基本的に何を職員に求め、指示されたのかをお伺いいたします。

次期総合計画への対応について。現総合計画3年目の中間点になりますが、市長在任中に次期の総合計画策定及びスタートを迎えるわけですが、総合計画策定に向けた日程等対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

合併の総括と主要課題の方向性についてですが、1市1町対等合併の道を選択をし、ことして9年目。10年後以降の合併算定がえを控え、合併前から言われていた課題と現在の実際について総括する時期に来ているかと思えます。その対応、考え方についてお知らせをいただきたいと思えます。

市民が主役のまちづくりについて、自治基本条例を踏まえた今後のまちづくりについてですが、5年目を迎える自治基本条例の目的は市民が主役のまちづくりを実現するためとあります。行政の執行者としての理念、理想がどのぐらい具体的な形で実践できているかを評価をいただきたいと思えます。

市民が主役と思える住民自治権の展望についてですが、今後の自治権拡大の展望についてお聞かせをいただきたいと思えます。

保健福祉医療行政についてですが、地域福祉計画の成果と課題について、5つの各福祉計画を束ねる形で名寄市地域福祉計画がありますが、その現状と課題、特に今後の国の動きに関する諸課題についてお伺いをいたします。

2つ目には、市立病院の見直しと長期計画の見直し、当面の課題について。既に決算が上がっている平成25年の状況や診療報酬の改正や今後の診療体制の拡充、患者動向等を踏まえた上で最終年の28年を見据えた経営の見直しについてお伺いをいたします。

次に、本年度3回目の病院機能評価更新認定を受ける準備をされていると思えますが、過去2回の経験を踏まえながら今後の対応についてお聞かせをいただきたいと思えます。

旧精神科病棟解体に伴う今シーズンの駐車場対

策として時限的にも有効な対策を何か考えておられるのかお聞かせをください。

子供医療費無料化の政策予算化への背景について。私ども会派は、毎年の予算要望に若者が安心して子供を産み育てることができるようニーズの高い子供医療費無料化について求めてきました。不十分ながら今回の提案を前向きに評価をいたしますが、改めて政策に組み入れた背景についてお伺いをいたします。

国民健康保険事業の財政運営と広域化問題について。国保会計被保険者の収入構造や国の税負担問題等に起因する財政運営、そして今後の北海道全体の広域化問題についての動向をお伺いをいたします。

生活保護制度の課題と新たな生活困窮者自立支援制度の名寄市の取り組みですが、憲法第25条の理念に基づき最低の生活支援制度の充実は当然のこととあります。新たに生活困窮者自立支援法に基づいた取り組みが始まっておりますが、名寄市の対応についてお聞かせをいただきたいと思えます。

経済建設行政について、コンパクトシティと低炭素まちづくりの計画について。国策として低炭素まちづくり計画が名寄市においても策定されました。直近のメリットでは、進行中の事業である（仮称）市民ホール及びコミバス運行等の交付金のかさ上げなどがありますが、その効果についてお伺いをいたします。

中小企業振興と関係諸団体の役割と責任についてですが、にぎわいの創造、その後の具体的展開策と中小企業振興施策、条例の抜本的見直しを予定をしているようですが、その具体策、財源展望、関係者、団体等の役割と責任についてお伺いをいたします。

地元企業経営及び雇用の現状と課題についてですが、地元企業等の国、道、市及び民間発注の受注動向を踏まえた経済情勢や企業経営及び雇用状況の特徴について、そしてそれを踏まえた

企業や労働者支援の方策についてお伺いをいたします。

名寄市公契約に関する指針等について。公契約に関する指針等の具体的取り組み、請負業者や労働者への浸透、理解が深まっているのかどうか、指針の実行によるこれまでの公契約との違いについてお聞かせをいただきたいと思います。

政権交代による農林業施策の変化と影響について。政権交代による名寄市農林業施策への変化と影響をお伺いをいたしますが、特に極めて問題のあるTPP参加交渉の行方、国の構造改革にかかわる農地中間管理機構新設、水田のフル活用と米施策の見直しなど名寄市が抱える課題への影響についてお聞かせをいただきたいと思います。

名寄市農業・農村振興計画及び現状と課題についてであります。特に認定農家が目指すべき営農類型への平成28年度目標に対する進捗状況、主要な課題についてお聞かせをいただきたいと思います。

大項目最後になりますが、教育行政について、教育執行方針について。国の制度改革と名寄市の教育委員会の機能の課題についてであります。安倍政権のもと教育委員会制度の見直しと教育改革が進められております。とりわけ首長や教育長の権限を強めるための現行機能が変質する危惧が持たれているところですが、教育委員会の現状と課題についてお聞かせをいただきたいと思います。

学校教育重点施策の展開に伴う課題についてであります。特に施策展開に伴う教職員の勤務実態及び子供たちの触れ合い時間等の確保の現状と課題についてお聞かせをいただきたいと思います。

社会福祉重点施策の展開に伴う課題について。重点施策中、教育相談センターの主な現状と課題についてお伺いをいたします。

放課後児童クラブ、放課後子ども教室に関連し、新制度基準づくり、一体型の動きもありますが、名寄市の現状を踏まえた課題についてお聞かせをいただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度等、教育費の現状について。国の三位一体改革以降の影響で義務教育費国庫負担リストの削減及び前政権の35人学級実行にも陰りが出てきております。義務教育の国庫負担の原則から離れる国への働きかけと名寄市の大学費を除く教育費の推移、各学校の予算配分の現状についてお知らせをいただきたいと思います。

特別支援教育の現状と課題について。大学との協定あるいは研修によるスキルアップ、学習支援員の増員等それぞれ努力をされているようですが、学校現場における現状と課題をお答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、名寄市立大学の今後の課題と展望についてであります。①、②はまとめてお聞きをしたいと思います。公立大学の交付税の動向と大学経営の見通し及び今後の名寄大学の授業料等納付金の改定の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

保健福祉学部の今後の学生確保の動向と就職戦線を踏まえた強化すべき対応策についてお聞かせをいただきたいと思います。

社会保育学科設置計画案について。先般学長から計画についての説明を受けましたが、改めて学長以下関係者の努力に敬意を表するものであります。設置者としての計画案の制度をどのように受けとめているか、名寄市総合計画との整合性及び事業選択の優先度について、計画案から一步踏み出す場合の超えるべき課題についてお答えをいただきたいと思います。

独立行政法人化への基本認識と対応についてお聞きをして、壇上における質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。熊谷議員から大項目5点にわたっての質問をいただきました。教育行政以外にかかわるところを私のほうからまずは答弁をいたします。

新年度の執行方針と基本方針、基本姿勢について

てでございます。平成22年の国勢調査で名寄市の人口は3万591人、そのうち65歳以上の高齢者の人口は8,227人と全人口の約27%となっておりましたけれども、国立社会保障・人口問題研究所、こちらによる平成25年3月時点での推計によりますと、いわゆる団塊の世代が全て75歳となる平成37年には人口が11.2%減少して2万7,164人、高齢者人口が8,669人で全体人口の32%となりまして、また平成47年には人口がさらに19.4%減の2万4,666人、高齢者人口が7,969人、全人口の32%と見込まれてございます。先月日本創成会議が発表しました試算によりますと、本市では今後30年間で20代、30代の女性が1,127人、32.5%減少するというふうに言われています。このように人口の減少や高齢化の一層の進行によりまして税収が減少する一方、社会保障関連経費は年々増大をし、国において長期債務残高がふえ続けている中で、地方交付税の減少が懸念をされるなど今日の地方自治体を取り巻く環境はますます厳しい状況にあると認識をしております。私としてはこのような厳しい時代を乗り越えていくために10年先、20年先を見据えて効率的、効果的な市政運営に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、社会福祉の向上についてであります。圏域の基幹病院である名寄市立総合病院を核といたしまして風連国保診療所、名寄東病院並びに民間医療機関との連携による医療提供体制の充実強化、各種機関、団体との連携による高齢者や障害者に優しいまちづくり、子供や子育て家庭の実情を踏まえたさらなる子育て支援の充実などとともに、市立大学における医療、福祉を担う人材の育成について引き続き推進をしております。

地域経済の活性化につきましては、モチ米などの生産振興はもとより本市の基幹産業であります農業の生産体制を持続的に発展させるため、関連機関との連携により本市の特色を生かした担い手育成支援対策を推進をするとともに、企業誘致、

地場産業の育成、起業家の支援による商工業の活性化及び本市の財産を最大限に生かした交流人口の拡大を図ってまいります。

広域行政については、北・北海道中央圏の定住自立圏の中心市として、現在医療を中心に消費者の安全、安心、廃棄物の処理、地域における知の拠点であります市立大学など多分野にわたって都市機能を広域的に発揮をしているところであります。今後においても士別市とともに中心市として構成町村と相互に役割を分担をし、連携、協力をすることによって圏域全体で必要な生活機能を確保し、地域住民の命と暮らしを守り、人口定住を促進をするために、効果的かつ効率的に事業を展開をしております。

憲法理念と安倍政権について、とりわけ集団的自衛権の行使につきましてお問い合わせがありました。内閣総理大臣のもとに設けられました安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会から先月15日に集団的自衛権の行使容認を求める報告書が提出をされ、安倍総理は限定的な集団的自衛権の行使について政府として検討を進めるとともに、与党協議を行い、この結果に基づいて憲法解釈の変更を含めて改正すべき法制の基本的方向を閣議決定するとの考え方を示されたところです。集団的自衛権の行使については、さまざまな意見があるものと認識をしておりますけれども、我が国の外交上、安全保障上、極めて重要な問題でありますので、私としては国民に対する丁寧な説明と国政の場において十分な議論をされることが必要ではないかと考えておまして、市民の生命と財産を守る立場である市長として国会における議論を初め、国の動向を注視をしております。

次に、今年度の予算執行と今後の財政展望についてでございます。平成25年度の決算の概要についてでありますけれども、一般会計では翌年度に繰り越すべき財源を除いて実質収支が約4億3,500万円の黒字となっております。特別会計で

は、国民健康保険特別会計の保険事業勘定で約1億1,800万円の黒字、介護保険特別会計の保険事業勘定で約2,600万円の黒字となる見込みでございます。このほかの特別会計については、一般会計からの繰入金で調整をしておりますので、収支同額となっております。また、企業会計は収益的収支において水道事業会計では約450万円の赤字、病院事業会計では約3億200万円の赤字となりました。一般会計では、財政調整基金の繰り入れを全額取りやめたほか、減債基金、公共施設整備基金などへ積み立てができたことも踏まえて比較的良好な決算で終えることができたことを認識しております。

今定例会に上程をいたしました一般会計で約3億9,000万円の補正予算、いわゆる肉づけ予算でございますが、地域の元気臨時交付金基金繰入金やがんばる地域交付金といった国の地方への経済対策による支援を活用して老朽化した施設の改良を行っております。また、乳幼児等医療給付事業の拡充やひと・ほし・環境にやさしい灯り事業など市民生活の向上を目指した事業も計上をさせていただきました。総体的に国や道、その他関係機関からの交付金、助成金を活用した事業を組んでおりまして、比較的ソフト事業が多くなっております。久しくこの道北地方の経済が低迷をしておりましたが、日本銀行の経済概況によりますと消費税引き上げの影響による一時的な振れを伴いつつも基調的には着実に持ち直しているとされてございます。名寄市の市税動向については今後も慎重に推移を見ていくということにしております。

また、平成26年度の地方財政計画では、地方の一般財源総額については平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保したものとされております。これは、地域の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように社会保障費の増額分を含めた一般財源総額の確保であり、社会保障費への対応を地財計画の中で織り込んできているものと考えております。一般財源の内訳

としては、地方交付税は微減となり、地方税、地方譲与税などは伸びを見せておりまして、地方交付税そのものは今後は大きく伸びていくものとは考えにくい状況でございます。

今後の地方交付税の動向ですけれども、本年5月30日に出されました国の財政制度等審議会による財政健全化に向けた基本的考え方における地方財政については、リーマンショック後十分見直しをなされておらず、国が財源保障すべき標準的な歳出となるように地財計画の歳出項目などの見直しを求めています。また、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の骨子案でも同様に危機対応モードから平時対応モードへの切りかえという文言がありまして、地方交付税の動向については慎重に判断をしていく必要があります。今後名寄市では、老朽化する施設の改修、政策として必要な事業の計上など歳出圧力が高まることが想定をされますけれども、歳入の根幹となる地方交付税、市税、譲与税などの動向を慎重に判断をし、優先順位を明確にしながら中期財政計画を策定することが重要になると認識をしております。

新名寄市行財政改革推進計画の成果と課題についての御質問がございました。本年度におきましても名寄市行財政改革推進実施本部を5月9日に立ち上げて行財政改革に取り組んできております。具体的には、新名寄市行財政改革推進計画後期計画の推進項目の見直しを毎年行うこととしておりまして、平成26年度においては76の推進項目を掲げて取り組むこととしております。計画推進に当たっては、本年度も実施本部内に組織・機構検討部会、事業等見直し検討部会、負担金・補助金検討部会、この3部会を設置をしてそれぞれの課題解決に向けて協議を行うこととしております。

本年度における重点課題として、組織のスリム化については、平成21年度から平成26年度まで職員73人の削減を目標に取り組んできておりますけれども、平成26年4月時点で69人の削

減となっております。さらに、期間を2年延長して目標達成を目指していきます。また、これまで組織のスリム化を急激に進めてきていることや平成25年度から3年間で約50人の定年退職者が見込まれておりまして、急激な世代交代に対応する必要があることから、再任用制度を構築する中で将来的な人員の配置計画を策定することとしております。

使用料、手数料につきまして、新名寄市としての基準を平成28年度までに策定をするということにしておりますけれども、平成27年5月に（仮称）市民ホールが開設をされる予定となっていることから、施設の特性を考慮した使用料の基準を示すことができるようにスピード感を持って作業を進めることとしております。

また、公共施設のあり方についても平成20年度に一定の整理を行ってきておりますが、施設の利用状況も変更となっていることから、再度今後の方向性を検討することとしております。

負担金、補助金の見直しについては、平成25年度に負担金、補助金の見直しに係る指針を新たに作成して見直しを行ってきております。

小項目5、次期総合計画の対応についての回答でございます。総合計画は、財政計画との整合性が重要であることから、総合計画で示した施策を具現化するための事務事業を定めた実施計画については情勢の変化に対応するために毎年度点検と必要な見直しを行ってきておりまして、この見直し結果を踏まえて財政計画についても修正することによって、総合計画の実効性を担保してきているところです。また、財政計画については、少子高齢化の進行やそれに伴う経済構造の変化、合併算定がえによる普通交付税の措置分の減少などを見込む一方で、有利な起債あるいは基金の適切な運用など将来に向けての一定の対応を織り込んだ上で策定しております。第1次の総合計画は、平成28年度を最終年度としていることから、平成27年度からは第2次の総合計画の策定に向け

た準備を進めてまいりたいと考えておりまして、計画の策定に当たっては第1次計画を検証し、計画のあり方、目指す姿、それを実現するための施策、取り組みなどについて市民の参画、意見を十分に伺うことにより、自治基本条例の精神にのっとり市民主体の計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

合併の総括と主要課題の方向性についてでございます。平成18年3月27日、新名寄市が誕生してからことしで9年目を迎えました。合併当時旧名寄市、旧風連町の財政は、国が進める構造改革により多くの小規模自治体と同様に老朽化した公共施設の改修や新規事業への取り組みも困難となるなど非常に厳しい状況にあり、合併により地方交付税の算定がえや有利債の活用、組織のスリム化などによる市財政の健全化や新規事業の推進による市民福祉の向上、また地方分権に対応できる行政組織の確立に向けて必要性があり、一定の成果があったものと認識しております。新市の誕生に向けては、合併協議会において新市のまちづくりの基本方針となる新市建設計画が策定をされ、新市の将来像の実現を図るため、住民自治、地域自治組織の確立や保健、医療、福祉の充実、環境、生活基盤の整備など5つの基本施策が定められております。合併後、本市では新市建設計画を踏まえて策定をした新名寄市総合計画を着実に推進をし、道の駅、市立病院精神科病棟の改築及びヘリポートの設置を初め、現在建設が進められている（仮称）市民ホールなどにより市民の安全、安心や教育文化などの向上を図るとともに、自治基本条例の制定などにより市民と行政との協働による市民主体のまちづくりを推進してまいりました。また、財政運営に当たっても合併自治体固有の課題である地方交付税の合併算定がえの段階的な終了による市財政への影響も考慮し、計画的に基金を積み立てるなどして一定の備えを行ってきているところでもあります。一方で、それぞれが100年を超える歴史を持つ自治体同士の合併で

あったことから、8年間の期間では解決されず、今後に残された課題についても認識をしております。一部の民間団体が統一には至っていない状況にあることや新市において設置をすることとしている地域自治区についても町内会単位の枠を超えた活動を活発化する地域連絡協議会の設置を促進したところでありまして、その取り組みはいまだ道半ばであるものと受けとめております。

大項目2、市民が主役のまちづくりについて、まず自治基本条例を踏まえた今後のまちづくりについてでございます。自治基本条例は、市民がまちづくりに主体的に参加できる権利と機会を保障し、市民と市とが積極的な情報共有をして連携、協力をするを通じ、市民が主体のまちづくりを実現することを目的としております。この基本理念に基づき、この間パブリックコメントの実施を行ったほか、まちづくり懇談会の開催、各種市民委員会の開催など市民参加の推進とともに、広報や市ホームページを活用した積極的な情報提供や庁議等の決定事項あるいは予算査定の状況、さらには部次長会議等の内容を公表し、政策決定過程等の透明性の確保に努めているほか、市民の皆さんと手づくりで策定をした総合計画を市政運営の基本として、市民主体のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。今後とも市民と市が互いに連携、協力をしたまちづくりを推進していくよう努めてまいります。

市民が主役と思える住民自治権の展望についてでございます。現在小学校区域を基本として8つの協議会を設置をしております。清掃活動や防災活動のほか、餅つき大会、スノーランタンフェスティバルの開催など活動が拡大する協議会がある一方で、連携、協力体制が不十分で活動ができていない協議会があるなど各地区によりその活動状況に温度差が生じてきております。このため本市においては、昨年度協議会の代表者による会議を開催をして情報交換を行うなど協議会の活性化を促したほか、協議会の運営、活動に対する支援

を拡充をしております。地域における自治権拡大については、地域連絡協議会を初めボランティア活動など地域における住民の主体的な取り組みが必要であり、市としては当面その中心的な役割を担うことを展望しながら、地域連絡協議会の活動を助長をし、町内会の枠を超えた活動を促進をさせて自治権の拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目3点目、保健医療福祉行政にかかわって、まずは地域福祉計画の成果、課題についてであります。地域福祉計画は、平成24年度から平成28年度までを計画期間とし、新名寄市総合計画後期計画と整合性を図って保健福祉分野における個別計画であります高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、名寄市障害者福祉計画、名寄市障害福祉実施計画、名寄市次世代育成支援行動計画、いわゆるひまわり子育てプラン、名寄市健康増進計画、いわゆる健康なよろ21、これらを総合的に推進をするための計画であります。

個別計画ごとにその進捗状況と現状を申し上げますと、名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間として、その2年が経過をしているところです。平成27年度を始期とした第6期の策定に当たり、名寄市保健医療福祉推進協議会保健医療部会及び高齢者部会において第5期の計画の検証を行い、次期の計画へ反映させていく考えであります。また、第5期計画においては、平成24年11月に小規模多機能型居宅介護、さらには平成26年3月に認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型通所介護が整備をされて、市内のサービス事業所の充実が図られてきているところであります。

次に、第3期名寄市障害福祉実施計画でありますけれども、こちらも平成24年度から26年度までの計画期間、本年が最終年になりまして、平成27年度を始期とした第4期の計画策定に向け

て名寄市保健医療福祉推進協議会障害者部会において第3期の検証を行って次期計画に反映をさせていきます。また、第3期計画においては、平成24年度に2件、平成25年度に2件のグループホームが整備をされております。また、平成25年4月より名寄市障害者自立支援協議会に相談支援・権利擁護部会と就労支援部会の2つの専門部会を設置をしまして、さまざまな課題についてより深く協議、情報交換を行っております。就労支援部会での主な取り組みとして、就労している障害者が講師となった仕事講座の開催や障害者の一般就労へ定着プログラムとして実施をしましたジョブカフェを開催をし、障害者の雇用の促進に努めてまいりました。

次に、名寄次世代育成支援行動計画、ひまわり子育てプランでは、後期計画が26年度で終了し、平成27年度からは現在名寄市子ども・子育て会議で議論をいただいております名寄市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて準備を進めているところです。平成27年度から子育て支援新制度への移行が予定をされておりますが、現在国のスケジュールが大幅におくれていることから、情報収集に努め、計画策定がおくれることのないように努めてまいります。

次に、名寄市健康増進計画、健康なよろ21では、新たな健康課題や社会背景を踏まえて10年後全ての国民がともに支え合い、健康で幸せに暮らせる社会を目指すとともに、国の方針をもとに名寄市における健康の課題である脳梗塞等の脳血管疾患を予防し、介護を必要とする状態にならないことが健康寿命の延伸に向けて重要とし、第2次の計画がスタートしたところであります。

本市の保健福祉分野を総合的に推進するこの地域福祉計画といたしましては、それぞれ今御説明したとおり各個別の計画の進捗状況によりおおむね計画どおり推進をしているものと考えておりますが、名寄市の保健医療福祉推進協議会において今後とも検証を進めてまいります。

小項目2、市立総合病院の経営の見直しと長期計画の見直し及び当面の課題についてでございます。病院事業の長期計画については、平成19年度から平成28年度までの10カ年を計画期間とする計画を平成19年度に策定をいたしましたけれども、その後の社会情勢の変化などにより平成24年度に見直しを行ってきたところであります。見直し後の初年度である平成24年度は黒字となったものの、残念ながら平成25年度は3億1,100万円余りの赤字を計上しての決算となりました。この要因として3つ述べますが、まず1つは外来収益で7.9%増と順調に伸びたものの、収益のおよそ7割を占める入院収益が1.9%増と微増にとどまったこと。これは、MRIの入れかえに伴って整形外科、脳神経外科など外科系の診療科の伸びが低いことも要因として挙げられます。2つ目に、給与費、材料費等の伸びが医業収益の伸びを上回っていること。3つ目に、新館、精神科病棟の改築によりまして雑支出、いわゆる消費税が84.4%増と大きく伸びたことが考えられます。詳細については、現在分析中でございます。

平成25年度決算と診療報酬改定を踏まえた今後の経営見直しなどについて申し上げます。ことしの診療報酬改定は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて医療機関の機能分化強化と連携、在宅医療の充実などが重点課題として盛り込まれましたが、改定率は全体で0.1%増という厳しい結果となりました。平成26年度は、夜勤看護師の不足と地域包括ケア病棟の開設準備などのために4月から5階西病棟を休床しておりまして、また診療報酬改定による増収も期待ができないことなどを考えると、本年度決算も大変厳しい状況を想定をしております。現在5階西病棟の再開準備と決算の分析を行っておりますので、今後収益の増加と費用削減の具体策を示すとともに、本年度は見直し計画の中間年であることから、計画の推進状況も点検をし、経営の改善に努めてまいりたいと考えております。

病院機能評価の更新認定に向けた過去の審査結果の課題等への取り組みの状況についてであります。市立病院では、平成11年12月に道内の公立病院では初となる病院機能評価の認定を受けまして、これまで2回の更新の認定を受けてきたところであります。病院機能評価は、第三者機関である日本医療機能評価機構が医療の質や患者へのサービスなど各医療施設としての機能の評価をし、客観的な立場から医療施設の現状を把握するとともに、問題点を明らかにして改善活動を推進することにより、医療提供体制の充実や医療サービスの質の向上を図るものであります。前回平成21年11月の受審においては、患者の権利と医療の質及び安全の確保、療養環境と患者のサービス、医療の質と安全のためのケアプロセスなど7の領域にわたる項目について調査を受けまして、院内暴力への組織的な対応や臨床研修機能体制の確立などの取り組みが評価をされて、安心できる医療レベルにある病院としての認定を受けました。しかし、その一方で、必要性の高い課題に対する定期的、継続的な研修会の開催並びに研修内容の評価やマニュアルの最新版への更新などについて改善を求められたところでもあります。前回指摘を受けた事項については、認定後各担当部署や各種委員会において改善を図ってきておりますが、平成25年4月に病院機能評価の項目が評価書を含めて抜本的に改定をされたことから、この新体系の評価項目に照らし合わせて基準をクリアをしているのか、改めて院内で確認を行っているところであります。今回は、3回目となる更新認定を受けるべく、各部署が連携をしながら、現在準備を進めておりまして、この工程がきっかけとなり医療の質の向上、そして効果的なサービスの改善につながっていくものと考えております。

続きまして、旧精神科病棟の解体に伴う駐車場の対策についてであります。精神科病棟の改築事業については、新館が5月から本格運用を開始をし、屋上に整備をしたヘリポートについても6月

9日から当初予定をしていた訓練が急遽実際に救急患者を受け入れるという形で運用がスタートをされました。今後は、旧精神科病棟の解体工事と外構、駐車場の整備工事を6月9日から12月18日までの期間で行います。議員が御指摘のとおり、この間が最も駐車台数が不足をする期間となることから、対策として既に6月広報では御案内をしておりますが、市民の皆様には来院される際はできる限り公共交通機関を利用させていただきようお願いをしているところであります。そのほかこれまで保育所や幼稚園への送迎などが必要な職員には花園公園の一部と民間借り上げ住宅を、そして遠方から通勤をする職員などにはスポーツセンターの駐車場を利用するように呼びかけておりましたが、今後は妊婦や体調不良などの一部職員を除いて花園公園には駐車しないように、他の職員は民間借り上げ駐車場とスポーツセンター駐車場を利用するように周知徹底をいたしまして、患者用の駐車スペースの確保に努めてまいります。引き続き工事期間中、市民の皆様には、あるいは利用者の皆様にも御迷惑をおかけをいたします。御理解と御協力をお願いを申し上げます。

続きまして、子供・子育て支援と子供医療費無料化への背景についてであります。以前より乳幼児医療費について無償化の御意見もいただいておりますけれども、これまでは北海道医療給付事業の補助基準に準拠しての助成事業を行ってまいりました。国では、平成26年4月から消費税を8%に引き上げて、増収分は社会保障の充実、安定化に向けて使われるといったことになっております。また、各地方公共団体においても引き上げ分の地方消費税収分を全て社会保障施策に要する経費に充てるように、本年1月24日付で総務省自治税務局都道府県税課長通知が出されたところであります。本市といたしましては、比較的收入が少ないと考えられる就学前の子供の養育世帯について、サービスの拡大を図ることによって子供が平等に医療サービスの提供を受けることができ

る環境を提供し、また小学生についても保護者負担が大きくなる入院を事業対象とすることによって、家計への負担軽減を図り、子供が健康に過ごすことができる環境を提供するための事業拡大を行うといたしました。子供たちへの医療サービスの提供につきましては、今後とも安心して子育てができる環境の提供、さらには市立総合病院での小児科医24時間配置など医療提供体制確保と医療費の負担軽減策の両面での支援を行ってまいりたいと考えております。

小項目4、国民健康保険の財政運営と広域化問題についてであります。まず、国民健康保険の財政運営についての考え方でありすけれども、本市の国保の現状は60歳から74歳までの方が約6割を占めて、この5カ年で被保険者は約800名、10%が主に後期高齢者医療の移行に伴い減少をしております。被保険者の所得の状況でありますけれども、所得金額100万円以下の世帯が約63.5%、100万円から300万円以下の世帯が約26.2%と300万円以下の世帯が約9割を占めております。被保険者の税負担は、医療分、後期支援分で全道35市中低いほうから19位となり、1人当たり7万8,544円となっております。また、1人当たりの医療費は年々増嵩しまして、昨年度は34万1,000円と平成21年度に比べて約16%増加をしております。今後の国保の財政運営に当たりましては、第1に適正賦課と税収確保に努めて財政の安定化、健全化に取り組んでまいりたいと考えております。第2に、レセプト点検の調査による重複頻回の受診のチェック、そしてジェネリック薬品の利用促進により医療費の適正化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。第3に、受診年齢を30歳に引き下げました特定健診、特定保健指導、人間ドック等の保健推進事業を精力的に進めて、被保険者の健康増進に結びつく取り組みを進め、国保の財政安定化に努めてまいりたいと考えます。

国保広域化の問題についてお尋ねがありました。

来年度通常国会の提出を目指し、必要な法案の整備が検討されて、平成29年度末までに都道府県を単位とした広域化が進められようとしております。現在は、道が主体となり市町村連携会議が設置をされて、広域化に向けた現状を出し合って今基礎的な事項のすり合わせを行っている入り口の段階だということでありす。保険料の設定につきましては、資産割の廃止や市町村ごとのでこぼこの料率をどう調整をしていくのか、また医療費の適正化の取り組みや保健事業の推進なども大きな課題だと考えております。今後国がどの程度支援拡大を行うかが待たれて、全道の医療支出に見合った保険料の料率の設定をどのようにしていくのか、道を中心に市町村間の公平で納得できる素案の協議を行っていくものであります。

本市といたしましては、危機的な国保の現状の認識のもと、持続可能な社会保障制度の構築のための広域化の趣旨も踏まえて意見を反映をしてまいりたいと思います。また、広域化すると被保険者の生の声が届きづらくなるのではないかとといった懸念も当然でございます。広域化後も被保険者の方々と直接かかわっていくのは市町村でありますので、どのような制度設計をしていくのか十分留意をし、協議に際して主張すべき点、譲れない点については声をしっかりと上げていきたいと思っております。

小項目5、生活保護制度の課題と新たな生活困窮者支援制度の名寄市の取り組みについてであります。昨年度の窓口相談の件数は延べ82件でありまして、そのうちの生活保護に係る実相談件数は51件でありました。生活保護を申請した世帯は26世帯、前年度の17世帯から9世帯の増加となりました。また、廃止の状況ですが、31世帯が廃止となり、廃止の主な理由は死亡、働きによる収入の増加、扶養義務者等の引き取りなどが挙げられます。相談体制の現状といたしましては、総合相談窓口生活保護相談支援員を配置をし、相談者の状況について詳細に聞き取りを行いなが

ら、他の施策の活用、あるいは問題解決の糸口を示すこと、さらには離職者に対しては住宅支援給付事業の活用など、窓口の対応を進めてきているところであります。

生活保護受給者への自立促進の取り組みとしては、ハローワーク等の生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書、これにより効果的、効率的な就労支援と相互の情報提供による共有化など自立に向けた就労指導を行っているものの、経済情勢や雇用の環境までなかなか就労に結びついていないという状況であります。

新たな制度であります生活困窮者自立支援制度は、生活保護者にはまだ至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティーネットと位置づけて、包括的な支援体系を創設をし、平成27年4月から実施をするものであります。生活困窮者の課題は、多様で複合的でありまして、制度のはざまに陥らないよう広く受けとめることが制度の目指す目標となっております。現在は生活保護を受給をしていないけれども、生活保護に至る可能性のある方で自立が見込まれる方をその対象としております。制度の概要としては、生活保護に至る前の段階で自立支援策を図るため、相談者の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成をする自立相談支援事業、離職により住宅を失った生活困窮者に対する家賃を有期で支援をする住居確保給付金の支給、就労に一定期間を要する方に対する就労準備支援事業、緊急に衣食住の確保が必要な方に対する一時生活支援事業、家計から生活再建を考える方に対する家計相談支援事業、貧困の連鎖の防止を目的とした学習等支援事業の中から事業を選択をするということになっております。本市では、現状の相談内容を考慮し、拡充した形での就労や自立に関する相談を行う自立相談支援事業と離職により住宅を失った生活困窮者に対する家賃を支援する住居確保給付金の支給、これらについて検討をしているところであります。生活困窮者自立支援制度は、先進的なモデル事業を実施をしてい

る市もあることから、その状況を確認しながら平成27年4月の実施に向けてその準備作業を進めてまいります。

大項目4、経済建設行政にかかわって、まずは1のコンパクトシティーと低炭素まちづくりの計画についてであります。この計画を策定するに当たりまして、平成22年には国土交通省から低炭素都市づくりガイドラインが示されました。その後根拠法令となります都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆるエコまち法が国により策定をされたことが名寄市においても計画策定を検討した背景となっております。我が国の社会状況は、人口減少、超高齢化、財政状況の悪化、地域コミュニティの衰退、環境、エネルギー問題と課題が山積をしております。これらの課題への有効なまちづくりの方向性として、公共交通と一体となり日常生活に必要な住居、商業、医療、緑地等が身近にまとまっている集約型の都市構造、いわゆるコンパクトシティーの形成が合理的との考え方から、エコまち法が制定をされています。また、北海道は低密度に拡散をした都市構造のために温室ガス効果の原因となるCO₂の排出量が全国に比較して多いことから、低炭素に取り組む必要性は高いと言えます。名寄市におきましてもこのエコまち法の制定以前にまちづくりの基本方針である都市計画マスタープランにおいて既にコンパクトなまちづくりを基本理念として掲げておりました。さらに、国交省の交付金を活用して整備をした駅前よろーな、建設中の（仮称）市民ホール、運行中のコミュニティバスと持続可能でコンパクトな都市構造の実現や交通体系の構築に努めております。これにより昨年12月に国交省から名寄市を計画素案のモデルにしたいという打診がありまして、協力体制をとりながら、全国で7例目の策定を平成25年度中に行いました。本計画の位置づけは既に策定をしております新名寄市総合計画や都市計画マスタープラン、社会資本総合整備計画を実施をした結果、どのように低炭

素でコンパクトなまちづくりとなるかを整理したもので、国交省から交付金の交付率5%のかさ上げが認められて交付金額の増額が見込まれるものであります。また、交付金かさ上げのメリットを含めて集約型都市構造を持つコンパクトシティの実現は、都市の低炭素化のみならず、人口減少、高齢化、行政コストの増大等の課題への有効なまちづくりの方向性につながるため、本計画策定をきっかけとしてより一層コンパクトなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

小項目2、中小企業振興と関係団体との役割と責任についてであります。にぎわい創出に係る駅前交流プラザよろ一に求められている機能として、中心市街地へ集客する役割とその上で周辺商店街へ人の流れをつくり、商店街と連携をして活性化を図る役割があります。この両方が機能することによって、駅前交流プラザよろ一が中心市街地に設置をされた意義があり、それによってにぎわい創造につながっていくと考えております。現状を見ますと、集客する役割は一定の効果を果たしておりますが、もう一つの役割については十分に役割を果たしている状況とはなっていないと認識をしております。現況の商店及び施設を活用した人の誘導並びに活性化策、さらには効果を生み出すためにどのような機能の施設が必要なのかについて、具体的な視点に立って名寄商工会議所を初め商店街連合会等と検討を行っていききたいと考えております。

中小企業振興条例は、今まで利用者にとって利用しやすい、また現況の問題点を解決するため、こうした制度の改正を行ってきました。しかし、今まで実施をしてきた制度改正は、支援内容の変更などが主なものとなって、現行の中小企業振興条例自体が本市における商工業の実情や将来あるべき姿などを考慮した制度として検討すべき時期に来ていると考えておりまして、商工会議所及び商工会の共通した認識であると確認をしております。このことから市政執行方針でも述べました

が、今まで本市の支援内容にはなかった新たに事業を手がける企業及び既存の中小企業等が別の分野で進出をする新規事業など新たなビジネスの創造が本市で活発的に展開をできるような環境づくりを確立していくことも必要であり、さらには経済団体と行政が果たすべき役割と責務を明確に示すとともに、市民も経済循環の一翼を担う消費者としての役割など内容を盛り込んだ抜本的な条例の見直し作業について取り組んでいきたいと考えております。これらの各種中小企業の振興に係る事業に取り組むに当たりまして、現在の社会資本整備交付金事業が平成27年度で終了することから、市の支援内容に加えて国からの支援事業を積極的に活用するために、市の中小企業を取り巻く状況を正確に捉えて、どの支援事業を採用するかが本市にとって有利となるかについて国、道からの情報収集に努めるとともに、現在北海道経産局に職員を派遣しております、この優位性を最大限に生かしながら取り組んでまいりたいと考えております。

小項目3、地元企業の経営と雇用の現状と課題についてでございます。ハローワークの名寄管内における雇用の現状であります。有効求人倍率の数値自体は31カ月連続で前年同月比を上回っておりますが、4カ月以上の雇用期間として求人をしている常用職業紹介状況についての就職率については平成25年度末で42.6%と必ずしも求職者が就職できている状況ではございません。これは、業種による求人数の偏りが大きくなっているためでありまして、特に事務職及び軽作業に関する職種の求人数は依然として低調のままであり、一方で専門技術職、建設、採掘職については求人募集をしても人材が確保できない状況となっております。新規の高校卒業者に係る雇用情勢として、地元での就職希望者数については平成27年3月高校卒業見込みの就職希望者234名のうち地元希望者数は66.7%の151名となっており、例年約7割近い生徒が地元での就職を希望していま

す。実際には、希望職種に対する求人数が不足しているために地元希望者の約6割しか地元で就職することができていない状況であります。

また、北海道全国における高校新卒者の定着率をあらわす過去3年間の在職期間別離職状況についてでありますけれども、平成22年3月に卒業された北海道の新規学卒者の状況として、昨年3月までの3年間で男性46.2%、女性55%、平均して51%の生徒が3年間で離職をしていると。全国における男性33.1、女性47.7、平均39.2と比較してもこの離職率が全道平均を大きく上回っておりまして、男女別を比較しても非常に高い傾向でございます。これら定着率の改善策については、採用する企業並びに労働関係機関が連携して問題を改善することが求められますけれども、現在実施をしています事業として、まず新規学卒者に対して「入社1カ月目の言葉」と題しましてアンケート調査を実施をして、各高校の進路指導や地元企業に対してどのような職場環境が必要であるかなどについて情報共有をするための取り組みを行っています。さらに、ハローワークなよろでは、今年度から市内の事業所における新規学卒者が就職をしてから3カ年における離職率の調査を実施する予定であることから、より具体的な問題を抽出をしてその改善を図るための検討の場を設定をしていきたいと考えております。

また、今年度は2年ごとに実施をしております労働実態調査も行う予定でありまして、市内の企業の振興と安定、労働条件の改善、労働力の確保、定着を図るための実態を把握することができますので、この結果を参考に市内の各事業所が抱えている労働、雇用に係る課題の状況等について分析をして、さきにも述べました中小企業振興条例の抜本的な見直し作業と並行して労働雇用問題についてもより具体的な対策について関係機関と検討してまいります。

小項目4、名寄市公契約に関する指針についてであります。名寄市では、地域の活動の発展、地

元企業の育成、市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目的に契約の基本的なあり方を明確化した名寄市公契約に関する指針を平成25年12月16日に策定をいたしました。基本方針として、1つに公平、公正で透明性の高い入札契約制度、2つに品質の適正な履行が確保できる入札契約制度の推進、3つに地域経済の活性化を図る入札契約制度の推進、これを掲げておりまして、基本目標の具現化に向けての措置に取り組んでいるところであります。指針の具体的取り組みの一つとして、名寄市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱による建設工事の適正化推進のため、請負業者に対し雇用対象労働者への建設業退職金共済制度の加入報告と就労状況について発注者への提出を求め、報告書の確認の徹底を行っております。請負業者や労働者への周知と理解に対する取り組みといたしましては、4月の名寄市建設事業説明会におきまして指針を取りまとめた手引書の配付と参加業者への説明を実施しております。また、契約締結時には請負業者への手引書の説明、履行の徹底についても説明をあわせて行っているところであります。市の庁内体制においても十分な協議と確認、情報収集に努めてございます。これまでの公契約と比べて指針の策定と実行によりまして適正かつ公正な入札制度の運用について個別の目標が明確になり、公契約の基本目標の実現に向けた基礎が整備をされた点に意義があると考えております。今後公契約に関する指針の運用により、労働者の安心、安全、安定した雇用環境を確保し、関係者との協力連携のもと、地域経済の活性化の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

小項目5、政権交代による農林業施策の変化と影響についてであります。国におきましては、攻めの農林水産業のための農政の改革方針として、昨年農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と農業、農村の有する多面的機能の維持、

発揮を図る地域政策を車の両輪として推進をすることとし、これに伴う新たな施策の創設と現行制度の見直しが行われたところであります。具体的には、1つに経営所得安定対策では基本的な枠組みは維持をされておりますけれども、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったことから、米の直接支払交付金や米価格変動補填交付金については廃止をされることとなりました。加えて米の直接支払交付金も見直しが行われて、主食用米の偏重ではなくて、麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、これらの需要のある作物を振興し、意欲のある農業者がみずからの判断で作物を選択できることとなりましたけれども、米の直接支払交付金の半額等の影響で2億円近い所得の減少となります。また、飼料用米におきましても販売先の確保、品種の選定、新たな機械設備の投入が必要となるなど、それぞれ課題の多い制度にもなっております。

2つ目に、農地の有効活用の継続、あるいは農業経営の効率化を進める担い手への農地の集約、集積を図ることを目的に農地中間管理機構が創設をされました。北海道においては、本年4月1日から北海道農業公社がその任務を担当することとなりまして、名寄市でも5月に業務受託に関する同意書を提出をし、今後農業委員会、農業者とも協議を進め、9月の公募実施に向けて取り組んでまいります。以上、農地の集積、集約化、これは有効な施策と考えておりますけれども、高齢者の出し手においては10年間の賃貸借後の対応や農業参入をした企業が撤退をする出口規制等における課題もあることから、制度の運用に当たって十分な地域での話し合いや対象者への説明も行っております。

3つ目に、TPPのことについてですけれども、4月の東京での日米首脳会談、5月のシンガポールでの閣僚会合が開かれて、現在交渉が進められておりますけれども、交渉内容の詳細な情報は開示をされていない状況であります。北海道におい

ては、4月17日に日豪EPA及びTPP協定に関する緊急要請書を北海道、北海道市長会等18機関、団体連名で国民への十分な情報提供と説明、重要品目の関税維持等を柱として農林水産省へ提出をしているところであります。名寄市といたしましても北海道を初めJAを含めて農業関係者、市町村関係者と幅広く連携をして、従来同様の姿勢を堅持をしております。

小項目6の名寄市農業・農村振興計画、進捗状況、現状、課題についてであります。この農業・農村振興計画、平成19年度に策定をしたところであります。計画期間を市の総合計画と合わせて平成28年度までの10カ年として、前期計画が23年度までの5カ年と後期計画が28年度までの5カ年に分けて実施計画を実施するために必要な施策を分野ごとに具体的に策定をしております。施策の推進に当たっては、1つに収益性の高い農業の確立、2つに多様でゆとりのある農業経営の促進、3つに農業の担い手の育成と確保、4つに環境と調和をした農業の促進、5つに豊かさや活力のある農村の構築、この5つを柱として国、道等の施策を有効活用しながら市の単独事業を含めて推進をしてきたところであります。高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が懸念をされておきまして、今後においても優良農地の確保と耕作放棄地の解消が必要不可欠となっており、担い手の確保などを含めて持続する農業の確立に向けて必要な対策を講じてまいります。

また、営農類型についてであります。個別経営体13類型と組織経営体4類型を設定しておりますけれども、これをもとにして認定をしております認定農業者の認定件数は平成23、24年度は548件、平成25年度519件となっております。また、策定当初からの作物の策定体系も大きく変わっていることから、現状を踏まえての今後の見直しの作業も進めてまいります。次期計画の策定も3年後に迫っ

ていることから、総合計画と連動して計画的な準備作業を進めてまいりたいと考えております。

教育行政の中の市立大学の関係は私のほうから答弁をします。大項目5の名寄市立大学の今後の課題についてのところ、小項目1、名寄市立大学は、開学以来人を対象とする支援サービスにすぐれた能力を備え、これに携わることのできる人材の養成を教育の基本に据えて地域社会を積極的に活用する地域活動を実践をしながら、保健、医療、福祉に係る地域課題の解決に向けた研究活動を展開をすることにより、地域に貢献をしております。このような大学の教育研究活動を支える運営経費は、主に授業料などの学生納付金と地方交付税により賄われております。公立大学を有する地方公共団体に対して大学を設置、管理するための経費が普通交付税の算定において基準財政需要額に算入措置をされておまして、具体的には一定の基準に基づいて算出された学生1人当たりによする単価、これに学生数を乗じて算定をされるとともに、授業料等の減免に係る経費などが考慮されております。

地方交付税算定に係る学生1人当たりの単価の推移につきましては、市立4年制の大学分は従来文化系、医学系、理科系、家政系及び芸術系の4つの分類によって算定をされておまして、特に理科系と家政系及び芸術系は県立と市立に細分化されて算定をされておまして、平成25年度からは地域医療を担う人材を育成する学部など公立大学の特性や実態に沿った経費算定が可能となるよう文化系の学部を社会科学系と人文科学系に、そして理科系学部を自然科学系と保健系にというように細分化されることとなりました。また、短期大学分は理工系及び医療看護系、家政系及び芸術系、文化系の3つの分類によりまして学生1人当たりの単価が示されると、こういうことになっています。総務省が公表しております交付税算定に係る学生1人当たりの単価の推移を見ていくと、毎年度そのときの国の方向性、施策等に左右をさ

れているというふうに推測ができます。平成16年度の理科系における単価を100とすると、開学年度の平成18年度では90、学年完成時の次の平成21年度では85と減少を見せたものが平成25年度では103というふうに復元をされております。交付税算定における種別類型の多様化あるいは国の政策等の影響を受けやすく、必ずしも安定しているとは言えません。

市立大学の運営に係る経常経費の収入を費目構成別に決算ベースで見ると、授業料などの学生納付金がおおむね3割、地方交付税を原資とする一般財源はおおむね6割、その他補助金などが1割といった構成比になっております。大学運営に係る経常経費については、大きく地方交付税措置に依存している状況でありますけれども、完成年次以降近年まではおおむね順調に推移をしております。したがって、授業料等の学生納付金の改定などによりさらなる負担を求めることについては現在考えておりません。全ての公立大学が加盟をしております公立大学協会では、毎年文部科学省及び総務省に対して公立大学の教育研究の基礎となる財源措置である地方交付税の単位費用の適正化、減額措置の解除について要望をいたしてきております。引き続き学生確保対策を充実して志願者のさらなる拡大を図るとともに、公立大学協会を通じて地方交付税措置の適正化を求めて大学運営に係る安定的な収入の確保に努めてまいります。

保健福祉学部の今後の学生の確保の動向と就職戦線について御説明します。保健福祉学部及び短期大学部の入学者の選抜は、学力試験を課さない推薦入試と学力試験を課す一般入試に大別をされまして、それぞれに募集人員を振り分けて志願者の募集と入学の試験実施をして入学者を決定しております。保健福祉学部の平成18年度から平成26年度までの入学者の選抜の状況については、推薦入試では募集人員55人に対して平均志願者数が141人、平均志願倍率2.5倍となっております。

ます。一般入試の前期日程では、募集人員71人に対して平均志願者数338人、平均志願倍率4.7倍、後期日程では募集人員14人に対して平均志願者数213人、平均志願倍率が15.2倍となっております。短期大学の平成18年度から平成26年度までの推薦入試では、募集人員25人に対して平均志願者数が49人の平均志願倍率が1.9倍、平成23年度から26年度までの一般入試では募集人員20人に対して平均志願者数が55人で、平均の志願倍率2.7倍ということになっています。両大学ともに志願者の確保ではよい結果となっております、適切な入学者の選抜が可能になっているというふうに考えています。

また、在学生の出身高校の都道府県別の状況がありますが、保健福祉学部は道内が66%、道外34%を占めておりまして、道外高校の出身者の68%が東北6県からの入学者となっております。短期大学部では、道内が90%、道外10%となっており、道外高校の出身者の約80%が東北6県からの入学者ということでありまして、市立大学では、道内及び東北各県の高校の訪問による進路指導担当教員への募集活動及び進学相談会への参加、高校における本学教員による模擬授業等の実施など教員や事務職員が積極的に出向いて直接学生の募集を行うことを柱としてオープンキャンパスの開催回数の拡大、大学ホームページの充実や大学案内のリニューアル、各種進学情報媒体への広告掲載など広報活動の成果があらわれてきたものと考えております。しかしながら、進学相談会に参加している高校生の本学の知名度は決して高いものとは言えないということも聞いております。今後もあらゆる機会や媒体を通じて、本学の知名度を上げていく取り組みが課題であると思っております。

次に、両大学の平成25年度の卒業生の就職状況についてです。就職を希望していた学生のうち、就職が決定した学生数の割合である就職率、栄養学科では94.4%、看護学科100%、社会福祉

学科96%、児童学科100%となっております。昨年度と比較して栄養学科で6ポイント、社会福祉学科で4.3ポイント上昇しております。また、地域別の状況で道内に就職が決定をした学生の割合、保健福祉学部で74.8%、短期大学部で95.8%でありまして、このうち名寄市内で就職が決定した学生は7人となっております。道外で就職が決定した学生の割合は、保健福祉学部で25.2%、短期大学部で4.2%ということです。学生の地理的条件の不利な地域にあって就職活動を進めなければならないという状況を考慮すると、よく検討した結果であると評価できるものと思われれます。大学の就職状況は、平成22年、23年のいわゆる氷河期と言われた状況から回復の傾向にあるものの、雇用条件の問題など学生に対する適切な就職指導を継続していく必要があります。また、国家資格の取得と専門職への就業を結びつけるキャリア形成の支援が求められます。また、地元定着化を図る取り組みも求められておりまして、さまざまな課題がある中で平成24年度内に学内にキャリア支援センターを設置をし、担当教員とキャリア支援相談員を配置をし、学生支援に取り組んできているところでありまして、本年度は事務局職員の配置とあわせて相談員の増員も図りました。また、札幌市内の本学サテライトオフィスを学生の就職活動に活用できるように開放しております。卒業生の地元定着化への取り組みとして、昨年度名寄市立総合病院と市立大学で看護師確保対策に関する検討会を立ち上げ、今年度も検討会を継続をしております。

次に、社会保育学科の設置計画案についてであります。この間市立大学で検討が進められてきた短期大学部の将来像について、平成23年2月の教授会において青木学長から児童学科の4年制化、学部再編強化の視点からの新学科構想という提案が示され、以来大学において検討チームが組織をされて具体的な検討作業を積み重ね、新学科の構想と学部の再編強化についてそのイメージをより

明らかなものとするとともに、大学と設置者との意見交換を行い、課題の共有化に努めてまいりました。平成24年9月の教授会におきまして、児童学科の4年制化、学部再編強化による社会保育学科の設置に関する構想案が承認をされ、これを受けまして設置者では平成24年11月に庁内横断的なワーキンググループを設置をして検討を行い、国の政策状況の推移等を踏まえて課題解決及び大学の振興方策について設置者と大学とで方向性を確立をすることとして、学部再編強化と短期大学部児童学科4年制化による新学科を前提とした検討準備組織、これを設置をして具体的検討を行うことといたしました。平成25年7月、短期大学部児童学科の4年制化及び保健福祉学部再編強化に関する検討準備会並びにワーキンググループ、これを組織をして、これまでの検討の成果を踏まえてより具体的な検討に着手をしました。ワーキンググループは、平成25年8月から平成26年5月までに11回開催をし、新学科開設の目標年次を平成28年4月として新学科の設置計画案について検討を重ねてまいりました。設置者委員と学内委員とにより構成をされる検討準備会議をワーキンググループと合同で平成25年8月、平成26年2月、5月、会議を計3回開催をし、ワーキンググループの検討に基づきさらに検討を加えてまいりました。また、ワーキンググループでは、平成26年2月には文部科学省高等教育局大学設置室、北海道厚生局健康福祉部指導養成課、文部科学省初等中等教育局教職員課に対して学部の学科の設置、指定保育士養成施設の許認可、教職課程設置に係る課程認定について具体的事務手続等を含めて新学科設置に係る相談協議を行ってまいりました。5月15日に開催されました第3回目の合同会議の結果を踏まえて、大学は新学科の設置計画案をまとめたところであります。設置者として大学における検討内容及び検討事項については尊重していく考えでありまして、したがってさきの議員協議会において報告と説明をさ

せていただいたところであります。

なお、新学科開設に伴う大学収支の見通し、あるいは施設整備に関するより具体的な詳細な計画及び事業費等の積算が必要となりますけれども、今後も継続して検討準備会議において検討作業を進めてまいる予定であり、計画の詳細がまとまり次第議会で説明をさせていただきたいと考えておりまして、あわせて市民の皆様への説明の機会も設定をしてみたいと考えております。

学部再編強化、新学科の設置に係る事業の新名寄市総合計画後期計画との整合性についてのお尋ねがありました。主要施策であります大学教育の充実に整合をするものと考えております。実施計画への具体的な事業登載につきましては、庁内推進委員会において財政計画に基づいてローリング調整を行い、事業選択については市民推進委員会において御審議をいただくこととなろうと思っております。

なお、課題としては、新学科設置に伴う大学収支の見通し、さらには施設整備に関するより具体的な、あるいは詳細な計画及び事業費等の積算、新学科開設に伴う新たな教員確保などが考えられますが、課題への対応につきまして大学と十分な連携、協力のもとスピード感を持って対応してまいります。

最後、独立行政法人への基本認識と対応についてであります。平成26年5月現在で公立大学の数が86大学、国立大学と同数となりました。この86大学のうち68大学が公立大学法人に設置、運営をされております。非法人の18大学のうち3大学が市立、1大学が組合立、14大学が県立、地方公共団体によって設置、運営をされております。名寄市立大学を初め非法人の大学は設置主体であります地方公共団体がその組織として運営をし、学長は学校教育法に規定をされる職務を行います。また、教育公務員特例法により大学教員の任命権者は地方公共団体の長であります。学長の選考を初め教員の選考及び人事は教授会の議に

基づき学長が行うといったことになっています。公立大学法人における設置、運営では、法人の長である理事長が学長を兼ねるということが原則でありまして、法人会計による効率的なマネジメントや能力の業績に応じた弾力的な人事のシステムや情報公開、第三者評価による適切な支援配分、さらには設立団体の長からの目標の指示と目標達成のための計画策定と実施など大学改革を進め、さらなる発展に資するものであると考えています。今後の大学運営と高等教育機関の経営のあり方については、法人化に関する調査及び研究の必要性を認識をしております、計画的に検討しております。

以上、私からの壇上の答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目の5、教育行政についての小項目1から3についてお答えいたします。

最初に、小項目の1、教育行政執行方針についての1つ目、国の教育委員会制度改革と名寄市教育委員会機能の課題について申し上げます。現在の教育委員会制度については、首長からの独立、合議制、レイマンコントロールによる政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映を図るものとして導入されておまして、地方教育行政の基本的な制度として定着していると考えております。しかし、一方で現在の教育委員会制度の現状については、合議制のための教育長と教育委員長の権限と責任の所在が不明確になっている、会議が形骸化しており、迅速な意思決定ができないなどのさまざまな問題が指摘されているところでございます。このような現状を踏まえ、昨年教育再生実行会議では教育委員会制度のあり方について議論を行い、地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、教育委員会制度を改革するための提言がなされたところであります。この提言を踏まえ、政府におきましては教育委員会制度

改革の視点を教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、責任の明確化、迅速な危機管理対応、首長の意向の反映、国との関係などにおいて改正案の検討をしてきたところであります。その結果、地方教育行政改正法案が6月6日に閣議決定し、6月13日に国会において成立したところでございます。

改正案については、教育長と教育委員長を一体化した新たな責任者を置く。教育長の任期は3年、首長は総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。政治的中立性と継続性、安定性を確保するために教育委員会を引き続き執行機関とする。国の教育行政への関与では、いじめ、自殺などの再発防止策を教育委員会に講じるよう文部科学大臣が指示できるようにするなどとなっております。私は、教育委員会制度の根幹は教育基本法に示されております教育行政の中立性や安定性、継続性などを確保し、保護者など広く地域住民の意見等を反映させながら教育を進めていくことであると考えております。したがって、今後とも教育行政の中立性を確保するという観点に立って、学力向上やいじめ問題など教育上のさまざまな課題を解決しながら、子供たち一人一人を心豊かでたくましく育てていきたいと考えております。

次に、本市の教育委員会の現状と課題についてでございますが、教育委員会については月1回の定例教育委員会議のほかにも必要に応じ臨時の教育委員会議を開催し、情報の共有化や意思の決定をしてきております。また、各教育委員においては、各種行事への参加や学校訪問を通じ、本市の教育行政に積極的に参加していただいております。ただ、十分な協議による迅速な意思決定や教育内容の十分な理解に基づく意思反映などには課題があると考えております。今後これらの課題への対応を進めるとともに、新たな教育委員会制度のもとでも引き続き教育行政の執行機関という位置づけは変わらないことから、教育行政の中立性、安

定性を確保しながら、公正な職務の遂行に努めてまいりたいと思います。

次に、2つ目、学校教育の重点施策の展開に伴う課題について申し上げます。本年度学校教育の重点施策については、昨年度までの取り組みの成果と課題を踏まえ、子供たちに生きる力を育むために必要不可欠な取り組みを示しております。このことを受け、市内の小中学校においては平成26年度学校教育推進計画及びそれに基づく重点施策を踏まえ、学校の実情に応じて創意工夫した学力、体力向上の取り組みや豊かな心を育む取り組み等を着々と展開しているところであり、現在まで教職員に過重な負担がかかっているとの報告はありません。しかしながら、近年全国の学校では子供一人一人の学習や生活の状況に応じたきめ細かな対応や学校へのさまざまな要求への対応など多くの課題があり、教職員の業務は多様化、多忙化が進んでおり、本市においても例外ではないと考えております。このような現状を踏まえると、子供たちに生きる力を確実に育むためには、学校行事の精選や校務のスリム化等を図り、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、一層効率よく効果的に学力、体力向上の取り組みや豊かな心を育む取り組みを進めることが重要であります。こうした教職員が子供たちと向き合う時間を確保する取り組みについては、現在本市が指定を受けている道教委の学校力向上に関する総合実践事業の重要な実践項目の一つでもあり、既に市内の小中学校ではさまざまな取り組みを始めております。例えば学校行事の準備に係る時数の削減、職員会議の内容の厳選及び時間の短縮または長期休業中への移行、会議を開催する手数を省くため係の者が案を作成して関係者に回し、承認を求める稟議システムの導入、朝の職員打ち合わせの回数を減らし、日報を発行しての連絡事項の徹底、短時間での無理なく参加できるミニ研修やワークショップ型の研修の取り入れなどあります。今後は、こうした教職員が子供たちと向き合う時間を確保

する取り組みが効果的に行われているかどうか、さらに点検、評価を行い、効果的な取り組みについては市内の全小中学校で共有して教職員の皆さんが子供たちと存分に触れ合う中で意欲を持って指導に当たることができるよう学校運営や職場環境に係る条件整備に努めてまいります。

次に、3つ目、社会教育重点施策の展開に伴う課題について、1点目の教育相談センターの現状と課題について申し上げます。教育相談センターは、教育専門相談員、適応指導教室指導員と教育推進アドバイザーを配置し、児童生徒や保護者などからの教育に関する問題を中心とした悩みや相談を受け、学校や関係機関との連携を図りながら、解決に向けての支援や指導を行っております。さまざまな課題の入り口とも言える相談業務においては、平成25年度では電話、面談による延べ250件の相談件数となっており、前年の215件を上回っている状況にあります。相談は、保護者からのものがほとんどで、登校を嫌がっている、児童の成長に関する不安、友人関係などさまざまありますが、それらの原因と考えられる出来事や児童生徒の心情は、学校内だけではなく家庭環境も含むさまざまな問題が絡み合い、多種多様化、複雑化している現状にあります。また、時間がたつてからの相談もあり、解決に長時間を要するケースがあります。いわば重症化してからの相談になれば解決が困難となることから、できるだけ早い段階で相談していただける体制が課題となっております。このため全児童生徒に対しハートダイヤルについてのチラシやカードの配布、日中相談しにくい方のための夜間相談日を設定するなど相談しやすい体制に工夫しております。また、定期的な学校訪問により学校生活での気になる変化がある児童について情報を集約し、学校と連携して対応しております。

適応指導教室につきましては、昨年度は小学生3名、中学生2名の合わせて5名が通室しておりましたが、中学生1名が学校へ復帰後、無事卒業

し、進学しております。また、小学生1名も進級を機会に学校へ復帰しているところでございます。昨年度から通室中の3名のうち、小学生1名と中学生1名は学校への登校を試行的に重ね、現在年度内の学校復帰を目標としております。不登校に至った原因などにより、個人に合わせたプログラムを行うことで成果が出てきているものと考えており、引き続き対応を進めてまいりたいと思います。相談業務、適応指導教室いずれも学校や保護者との共通認識と対応の統一、役割分担など3者における連携が必要不可欠であり、今後とも教育推進アドバイザーを含めた連携をさらに強化し、体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体運営についてであります。現在厚生労働省と文部科学省において放課後対策の総合的な推進について議論がなされております。いわゆる小1の壁を打破するための放課後児童クラブと次代を担う人材育成のための放課後子ども教室の拡充を図り、全国2万カ所の小学校区のうち1万カ所以上を一体的な運営とすること、また一体運営を行う場合は就労などの条件を外し、全ての児童が利用できる施設を目指すことが議論経過として示されているところでございます。現在名寄市では、放課後子ども教室は単独での実施となっており、申し込みを受けた結果、名寄地区、風連地区で小学生、名寄地区で中学生の教室をそれぞれ週1回、2時間を基本に行っております。子ども教室は、教職員OBなどの有資格者の協力を得て宿題や予習、復習のための学習支援と工作や英会話など工夫を凝らしたテーマ学習を行っており、利用児童生徒は学習意欲も高く、有意義な時間を過ごしております。放課後児童クラブは、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の安全、安心な居場所として運営されております。その中では、指導員に保育士や幼稚園教諭の有資格者などを配置し、子供たちと遊んだり、勉強したり、お誕生会などの行事を行

い、過ごしているところでございます。したがって、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型の事業を行う場合には、指導を行う人材の確保、空き教室が少ない中での場所の確保、安全な居場所を求める児童と学習を求める児童との混在など、実施上の多くの課題があると考えているところでございます。

次の小項目2、義務教育国庫負担制度等、教育費の現状と対応について申し上げます。義務教育に関して国が負担するものとして、教職員の給与費に要する経費、学校等の施設設備に要する経費、教科用図書の無償給付に要する経費などが挙げられます。この中で教職員の給与費に要する経費については、小泉政権下の三位一体改革により国庫負担率が2分の1から3分の1に削減されましたが、残り3分の2については地方交付税で措置することと改正がなされています。教職員の給与費については道費負担となっていることから、直接的な影響は市町村にはないと考えております。少人数学級の実現に向けた取り組みでは、平成23年度より小学校1年生については35人学級が制度化され、実施されており、小学2年生と中学1年生においても教職員の加配という形で導入されております。少人数学級については、児童生徒一人一人に目が行き届き、個に応じたきめ細やかな学習が行え、学力向上に効果があることや不登校や問題行動の早期対応が図られます。しかし、義務教育の全ての学年での導入は先行きが見えない状況でございます。このような問題を初め、教職員定数等の改善の充実、施設の設備、特別支援学級の充実などについて今後も都市教委連の教育委員会連絡協議会や教育長会を通じて国や道に対し積極的に要望してまいりたいと考えております。

大学費を除く教育費の推移ですが、平成26年度の（仮称）市民ホールの建設や名寄南小学校の改築のような大型の建設事業がある場合は突出いたしますが、このような特別な要因がなければおおむね同じ予算規模で推移しております。また、

学校関係に要する経費につきましては、大部分が地方交付税で財政措置されておりますが、その中には学校教材の整備や教育の情報化に向けた整備に関する経費、学校図書館の整備に関する経費も含まれております。教育委員会に対しましては、このような国の流れを受け、パソコン教室や教職員用パソコンの整備などを計画的に進めてきており各学校への配当予算の中でも情報教育関連経費への重点配分や学校図書館への新聞の配備などを進めるなどしております。今後も国の動向や各学校の要望に配慮しながら、必要に応じた対応をしていきたいと考えております。

次に、最後の特別支援教育の現状と課題についてでございます。本市の特別支援教育の推進は、平成17年度に文部科学省の特別支援教育体制推進事業推進地域の指定を受けたときに始まっております。その後きょうまで関係機関の組織や体制が整備され、本市の特別支援教育も徐々に充実してまいりました。しかし、一方で教職員の入れかえや活動のマンネリ化などさまざまな要因によって、例えば名寄市特別支援連携協議会などの活動や関係機関相互の連携などにふぐあいが生じて、特別支援の推進状況にさまざまな問題点が指摘されるようになっております。このようなことから、昨年度から本市の特別支援教育の問題点を洗い出しながら一つ一つ改善に努めているところでございます。例えば昨年は幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、就学支援機関、団体が特別支援教育に係るそれぞれの課題を共有し、解決するため、名寄市特別支援連携協議会の専門委員会の組織を拡充して情報交流の活性化を図りました。また、本市の特別支援教育の現状と課題、今後の取り組みの方向性等について共通理解を図るとともに、教職経験に応じた資質向上のため、初任者や転入者、初めて特別支援教育にかかわる教職員を対象とした研修会を実施してきたところでございます。

一方、小中学校特別支援学級の状況を見ますと、昨年度と比べて本年度は3学級ふえ、在籍する子

供たちは1割程度ふえております。したがって、ますます一人一人の児童生徒の障害の状態に応じた指導内容、指導方法を工夫することが求められており、緊要な課題になっているところでございます。教育委員会といたしましては、障害のある児童生徒への指導のあり方について適正な助言を提供するために、各学校には特別支援学校によるパートナーティーチャー派遣事業、道立特別支援教育センターによる巡回相談など本市の特有の名寄市特別支援教育専門家チームによる巡回相談の積極的な活用を促してまいります。

また、通常学級には学習進度が著しく遅い児童生徒やある教科が極端に苦手であったり、周囲とコミュニケーションがとれなかったりするなどの特別な支援を要する児童生徒、いわゆる困り感を抱えている児童生徒がおり、これらの児童生徒の個別指導を一層充実することも課題となっております。このため道教委の児童生徒支援加配教員、市教委の特別支援教育学習支援員、名寄市立大学との協定に基づくチームティーチングアシスタント事業による学生支援員を十分に活用して、各学校において複数の指導者、支援員による一層きめ細かな指導体制を整えることができるようサポートしてまいりたいと思います。さらに、授業においては、例えば聞いてもすぐ忘れるなどの聴覚系の認知に困難を抱えている児童生徒には大事なことは文字で書いて示す、また書いた文字が重なるなど視聴覚系の認知に困難を抱えている子供たちには升のあるノートを使用させるなどの支援を取り入れることにより、その他の児童生徒にもわかる、できる授業、つまりユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業へと改善を図るよう進めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 再質問以降1時間ぐらい予定していましたが、11分だけになりまして、多少早口でいろいろ御配慮もいただい

たのではないかとと思いますが、時間の残すところ再質問申し上げたいと思います。

最後に聞こうと思ったのですが、加藤市長、一般私も毎日のように道新の「卓上四季」、非常に奥深くうまみのある文章が続くなというふうに思っておりましたが、安倍総理に対する警鐘ということで、若干御紹介いたしますけれども、日銀の人事だとか、NHK会長の人事だとか、内閣法制局長官、原子力規制委員会や教育再生会議なんかを含めて思いどおりの首をすげかえながら、思想、信条が自分に近い人たちだけを集めている今日非常に多くの識者も心配をしていますが、これに関して道新の「卓上四季」では、苦言、諫言に耳を傾けてみずからの蒙を開くという言葉が新聞紙上を通して安倍総理大臣に送っておりますが、加藤市長には安倍総理大臣のようにはなってほしくないというふうに私も思っております、名寄市のローカルガバメントの最高権力者として、自制的かつ道理に暗い人を教え導くような理知的で懐の深い市政、政治を行っていただきたいなというふうに思いますが、どのようにお答えをいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ことしの4月に審判をいただきまして、23日から2期目の市政を運営をさせていただいているところでありまして、この間も市民の皆さんの御意見をしっかりと受けとめさせていただいて、さらには市民の皆さんがみんなで作くり上げた総合計画の具現化を肝にしながら、これまでも丁寧に市政運営を進めてきたというふうに自負をしております。いろいろとさまざまな批判もいただくこともありましたけれども、それらも含めて、市民の皆さんの声をこれまでも、またこれからも真摯にしっかりと受けとめるところは受けとめて市政の推進をしていきたいという考えでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ぜひそういう気持ちを大切にしながら、しっかり市政に向き合っているだけだと思いますが、地方財政計画絡みでことしの地方財政計画の特徴の中で、名寄市、風連と合併をして9年目、来年、10年以降、特に6億8,400万円ほど33年には合併前と大きく減額になるということですが、全国の首長やら六団体の皆様、それぞれ合併団体の皆さんが声をそろえていわゆる算定がえの見直しについての大きな要望があって、名寄でも数億円単位ぐらいの一定の見直し効果が出るのではないかと期待の声も聞きますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 市長にかわりまして合併算定がえの制度の見直しについて、要望に行っているということもありまして、私のほうから答えさせていただきます。

国のほうでは、26年度の予算の中で、地財計画の中で合併による特例措置については全国ベースで9,300億円の交付税の削減を見込んでおりました。そのうち26年度では、今後3,400億円をベースにして、合併して疲弊してしまったと、そういうことのないような配慮をしたいと。率に直しますと36.5%について合併した市町村に優遇措置を若干残したいと、こういう形であります。これにつきましては、合併した市町村の数において総合支所を設けた場合についての財政負担と人件費と、こういうこともありまして、これが今後5カ年間でどのように推移していくかについてはしっかり注視をしたいと思っています。

なお、名寄市は風連町と1市1町での合併でありましたので、全国的に見ますと五つも六つも合併したところから見ると36.5%の補填というのはかなり厳しいのかなと。財政運営上では、少なくとも20%程度は優遇措置が残るものかなと思っていますので、全国ベースで見ますともし36.5%でいけば約4億4,000万円の財源がカット

されることになるのかなと。もし20%の復元に終わりますと、約5億5,000万円を名寄市として収入が落ち込んだときにどのような形で対応していくかということが求められるのかなと思っています。この間合併算定がえにつきましては、市民の皆さん方に御迷惑をかける前に、まずは合併効果として期待されている組織のスリム化を行ってきましたので、この関係について優先的に取り組んできましたので、今後についてももしっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今の話は、もともと合併時に国が運用経費が公共施設なども含めて分散をしている状況について十分財源的に反映をしていないという一つの貸しが残っていた結果だというふうに思いますから、ぜひそこは執拗に合併自治体とも連携をとりながら、少しでも軽減が図られるように力を入れていただきたいというふうに思います。

それで、かねてから臨時財政対策債の考え方で100%後の交付税に反映をされるという言い方をされてきましたが、これは基準財政収入額がふえれば必然的に交付税が削減をされるということに連動することになるわけでありまして、もう少しそこら辺については本当に将来的に地方財源が少ないということで臨財債制度が組み込まれてきたのですけれども、それに対する危惧について特段私も議会も心配することないのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員には、この間も臨財債につきましては本当に大丈夫なのかという御指摘いただいていました。ルールとしては、100%交付税で借金の額については戻ってくるという仕組みになっていますけれども、今心配なのは交付税の総額が国のほうの長期債務残高の影響でどのように推移していくかわからないというのが非常に心配の種でありますので、この後もし

っかり国のほうにその辺の確保についての要望については上げてまいりたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今後の財政展望で財政の見通しをどう立てるかということは非常に大きな問題で、名寄市においても率的に高いときは50%ぐらい、あるいはことしの場合で40%ぐらいですか、そういうウエートがある地方交付税なのですけれども、国の動きの中ではもともとの地方税を地方財源化する動きがまた新たに出てきたり、あるいは保育所なども含めて一般財源化している、あるいは先ほど教育長がおっしゃってました義務教育費の補助率を2分の1から3分の1にしたけれども、交付税で戻ってくるなんていう、いわゆるそれはあくまでも理論的な算定的な数字でありまして、ここのところはトータルとして国が1,000兆円の借金を抱えているという現実から逃れることはできないというふうに考えていますから、見えない、見えないということだけではなかなかいけないかなという感じはしておりますので、財政の専門家であります副市長もついておりますから、改めてやっぱりしっかり交付税の基準財政需要額への中身についての検証を高めていただきたいというふうに考えています。

あと2分しかありませんが、市政執行の基本的な姿勢で、今回政策的に私どもがかねてから求めていた医療費の無償化、就学前の子供たちに限定をされましたけれども、ここは近隣の市町村でも同じ、名寄市以上に厳しい中において何を政策的に優先をするかという視点で、早くに医療費の無料化に取り組んできておられますが、加藤市長におかれましては管内最後の医療費無料化の、これは不完全、完全な医療費無料化ではございませんけれども、政策的な優先度の考え方についてやっぱりちょっと私ども疑念を持っておりまして、総合計画や各種計画たくさんありますけれども、改めて市民に密着して、特に超少子高齢化という時代背景の中で何を優先をするのか、あるいはこれ

から10年、20年後と言われるのであれば、施設建設をした生活に関係する道路や雪やライフラインの再構築の問題も大きな課題として残っていますから、その辺についての執行的な基本姿勢について何を最優先をして次なる施策を打っていくのかということあたりについてどうも聞こえてきておりませんから、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 小児の、とりわけ乳幼児の完全無償化と小学生の入院医療費無償化ということでありましたけれども、管内最後というお話でありましたけれども、旭川市さんも今回私の情報によると8月から、これは乳児だけなのでしょう、という話をお聞きしておりますけれども、かねがねお話ししておりますとおり、子供たちに対するさまざまな支援についてはこれまでもいろんな角度から行ってきているというふうに思っています。何度もお話ししておりますけれども、名寄市立総合病院はこの間もさまざまな資源を投入してここまでのセンター病院としての地位を築いてきたわけでありまして、とりわけこの自治体規模にあって24時間小児科の先生を常時確保して緊急のときにも対応していただけるという病院があるということは、非常にこれは地域にとっても大きな安心、安全でありまして、このことも含めて総合的にこれまで判断をしてきた結果であるということ、これまでもお話ししていますし、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。その中で今回消費増税が行われたということでもありますので、地方単独事業に指定をされております乳幼児の医療について先んじて、これは当然市立総合病院のお医者さんや医師会とも協議をさせていただく中でいけると判断をし、この間協議をさせていただいた上で検討して今回提案をさせていただいたということでありまして、ぜひこの件に関しては御理解いただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新たな加藤市政の基本政策から外5件を、東千春議員。

○20番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表して質問させていただきます。

加藤市長におかれましては、このたびは2期目の当選大変おめでとうございました。そして、先般は所信表明を述べられ、今後の方向性や大まかな考えについてお伺いをしたところであり、そのような考えのもとでダイナミックなまちづくりを展開していただきたいと思っております。

そういった中で、細部についてこれからお伺いをしていきたいというふうに思います。まず、1点目、名寄市は開拓から114年が経過をいたしました。本州から見れば短い歴史ではありますが、されど114年、さまざまな歴史の上に今の名寄市があります。名寄市の20年後、30年後の将来を見据えたときに、文化財や歴史的な建物など後世に残したいものを大切にしながら、将来に向けて美しい町並みをつくるということを考えてはいかがでしょうか。名寄は、本州のような町並み景観はありませんが、まずは公共施設や建造物のデザインや色彩、さらには民間住宅等へは強制はできませんけれども、色彩などの推薦などからまちのトータルデザインを考えてはいかがでしょうか。そのような町並みの中に丸いドームの旧木原天文台など歴史的な建物があるような、歴史と現在と将来を結ぶたたずまいと呼べるような町並み景観を私たちの子孫に残すような取り組みを進めてはいかがかと思いますが、考えをお伺いいたし

ます。

2点目、協働のまちづくりに関して、ホームページのリニューアルを行う、また市民との情報の公開、共有、相互の連携、協力を一層推進すると述べられております。リニューアルされるホームページでは、わかりやすさとともにさまざまな行政情報が日にちごとにわかるように、どこで何を行うのかがわかるようにされてはいかがでしょうか。さらには、（仮称）市民ホールなどで民間主催のイベントが行われる場合など、あわせてこのような情報も伝えることができたならば民間活動の支援にもつながるのではないかと思います、見解をお伺いいたします。

3点目、名寄市は国内外の自治体との交流を進めておりますけれども、杉並区との御縁から新たに台湾との交流が始まりました。昨年度は、高校生の修学旅行の誘致も実現をしたところでありますが、今後の展開と名寄市民における交流会の立ち上げについての考えをお伺いいたします。

大項目の2点目、福祉政策の推進についてお伺いをいたします。名寄市内では、市民の自主的な活動として健康維持のための体を動かす体操等の取り組みが行われております。日本の長寿社会において近年は健康寿命を延ばすことの必要性から、いきいき100歳体操などの先進的な事例が全国的に広がりを見せております。保健センターでは、成人病予防の観点から、運動教室の取り組みも進められておりますけれども、健康寿命を延ばすための高齢者向けの体操の推進を行ってはいかがかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

2点目、保育施設の多くは老朽化が進んでおり、将来計画を検討する時期に来ているのではないかと思います。この際には、民間に担っていただくことを視野に名寄市として補助あるいは支援をする制度をつくってはいかがかと思いますが、見解をお伺いいたします。

大項目の3点目、駅前交流プラザよろーながオ

ープンし、利用も順調に推移し、あわせて周辺のにぎわいも生まれているのではないかと思います。町中では、積雪に耐えられなくなった3条通の廉売が更地となりました。町中での子供の居場所づくりにも触れられておりますが、中心市街地の活性化とこのような跡地利用について考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

2点目、道縦貫自動車道士別多寄一名寄間12キロメートルの建設凍結が解除され、これまでの要望活動が実を結び、歓迎したいと思っております。救急搬送の時間短縮などが期待されておりますけれども、さらにこのことを利用し、名寄市における交流人口増加などの経済効果に結びつけることが必要ではないかと思いますが、考えをお伺いいたします。

また、風連地区の商店街等の振興から、この地区でのインターチェンジへの考え方についてお伺いをいたします。

4点目、インフラの整備についてお伺いをいたします。名寄市の道路整備は、住みよさランキングで上位に位置するまちとしては少々残念な状況にあります。特に生活道路の改善は、住民要望も多いのではないかと思います。このことは、さまざまな場面でお伺いをしておりますけれども、2期目に向けて改めて道路整備舗装率向上についての考えをお伺いをいたします。

2点目、名寄市が管理する橋梁数は244橋、2013年現在で建設後50年以上経過するものは22橋とのことです。今後修繕計画に基づき長寿命化及び新設が図られると思いますが、大まかな見込みについてお知らせをいただきたいと思います。

また、18線にかかる橋は夏は徒歩での通行は禁止をされていないようですけれども、今後の計画についてお知らせをいただきたいと思います。

3点目、市内公共施設の案内看板の更新について2年前にお伺いをさせていただき、その後案内ルートの検証が行われていると伺っております。

今後のタイミングとして、（仮称）市民ホールが完成するまでには設置を完了していただきたいと思いますが、今後の計画についてお知らせをいただきたいと思います。

5点目、（仮称）市民ホールについてお伺いをいたします。執行方針でホールの運営の考え方の一つとして、市民のコミュニティー醸成の場と述べられておりますが、具体的なイメージについてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、近年公共ホールの役割として高い舞台芸術等の提供とともに先進的なホールでは社会的包摂と住民福祉の観点から、アウトリーチ活動が進められております。これからの公共ホールの運営では、これらの活動が両輪となって進めることが求められているのではないかと思います。考えをお伺いをいたします。

3点目、この地域では特に舞台芸術の発表の場となり得るホールとして土別に2つ、美深に1つ、下川に1つあり、人口約6万のエリアにホールが5館ということになります。このことから、それぞれの自治体のホール運営が発展できるように上演される企画や管理等で連携、協力ができるような仕組みが必要ではないかと思いますが、見解をお伺いをいたします。

4点目、（仮称）市民ホールオープンに向けて事業運営の責任者と位置づけた事業企画総合プロデューサーを配置するとのことですが、あわせて文化振興室、エフエムなよろの役割等、また今後のスケジュールなど管理運営の全体像についてお知らせをいただきたいと思います。

5点目、文化センター多目的ホールが小ホールとして改築をされる予定でございますが、余り大規模な改造にはならないと伺っております。しかし、小ホールは市民活動としてのニーズは高いのではないかと考えております。そこで、少しでも市民が使いやすいものになってほしいと願っておりますが、考えをお伺いをいたしたいと思います。

大項目の6点目、大学を生かしたまちづくりに

ついてお伺いをいたします。多くの市民は、名寄に4年制の大学が誕生することに夢とロマンを描いたのではなかったでしょうか。大学の社会貢献、地域貢献から市民とのつながりも深くなり、市民一人一人が親近感と誇りを持てる大学になると期待したのではないかと思います。それぞれの教員は、各種委員会や社会活動、学生たちは地域交流センターを中心に地域のボランティア活動などを通して市民と交流をされておりますが、市長が述べる民間会社発想での行政運営の市民は顧客、市民が主役ということに鑑み、大学として地域社会に対する方針があってもよいのではないかと思います。見解をお伺いをいたします。

2点目、（仮称）市民ホールの利用の際に劇場法では大学との連携を述べております。また、先ほど申しました公共ホールにおける社会的包摂の考え方は、主に福祉と文化によって成り立つものであり、名寄大学及び短期大学部の研究の延長線上にあると言ってもよいのではないかと思います。今後のかかわりについて考えをお知らせいただきたいと思います。

積雪寒冷地における大学は、名寄大学だけではございませんが、このような生活事情をテーマにした研究及び論文はどの程度行われているのかお知らせをいただきたいと思います。

4点目、大学図書館の基本設計については、所管委員会に報告されておりますが、財政上の措置等理事者側との調整はどの程度進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

また、建物は既存部分や周辺との調和のとれたデザインとしていただきたいと思いますが、考えをお伺いして、この場での質問とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東議員から大項目6点にわたっての質問をいただきました。教育行政以外に関することを私からまず答弁をさせていただきます。

大項目1、基本政策にかかわりまして、小項目1の20年後を見据えたまちづくりについてであります。良好な景観は、見る者を魅了し、そこで生産されたものの価値を高めるなど経済活動の活性化や交流あるいは定住人口の増加等を生み出す地域の貴重な財産となるものであると考えております。上川管内におきましても美瑛町や東川町、上富良野町が十勝岳連峰を初めとする恵まれた自然と調和をした景観づくりの取り組みを進めていると承知をしております。しかしながら、良好な景観は短い期間ででき上がるものではなく、地域の自然や歴史、文化等々人々の生活、経済活動との調和により形成をされるものであり、さらには50年、100年後まで残していかなければならないものとなりますことから、本市の景観のあり方についてはさまざまな調査を加え、市民の意向を十分に踏まえる必要があると考えており、平成29年度を始期とする次期の総合計画の策定の中で市民との協働のもとに検討してまいりたいと考えています。

小項目2のホームページのリニューアルについてであります。市のホームページは、平成21年10月の公開以来約5年が経過をしたところであり、公開当初と比較をすると、欲しい情報が見つからない、探しづらい、また時間が経過をすることで統一感が失われているなどの課題が生じている状況と認識をしております。このことから、よりわかりやすく名寄の魅力の発信の向上を目的として、見やすさや探しやすさ、これは無論のこと、障害を持った方や高齢者への配慮、スマートフォンやタブレットパソコンに対応したホームページとしてリニューアルを予定をしております。

市のホームページによる行事情報等の発信についてであります。現在は催し物、行事カレンダーにおいて市主催の行事情報等についてはお知らせをしておりますけれども、今回の更新により簡易に、かつきめ細やかな情報発信を可能にすると

ともに、業務に携わる職員の技術にも大きく左右をされることから、研修等を通じて職員のスキルアップに努めてまいります。また、民間の行事情報等について、これらは主催者がみずから取り組むことが基本となりますけれども、市のホームページの一部を開放して市民が参加できるページの作成についても現在検討を進めているところであります。

なお、（仮称）市民ホールの行事情報については、専用ホームページにより逐次情報発信がされる予定となっております。リンク等により市のホームページからも検索ができ、ふくそう的な情報発信となるように進めてまいります。

次に、小項目3の台湾との国際交流についてであります。台湾との交流については、昨年度から中学生の野球交流を実施をしたほか、高校生の教育旅行の誘致により市内高校生との交流も実現をしたところであります。社会の少子高齢化、グローバル化が進んでいる中、人口減少傾向にある本市において次世代を担う青少年を育み、交流人口をふやすことが急務であることから、外国人来訪者数が最も多く、親日的である台湾との交流を進めることは、国際感覚豊かな人材育成に資するものであります。また、教育旅行受け入れのさらなる効果としては、本市を訪れた台湾の高校生が将来的に再訪問、リピートすること、また交流した市内高校生が家族とともに台湾を訪れることなど、今年度週5便に増便をされました旭川空港と台湾との直行便を活用した民間レベルの交流が進むことも期待をされます。

なお、当面は民間の力を基礎に本市が先導的役割を果たしていく考えでありますけれども、地域レベルでの国際交流の本来望まれる担い手は民間の皆さんであります。台湾との交流事業を推進していく中で、民間の皆さんによる台湾との友好委員会設立の機運が醸成されるよう本市も努めてまいります。

次に、大項目2、福祉政策の推進について、小

項目1、高齢者の健康寿命の延伸についてであります。急速な高齢化、生活習慣の変化に伴い、生活習慣病は年々増加をし、脳血管疾患や認知症などから介護を必要とする人もふえ続けておりまして、医療費抑制や介護予防の視点からも高齢になっても介護を必要としない健康寿命を延ばすことを目的とした健康づくり対策が重要な課題となっております。健康寿命の全国平均は、男性が78.17年、女性が83.16年、名寄市では男性が78.35年、女性が83.57年と全国平均を上回っておりますが、平均寿命との差の縮小も課題とされております。本市における健康づくり、体力づくりとして、保健センターでは特定健診を受診した男性を対象に健康運動指導士や理学療法士による集団での運動教室や保健推進員による冬期健康体操教室を名寄、風連地区の2会場において実施をし、その成果として教室前後の数値的な改善や教室の実施期間延長の希望やなよろ健康あるキングの参加など運動の継続性につながっております。地区健康相談にあわせて実施をする健康教室では、生活習慣病予防に関する講話のほかにもみんなの体操や身体機能低下を防ぐロコモ体操の普及活動を行い、若い世代からの運動習慣をつけることにより、要介護や寝たきりにならないための取り組みを行っております。また、市内の各町内会や団体においても健康づくり事業として各種講座や体操、軽スポーツなど自主的な活動も盛んに行われており、市民の健康に対する意識が高まってきていると考えております。

さらに、高齢者への介護予防を担当している地域包括支援センターでは、高齢者が介護状態になることを予防するために高齢者の心身の状況に合わせて各種体操を普及をさせる取り組みを実施をしております。その一つとして、生活機能が低下をしている高齢者向けの体操として、嚥下と呼吸器、運動器、この機能を向上をさせることを目的として市内リハビリ専門職が考案をした嚥下体操、これを地域包括支援センター保健師等が指

導をし、また自主的に継続していくことの大切さの啓発もあわせて実施をしてくれているところであります。また、保健推進員や民生委員の方々が介護予防のサポーターとして自主的に介護予防の教室を継続をして開催をされている町内会もありまして、地域包括支援センターでは年一、二回体操の指導等介護予防教室として参加をしております。本年策定の高齢者保健医療福祉計画のアンケートの中でも健康づくりに対する調査を行い、高齢者向けの健康づくりの取り組みについてもさらに研究をしてみたいと考えております。

なお、今後においても市民の健康増進に向けた健康運動教室は地域包括支援センターの介護予防事業と横断的な連携を図りながら、取り組みが継続したものとなるように町内会あるいは各団体に対する働きかけや指導者の育成を図りながら、地域の自主的な活動の広がりを助長するための取り組みを推進をしております。

小項目2、保育所施設の老朽化対策についてであります。現在認可保育所として南、西、東保育所を公立で運営をしておりますが、昭和51年に開所をした南保育所を初め順次建設された各保育所は御指摘のとおり老朽化が進んでおります。この間各施設においては、子供たちの保育環境に支障のないように小破修繕を実施をし、日ごろから施設内外の保守点検も行い、安心、安全な環境維持に努めてまいりました。御指摘のとおり、施設改修を含めての保育行政の将来計画を検討することが必要であると考えております。本市では、昨年11月1日に名寄市子ども・子育て会議を設置をし、委員の皆様には名寄市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて御協力をいただいているところでありますが、同月に実施をしましたニーズ調査により平成27年度から31年度までの5カ年の幼児教育及び保育のニーズ量が推計をされたところですが、このニーズ量をもとに市内の各施設の定員を決めていくということになりますが、3歳未満児の保育ニーズが多くなっておりまして、

民間で対応できないニーズ量は公立で対応していかなければならないと考えております。今後名寄市子ども・子育て会議の中で公立が対応しなければならぬ保育の規模等を議論をしていただき、保育施設整備につきましては次期総合計画の中で検討していただきたいと考えております。その中で現在のように施設を分散をするのか、集約をするのか、そこも含めて検討をさせていただきたいと考えております。

民間施設との連携について、本年5月30日に市内幼稚園、認可保育所、無認可保育所、事業所内保育所を含めての名寄市幼児教育・保育連絡協議会を設置をし、名寄市はオブザーバーとして参加をさせていただいており、この一元化した組織の中で情報を共有をして、平成27年4月の施行予定、子ども・子育て支援新制度に向けて民間と行政がより一層の連携を築いていけるように努めてまいります。また、民間の施設整備や運営に対する支援として、現在国が拠出をし、各都道府県で運営をしている安心こども基金等の事業等を活用して対応してまいりたいと考えております。

大項目の3、活気あるまちづくりについて、小項目1、中心市街地の活性化、空き市有地の利用についてであります。昨年3月末の大雪により西3条南6丁目に位置をするビル街東側の屋根が倒壊をし、同施設内で営業を行っていた全ての店舗も営業を停止をするということとなりました。その後ビル街の振興組合では、倒壊施設全体の解体と同施設の利用法について検討され、施設解体については同組合が実施をいたしました。活用については組合での具体的な方策について意見がまとまらなかったとお聞きをしております。本年3月に同組合が解散をしたところでございます。現在においては、ビル街の跡地に係る利用についての構想等は具体化をされておりませんが、過去にも3・6地区の市街地開発に係る事業は議論をされてきました。このような状況を踏まえて地域の経済情勢を分析するとともに、中心市街

地活性化のために求められているハード及びソフト事業として何が必要とされているのか、再度議論をするための具体的なアクションを起こす時期に来ていると思っております。この3・6地区のあり方を含めて、空き店舗対策、にぎわい創出など中心市街地を基軸とした中小企業振興策を検討していくということにしておりまして、具体的なアクションとしては今まで本市の支援内容にはなかった新たなビジネスの創造が本市で活発に展開できるような環境づくりを確立をしていく内容等を盛り込んだ抜本的な条例の見直し作業、さらには駅前交流プラザよろーなが中心市街地内に立地をしていることなどの優位性を含めて多くの方々に御利用をいただき、にぎわいづくりに寄与していることに鑑みて、中心市街地の区域内にある公共施設等のさらなる活用策等についてもあわせて検討していくことも中心市街地のにぎわいを創造するために必要な検討項目であると考えております。

また、現在の市街地開発に係る国の支援事業として、社会資本整備総合交付金事業を活用しておりますけれども、本事業の計画期間が平成27年度までということでありまして、それ以降の支援事業についての事業選択及び事業内容について検討していくこととなりますが、いずれにいたしましても各種事業の実施や各中小企業者の取りまとめなど名寄商工会議所を初めとする関係経済団体が果たす役割は大きく、民間主導による事業実施と行政による後方支援が一体とならなければ効果的な事業を展開することは難しいと考えておりますので、改めて行政が果たす役割、関係経済団体が果たす役割を再度認識をしながら、今まで以上に連携を密に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2、高規格道路の延伸の決定による振興策についてでございます。北海道縦貫自動車道士別市多寄町から名寄間12キロにつきましては、平成18年2月に当面着工しない区間とさ

れて、この間事業着手の見通しが立っていなかったところですが、本年5月28日に開催をされました北海道開発局事業審議委員会において事業の必要性、重要性はより高まっており、費用対効果等の投資効果も確保されているため、当該区間を含めた士別剣淵から名寄間について事業を継続し、早期整備を行うとの判断が示されたところです。今後国において事業継続の検討が行われるということになります。今回の判断は事業着手に向けての非常に大きな一歩であると考えておりまして、士別剣淵一名寄間が整備をされてつながることにより、救急医療や防災といった安全で安心な暮らしの確保を初め農産物の輸送といった物流への影響、体験型観光などによる交流人口の拡大が見込まれて、本地域に大きな経済効果を生み出すものと考えております。また、昨年11月には風連地区において市民集会所が整備をされ、道の駅へのアクセスの確保や地域活性化の一層の誘導策についての御要望をいただいているところでもあり、本市といたしましては高速道路ネットワークを最大限に生かしていくため、関係団体、市民との協働のもと地域の特性や実情を十分に考慮しながら都市部から本市へお越しをいただくための誘導やインターチェンジの設置など地域振興に全力で取り組んでまいります。

大項目4、インフラ整備にかかわりまして、小項目1、道路整備の舗装率向上についてであります。平成25年度末における市街地道路の舗装率、名寄市街地区では66.2%、風連市街地区では82.6%、両地区を合わせた名寄市市街地全域では68.6%となりまして、新市総合計画当初より3.1%の進捗となっており、残りの31.4%につきましては防じん道路でございます。新市総合計画では、道路舗装率を10カ年において10%向上という目標としておりまして、社会資本整備総合交付金事業を活用して道路整備を行っており、毎年これは継続して事業要望をしております。しかし、昨今の国の情勢により事業費の要望額に対し

て採択率が低く交付をされてきていることから、舗装率の進捗に影響を及ぼしている状況がございます。また、生活道路の整備については補助基準の規格とならない道路敷地幅員が狭い路線も多いということから、社会資本整備総合交付金での事業採択が難しい状況にありますけれども、昨年度からの2カ年においては新たに創設をされました元気交付金、これを活用することによって市内の防じん生活道路4路線について改良舗装工事を実施をしてございます。道路整備を進捗をさせることにより、道路交通の安全性、利便性が向上すること、道路の凍上対策や雨水対策、除排雪の作業性の向上等の効果を発揮できることから、各地域からも大変多くの要望をいただいております。今後も財政的に有利な交付金あるいは地方債を活用しながら、舗装の向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

小項目2の橋梁の長寿命化についてであります。全国的に道路や橋梁等の社会インフラにつきましては、これまで事後的な修繕及びかけかえとしていたということから、高度成長期に整備を行った多くの橋梁について予防的な修繕及び計画的なかけかえと円滑な政策転換を図ることを目的とし、名寄市におきまして平成21年から平成24年までの4カ年で市内の244橋、この遠望目視点検を行いました。昨年度その結果を踏まえ、名寄市橋梁長寿命化修繕計画を策定したところであります。名寄市が管理をする建設後50年を経過をする橋梁は2023年には72橋で全体の29%、2033年には180橋で全体の73%にまで増加をします。道路や橋梁の更新費用には多額の事業費がかさみ、中でも費用のかかる橋梁のかけかえ時期が集中した場合には大きな財政負担となることから、計画的に予防、維持、修繕を行うことにより橋梁の維持管理コスト縮減を図りつつ、地域の安全性、信頼性を確保してまいります。今後は、策定をいたしました橋梁修繕計画をもとに修

繕を要する判定となった橋梁と早急には修繕を要しない橋梁とに分類をして、平成27年度より事業期間10カ年においては修繕効果の高い25橋の橋梁について実施設計、長寿命化修繕工事を行う計画としてまいりたいと思います。

また、現在車両の通行どめとなっております18線橋については、橋梁点検の結果損傷が著しく、244橋のうちこの18線橋については修繕等の対応が不可能であるということが判明をいたしました。このことから、道路整備を含めたインフラ整備総体の状況に鑑みながら、方針立てをしてまいりたいと考えております。

小項目3、市内公共施設への案内看板の設置についてであります。平成24年第2回の定例会で東議員から御質問をいただき、その際には市道に設置をする場合の稼働時間や案内の工夫を関係部署と協議を行うという回答をいたしましたので、この間の経過と今後の計画について御説明を申し上げます。市内公共施設への案内看板の設置は、名寄バイパスの開通による交通の流れの変化と駅前交流プラザよろーな、道立サンピラーパーク、平成27年5月供用開始予定の（仮称）市民ホール等の新たな公共施設が整備をされている現在の状況から、整備計画を検討してまいりました。これらの状況に対しては、1つには交通安全の観点から市内への車両交通量の分散と通行時間の短縮、2つには各施設への的確な誘導を行うということで交流環境の向上を図り、経済の観光振興に寄与することができるといった観点での整備の目標としてございます。具体的な設置に向けた動きといたしましては、平成24年7月に市内の検討会議を設置をし、協議結果を受けて主要観光地の案内施設の表示については市内関係部局において協議を行い、土別方面、美深方面、下川方面から各施設への誘導を適切に行えるような路線の検討案を策定をして、平成25年4月1日には名寄市主要施設等案内標識整備要綱を施行してございます。設置のスケジュールは、（仮称）市民ホールが平

成27年5月の開館式典を初め名寄市民で第九を歌う会、市民劇の公演が予定をされております。一方で、標識整備の財源は平成27年度の社会資本整備総合交付金の事業実施を予定してございまして、交付金申請手続を経て来年4月の交付決定後、入札工事着工を予定をしているというスケジュールになっております。（仮称）市民ホール完成前の案内看板設置は難しい状況にございます。平成27年度の少しでも早い時期の案内看板設置に向けて努力をしてまいります。

大項目6、大学を生かしたまちづくりにかかわりまして、まず小項目1の大学として地域貢献と市民との交流についてであります。名寄市立大学の地域貢献の窓口推進母体は、大学に設置をする地域交流センターが担ってございます。地域交流センターは、大学、学生と市民の実践的な地域活動や市民活動、ボランティア活動の連絡調整、支援の推進、これを行うことを目的とし、現在は学生教育の一環として主にボランティア活動を中心に展開をしております。昨年度は、地域から依頼のあったボランティア52件のうち商店街あそびの広場やふれあい広場など39件のボランティアに延べ215名の学生が参加をいたしました。このような取り組みを通じて学生と市民との交流が深められてきております。また、大学教育の一環といたしまして市の教育委員会と連携をし、学生が各小中学校に出向いて特別支援教育学生支援員として児童生徒の学習サポートに取り組んでおります。さらには、特別支援学校教諭の免許取得を希望する教員や特別支援教育に関心を持つ市内の方々を対象とする免許法認定公開講座を主催をし、地域内外の免許保有率の向上に寄与する取り組みも進めております。今後は、こうした取り組みを市民の方々に理解をしてもらえるような広報活動にも努め、市民と学生との交流はもとより大学が持つ特性を生かした地域貢献、社会貢献という観点からまちづくりを進めていくことも模索をしていきたいと考えてございます。

小項目2、文化活動と大学とのかわりについてであります。劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、この第13条で人材の養成及び確保等に関して国及び地方公共団体が劇場等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、劇場等にかかわる職員の資質の向上を図るために大学との連携、協力の促進、研修等の実施に関する施策を講じることが規定をされております。一般的には、大学が有する人的資源や蓄積された教育文化的資源の活用を有機的に行えるような連携と協力の仕組みを劇場と大学が作り上げていくということと認識をしておりますが、社会的包摂の考え方に従うならば、名寄市立大学の特性から福祉や医療などに関連する領域やケアを必要としている人々へのアプローチを基礎にしているものと考えられますので、市立大学の研究領域にも深くかかわりがあるものと考えております。これからの公共ホールの活動と大学とがどのような連携、協力が可能となるのか、大学に検討をお願いしてまいりたいと考えております。

小項目3、積雪寒冷地をテーマにした研究についてであります。昨年度末にまとめられた名寄市立大学研究業績集では、平成25年度の研究業績として39人の教員が共著を含め43点の論文を発表しております。それぞれ保健、医療、福祉の研究領域での研究活動が主でありまして、積雪寒冷地の環境を題材にした研究実績はありませんが、昨年度から文部科学省補助事業であります地（知）の拠点整備事業、これの採択を目指して定住自立圏域を教育フィールドといたしました事業計画を立案するとともに、本年度は同じく文部科学省の大学教育再生加速プログラム、これの採択を目指して地域とともに発展をする教育フィールドの高次元化を目的とする事業を計画しております。いずれも外部資金の獲得を目指す取り組みであります。地域における学生の教育活動の検討について具体的に着手をいたしました。あわせて昨年度から寒冷過疎地における幸福度の検討を課

題とする研究も進められており、道北地域研究所では道北地域の保健、医療、福祉の実態と支援環境に関する研究をテーマとして設定をし、学内において研究のほうを実施をしております。

小項目4、大学図書館の建設についてであります。大学図書館の基本設計につきましては、本年2月13日に開催をされました総務文教常任委員会におきまして中間報告を行い、整備に係るこれまでの経過と今年の6月に学内に設置をいたしました図書館等整備検討委員会の検討経過及び建築概要、図書館等の配置計画、平面計画、諸室の計画等につきまして御報告をさせていただきました。さらには、5月21日に開催されました同委員会において構造計画、電気設備の計画、機械設備計画、これらの概要について報告をいたしてまいりました。基本設計の概要について申し上げますと、まず建物配置計画はB&G海洋センターの敷地を一部取り込み、大学新館の北側に配置をすることとし、ゾーニング計画として学生、教員にとって使いやすい施設、またさまざまな交流の場となる施設、知的活動が見える大学のシンボルとなる施設、これを基本に動線計画を進め、既存施設と調和が図られるよう配慮をいたしたところです。建物の概要につきましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造3階建て、建築面積は2,103.73平方メートル、延べ床面積4,311.29平方メートルとなりました。主体構造には、耐震性及び経済性を考慮して鉄筋コンクリート造を採用し、構造の一部を鉄骨造としております。電気設備計画では、経済性、効率性を重視をし、LED照明を主体に用途に応じた適切な照度を確保するとともに快適な環境を確保するということとしております。機械設備計画では、諸室の用途に適した熱環境を実現するとともに、環境にも配慮して省エネルギー化による経済性を図りました。図書館機能としては、開架書架で約12万冊、閉架書架で約2万冊の図書等の収容能力とし、1階にはオープンワークスペース、グループ学習室、プレゼンテーシ

ョンルームを備えるラーニング commons のスペースを配置をし、アクティブラーニングに対応する学習環境を整備をするとともに、地域連携を進めるための共同利用施設や約300席を備えた講堂の整備を行います。2階には、開架閲覧席、一般閲覧席などを整備をし、市民の皆様にとっても利用しやすい環境を整えてまいります。また、3階には開架閲覧席のほか個別学習用のキャレルデスクを備える計画でございます。外構の整備につきましては、B&G海洋センターの敷地の一部を取り込むことから、駐車場を共用するとともにB&G海洋センター周囲の修景を施し、外部環境との調和も図ってまいります。

次に、大学図書館等の整備に係る事業費につきましては、基本設計に基づく概算の建設工事費の積算では消費税を含み約23億円程度となる見込みであります。また、書架、家具、備品等の整備費用につきましては現時点における見積額では約3億7,000万円程度を要するものと見込まれます。これに充てる財源計画として、現時点では建設工事費については地域活性化事業債などの有利な地方債、備品等の整備については大学振興基金を充てる計画でございます。

以上、私からの御答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目5、（仮称）市民ホールについてお答えいたします。

小項目1、ホールが目指す姿で市民のコミュニティ醸成の場の考え方についてでございますが、背景としては施設の位置づけがございます。（仮称）市民ホールは、名寄地区都市再生整備計画の中で地域交流センターとして位置づけられておりましたけれども、今後新施設が完了してからは市民文化センターと一体で管理運営する方針として作業を進めております。また、市民文化センター全体が名寄市公民館の機能も有することになります。（仮称）市民ホールは、市民待望の施設であり、日々活用され、多くの方々が集う施設とする

ため、文化芸術振興事業や生涯学習、公民館の事業、貸し館事業などにも取り組みます。また、新しい機能として多世代交流スペースも設けたことから、子育て世代の皆さんにも活用していただくとともに、家庭教育の一助にもなるような事業にも取り組んでまいりたいと考えております。これらのほか舞台芸術の鑑賞機会の提供や市民参加型事業などにより企画、出演、観覧など多くの方々の利用を促し、文化芸術を中心とした新たなコミュニティが形成されていくことを期待し、市民ホールの大きな役割の一つに市民のコミュニティ醸成の場を掲げているところでございます。

次に、小項目2、社会的包摂とアウトリーチの考え方についてであります。社会的包摂については、国の文化芸術の振興に関する基本的な方針、第3次方針において文化芸術振興に当たっての基本的視点の中で、文化芸術は子供、若者や高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会を開く社会的基盤となり得るものであり、昨今そのような社会包摂の機能も注目されつつあると示されており、市民ホールの運営に当たっての基本的な姿勢として捉えております。また、アウトリーチにつきましては、今まで劇場等に足を運ぶことのできなかった方々に対し、文化芸術を鑑賞する機会やみずから参加する機会を提供する活動と捉え、今後の事業展開の中で取り組むべきものとして認識しているところでございます。具体的には、委託事業者と共同し、企画実施していくことを想定しているところでございます。

次に、小項目3、名寄、士別地域のホール間の連携、協力について申し上げます。上川北部管内の公共ホールにおける情報共有についてですが、既に民間団体主導であります北の星座音楽祭が昨年から開催され、ことしも人気、実力ともにあるアーティストの公演が各ホールで開催され、会場に足を運ばれた皆さんからは高い評価を得ております。下川町や美深町で行われました公演には、名寄市民の方々が半数を占めているとも伺っ

ております。こうした事業に対しては、チケット販売の協力や公民館事業として鑑賞バスツアーを企画、運営するなど深くかかわりを持って進めてきております。今後市民ホールでの事業展開におきましても土別地区も含めた各公共ホールとの情報交換を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4、今後のエフエムなよろを含む組織体制について申し上げます。市民ホールの管理運営に係る組織の全体像についてであります。これまで文化振興室の設置についてお答えしてきておりますが、行財政改革における市組織全体の配置協議は今後になることから、生涯学習やスポーツ振興といった現在の業務との兼ね合いを精査した上で、改めて検討していきたいと考えております。中でも総合プロデューサー職の配置につきましては、佐藤信アドバイザーの提言を受けて配置を検討しているもので、内部、外部両面からの人選を検討していきたいと考えております。ホール運営に関する事業委託予定者につきましては、6月末までに改めて委託する事業の詳細についてヒアリングの機会を設け、最終的な事業委託の範囲を定めていきたいと考えております。その内容といたしましては、音響、照明、舞台機構などの専門領域や広報、営業、サポート組織管理などを想定しており、正式な契約は今年10月からを目標としております。契約後は、事業者との調整を密に行いながら事業を振興してまいります。

次に、小項目5の小ホールの有効活用について申し上げます。現在改修工事中の小ホール、多目的ホールについては、大ホールからの映像や音声を連動させる仕組みやステージの拡張、防音効果の改善、天井照明の更新など大幅な改修を行っておりますけれども、基本的な構造上、音響や舞台照明の対応はできておりません。市民ホールとして今後調達する備品、機材の選定に当たっては、その中の一部は多目的ホールでも共用できる機材として検討しております。また、市民会館大ホー

ルを供用終了する時点で一部の音響照明関係機材を多目的ホールに転用したいと考えております。さらに、機能や利便性を高めるための音響、照明機材の導入につきましては、今後の利用状況も勘案しながら必要な機材を検討し、数年間かけて対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきました。時間も少々残っておりますので、再質問をさせていただきたいなというふうに思っております。順序がばらばらになるかもしれませんが、御容赦をいただきたいなというふうに思います。

まず、大学の関係でございます。大学と市民とのかかわりについてでありますけれども、これは個人的なことかもしれませんが、最近余り大学に行くことがなくなってしまったなという感じがしております。これは、昔でありましたら大学のイベントですとか、大学祭以外のイベントが幾つかありまして、議員何人かで訪れたりだとか、市民が参加をしたりだとか、そして大学の先生だとかと交流をしたり、そういったことが比較的あったのですけれども、最近はないなと。それに伴って若干疎遠になってきているのかなという感じもしております。確かに大学の先生方は、個人的なレベルの中ではやはり大学のあるまちであるのを本当に有効に生かしていただいて、委員会だとか先ほど答弁いただいたような部分では大変活躍をしていただいておりますけれども、大学の一つの方針として、地域に対してこういうふうにしたいのだという方針が1つあってもよいのかなというふうに私はやっぱり思うわけでありまして、市民と大学がもっと近くなってほしいなということをお願いしているわけでありまして。そういった中において再度ちょっとお伺いをしたいのですけれども、そういうことを目指すに当たっての大学の役割、

あるいは設置者は名寄ですので、名寄市の役割、そして市民の役割、こういったものを少し整理をして、こういった関係をもう少しスムーズにうまくいかせるような取り組みがあってもいいのかなというふうに思うわけですが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市立大学に鑑みて、大学、そして設置者あるいは市民の役割、さらには地域貢献等々について御質問がありました。平成18年に一部4年制化に改編をして丸7年、8年目になったということであり、この間大学の学生さんも、あるいは教職員の皆さんも短大に比べると大きくスタッフも増加をしたということでありまして、大学があることそのもので地域に対して大きなさまざまな波及効果があるというふうに認識をしております。一方で、それぞれの役割ということでも認識をしているところでありますけれども、いま一度これを改めて再確認をしていく必要があるということももっともだというふうに思っています。大学としては、当然社会に通用する専門性の高い学生を育てて社会に送り出していくということももちろんでありますし、その上で地域をキャンパスとして、地域を学術的に研究題材としていくことで地域にしっかりと貢献をしていくということもまた大学の一つのミッションだというふうに思います。一方で、設置者としてはその環境をしっかりと整え、さらにはまた行政としてどう大学側に地域貢献をしていっていただくのかという具体的なミッションを提示をしていくということも必要なのではないかというふうに思います。市民の皆さんにとっては、大学があることによって当然いろんなさまざまな効果が出てくるということもございますし、さらにはより市民の皆さんも大学に深く関心を持っていただくこと、さらには名寄市外から本当に多くの学生さんが来ているということでありまして、そうした学生さんたちを温かい目で守ってあげるというか、そう

した市民の皆さんの覚悟というか、思いも必要なのではないかというふうに思います。さらに、それぞれの役割をしっかりと伸ばしていくよう、認識をしていくよう、よく連携をしながら推し進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 私も本当にそのように思います。市民の皆さんと話をしてみると、学生さんに対する評判というのはいいのです。それは、接したことがある人はやっぱりみんなかわいいなど。孫のように思ってくれるというか、そういう思いを一人でも多くの人に持ってもらえるということがやっぱり大切なのかなというふうに思いますし、そういった人間関係ができることによって卒業後に第二のふるさとと思ってもらえるようになっていただければ、なおありがたいなというふうに思っております。そういったことを考えても、やはり市民と大学のハードルを下げるような仕組みづくりといいましょうか、これは市民も努力をする必要があると思いますけれども、その仕組みづくりは市民にやれといってもこれはなかなか難しいと思いますので、こちら辺のところはぜひ大学でありますとか、設置者のほうで今後何らかの工夫を考えていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

大学の図書館についても答弁をいただきました。2階の部分については、市民にも使いやすいような施設にしたいと。それから、大学の中のシンボリックな部分にしたいというふうな答弁もいただいたところであります。こういった中で講堂の建設が計画をされております。先ほど質問させていただいた中のアウトリーチという考え方、それと社会包摂という考え方を質問させていただきました。例えばこういった中で新しくできる（仮称）市民ホールの中で、クラシックなどを演奏する場合に、未就学児童はお断りというコンサートが比較的多いのかなというふうに思います。しかし、こうい

った中でそういった未就学児童の方と保護者の方であるとか、つつい声を上げてしまうような障害を持った方だとか、こういった方々にもやはりこういう芸術に触れていただく機会が必要かなというふうに思います。こういった場合に規模的にいってこの講堂というのは使いやすい大きさなのかなというふうに絵を見てちょっと思ったところであります。当然フルオーケストラなんか入るわけはありませんけれども、それなりに適した企画、イベントを提供するという考えの中では、大学のこういった部分で公共ホールの運営とかかわることができるのではないのかなというふうに思っておりますけれども、お考えをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提言を承ったと思っております。小さい子供や、あるいは障害のある方もしくは子供たちが小さいころからそうした高い芸術文化に触れていくというのは、情操教育において非常にさまざまな効果があるということで認識をしております。このことについては、芸術アドバイザーの佐藤監督からも実はこうしたホールそのものの活用についてもこういう活用があるよというお話をいただいております。それは、場所はどこであるにしても、そういう大学の幼児の教育にかかわる、あるいは障害を持った教育にかかわる先生方をうまく巻き込みながら、そうしたソフトの展開というのも十分活用されるのかなというふうに思っています。

先ほど地域貢献についてのさまざまな一歩踏み込んだ取り組みということでございましたけれども、地域交流センターは今ボランティア活動を中心に学生と市民との橋渡しをしているということでありますけれども、さらに学術的に市民、地域に入り込んで貢献をしていただくということも鑑みて、今の道北地域研究所と地域交流センターを一体とした組織を設置をして、さらに深く学術的に市民、地域に貢献をしていこうと、そういう動

きを今学内でも検討しているということでありまして、この大学があるからそうした専門的な子供たちへの教育や福祉や障害を持った子供たち、そうした福祉が本当によくなったと、そう言われるような地域貢献を目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 今加藤市長がおっしゃられたようなことは、多分大学の先生方はきつともともと考えておられるのかなというふうに思います。しかしながら、冒頭申し上げましたようにそれをしっかりと表現してもらいたいなというふうに思っております。多分市民から願いをされたら、いいですよきっとやってくれると思うのです。だけれども、市民の側からしてみたら、お願いしていいものなのだからどうなのだから、やはりそこがハードルのような気がします。ですから、大学としてはこういうことだったらできますということをもう少し明らかにしていただいて、大学として積極的に市民にかかわっていかうというふうに考えていますということを明らかにしていただくことによって、市民からするとハードルが下がっていくのかなというふうに思っておりますので、そこら辺のところは今後ぜひとも協議をいただいて、市民に対するアプローチをよろしくお願いしたいなというふうに思っております。どうかよろしく願います。

それから、講堂の使い方ですけれども、いろいろあると思います。そういうことも含めて市民との交流も深まっていくのかなというふうに思っておりますし、社会的包摂の考えはまさに福祉の原点かなというふうにも思っておりますので、これもひよっとすると大学の研究の一つにもなり得るかもしれませんし、そういった専門の先生もおられるかもしれません。そういった情報と教育委員会のこれから進めようとしている皆さんの情報交換ということも必要になってくるのかなというふうにも思っておりますので、そこら辺のところもよろし

くお願いしたいというふうに思います。大学は終わらせていただこうと思います。

次は、順番ちょっと逆から行かせていただきますけれども、市民ホールについてお伺いをしていきたいと思います。市民ホールにつきましては、私もこれまで何度も質問させていただきまして、この間決して歩みは速くはないなと思いつつもやっぱり少しずつ、一歩ずつ前進していただいているなという感実はしております、そこら辺については率直に評価をさせていただこうと考えているところであります。私もこの間発言するたびにいろんな方のお話を伺ったり、調査研究、勉強させていただいた経緯もありまして、発言が一貫していなかったかもしれません。やっぱりその都度発言の内容も変わった部分もあります。それは、やっぱり勉強のあかしと捉えていただければありがたいのかなというふうに思いますけれども、そういった中で今は少し方向性が見えてきているのかなというふうにも思っているところであります。ホールに対する基本的な考え方が最初はきっと貸し館がほとんど頭の中の部分を占めていたのかなと。それがだんだん、だんだん変わってきて、芸術文化にどういうふうに関わっていくのか、そして答弁にもいただいたように社会的包摂であるとかアウトリーチの考え方、そしてホールを中心にして市民活動がどうあるべきかというところまで少し進んできたのかなというふうに思っております。そういったところはこの方向で、決して速いとは言えませんが、オープンまでの間ぜひ頑張って進めていただければありがたいなというふうに思っております。

そういった中でやはり市民とのコミュニティの醸成の場ということは本当に大切なわけでありまして、多くの市民の皆さんに足を運んでいただきたい。参加をしていただきたい。そして、参加をしていただきたい。できればステージに上がっていただきたい。こういうことを考えているわけでありまして。そういった中には、いろんな仕組

みづくりが必要になってくると思います。そういった中の一つには、そういったことを教育していくワークショップであるとか、そういったこともこれからは必要になっていくのかもしれないけれども、そこら辺に対する考え方についてお考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御質問にありました市民ホールに集まる工夫というのでしょうか、そういう方策というものがこれからますます求められていくのではないかなと思いますけれども、具体的な検討についてはこれから勝負だと思っております。先ほどもお答えしましたように、自主事業で行う舞台芸術振興事業や生涯学習、公民館の事業などとともに、やはり基本的になるのは貸し館事業も大きな柱となっていくのではないかと思っております。市民ホールは、多世代交流ホールやホワイエのギャラリー、常設展示ができるスペースも有しておりますことから、市民が気軽に自由に来館できるような施設でありますので、そうした市民が集うことで新たな交流の場ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。また、今回の工事で整備されます駐車場ですとか、それとか広場なども活用して、屋内、屋外を連動して使用するイベントなども将来的には考えていけるのではないかなと思っております。あわせて委託事業者において行われるにぎわいづくりの事業も企画運営していくことを今の段階では想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ありがとうございます。本当に私も多くの皆さんに集まっていたいで、そこでできれば活動していただきたいというふうに思っております。

今はちょっと閉じておりますけれども、今の文化センターが工事に入る前までは比較的多くの子供たちが自由に遊んでおりました。何となくたま

り場になっているような、そして一人一人が遊んでいたり、集団で遊んだりとかしている姿をいつも見ておりましたけれども、ある日職員の方がおっしゃったのは、この子供たちに何か一つのことをさせてあげたいというふうなことをおっしゃいました。これは、私はすばらしい発想だなというふうに思いました。それは何かはわかりませんが、ただそこでゲームをしている子供たちもいる。勉強している子供もいるのかどうかわかりませんが、そういう子供たちに例えば芝居の一コマでもいいかもしれませんし、何か一つのことをやらせて達成感をつくらせてあげたいというふうな、私すばらしい発想だなというふうに思いました。まず、集まっていただくことがいいなというふうに思いますし、そこからそういうふうな取り組みがきっとワークショップということに発展していくのかなというふうに思います。そういった発想はぜひこれからも持ち続けていただいて、市民に対する積極的なアプローチをぜひともしていただきたいなというふうに思いますけれども、ちょっと答弁ありましたらお願いできますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今の視点は非常に大切なことかなと思っております。子ども教室の子供たちも実はあそこに来ていろいろ時間を潰したり、あそこにある図書を利用して、一応子供たちが集まってきているという、そういう現状がありますので、それはこれから市民ホールにみんなが集まってきていただくための非常に貴重な存在でないかなと思っておりますので、そういうところを大事にいたしまして、今後そんなところから市民ホールをみんなですべて使っていこうという、そういう輪に広がっていくよう対応してまいりたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） きょう朝来ましたら、市民ホールの愛称が決まったというふうにお伺い

をいたしました。EN-RAYという名前に、まだ正式決定ではないのでしょうか、こういうふうになるということだったのでしょうか、になるのだろうかというふうに思います。よかったなと思います。また一歩進んだなという感がしておりますけれども、愛称は決まりました。それで、正式名称はきっとまた別にあるのかもしれませんが、このホールに対する何か市民に対するキャッチフレーズみたいなものがあったらいいのかなというふうに思うので、例えばこのホールで市民に対して何をしたいのだということを短くぽんと出せるような何かがあったらいいのかなというふうに思うわけですけれども、今後そのようなことを考える考えがあるのかどうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 正式な名称については、これから条例、名寄市民文化センターのホール等の位置づけの中で条例のほうでなっていくかというふうに思いますし、きのう検討委員会の中で愛称がEN-RAYというふうに決まりました。この愛称を市民の多くの皆さんに受けとめていただいて、やっぱりEN-RAYに集まって何かしようやという、そういった部分で活用、浸透していただければというふうに思っています。今の段階でそれにプラスキャッチフレーズになると、市民もちょっとわからない部分があると思いますので、おいおいそういった活用なり利用の状況なりの中でそういったことも出てくるかというふうに思いますけれども、今の段階ではこの愛称をしっかり親しみを持ったもので受けとめてもらって進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 結構だと思います。

これから市民ホールができるわけでありまして、これに伴いまして文化振興条例というのがもうすぐ提案をされることになるのでないかな

というふうに思っております。こういった中でちょっと資料を見つけた中を紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、「立法と調査」、2011年、これは参議院事務局企画調整室の編集、発行というふうになっております。これは、公立文化施設による地域活性化、アウトリーチと社会的包摂ということに関するものであります。この中でアウトリーチの位置づけと目的の明確化ということが述べられておまして、ちょっと読ませていただきますと「アウトリーチ活動についてはその重要性にかんがみ、文化条例に規定するなど法的根拠を与えることで、普及促進し継続性を担保することが望ましい」というふうに書かれている文章があったわけでありまして、今後の文化振興条例の中でこういった文言を織り込んでいく可能性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 文化芸術の振興に関する条例につきましては、文化芸術振興基本法でありますとか、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律などに基づいて現在検討委員会のほうで協議をさせていただいているところでございます。今の段階では、内容につきましては非常に基本的な事項が中心になってまいります。したがって、アウトリーチの活動に関して直接的な表現としては条例の中には含まれないというようなことで押さえております。ただ、非常に大事な視点でございますので、もちろん具体的な事業の中では文化芸術の振興に関する基本的な方針なども参酌した上でアウトリーチ活動について取り組んでまいりたいなと、そんなふうにいるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 条例の中には盛り込まれないということでもありますけれども、ぜひ趣旨を継続して進めていかれるように求めておきたいなというふうに思っております。

先ほども大学との連携ということでお話をさせ

ていただきました。この文章の続きには、「その際には、文化芸術が教育や福祉等他分野と結びつくことにより地域の課題の解決に資するという視線が重要であり、行政内部で勉強会を開催するなど横断的な連携・推進体制をつくる必要がある」というふうに書かれております。こういったところから、先ほどは大学との連携ということでお話をさせていただきましたけれども、名寄市の行政の中の横のつながりということも、例えば当然福祉でありますとか、学校教育でありますとかということのつながりも必要になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺の考え方がありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） アウトリーチでの市立大学との連携ということについてでございますけれども、生涯学習事業などの分野では各行事へ大学生の皆さんが参加いただくなどの連携はこれまでも図ってきているところでございますが、文化振興におけるアウトリーチとしては、もちろん今の段階では実現できていないような状況でございます。現時点では、稼働時における体制の整備とホールでの自主事業の運営に向けて準備を集中しておりますことから、大学を含む関連団体との連携については今後取りまとめる運営の方針の中で具体的に検討していきたいと考えております。今の段階でちょっと想定できる連携の具体例といたしましては、市立大学の例えば合唱サークルが行っている市立病院でのロビーコンサートなどに市民ホールが持つ機材や人材を派遣して、より質の高い構成としていくことなどが考えられるのではないかなということで部内で話しているところでございますけれども、今後さまざまなアウトリーチの形態というのが出てくると思いますので、その可能性を今後探ってまいりたいと、そんなふうな段階でございますので、御理解いただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） よろしくお願した

いというふうに思います。

私は、これまで市民ホールに関して発言をしてきたその大きな趣旨としては、あの施設を絶対に箱物と呼ばせたくないなという思いから、ずっと発言をさせていただいたつもりでありますので、これからもぜひそうあってもらいたいなというふうに思っております。今答弁をいただいた中でもやはり2年前とはかなり変わってきているなというふうに思っております。本当にこれうれしいなというふうに思っております。しかしながら、こういうことを実際形にしていくためには、職員のマンパワーということもやっぱり必要になってくるのかなというふうに思っております。先ほど専門の職員の配置ということも、総合プロデューサーの配置ということも12月からだったでしょうか、違いましたか。配置をされるということでもありますけれども、こういったことをしっかりと整えて実行していくということは大切だなというふうに思いますし、行財政改革というのはお金を削減できたからこれは行財政改革になったというふうには単純には思わないのです。それも確かに一つであろうというふうに思うのですけれども、新しくできるホールをいかに有効に使って、効果、効率を高めて、市民の満足度が上がれば、これは大きな行財政改革になるのかなという発想は私は実は持っているわけでして、そういった面でのここに対する総合プロデューサー以外の人的な配置というのはこれから、まだ決定はしていないのでしょうけれども、一定程度配置することは必要なのかなというふうに思っております。例えば新しい文化振興条例ができるときには、本来であれば市民の中に入って行って、そういう市民の意見を聞くべきだったのかなというふうには思いますけれども、多分あの陣容では無理だろうなという思いもありますので、そこについてはあえて触れないでいたのですけれども、それはやっぱり人的なパワーがちょっと、個人ではなくて人数的なパワーが足りなかった部分もあるのかなというふうには

思うのですけれども、今後そこら辺の人的配置についてお考えがありましたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 人的な配置、組織体制の強化についてということ御提言がございました。来年度の具体的な組織機構は、今行財政改革の話ありましたけれども、今後の名寄市の行財政改革推進にかかわる会議等で議論していくということになります。これまでも新名寄市の行財政改革推進計画の後期実施計画に基づいて、それぞれの職場の討論を踏まえまして職員の適正配置に努めてきたところであります。市民の生活向上、まちづくりなどを推進するためにそれぞれの業務が増加しているというふうにも、そういう状況ではございますが、一方では財政健全化を図るために職員の削減も行っているという現実もございます。来年度の機構、職員の配置については、やはり市全体の、市役所全体職場、業務状況を勘案、検証しながら協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） わかりました。そこだけ特にとということにはならないのかもしれませんが、最終的にはやっぱり市民の満足度を向上させるということが一つの行財政改革であるということの観点から、ぜひよい判断をしていただければありがたいなというふうに思っております。

それと、小ホールについてもお伺いをさせていただきまして、（仮称）市民ホールの機材を利用して小ホールでも使えるようなものを設置するというふうな答弁をいただきまして、そのような考え方でよろしいのかなというふうに思っております。本体のほうの設備の中では、ちょうど機材が過渡期ということで、照明機材等はLEDを使えないということになったというふうに伺っております。これは、そういった状況であれば仕方が

ないことなのかなというふうに思いますけれども、電気代というのはピークを基準にして基本料金が変わるという仕組みになっておりますので、LEDの機材の価格が下がった状況の中ではひよっとすると機材の更新をしたほうが得になるかもしれないということが起こってくるかもしれません。これは、街路灯のひと・ほし・環境にやさしい灯り事業の、街路灯をLEDにしたのと同じような発想になるかもしれません。そういったことから、これから設定、設置をされる照明等の機材についてはある程度そこを見越した機材の選定をしていただきたいなというふうに思います。必要なものは当然設置をしなくてははいけませんけれども、ぎりぎりのところでそこら辺は抑えられて、できれば何か新しいことをやってみたらいかかなというふうに思うのは、映像を映し出すプロジェクションマッピングというのが結構いろんなところで効果的に使われておりまして、この機材もかなり安くなってきておりますので、こういったところで名寄のホールの特徴づけをしていってはいかがかなというふうに思いますが、ちょっと考えがあればお伺いをしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） プロジェクションマッピングについてのお問い合わせがありまして、最新映像技術のトレンドということで今注目を集めているのは私もよく承知しておりまして、昨今では旭川の冬まつりでも随分大々的な展開がされたということであります。議員おっしゃるとおり、最近では快適なシステムも出てきているというふうにも承知をしておりますけれども、現時点で市民ホールに関連をするそれらの機材を導入する予定はございません。先ほどもお話ししたとおり、今現在備品の選定に当たってさまざまな現場で基本的な機材を導入するだけでも当初予算を相当上回っているという話も聞いておりまして、まずはそちらのほうをしっかりと固めていくことが大事な

のかなというふうに思っています。その上で今後さらに技術開発が進んで、機材、映像の作成ソフト、こうしたことも進化していくかもしれません。そうしたことも含めて施設の設備としての必要度をはかった上で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 以上をもちまして市民ホールについての質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、とりわけ市民待望の施設でありますので、少しでもいい形でオープンできますことを切に要望しておきたいというふうに思います。よろしく願いしたいと思います。

それでは、次はインフラ整備についての道路についてお伺いをしたいというふうに思います。道路につきましては、さまざまな補助の制度だとか、国の制度に乗って整備をされるということは当然のことかなというふうに思いますけれども、答弁の中にもありましたけれども、やはり市民要望も強い部分もあるのかなというふうに思っております。そこで、道路整備は単費で行う場合には使用する資材というのは余り制約を受けません。例えばこの中で市内の製紙会社が出す炭殻なんかを砂利のかわりに使いながら道路整備をすれば、これはひよっとすると単費でやってもそう大きな出費にはならないのかなというふうに思うわけですが、今後そういうふうな考え方をされるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 道路整備につきましては、この間国の交付金等を利用いたしまして整備をしてまいりました。今議員のほうからありました単費で炭殻等を使いながらということで、経費的にも安いのではないかとということなのですが、道路整備につきましては一定の基準に基づいて、砂利ですとか、一定の道路の規格といたしますか、そういったものを備えていないと、夏場はいいのでしょうか、特に冬場ですとやはり道

路が凍上して、あるいは陥没をしてというようなことにもつながるものですから、基本的には単費で、事業費はもうかさむというのはそれももちろんありますけれども、現状はできるだけいい、安心できる道路を整備をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それで本当に距離が延びてくれるのだったら最高にありがたいなというふうに思うのですけれども、それがなかなかかなわないものですから、こういう方法はありませんかということでもちょっとお伺いしてみました。今までにも例えば駐車場の下の部分だとかは、多分使っているような事例もあるのではないかなというふうに思います。そこでは、ではどういう結果があらわれているのか、そういったデータもお持ちなのかなと思いますけれども、そういったデータも調べながら、今後まず検討して、距離を延ばすということを考えられたらいかがかなというふうに思いますけれども、再度ちょっと答弁をいただいでよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 炭殻を使った道路整備というのは、実は数年前も検討してみた経過はあったと記憶をしております。その中で砂利そのものの下のいわゆる砂利的なものというのですか、その骨材というのか、そこは単価は下がるのでしょうかけれども、その整備に当たっての一定程度のその上のタールだとか人件費だとか、そういうことも含めてどこまで値段が下がるのかということと比較をした結果、そんなに、余り効果がないのではないかという、たしか検証したような結果も聞いています。もう一方で、炭殻そのものが今実はいろんなところで引き合いが強くて、なかなか前以上にそんなに手に入らなくなってきているというような状況も聞いています。もう一つ、一方で今骨材の特に砂利の単価も相当新年度からも上がってきているような状況も聞いておりまして、

改めてまた状況が変化してきていることでもありますので、そうしたことも勘案しながら、今御提言いただいたことを踏まえて、再度一回調べた経過もあると思いますので、それをベースにしながらもう一度またそうしたことが可能なのかどうかということでも新たに検討してみたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 材料がないのだったらしょうがないのですけれども、市内の業者さんが出しているものですので、有効活用がもしできるのであればいいなというふうに思ってちょっと発言をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、この項の案内板の設置について答弁をいただきまして、（仮称）市民ホールのオープンまでには間に合わないということだったので、新年度予算ということなので、しょうがないなと。その中でもなるべく早目に設置をしていただけるように努力をしていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、細かいことで申しわけありませんけれども、ちょっとお伺いをしたいのですけれども、案内板に書かれる文字、これは当然日本語があると思うのですけれども、それにかかわる外国人向けはローマ字表示になるのか、英語表示になるのかということで、札幌あたりでたしかローマ字表示から英語表示に変えてきているというふうな情報も聞いておりますけれども、そこら辺の考え方であるとか、例えば言葉にするのか、マークにするのか。例えば天文台を案内するのだったらこういう丸いドームのマークにするのか、そこら辺の考え方は現段階で何かありましたら、ちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうから具体的にどういう標識をということで御質問がございました。実は、この間議員が御質問されて

から内部的にはいろいろ検討させていただいて、場所ですとか一定の検討はして、土別のほうから、あるいは美深のほうから、下川方面から来る標識についてということで、立てる場所ですとか、そういうのは道とも一応お話をさせていただいてという経過はあるのですが、具体的に表示についてのところまで私のほうではまだ協議をしていないというふうに考えています。一般的なものというふうに考えておりました、先ほど議員も言われておりました（仮称）市民ホール、せっかく市民待望の施設でありますので、ある意味では集まりやすい工夫の一つとしてしっかりと標識を整備していきたいというふうに考えてございますので、きょうのところはちょっと持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） それでは、きょうのところはそのようにさせていただきたいというふうに思いますけれども、そこら辺のところは最後の詰めですので、せっかく設置をするのであればしっかりわかりやすい標識にさせていただきたいと思いますので、ちょっと他市の例なども調査をしていただいて、有効な形で設置をしていただければというふうに思います。この部分は補助金を活用してやられるということですので、単費でやれとは言いませんので、なるべく早目に設置をしていただくように努力をお願いして終わりたいと思います。

次、福祉政策についてお伺いをしたいというふうに思います。少し事例を述べさせていただきながら、健康寿命を延ばそうという考え方について質問をさせていただきました。会派あるいは委員会等でもこの件に関してはいろんな調査をさせていただきまして、こういう手法ではなくてもっと効果が明らかに出るという方法も実はありました。これは、すごくお金がかかりました。やっぱり名寄にはこれは少々向かないなというふうに思ひまして、こういった事例のところは視察に行かせて

いただいたのですけれども、行かせていただいたのは実は本州だったのですけれども、そちらで聞いてみたら北海道でももう既にやっているよというふうにお伺いをして、既に北海道でも何カ所か取り組んでいるようであります。実際やっている中身というのは、保健センターさんですとか包括支援センターさんでやっている中身と実はそんなに変わらないのです。例えば先ほど答弁をいただきましたように口の中の練習でしょうか、かむ練習だとか、そういう練習もあわせてやっておられるのです。聞いてみると、ほんのちょっとした工夫のような感じがしています。例えば場所があるとか、テレビがあるとか、そこにカセットかDVDが入るようなものがあればもうオーケーよと。あとは、ちょっとアドバイスをするような人を養成をして、送り出すよというふうな取り組みで、お金がかからないで比較的継続性が高いというふうに伺いました。それと、もう一つは、地域のコミュニティーがこれに伴ってできてきていると。町内会単位はそれはそれであるのですけれども、そういう一つのコミュニティーが、仲間づくりができてきているというお話も伺っておりますので、お金がかからなくて、健康寿命が延びて、人との関わりが深くなっていいなというふうに思ひましたので、今後ちょっとここら辺のところを調査をしていただきたいなというふうに思うわけですが、お考えをもう一度お伺いできればというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 健康寿命を延ばすと。あるいは、お年寄り、高齢者の方が生きがいを持って元気で暮らしていくということは、これからこの地域が少子高齢化を迎えていく中で地域の元気の大きなバロメーターというか、本当に活力になっていくと。加えて国保の問題も含めてさまざまな効果が出てくるということになろうと思います。今後名寄市としては、どちらかという施設居宅みたいなそうしたことには民間の活力を利用しな

がら、一方でこうした健康増進だとか、特定健診だとか、そうしたソフトの部分に関してはやはり行政がしっかりとさまざまな機関と連携をしながら、より効果的な検討を加えていかなければならないというふうに思っています。今御指摘いただいたそうした体操の工夫だとか、高齢者だけでなくもうちょっと早い段階から健康に携わるような、みんなが歩くことをもっといろんな世代が楽しんでもらえるような、そうした工夫等も含めて今後ともさらに市民の皆さんの健康増進に関してはよりよい研究、検討を重ねていきたいというふうに思っております。また改めて御提言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） ぜひよろしく願います。見に行ったのは、雪の降らない地域に見に行かせていただきました。名寄は半年間雪に閉ざされるわけで、特にその期間は夏場より運動不足になる確率が非常に高い。こういったことにもひょっとすると効果があるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ今後ともよろしく願いたいというふうに思います。

保育所施設について御答弁をいただきました。将来のあり方につきまして、老朽化に伴って市民の民間活力をお願いをしたような運営というのを全てではないかもしれませんが、一部は目指していくべきかなというふうに思っております。そういった中でどちらが先かはわからないのですけれども、市としてのこういう制度をつくりましたので、チャレンジしてみませんか。例えば国の制度とあわせて市の制度はこういうふうにありますというやり方と相談をされるまで待つというか、どちらが先でどちらがいいのかはちょっとわかりませんが、タイミング的にはそろそろ方針を、次の総合計画の中である程度の方針は出されるということだったのですけれども、なるべく行政の側からアプローチをしていって、民間がしっかりと担える自信が持てるような体制づくり、制度づ

くりをしていくべきかなというふうに思いますけれども、次の総合計画の中で行われるということで即答はできないかもしれませんが、特に民間活力ということに対する考え方について改めてお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今まさに子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から一応というか、施行される予定だということなのですが、先ほどもお話ししたとおり国からの情報がなかなか伝わってこなくて、実は現場も非常に、特に民間の事業者の皆さんが混乱をしているというか、どう方向性を向いていいか今まだ決めかねているというような状況も一部ございます。その中で今なかなかそこら辺を明確に示していくということは難しいのかもしれませんが、先ほどお話をしたとおり、公が担わなければならないもの、そして民間がしっかりと活力を持ってやっていくことができるもの、それを補完するのが行政だというふうに思っています。最大限民間の皆さんが活躍していただける場面を提供していくということは当然想定をしながら、国の制度も鑑みてこれから制度を構築をしていくということになるかと思えます。公定価格が出てきたのも先月の末、しかもそれも概算ということなので、まだまだどうなっていくかちょっとわからないような状況でありまして、この辺は注意深く国の制度の推移を見守りながら、逐一こうした保育、幼稚園の連絡協議会の皆さんに情報をしっかりと即座に提供しながら、まずはスムーズに来年4月施行に向けてそれぞれの皆さんが準備ができるような体制を整えていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 子育てに関する国の予算というのは、消費税にも関連しているという話も伺っておりますし、なかなか決まらないなという話も聞いているわけでありましてけれども、情

報収集をしっかりといただきながら、なるべく早い対応をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

ホームページについて、市民の皆さんにイベント情報等の提供ということで答弁をいただきました。（仮称）市民ホールの行事につきましては、独自のホームページの中で提供をしていくというふうな答弁もいただいたのですけれども、例えばよろーなでのそういう一般市民の皆さんを対象にした講演会であるとか、文化講演会であるとか、そういったことに対してはなかなか新聞紙上等々で知り得ることはあるかもしれませんが、ホームページ上なんかでは知り得ることができません。これもやっぱり市民活動の一つであったりすると思います、団体が行うにしても。こういったところに対する情報発信の支援ということも将来的にはあっていいのかなというふうに思いますけれども、再度ちょっとお考えがあればお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） こうした行政が行うものだけでなく、さまざまな民間の皆さんやいろいろな団体が行っていくイベントだとか情報というものの、ホームページの媒体を使うということもさることながら、それをどうやって集約をして、どこかにまとめて発信をしていくという、そのスキームが大事になってくるのかなというふうに思います。改めて今御提言をいただきましたので、この件どんなスキームがつかれるのかということをぜひ検討していきたいというふうに思っています。その上でホームページはもちろんでありますし、例えば今フェイスブック等もやっていますので、そうしたことでのそうしたイベント情報の発信が可能なかどうか、さらには市民ホールには地元FM局がスタジオを構えるということですので、そこにもさまざまなイベントの情報が集まってくると。そうしたことを有機的に連携をし、また集約をして効果的な情報発信ができるようなスキ-

ム、ぜひ検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○20番（東 千春議員） 5分を残して、以上で終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤市長の市政執行に関して外4件を、大石健二議員。

○9番（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより会派を代表して大項目5件について質問を行います。

最初に、加藤市長の市政執行から順次お聞きをしてまいります。加藤市長は、任期満了に伴う今春の名寄市長選挙において無投票当選で再選を飾り、平成30年までの4年間にわたる第2期目の名寄市政を担われることになりました。加藤市長は、再選後5月12日の第2回市議会臨時会において、2期目となる市政執行の所信を表明されています。この中で加藤市長は、1期4年間の取り組みについて総合計画を市政運営の中心に据えて、民間的発想での行政運営など6項目の公約を基本施策に掲げ、民間出身者としての視点や発想、人脈、行動力を生かしたトップセールスと市民との協働により、明るく元気なまちづくりを目指す市政運営に当たってきたと述べています。この6項目にわたる公約の達成度、もしくは進捗率をどのように評定されているのかお示し願います。

また、2期目の市政運営に当たっては、民間会社発想での行財政運営など3つの政治姿勢を根底に据え、オール名寄で協働のまちづくり、高齢者、障害者が安心して住み続けることができるま

ちづくりなど6項目の基本施策を打ち出しています。期を重ねる政治家の任期は、よく家づくりのプロセスに例えられます。加藤市政の1期目の基礎づくりは6項目の公約から成り、床面仕上げとなる2期目は3項目の政治姿勢と6項目の基本施策の2層構造に改められています。今後も棟上げや魂入れの段階を踏んでいかれるものと拝察をいたしますが、重層構造となった2期目の所信表明の意図についてお考えをお示しください。

同じ項目から市政執行方針についてお伺いをいたします。私は、昨年末書店で手にした月刊誌「中央公論」12月号の巻頭企画「過疎から消滅へ 壊死する地方都市」の衝撃的な見出しに視線がくぎづけになりました。執筆者は、元岩手県知事で総務大臣を務められた、そして現北海道顧問の増田寛也氏を中心とする日本創成会議、人口減少問題研究会が社人研、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に基づいて分析したりレポートです。地方から大都市へ流出が現行ペースで続けば、出産適齢期である20歳から39歳の若年女性が今後減少していき、出生率が高まっても人口減少はとまらず、2030年、平成24年度までに半減する自治体が全国で896市区町村、道内でも147市区町村に達すると試算しています。市政執行方針の市政推進の基本的な考え方の中で、また前述の2期目の所信表明の中でも10年先、20年先を見据え、健全な財政運営を基調に基礎自治体としての調和あるまちづくりを進めると述べられていますが、人口減少による消滅の危機を回避する名寄市の少子化対策、あわせて超高齢社会がさらに進展し、2025年、平成37年をピークに今度は減少する傾向へ向かう高齢者対策への布石についてそれぞれ御答弁願います。

また、平成23年9月に複眼型の中心市である名寄市及び士別市と圏域11町村の計13市町村で調印をした北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の参画市町村のほとんどが減少率50%を超えると試算されています。複眼型の中心市である

士別市も例外ではなく、その減少率は63.6%と試算されている中、共同体である圏域の参加自治体を牽引していくのは中心市である名寄市の双肩にかかっていると言っても過言ではありません。圏域における中心市、名寄市の果たすべき役割等について御答弁願います。

次に、名寄市の行財政運営の学校給食事業等についてお聞きをしてみたいです。名寄の学校給食は、戦後の混乱期である昭和22年に名寄小学校で始まり、60年余という長い歴史を刻んでいます。当初は、父母らが持ち寄った食材を調理、加工したという相互扶助の給食も現在はセンター方式に変わり、1日当たり約2,300食、年間で47万5,900食を給食する施設となっています。こうした長い年月のもとで運営されている学校給食ですが、学校給食法によると調理設備や調理員等の経費は市などの学校設置者の負担で公会計により処理され、保護者が負担する食材費は私会計で処理されています。名寄市の学校給食事業も学校ごとの私会計と名寄市の公会計の2層構造によって運営が行われており、年額で約1億1,100万円に上る給食費の取り扱いの明確化と透明性を高める点や会計の一本化によって事務負担の軽減や教育時間の確保など利点に挙げる指摘もあり、公会計への一元化に向けての取り組みについて御答弁を願います。

また、あわせて学校給食の役割と拡大施策等についてもお聞きをしてみたいです。前述のとおり、学校給食は60年以上も前、昭和20年代に全国で本格的に始まりました。もともとは、児童らの栄養補給が給食の主な目的でした。この給食の持つ役割を例えば長寿化が進む名寄市において各小学校区で校舎内の空きスペースを利用して65歳以上の高齢者を対象にした給食を実費で提供し、孤立化や安否確認に加えて健康の維持管理など高齢者の交流の場として利用を図るなど、現行の学校給食の役割を拡大する施策等について御答弁をお願いをいたします。

次に、名寄市の行財政運営からパブリックコメントについてお尋ねをいたします。名寄市のパブリックコメント、意見公募は、名寄市自治基本条例に基づいて市民参加制度を具体的に制度化して市の基本的な政策となる計画や条例案を策定以前に公表して市民の皆さんから寄せられた意見を政策などに反映させることにより、市民と連携、協力したまちづくりを進めるのが狙いです。初年度の平成23年度こそ実施した13本のパブリックコメントの約4割の5本に意見者8人から10件の意見が寄せられ、まずまずのスタートを飾りましたが、年度を重ねるごとに意見提出者及び意見件数とも低調に推移しているのが実情でございます。今のところこうした市民の声を市の重要な政策決定の過程に市民参加の機会を設け、市民と連携、協力したまちづくりの推進を図るという大眼目の達成までには至っていないのが実情です。スタートから3年目が経過した中で、パブリックコメントの市民参加制度についての現状と課題について御答弁願います。

次に、名寄市日進地区の再整備と管理運営についてお尋ねをいたします。名寄市は、昨年スポーツやレクリエーション、そしてアミューズメントパーク等の各施設が集積された名寄日進地区の課題解決に向けて、市内に専門の民間業者を加えた日進地区再整備基本構想検討委員会を設置して観光振興の核となるべく再整備事業に着手していると聞き及んでいます。また、本年4月には道から移管されたトムテ文化の森約13ヘクタールの管理運営が新たに加わるなど、なよろ健康の森の施設拡充と機能強化が進む中で、ピヤシリスキー場及びピヤシリ温泉ほか日進地区の諸施設、設備等の拡充と再構築を見据えた検討委員会のこれまでの協議経過と再整備事業の概要について御答弁願います。

同じく経済産業施策から商店街の活性化に真摯に取り組む組織づくりについてお尋ねをいたします。昨年4月のオープン以来1年が経過した駅前

交流プラザよろーなの利活用が高まる中で、長く停滞、沈滞を余儀なくされている市街地の商業集積地を核とした商店街振興についてどのような施策と構想を計画、準備されているのか御答弁願います。

また、あわせて振興推進に際して新たな発想と着想に加え、従来とは異なる視点と切り口を変えた手法で真摯に取り組む組織づくりについて御答弁を願います。

次に、環太平洋連携協定、TPPの交渉についてお聞きをいたします。さて、この質問原稿を書いている10日現在のTPP交渉は、かねてから日米2国間の懸案事項となっている自動車貿易懸案事項が議題として日米の実務者協議がワシントンで開かれてはいるものの、米国車の安全基準をめぐって交渉が難航の状況が続いています。こうした中で農業を基幹産業とする名寄市が決して看過することのできない農産品重要5項目の農業分野の交渉の行方が注目されています。この農産品関税をめぐる日米間の事務レベル協議が今月下旬にも東京開催が予定されていますが、予断を許さない状況が続く中で、名寄市の情報収集と対応についてお知らせ願います。

また、近年関心を集めている天候のチェックや種まき、収穫、出荷のスケジューリングなど基本的なことから栽培環境の制御に加え、これまでに蓄積された全ての農業経験をICT、いわゆる情報通信技術によってシステム化した農業新技術の導入とそのノウハウを持つ企業の立地、誘致への取り組み及びその可能性について御答弁をお願いをいたします。

次に、名寄市病院事業計画から名寄市立総合病院の現状と課題についてお聞きをいたします。名寄市病院事業は、平成24年度から28年度までの5年間にわたる名寄市病院事業長期計画を指標に病院運営が行われ、本年度がちょうど中間点に当たります。これまでの計画遂行度を見ると、救急救命センターの体制整備、精神科病棟の改築、

ヘリポートの整備など多くの事業を達成しつつあります。一方で、運営課題でもある経営状況を見ると、平成25年度は約3億1,000万円の赤字計上が見込まれており、累積欠損金も約26億円を超える厳しい経営が続いているとしています。計画期間の中間年度を迎え、医療環境の変化に伴う諸課題、病院運営上の課題と組織強化、人材確保、経営改善など23項目が運営実施計画に登載されていますが、いまだ手つかずの個別の計画項目について、また計画期間内の28年度までの計画遂行について御答弁をお願いいたします。

次に、市民の声から2点お聞きをいたしてまいります。まず、1点目は、あと半年もすれば初雪の便りも聞こえてきそうな道北地方ですが、今冬の各除排雪助成を初め積み上げ除雪や雪堆積場の確保など除排雪対策の総括を踏まえた向冬、これから向かう冬の除排雪対策について御答弁を願います。

また、冬期間は歩行者に安全な車道横断を促す横断歩道などさまざまな交通安全標識や標示などが雪に埋もれて目視が困難となります。こうした交通安全標識や標示が雪に閉ざされる雪国ならではの宿命とはいえ、車道と歩道の除雪方法の違いによって横断歩道上の延長にあるべき手押し信号機の間隔がかぎ型にずれが生じて、車道に堆積された雪山を迂回し、横断歩道を渡らざるを得ないという箇所が市内で散見されます。交通安全対策上から早急な改善が求められる事例の解決に向けた対応について御答弁をお願いいたします。

最後の質問となりますが、名寄市の市章についてお聞きをいたします。現在の名寄市の市章は、平成18年の合併時の折に全国公募を行い、応募総数871点の中から最終選考の過程で最優秀作として選ばれたデザインを基調に市章として採用されたものです。名寄市のNをモチーフにしたこの市章は、現在市が所掌する文献や資料などの刊行物を初め各種事業や各行事のシンボルマークとして使用されているほか、市職員の職員バッジと

しても使用されています。しかしながら、市章を最も身近な存在として自由闊達に佩用あるいは着用、使用すべき市民の皆さんが最も佩用、着用、使用から遠い存在であることもまた事実です。市章を名寄市の記章として、襟章やピンバッジなど利用でき、市民の皆さんがもっと市章と親しむことができるよう検討すべきと考えますが、これについての御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 大石議員から大項目5点にわたっての御質問をいただきました。教育行政にかかわるところ以外、まずは私から答弁をさせていただきます。

大項目の1点目、市政執行にかかわりまして小項目1、市政執行の所信表明から、1期目の取り組みについて申し上げます。私は、1期目の就任に当たって市民の皆様との協働のもとに自主性と自立性の高い行財政運営を行うため、名寄市の財産を生かしたまちづくりや基幹産業の推進など6つの公約を基本施策として市政を行ってまいりました。まず、民間的発想での行政運営については、台湾との新たな交流の推進、名寄観光大使、名寄ふるさと大使の任命などトップセールスを含めて本市を積極的に売り込んでまいりました。あわせて圏域13市町村の中心市として、北・北海道中央圏域定住自立圏の協定を締結をし、医療や福祉を初めとした新たな広域行政の推進も図ってまいりました。また、市民が主役のまちづくりとして、名寄市自治基本条例に基づき市民と行政との情報共有、市民参加を推し進めてまいりました。基幹産業の推進については、農業団体への支援を初め、食肉センター施設の改修、もっともち米プロジェクト事業など地域資源を活用した新たな振興策のもとに、地域おこし協力隊など外部人材を活用した担い手対策についても取り組んできたところであります。名寄市立総合病院のさらなる充実については、ドクターヘリポートの整備もあわせた精

神科病棟の改築、道北4市町によるポラリスネットワークの構築などにより、より安心して暮らせる医療環境を整備をしまいいりました。名寄市の財産を生かしたまちづくりについては、名寄市立天文台のグランドオープン、大学図書館の建設など特色ある教育環境の整備や有森裕子なよろひまわりリレーランなど野外イベントの開催などにより、本市の持つ魅力をさらに輝かせる取り組みを進めてきたところでございます。自衛隊名寄駐屯地の堅持については、この間の要望活動が実り、危惧されていた第4高射特科群の廃止等については部隊削減への影響はない見込みとなりました。市民福祉の充実については、親子お出かけバスツアー、子育て応援事業、民間児童クラブ利用支援などの子育て支援や広域最終処分場整備事業や災害時要援護者支援事業など暮らしの安全、安心の向上、名寄南小学校の改築、（仮称）市民ホール整備事業など教育文化の充実を進めてまいりました。現時点で公約の達成度、進捗状況を数値化することは困難ですけれども、私は10年先、20年先を見据え推進してきたこれらの取り組みが市民の将来への希望、あるいは郷土への誇り、そして幸せのための成果を結びつつあると実感をしておりまして、今後においても全力で市政の推進に邁進をしていきたいと考えております。

続きまして、小項目2、2期目の基本施策についてであります。私は、2期目の市長就任の所信を表明するに当たり市民の皆様私の市政運営に関する考え方をより御理解をいただくため、まず市政運営の根幹となる3つの考え方を政治姿勢としてお示しをさせていただきました。この考え方は、私が取り組む全ての施策に共通するものであります。その上で1期4年の経験を踏まえ、明るく元気なまちづくりに向けて今後私が取り組んでいかなければならないと考えている6つの施策について述べさせていただいたものであります。今後とも公正、公平の原則のもとに、市民の皆様との対話を進めながら、「自然の恵みが人と地域

を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」を目指し、全力で市民の皆様の負託に応えてまいり所存であります。

次に、小項目2、平成26年度市政執行方針から、名寄市の少子高齢化対策についてであります。本年5月に日本創成会議人口減少問題検討分科会が公表しました全国市区町村別20から30歳女性の将来推計人口では、人口移動が収束しない場合において2040年に若年女性が50%以上減少する自治体が全国で896市区町村、道内では147市区町村に達し、その自治体が今後出生率が上昇しても人口増とはならず、将来的に自治体を維持できないという可能性があるという提言をされました。同会議が公表した資料において本市の若年女性人口変化率はマイナスの32.5%で、減少率が低いというふうにされましたが、楽観視できる状況ではなく、今まで以上に少子化対策を進めていく必要があると考えております。

国においては、結婚、妊娠、出産、育児、切れ目のない支援の充実強化を早期に実現することを目指し、緊急対策の柱として子育て支援、働き方改革、結婚、妊娠、出産支援を3本の矢として推進をするため、制度、財源面における対策強化を進めております。本市の少子化の状況といたしましては、出生数で平成21年255人、平成22年237人、平成23年267人、平成24年261人、平成25年が253人になっておりまして、大きな減少傾向にはありませんで、出生率では平成23年次で全国8.3、全道7.2に対して名寄市8.3、合計特殊出生率で全国1.39、全道1.25に対しまして名寄市1.59といずれも高く推移をしております。名寄地区は、地域的な特徴として転勤者が多く、母子健康手帳交付時の転勤者の割合が約5割を占め、子育てに関する相談相手が少ないなど育児の孤立化がしやすい状況にあります。また、風連地区では出生率が少ないことから、同月齢の子供や親同士の交流が持ちにくい状況にもございます。今日の社会的な背景から、地

域の弱体化や少子化時代を迎え、育児経験の不足や育児場面に触れる機会が少ないこと、親子関係が抱える問題は多様化、複雑化をしております。保健センターでは、妊娠が判明した時点から母子手帳の交付、妊娠、一般健康診査の案内、赤ちゃんが生まれたらこんにちは赤ちゃん訪問として生後4カ月までに全戸を訪問をして健診や予防接種の案内や相談を行い、4カ月児健診、7カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診、それぞれで発育、発達、栄養、育児、保健、歯科等相談を実施をしております。また、もぐもぐ離乳食教室、のびのび親子教室、ちびっこ広場、親子ふれあいひろばを開催をし、成長期に対応した事業を実施をし、親子の交流を図る場をつくりながら相談に当たっております。今後においても母子保健法に基づいて妊娠期から一貫した母子の健康の保持、増進に努め、支援が必要な家庭には早期から適切な支援に結びつけるよう努めてまいります。

こども未来課においては、当市での子育て支援対策として、次世代育成支援後期行動計画、なよろひまわり子育てプラン、これを柱に取り組みを続けてまいりました。計画の基本理念であるここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりを目指して、これを実践するためにさまざまな取り組みを行ってきております。親子の居場所づくりとして、子育て支援センターの運営、名寄市独自の発想で始めました誕生餅の助成、多世代交流を行い、親子がいろいろな市民と触れ合う親子お出かけバスツアーなどを行っておりますが、今後はさらにニーズの把握に努めて、子供を産み育てることへの不安を少しでも軽減をしていけるよう取り組みを行ってまいりたいと考えております。

名寄市の高齢化の状況については、本年5月末現在で高齢者人口は8,640人、高齢化率29.49%、後期高齢者の人口は4,525人で15.44%となっております。昨年3月に公表された国立

社会保障・人口問題研究所による名寄市の推計では、平成32年に高齢者人口は8,953人で、高齢化率31.54%で、現在よりも300人程度増加をし、最大値となり、平成37年には後期高齢者人口が5,371人、19.77%、現在よりも850人程度増加をし、最大値となります。また、その後平成47年までの10年間は後期高齢者人口は5,000人以上維持し続ける推計となっております。介護が必要な高齢者の増加が見込まれております。名寄市といたしましては、後期高齢者人口が最高となる平成37年を見据えて高齢者が可能な限り住みなれた地域でさまざまなサービスを切れ目なく利用ができるよう介護、予防、医療、生活支援、住まい、この5つのサービスを一体的に提供していく体制が必要であると考えております。具体的には、介護保険のサービスを基本としながら、介護予防の取り組みや高齢者福祉サービス、健康寿命の延伸のための生活習慣病の発症予防や心身の機能維持の取り組みなど各種福祉サービスの充実やニーズに応じた制度の検討、さらには地域社会全体で高齢者を支えていく仕組み、生きがい対策などさまざまな施策の展開が必要であると考えております。現在名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、この策定に向けたニーズ調査を実施をしているところですが、平成37年を見据えた地域の自主性や主体性に基づき、地域の包括的な支援、サービスの提供体制を構築することが求められていることからしっかりと社会情勢と高齢者のニーズを取り入れながら策定に努めてまいります。

次に、北・北海道中央圏域定住自立圏の中心都市としての果たすべき役割等についてでございます。本市は、北・北海道中央圏域定住自立圏の中心都市として現在第2次救急医療事業や医師等派遣事業といった医療を中心に消費生活センターの広域化による安全で安心な暮らしの提供、廃棄物処理施設の広域利用の推進、地域における知の拠点である市立大学による講師派遣といった人材育成

など都市機能を広域的に発揮をしてきているところではありますが、先般発表された日本創成会議の試算では本圏域の各構成市町村においても20歳代、30歳代の女性の減少率が高いことが示されており、自立した生活機能を維持することが困難となる可能性も指摘をされております。今後大幅な人口減少や急激な少子高齢化など、本圏域を取り巻く環境は大きく変化をすることが想定をされ、おのずと中心市の役割が大きくなることを見込まれますが、圏域として常に知恵や元気を出し、創意工夫をしながら自主的で自立的な地域づくりを進めることが必要と考えております。このことから、本市は引き続き本圏域の中心市としてリーダーシップをとりながら、常に地域の実情を捉え、全ての地域住民が安心して心豊かに過ごすことができるように、同じく中心市である土別市とともに構成町村との役割分担や連携、協力のもと、圏域全体で必要な生活機能を確保するため、効果的、効率的な事業の展開に努めてまいります。

次に、大項目2点目、名寄市の行財政運営にかかわりまして、小項目2、パブリックコメントの有効性から現状の課題とその対応についてでございます。本市では、市民参加を推進する手段の一つとして、名寄市自治基本条例に基づき平成23年度にパブリックコメント制度を導入をし、本市の重要政策への市民意見の反映に努めてきたところでもあります。この間資料閲覧箇所を3カ所から10カ所へ拡大をするとともに、地元新聞あるいはコミュニティーFMといった媒体を新たに活用し、市民周知の充実を図るほか、内容をわかりやすく説明をした概要版を設置をするなど、意見の増加に向けて改善を講じてきているところではありますが、平成23年度は提案件数13件のうち4件に対し9件の御意見をいただき、24年度は16件のうち5件に対して21件、25年度には提案件数2件に対し意見の提出はなく、本年度については現時点で提案1件に対し13件の御提案、御意見をいただいたところでありまして、御意見

の数から申し上げまして、制度の活用は必ずしも十分ではないと認識をいたしております。本市としては、パブリックコメント制度の一層の推進に向けて調査研究を進めるとともに、公聴会、説明会の開催など他の手法も活用しながら、市民参加の推進に努めてまいりたいと考えております。

大項目3点目、名寄市の経済産業施策にかかわりまして、小項目1、活力ある観光、商工振興策等から、ピヤシリスキー場及び温泉ほかの日進地区の再整備について申し上げます。本地区については、平成4年にピヤシリヘルシーゾーン構想基本計画が策定をされ、各種事業が進められてきたところではありますが、その後高速道路の延伸に加えて道立サンピラーパークが隣接地に整備をされ、広域的な利用が促進をされるなどその利用内容は大きく変化をしてきてございます。また、近年のスキー需要の低迷や温泉施設の老朽化、今年度道から当市に移管をされましたトムテ文化の森を含むなよろ健康の森の一体的な維持管理など諸課題に対応するために、昨年度名寄市日進地区再整備基本構想庁内等検討委員会を設置をして、本地区全体の今後の整備すべき方向性について検討を進め、基本構想を取りまとめたところです。今後は、市民の皆様の御意見を反映し、より広い視野に立った構想をつくり上げることを目標としております。このため、今年度はこの構想をもとに広く市民の皆様の御意見を伺う機会を設け、老朽施設の改修、更新に新たなニーズに応じた新規施設の整備といったハード的な整備に加え、受け入れ態勢の整備、新たな利用拡大策といったソフト的な魅力の充実を取りまとめ、市民意見を反映したより実効性のある名寄市日進地区再整備基本構想といたします。

次に、商店街等の活性化に取り組む組織について申し上げます。商店街振興には、店舗が集積し、そこに人が流れる2つの要素が相互に図られることが振興を図る上で必要不可欠でございます。人が集うきっかけづくりについては、駅前交流プラ

ザよろ一なが設置をされたことにより一定の集客効果を果たしていると考えております。もう一方の店舗の集積については、中小企業振興条例に基づいて各種支援を行っており、特に商業地域については店舗集積を図り、中心市街地としての機能の維持発展を図るために、道北の9市と比較しても手厚い支援を行っております。しかし、依然として空き店舗問題が改善をされているわけではありません。このことは、既存の支援だけでは改善の方向に向かうのは厳しい現状にあるということでもございます。このことから、今まで本市の支援内容にはなかった新たなビジネスの創造が本市で各事業所等が展開できるような環境づくりを確立をしていくことが必要となってきたと考えておまして、中小企業振興条例に基づく支援は中小企業者等の自主的な努力を基調とし、行政が必要なサポートを担うということが原則であると、このことを念頭に抜本的な条例の見直し作業について関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、各種振興策などについての新たな発想や斬新なアイデアに基づく取り組みを進めるための組織づくりにつきましては、今年度から北海道経済産業局に職員を派遣しておまして、目まぐるしく変化をする経済状況、各種制度等の情報収集に敏感に対応するとともに、中小企業振興条例に係る各種助成や融資のほか、国や道を含めた各種支援の制度、さらには経営に関する相談など商工会議所及び商工会を商工業振興に係るワンストップ的な相談窓口として位置づけて、本年4月から各種申請の窓口として対応をいただいております。また、これまで以上に関係団体と定期的な情報共有、検討会議を開催するとともに、労働問題についてもハローワークなよろとの定期的な懇談など、関係機関と一体となった協働による新たな施策等を検討する体制づくりを確立するとともに、先進的な取り組み事例などの調査や実践も含めて迅速かつ積極的に各種振興策に取り組んでまいります。

次に、小項目2、TPP交渉から、名寄の基幹産業等への影響とその対応についてでございます。TPP、環太平洋経済連携協定については、4月の日米首脳会談、6月の先進7カ国首脳会議での早期妥結方針など、交渉参加各国の政府や各国業界団体の動きも活発化してきていますが、交渉状況の情報開示が限定をされる中で今後の展開に予断を許さない状況となっております。平成23年にホクレンが行った試算では、本市の80億円の農業生産額が34億円となり、TPP交渉の与える影響は甚大です。市議会においても反対決議や意見書を採択をされたほか、昨年6月には関係団体で連携をした市民集会を開催するなど市民各層への情報提供に努めてまいりました。基幹産業である農業を守り、市内の経済を守るためにも名寄市としてこれまで同様に反対姿勢を貫いて、北海道やJA等各種機関、団体と連携した活動を展開してまいります。

次に、ICTを利用した新たな農業技術の導入とその可能性についてであります。この情報通信技術については、教育、福祉等さまざまな分野で活用が進められており、農業分野においても生産者、卸売、小売業者、消費者がデータベースにアクセスし、生育状況の把握や生産履歴を共有をするスマート農業の導入実証事業として農水省の支援メニューが予算化をされています。既に複数の大企業が広範なシステムの開発を行っており、名寄市の農業に活用できる点があるのかどうか、中長期的にこういった施策が効果的なのか、研究課題としてまいりたいと考えております。

大項目4、名寄市病院事業長期計画にかかわりまして、小項目1、名寄市立病院の現状と課題から、運営と経営基盤等の強化策について申し上げます。病院事業の長期計画については、平成19年度から平成28年度までの10カ年を期間とする計画を平成19年度に策定をし、その後の社会情勢の変化などにより平成24年度に後半の5年間を計画期間とする見直しを行ったところであり

ます。現在取り組んでいるものも含めておおむね達成できたものは、施設整備では駐車場整備を含めた精神科病棟の改築、外来機能の再編強化、院内保育所の整備など、経営改善では看護基準7対1の導入、ヘリポート設置を含めた救命救急センターの取得、これは27年度の予定です。患者サービスの向上では第三者評価による病院機能評価の受審、認定などが挙げられます。医療職給料表の導入については、直近の定例会に提案できるよう現在職員組合と協議を進めております。また、待遇改善、医師、看護師等の人材確保、患者満足度の向上などについては従来から取り組んでおりますが、今後も引き続き充実強化をしてまいります。

次に、課題として残っているもの、地方公営企業法の全部適用、経営企画室の設置、部門別原価計算システムの導入などが挙げられます。議員が御指摘のように、平成25年度決算は3億1,100万円余りの赤字を計上し、累積欠損金はおよそ27億円となっております。現在決算の分析を行っておりますので、今後収益増加と費用削減の具体策などを示し、経営改善につなげてまいりたいと考えております。

大項目5点目、市民の声にかかわって、小項目1、向冬の雪害と除排雪対策から今冬の除排雪事業の総括について申し上げます。まず、平成25年度の11月1日から3月31日までの降雪、積雪状況を報告いたします。降雪量637センチメートルで、昨年度と比べまして147センチメートル少ない状況であり、最大積雪深は121センチメートルで昨年度より30センチメートル少ない状況となりました。平成25年度は、年の暮れから年始にかけて降雪が多くなり、3月中旬にも降雪がありましたが、シーズンを通して平年並みの降雪、積雪となっております。除雪の出動でございますが、名寄地区は市街地、郊外地含めて69回であり、風連地区は市街地、郊外含めて97回の除雪出動となりました。排雪につきまして

は、幹線道路は12月9日から開始をしており、生活道路は1月8日から開始をし、2月20日に終了をしたところであります。排雪ダンプ助成事業につきましては、平成25年度の排雪ダンプ助成利用件数は1,707件で、5,311台の実績がありました。ここ3年間の平均による利用件数が1,900件、ダンプ台数が約6,300台の利用があり、年々利用者が増加傾向であり、市民の皆様が本制度が浸透をしていると推測をされます。

昨冬の除排雪対策の総括を踏まえた向冬の除排雪対策では、除雪幅員の確保を主体とした積み上げ除雪と雪堆積場の確保を新たに進めてまいりました。現在この成果を分析、研究中であります。除雪幅員はおおむね確保することができ、積み上げ除雪については予定した路線を実施をすることができました。また、雪堆積場の確保も限られた財源の中で整備をすることができました。向冬の除排雪対策は、厳しい財政状況の中、冬道の安全確保を重点としながら、積み上げ除雪を実施する路線数を増加させつつ、融雪期には残雪形態を点検し、雪山を崩す対応も取り入れます。雪堆積場の継続的確保と増設も積極的に進めることと市民の皆様からの御意見も参考とさせていただき、さらに研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、横断歩道上とその周辺の除排雪対策についてでございます。押しボタン式の信号機のある横断歩道は、直営により除雪をしております。今冬から現地を定期的に確認をして安全性をより向上させるよう研究、分析を進めていきたいと考えております。

次に、小項目2、市章について申し上げます。御案内のとおり、名寄市章は平成18年合併時に公募により選ばれたものであり、名寄市旗にもデザインをされており、各種式典、イベントなどさまざまな場面で市民の皆様が目にとまり、市民の皆様にも広く認知をされ、親しまれているものと認識をしております。この市章は、名寄市例規類集に記載があるように平成18年に告示をされ、権

利は市に帰属をいたしますので、市や教育委員会など実施機関以外の団体、個人が無断で使用することはできませんが、営利目的以外で当該告示に規定をされている表示色や形状などの基本事項を守っていただければ、事前の申請が必要となりますが、使用いただけますので、希望される方は市総務課までお問い合わせいただきたいと思います。これまでも町内会の弔旗や周年事業の記念品、はっぴなどで御使用をいただいておりますが、周知が不足をしておりましたので、改めて市のホームページ等でお知らせをしたいと考えております。また、御提案いただいたピンバッジやペナントなどの作成について今後他市の状況や市民ニーズを調査してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目2、名寄市の行財政運営に関しての小項目1、学校給食事業等からについてお答えいたします。

1点目の学校給食費の公会計化についてであります。学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者、いわゆる市の負担となっており、食材に係る経費は保護者負担と決められております。名寄市では、学校給食費を私会計で運営しており、保護者から給食費を徴収し、給食に必要な食材の購入に充てております。私会計の体制ですが、全小中学校のPTA会長、学校長、給食業務担当教諭で組織されており、年1回の総会、年2回から3回の理事会、年4回の会計監査を実施しており、学校給食事業等の円滑かつ効率的な運営を図っております。御質問のとおり、給食費の取り扱いを公会計にすることで明確かつ透明性を高めることとなります。また、会計の一本化で給食センター職員の事務負担の軽減や学校現場での給食業務の軽減にもつながります。しかし、業務の効率化は図られると思っておりますが、1億1,000万円を超す給食費を徴収

するための事務処理上の費用や給食費滞納分の徴収のあり方など課題も出てまいります。このように公会計への移行についてはさまざまな課題もあることから、今後調査研究してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の学校給食の役割と拡大施策等についてであります。学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしております。名寄市の学校給食は、昭和22年に名寄小学校で開始されてから今に至っております。この間平成6年から会食型、宅配型、平成9年からデイサービス事業に対し高齢者給食を提供してまいりましたが、平成19年の名寄市、風連町の学校給食センター統合により、児童生徒に提供する食数の関係で中止となっております。長年にわたり町内会には給食の試食という形で提供しており、現在13町内会で試食をしていただき、大変喜ばれております。しかし、保健所からは衛生管理を含め、教育現場のような定期的な場所に提供するのが学校給食であり、不定期かつ不特定の場所への提供は望ましくないとの見解が示されております。ただし、町内会に給食の試食として提供していることにつきましては名寄市の給食における特色であるため許されていますが、これ以上の拡大はしないよう指導を受けております。また、提供食数がふえることで通常の給食業務や配送業務に支障が出ることから、児童生徒に安全、安心な給食提供ができなくなるため、御質問がありました65歳以上の高齢者を対象とした給食は現在の状況では提供できないと判断いたしますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいります。あらかじめ順不同となることもあるかと思

ますが、御承知お祈りします。

最初に、加藤市長の市政執行についてお尋ねを
してまいりたいというふうに考えております。所
信表明にある1期目については、10年、20年
先を見据えて市民の将来の希望、記述しているも
のですから、ちょっと読みづらくて申しわけあり
ませんが、市民の将来の希望や郷土の誇り、そし
て幸せの成果として結実しつつあるということ
でした。2期目は、1期4年の実績を踏まえて公平、
公正の原則に基づいて「自然の恵みが人と地域を
育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」
を目指すとのことでした。1期目の基礎づくり、
2期目の床面仕上げ、そして3期目以降となる
であろう棟上げ、魂入れと。今後とも市民の負託に
応えた加藤市政を担っていただきたいと。午前中
は、一国の宰相と比較するお話もございましたが、
私はこの限りでとどめて、加藤市政の盤石の市政
担当をお願いをしていきたいと願うばかりでござ
います。

続きまして、自治体消滅についてお聞きをして
まいります。日本創成会議が基礎データで用いて
いる社人研の、人口問題研究所の人口推計という
のは、いろんなところで基礎資料として使われて、
かなり精度の高い資料だろう、一級の資料だろう
というふうに考えています。これをもとに創成会
議が独自の分析で行い、全国の市区町村を対象に
20代から30代の若年女性の減少率について今
回試算をしたわけです。この中で答弁にもありま
したけれども、人口移動が収束しない場合という
条件のもとでお話をされてはいたけれども、名
寄は確かに大学がございますし、病院、女性の職
場があると。ただ、大学についても卒業したら新
たに新1年生が入ってくると。確かに人口移動が
収束をしないというような感じは受けますけれど
も、ただ大学生、女子大学生あるいは男子大学生
が卒後の定住、定着率、これを図っていかなけれ
ば、人口移動は収束しないという条件のもとで
ところてん式に卒業しては入ってくると。ただ、い

つまでたっても4年間ないしは今のところまだ2
年間という在学期間を素通りしていくという形で、
現状としては卒業後名寄市のまちに定着をして結
婚をし、出産をし、子育てにかかわっていくとい
うケースはそんなにないのだろうというふうに考
えますけれども、改めて名寄市の減少率に歯どめ
をかけていると想定される学生の卒後対策を初め
20代、30代の若い女性が今後さらに人口増に
つながる対策としてはどういった展望をお持ちな
のかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 人口の流出に歯どめをか
ける。とりわけ女性における学卒者ということが
中心になるのでしょうか。流出に歯どめをかける
ための有効な施策はということでお尋ねがありま
した。先ほどの答弁でもお話ししたとおり、25
年度の市立大学の学卒者の名寄市の就職の人数が
7名ということでありまして、決して器が全くない
わけではないというふうに思っておりまして、これ
はいろんなさまざまな要素があるものというふう
に思っておりますけれども、やはり今特に専門性
の高い職種において人の奪い合いというか、そう
したことも起きているのが現実でありまして、ど
ちらかというと総体的にそのことで都会に人口が
引っ張られている現状もあるのかなというふうに
思っています。名寄市に、この地域にしっかりと
根差し、定着をしていただくための、今具体的に
こうということは言えませんが、さまざまな施策
を病院も大学も、あるいはその他の関係機関も今
知恵を絞ってそれぞれ施策を何とか打ち出して
いこうというふうに考えているところでありまして、
そのこともしっかりと学卒者が地域に、この地域
がよくて、この地域に住んで、働いてというよう
ない循環をさらに生んでいけるような努力は必要
だろうというふうに考えます。一方で、さら
に働く場所をつくっていくということも重要なこ
となのだろうというふうに思っています。この地
域は、幸いにして安心、安全の基幹となる病院も

あるし、子育て支援も含めたそうした体制も充実をしていると。あるいは、地震も少ないと。そうした環境も踏まえた、さらには1次産業を中心とした名寄市の基幹となる産業や、あるいは今ある大きな本社を首都圏に構える出先の機関のつながりや、そうしたことの波及から新たな企業の誘致、立地、そうしたことも模索をしていく必要があるのかなというふうに思っています。いずれにしても、この辺は総合的な施策が求められていくのかなというふうに思っていて、それぞれの分野においてしっかりと人が定着できるように、若い方たちがさらにこの地域で働きやすい、働いていける環境をつくっていけるように努力してまいりたいと。大変抽象的な答弁になりましたが、ということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 実は、特定の雑誌の名前を出すのははばかれるのですけれども、前段で申し上げたので、あえてもう一回ここ出させていただくのですが、「中央公論」は今年の12月号、ことしの5月号、そしてつい先日7月号が出ました。そこで一番新しい7月号では、「すべての町は救えない」というタイトルなのです。それはどういうタイトルかというと、次世代の宰相の呼び声が高い小泉進次郎さんが増田寛也さんと対談をしていく。その中で自立的に自前で施策を立てていけない町村というのは、やっぱり上手の手からも漏れてしまうと。ですから、自助努力を求められている自治体において、そうした努力が必ずしも国や道、道というふうな表現ではなかったのですが、国に対して求められても全てのまちを救えることはならないのだというようなコメントが出ておりました。ですから、これを契機に今回極めて警鐘を鳴らす資料等がかなり詳細にわたって出ていますから、ぜひともこれを参考に今から、いつやるのだ、今やるのだというようなコマーシャルもありますけれども、そうしたものを既に取らなければならない、やがてやっぱり後手に

回ってしまったと。たまたま人口移動が収束しないという仮定のもとで3.25%というのはありますけれども、その前提条件というのが崩れたときに、崩れるというのは大学がどうなるのだとか、病院がどうなるのだと。例えば病院がどうなるのだというのは、患者が減っていけば病院規模も縮小せざるを得ないという局面が出てくる。大学の進学ニーズも変わってくれば、今の学部構成で果たして将来的にまで学生の支持を得られる学科なのかどうなのかということも考えていくと、答弁の中でも楽観という言葉がありましたけれども、決して楽観はできないということですから、いつやる、今やるということでは早急に取りかかっていたきたいと思うのですけれども、ここで創成会議で出していた資料があるので、ちょっと見ているのですけれども、すぐそばに大都市を持っている東神楽町、これの減少率が16.2%、隣接の東川町が23.8%、すぐ近接のまちから、大都市の旭川から人口流入を促進するのだろうと思いますが、そのための施策というのはすごい。保育、医療、住宅建設、それぞれの場面でそういった助成制度を充実させているというふうにおっしゃっていました。また、一番新しい道内の市で北広島市というのがあります。ここは、今年度から一戸建て、マンション購入した市民には50万円というような、そういう定住対策、かなり大胆な施策を打ち出しているのだなというふうに思います。少しずつ若い世代を呼び込んで、こういった結果を分析した上でさらなる手当てをしていきたいと上野正三市長は語っているというようなコメントが出ています。名寄は意外と新しいものに対してはかなり及び腰なところもあるし、横並びで隣同士をうかがうという視線の果てにかなり後手に回ってしまうという傾向がなきにしもあらずですから、ぜひとも若年層の定住、定着化に向けた具体的な施策を早急に拙速にならず取り組んでいただきたいというふうに考えております。

ちょっと答弁で聞いていて気がついたのですが、

有効な手だてとしてはいろんなインフラ整備が散逸しないように、コンパクトシティという言葉が私以前の代表質問者の中では出てきましたが、少なくとも少子化、高齢化対策については答弁の中でコンパクトシティという極めて効率、効果的な財政投下、そして散逸しない財政の運用についてもう少し言及があってもいいなというふうに考えていたのですが、この点についてはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時22分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） コンパクトシティを具体的にどう具現化していくかということの御質問だったと思いますが、コンパクトシティといいながら、一方で名寄地区においてはどちらかというと南のほうに住宅地も延びてきているような状況の中で、なかなか本当にコンパクトシティになっているのかというところの疑問はあろうかと思えます。一方で、しかしそれぞれ分散している公共施設をこれまでもよろいな施設もそうでしたけれども、それも集約をしていくとか、公共施設、今まで点在してきたものをスクラップをしてより具体的に集約をしていくということは今取り進めているところであろうというふうに思います。今後は、それら学校施設も含めたそうした公共施設を拠点としながら、そのエリア、エリアでのコンパクト化というのでしょうか、そうしたことを進めていくということになっていくかというふうに思いますが、これも具体的な図面を描いているわけではありませんで、今後これは今年度公共施設の維持管理についての管理計画をつくれよという総務省からの通達もあると。このことも含めて具体的な名寄市全体の公共施設の配置をどうして

いくのか、管理をどうしていくのかということを検討を始めようということを庁内でも検討しております、そのこととあわせてまた次の計画にそうしたことを具体的にまた市民の皆さんとも一緒になって、今の現状でより効果的なコンパクトシティとはどうあるべきかということを検討していきたいというふうに思っております。済みません。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） ちょっと私の質問が悪かったのかもしれませんが。前段で東神楽町、東川町、そして北広島市という例題を挙げながら申し上げたつもりだったのですが、なかなか関連が理解していただけなかったのだなと思います。ただ、こういった施策を展開する上で、財政捻出の上でコンパクトシティというお話も出てくるかなというふうに考えた上で、今コンパクトシティについてはどうなのですかと。名寄市の財政をいろんな広範囲に分散するのではなくて、コンパクトシティで市街に集中化をすることで財政運用を軽減をして、浮いたそれをこういった人口流入の施策に回したらどうだろうという意味合いで、コンパクトシティというのが出てくるかなと思ってお伺いをしたのですが、ちょっと違ったお答えでしたが、それはそれでお聞きをしておきましょうか。わかりました。

もう一点、出生率についてお話がありました。名寄市の出生率、出生率というのは2つぐらいございますよね。合計特殊出生率というのと単なる出生率と。出生率というのは1,000人当たりの出生率を出したものでしょうけれども、名寄市の出生率は合併以前の平成17年で1.50、風連が1.47、翌18年が1.51、平成19年以降23年度まで1.59を維持していました。確かに国や道の出生率から見れば高い数値であるものの、20歳から30歳までの女性人口は平成22年の3,472人から本年4月の3,059人まで、単純な差し引き計算なのですが、413人減っていると

というような数字も出てきます。こうした数字を引用するまでもなくて、創成会議が指摘する傾向というのは少しずつですけれども、微々たる数字ではあるのですけれども、進行しているなという感じがいたします。あと、創成会議で出している年少人口、これ零歳から14歳、あるいは生産年齢人口というのがありますけれども、これが15歳から64歳、この年少人口、生産年齢人口にまたがる20歳までの年齢の中で、出生から20歳まで単純に20年かかると。ですから、今から考えても20年かかると。今出産していただいてもこれから成人まで20年かかると。こういう期間を要する、長期的な時間を必要とする、ロングタイムスパンですから、経済施策や施策もそういった観点に立って打ち出していけというようなことを申し上げていきたいのですけれども、いずれやっていかなければならないのだらうと思うのですけれども、こうした人口減に対する創成会議が打ち出している、実はもうちょっとかなりどきとするようなタイトルなのです。消滅というよりは壊死するというふうな表現も使っているのです。壊死するというのは腐って死ぬというふうな表現なのですけれども、壊死する自治体の仲間入りをしないがためにもやはりここはひとつ対策を立てていかなければならないのだらうというふうに思います。

また、答弁の中で現在の高齢化率29.46%、4月現在でおっしゃっていましたが、2040年には前期、後期の高齢者を合わせた割合が創成会議の資料で累計をすると53.9%、2人に1人が65歳以上の長寿者となっているというふうになっています。答弁にもありましたけれども、2025年、平成37年をピークにこの御長寿の方も減少して、名寄の経済を支えていくであろう年金経済も縮小経済の一途をたどって、先ほどおっしゃっていたような就労環境、例えば今多店舗展開で高齢者の冷蔵庫がわりになっているコンビニもやはり売り上げが立たないということになっ

てくれば、流通用語でいうスクラップ・アンド・ビルドというのがどんどん進んでいくだろう。当然要介護施設や医療施設、入所者は減っていきたくらうというふうになっていくと、保健医療関係の環境もかなりシビアなものになっていくという感じがいたします。ですから、最近私どもの近所の中でも名寄の冬期間の除雪作業に疲れ果てて、札幌圏、こちらのほうへどんどん流出していると。高齢者の流出も微々たるものかもしれませんが、かなり進行しているのだらうというふうに考えますけれども、先ほど今申し上げたように、いずれ老人経済でもっている、老人経済で成り立っていかざるを得ない名寄市の年金経済と申しますか、こういった老人対策についても十分計画を立てていかなければならないのだらうというふうに考えます。

あと、定住自立圏についてお聞きをいたしたいのですが、13市区町村のうち名寄を除く12市区町村全てが50%を超えるというような数字になっていました。答弁では、リーダーシップを発揮して土別市と役割分担、機能分担をして効果的、効率的な運営を図っていききたいというような、ちょっと最後まで聞き取れなかったのですが、御答弁があったかと思いますが、ただ具体的に複眼型の中心市として、警告が出たばかりでなかなか打つ手が見えないというのはやむを得ないのかもしれませんが、今後この定住自立圏の中で、参加型の13市区町村で形成される定住自立圏域の中でどのような場というのを持っていくというか、お考えなのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどから人口減少の関係についてさまざまな貴重な御意見もいただきました。例示されました旭川近郊の町村であるとか札幌近郊の都市につきましては、衛星都市としての機能が求められているのでありまして、その部分と名寄市が定住自立圏で土別市との複眼型の中では一定程度担うべき役割は若干違う。ただ、

名寄は市立大学の影響も含めまして32.5ということの20代、30代の女性の減少率が少なくっておりますけれども、結果的には1次産業である農業をこの地域でどうしていくかと。そういう面でいうと、加藤市政の中では農業関係の地域の協力員という形でさまざまな仕掛けも含めて、農村集落への崩壊を少しでも食い止めて新規就農者の施策についてもこの間取り組んできたというふうに考えています。

一方では、やはり中心市という形で士別と名寄と、士別は農業の人口のすごく多いまちで、名寄は比較的公務員とか教員とか、自衛隊も含めて若い人方を比較的多く見受けるまちでもあります。そこら辺を踏まえますと、今までのような形で人口減少を抑えられるかということにつきましては、ちょっと特殊な状況があるのかなというふうに思っています。あそこの創成会議で出た話でいきますと、押しなべて20代、30代の女性のほとんどが、ほとんどというか、大半が大都市部のほうに流れてしまって、地方に女性がいなくなって子供が誕生しないと。そのサイクルが繰り返して行われるということに対して、従来型のまちづくりでいうとなかなか企業誘致もままならない状況の中では非常に重たいものを持っている。一方で、加藤市政につきましては、大学のほかに病院を含めた住みやすい環境づくりと民間も含めて福祉施設の整備についてもこの間取り組んできております。そういう面で見ると、近隣の町村から来るのは若い人はなかなか来づらいかもしいたのですが、ついでに住みかには旭川、札幌ではなくて名寄というのが場合によってはこの周辺から来るのかもしれませんが。そこを声高に言うと、定住自立圏の中で合併をしないでそれぞれがまちとして機能する形を考えていく中で、そこをなかなか声高に言えないものなのかなと。でも、実際は名寄市が持っている病院、福祉施設のことも含めて、そこに人が集まってくることによって、さらにその施設で働く人方の職場をどのように獲得してい

くか。そこには、福祉分野におきましては賃金水準の低さということもありますので、名寄市としてやることにつきましては、単独の支援も含めて大学を卒業した人たちが働ける場所として、名寄市が少しでも単独の施策を打てるかどうか、この辺も考えていかなければならないファクターかなというふうに思っています。人口減少を抑えるにつきましては特効薬はありませんので、ほかのまちと同じように若い女性がいなくなって子供が減っていきまして人口減少するということはどこも共通の課題でありますので、そういう面では名寄市においては若干特徴的な部分がまだ残っていると思っておりますので、この辺については他市の状況を見ながら、昔のような高度経済成長期にはならないと思うのですけれども、緩やかに人口減少、下山をしていながら、その中でもきらりと光るまちはどうあるべきかということも含めて、しっかり進めてまいりたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。きらりと光るまちづくりにぜひなるよう、早急に協議の場を開いていただきたいと思います。

次に、学校給食についてお伺いをいたします。事前に学校給食センターからいただいた資料を拝見すると、会計区分を見ますと道内150カ所の共同調理センターのうち、私会計が62、公会計が85、特別会計が2となっていました。傾向としては私会計と公会計の両建てで運営されているのだなというのがよくわかるのですけれども、計算上では公会計及び特別会計で運営されている事例が21プラス2ということで私会計を上回っているという単純な算式なのですけれども、こういう認識でよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員からありましたとおり、平成25年度の道内の共同調理場、センターの状況につきましては示されたとおりの数

字で私のほうも認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） そうしますと、今道内で会計処理を行っているのは公会計への移行が傾向として見られるというお答えでしたけれども、教育長にちょっと伺いをしたいのですけれども、名寄市の学校給食の集金方法は、御答弁にもありましたけれども、口座振替となっただけでも各学校現場で学校長が責任の口座に保護者口座から引き落としているということなのですから、これは法令上の拘束や担保を受けない。私会計で年間1億1,800万円、こういうお金が各学校の現場任せの状態ということについてはどのようにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 学校給食会のほうで行っておりますので、学校給食会の判断でありますから、私としてはコメント的にはここで答える立場にはないです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

ただ、各学校における給食費の徴収方法と法令遵守といましようか、法的な安定というような見解から見ると、必ずしもいかなものなのかなと。名寄市の例規集を見ていると、たしか会計と出納が携わることのできる規定なり規則があったように思うのですけれども、学校長というのはこの口座を開設をして預金を管理できる立場にあるのかどうか、再度確認をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時42分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員から質問ありましたけれども、先ほど教育長から申しましたとおり給食会の関係でありますので、うちのほうか

らこの場の答弁は差し控えたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、視点を変えて再度お聞きをしたいのですが、人口減少問題と絡めてちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど衛星都市の東川町、東神楽町で給食費の無料化というのをやっているのだというようなことを申し上げたのですが、これもまだ私会計、公会計で分かれている名寄市にとってはなかなか難解な問題かなとは思いますが、20代、30代の若年者の子育て支援、あるいは少子化対策の一つとして給食費の無料化、あるいは今児童手当か何か支給されていると思うのですけれども、こういったものから保護者の了解を得ながら徴収をして立てかえていくような形で、余り名寄市の負担にならない形で給食費の無料化というような形で実施することが果たして可能かどうかという可能性の問題についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 地方の行財政運営の中で、受益者負担の関係と社会保障政策として何をどうするかについて、今回の消費税増税の関係につきましても現行の厳しい地方財政の中で国と都道府県と市町村とどういう役割分担をして行財政運営をしていくか。一方では、社会保障の分野をどのように充実させていくか、片一方では日本の国全体が人口減少の中で経済力も失っていくことに対する危機意識もありまして、国挙げて人口減少社会から脱却をして経済の活性化も含めていくという、そういう大きい流れで動いていく中で、現実に今来ている消費税増税の関係に伴います社会保障の充実の関係については、まだ初年度ということも含めて十分な額については来ていないというふうにも思っています、その中で今大石議員がおっしゃっていましたように、例えば若い世代に対して住宅の新築助成をするであるとか、さまざま

まな形の支援策があらうかと思うのですけれども、そこはそれぞれの自治体の財政力の関係も含めて対応をどのようにするかということでの政策判断をされているかと思えます。議員も御存じのとおり、名寄市は平成18年に厳しい財政状況からの脱却を目指して旧風連町、旧名寄市が合併をして、今10年たつと合併算定がえの影響が出てくる状況の中にあります。午前中の熊谷議員のところでもお答えしましたけれども、その脱却、財政的な課題の克服をしながら、少子高齢化の中の人口減少に対する施策をどのように打っていかうか、ここも同時進行で進めなければならない部分だというふうに思っています。そういう面では、趣旨については十分理解できるのですけれども、今の財政状況の中ではしっかりとして病院の経営をこの間進めてきた内容について拡充をしていくであるとか、福祉施設の運営維持の関係についての努力をしていくとか、そういうことも含めながら重点的にお金を配分しておりますので、新たに1億円を超えるような給食費の公費負担については非常に厳しい状況ではないかなというふうに考えておりますので、新たな財源の確保も含めてないと、現行の今やっております中期財政計画の中ではのみ込みは非常に難しい状況でないのかなという判断をしております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、最後にお聞きをしたいのですが、給食費、名寄の給食センターあるいは学校給食会の取り組みで未納が非常に低いと。収納率が99.55%とかなり高率で収納されているのですけれども、ただ99.55ではあるけれども、欠損はあると、そういうふうに理解をするのですけれども、このお話を聞いているところでは当該年度分は学校で徴収活動をやる。繰り越し分、翌年度にまたがる場合はセンターで督促、回収を行っているということなのですから、最終的に徴収不能になった場合はどうされているのかお知らせいた

ければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長、反問してもよろしいですから、どうぞ聞いてください。

○教育部長（小川勇人君） 先ほども申し上げましたけれども、給食会の関係で、この場で申し上げてよろしいのか、ちょっと私も判断に、申し上げるべきではないかなというふうに思っているのですが、センター職員が集めていますけれども、給食会の事務局という立場でセンターのほうでやっているということでもありますので、あくまでも給食会ということでの認識をしているところであります。よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、ちょっと学校給食会との絡みもあって、なかなか御答弁が難しいということですので、少しパブリックコメントにテーマを移してお聞きをしてみたいです。募集の周知方法については、これまでの反省点を踏まえて資料の閲覧場所を従来の3カ所から10カ所に拡大し、概要版や新聞、ラジオを活用して周知を図ってきたというふうにおっしゃっていますけれども、それでもなおかつこの低調な原因あるいは要因というのはどの辺にあるというふうに分析されているのかお知らせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今議員が言われたように、パブリックコメント23年度から実施してございますけれども、なかなか多くの市民の方から御意見を寄せていただけないという状況にあると。私どもも十分認識しているところでございます。原因というところにつくと、私どももなかなか行き着かないところはあるのですけれども、ただこの間の意見の出てくる状況を見ますと、市民の関心の高い計画等についてはやはり意見が出てきます。例えばさきに実施をした市民ホールの関係ですとか、総合計画なんかは出てきましたし、食育の計画のときにも出てきましたし、やはり市

民の意識の高いものについては出てきやすいと。ただ、条例の一部改正とかという市民の皆さんが日ごろから関心を持っていないってちょっと言葉悪いですけども、身近に感じないものについてはなかなか意見が出てきていないというのが現状なのかなというふうに思っておりますので、ここについては特効薬はないというふうに思っておりますけれども、市民の皆さんに例えば広報を通じながら、あるいはラジオを通じながら、こういうパブリックコメントをやっているのですよという周知がやはり一番必要なのかなというふうに考えておりますので、今現在はそういう周知方法の工夫の中で市民の皆さんに関心を持っていただいて、意見が一人でも多く出てくるような形で取り組んでいるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 市民の声を公募するというので、周知方法に問題があるのではないかというお話なのですけれども、手法について検討されたことはあるのですか。例えばパブリックコメントにかわる市民の声を集約するという方法でお考えになった経緯はあるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） パブリックコメントにつきましては、自治基本条例を推進する上で市民参加を促す一つの方法ということで捉えてございますので、パブリックコメントについては計画等の最終素案を市民の皆さんに広く周知をして、多くの方から御意見をいただく機会を保障する機会ということで捉えてございます。それ以外の方法については、これまでも実施してございますけれども、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、例えば説明会をする、公聴会をするですとか、アンケートを実施をするですとか、計画の策定段階に応じた方法でこの間も市民の参加あるいは意見を集約する努力についてはしてきているというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） 広く多くの市民から声を拾いたいという、現実としてパブリックコメントはそうはなっていないということですから、パブリックコメントはパブリックコメントで実施をしながら、なおかつ同じテーマの中で普通に働いて、普通に育てて、普通に学校に通って、普通に会社に通って、そういう方々、大きな声を出さない市民の皆さんにお集まりをいただいて、皆さんの担当者のほうから今回パブリックコメントに出ている内容について御説明をいただきながらお声をいただくというのは、かなり現実味のある話だと私は思うのですが、いかがですか、市民検討会みたいな形で開催していくというのは。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、例えば計画でいくとつくる段階でいろんな手法があるかというふうに思っております。その中には、今議員が言われましたように意見を聞く機会を設けてきたりもしているというふうに思っています。それをパブリックコメントの中に入れるか入れないかについては、他の市の状況なんかも踏まえて少し内部で調査研究させていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、日進地区の再整備についてお伺いをしていきます。検討委員会の基本構想案が出ているようなのですけれども、これが全然見えてこない。当初の予定では、昨年末にまとめてというお話だったかなと思うのですけれども、ようやく取りまとめたということでございました。今後市民の声を反映していきたいというお話でしたが、この検討委員会でまとめた基本構想案、具体的に形になるまでの簡単な工程についてお知らせいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議

時間を延長いたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私のほうから日進地区の再整備基本構想の策定についてお答え申し上げます。

基本構想の策定については、昨年春の段階からこの業務について民間業者に委託をいたしまして始めておりますけれども、その段階で8月に市内の検討委員会を組織をいたしまして、そこに業者も入っていただいて、意見を聞いていただきながら、その後4回にわたって市内検討委員会を開催しております。その成果としてまとめていただいた中身を基本構想案として策定といたしますか、まとめていただいたと。そこを私どもでさらに肉づけをしてきたということで、最終的には当初の予定よりもおくれまして3月いっぱい構想の案ができました。今後この構想案を各市内の団体あるいは町内会等を通して市民の意見を聞くといった場を設けながら、最終的には8月いっばいをめどに意見集約をして、9月には議会のほうに報告させていただきたい、そんな流れで考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

先般議員協議会で名寄振興公社の25年度の事業報告が行われていました。その中でピヤシリスキー場の事業活動内容でリフトの輸送人員及び輸送収入とも前年比で111%の実績を残したという報告がありました。ちょっと気になって財団法人日本生産性本部というのがあるのですけれども、これで2013年のレジャー白書を見ていましたら、スキーが何と上位にランクされていました。スキーが少しずつですけれども、復権しているのです。復権しているのは、団塊の世代という方々が職場や仕事から離れて開始あるいは再開した余暇活動でスキーを選んでいるというふうになっています。私もピヤシリスキー場を利用させていた

だいて、60歳で定年退職を迎えられた方が初期投資をしておニューのスキーやウェアを着てゲレンデを滑っているのを何回かお見受けしたケースがありました。ですから、振興公社が昨年レディースデーやシニアデーと、こういった新たな企画で取り組んだ昨シーズンの取り組みは決して間違っていないのだなというふうに私自身はデータからうかがうことができました。ただ、こうしたスキー人口ももう少し大胆な試みをやっていかなければ、触媒を通していかないとなかなかスキー人口の拡大、ピヤシリスキー場の利用拡大にはつなげていかないだろうというふうに考えます。確かにスキーこどもの日など継続事業でやってはいらっしゃるのですけれども、設置者である名寄市がもっと効果が期待できる新機軸の経営政策を打ち出して、少し及び腰の振興公社を指導していただいてもいいのではないかとこのように考えています。ただ、ちょっと残念だなと思ったのは、昨年までシーズン初めに広報に挟み込まれるスキー場のイベントカレンダーに印刷されていたリフトの無料券が割引券に変わっていたと。これは、もう市民の皆さんがすぐ気がついておられて、無料券から割引券に変わりましたねというようなお声が上がっておりました。ぜひとも逆行することのないよう、1枚当たりしか利用できないということですから、そこは出し惜しみをしないで割引ではなくて無料券の復活に向けた取り組みを検討していただきたいというふうに考えます。

ちょっと順番を入り繰りさせていただきますが、名寄市の市章について伺いをします。なかなか周知が不足して利用を図るところまで至っていなかったというお話でしたが、たまたま今回この市章について取り上げましたのは、これまで仕事や定年退職で長年にわたってお勤めしていた職場を離れたり、事情で中途退職したと。就職活動しているという方々がそれまで使っていた名刺あるいはフラワーホールでしょうか、スーツやブレザーの中、あいているフラワーホールのところについ

ている企業や団体のバッジを外したときに、とてつもなく寂しい思いがしたというようなお声があったのです。名寄市の市職員を退職された方が述懐をされていました。名寄市の職員は名刺で仕事をする。退職をして名刺から肩書が外れたときに、それまでは気づかなかったという自分の立場というのを思い知ったというようなお話をされていました。この方たちが言うのは、仕事を離れ、職場を離れ、帰属する組織から離れたときに、自分は何者であるかという証明がないということです。運転免許があるだろうと言われればそれまでのでしょうけれども、その方たちが言うには、名寄市のロゴマークが入って、名寄市民、そしてそういうあらかじめ印刷されている名刺の台紙に個人で名前を入れる、そういう名刺があってもいいねというようなお話です。また、名寄市の市章、バッジ、こう見るとスーツを着ているのはお二方で、市章ついている方、ついていない方という方がいらっしゃるかもしれませんが、名寄市の市職員のみが名寄市を代表する市章、バッジではなしに、色を変えてでももしバッジをつけることを許されるのであれば、ぜひともスーツやブレザーのフラワーホール等につけさせていただきたいということなのです。先ほど申し上げた名寄市のロゴマーク、あるいは名寄市民とあらかじめ印刷した名刺を台紙として市民の利用を図るということは可能かどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） バッジをつけるかどうかということですね。先ほどからも御説明しましたが、申請しないとだめだということになっています。理由は、これ平成21年に内規で定めたわけですが、名寄市章の使用に関する取り扱い要領を定めて、実施機関以外の団体等が使用する場合及び基本職以外の使用する場合の規定を整備したということになります。市章は、市職員の職員バッジということ、当然名寄市の市章だけでも、市職員ということを証明するバッジですから、

やはり悪意を持って利用されるというケースを想定しなければならないと思います。そのために市民の皆さんに御迷惑がかかることを想定することから、申請行為なしで自由に使用していただくことは難しいということになります。第二の人生が終わってもさまざまな形で地域に貢献することもできますし、例えば民生委員さんでも民生委員のバッジありますから、そういうことで地域に貢献していただくことも含めて、さまざまな第二の人生を選んでいただいて、地域にぜひ貢献をしていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。なかなか使うまでには大変だと。名刺の点はいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名刺も同様であります。名刺もやはり悪用される危険性があるということで、これも申請行為なしで自由に使っていただくことは難しいと。ただし、営利目的でないということがきちっと証明されれば使用していただくことは可能だということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） それでは、市立病院についてお聞きをしてみたいです。

それでは最初に、全部で23項目ある運営実施計画の筆頭にある組織強化の地方公営企業法の全部適用についてお伺いをします。現在名寄市立病院の経営形態は地方公営企業法の一部適用ですが、計画では全部適用の具体的な検討を進めるというふうに短い文章で書いているのですけれども、経営形態にはほかに地方独立行政法人だとか、東病院のような公設民営型の指定管理、いろいろ三、四種類パターンがあろうかなと思います。ここで全部適用を選択しているというのはどのような、簡単な理由で結構なのですけれども、お知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 計画の中で27年度までに、これは実施をするということではなくて細かな部分も含めて検討するというところでございます。今のところかなり細かく分けた検討というのはまだ現実のところはできておりませんで、1つは全部適用のメリットとして、一般的に専任の病院事業管理者を配置をいたしまして、職員の人事ですとか採用、あるいは契約などは管理者の専権事項となりますので、スピード感を持って事業の実施だとか意思決定が図れるというようなメリットがございまして。ただ、名寄市におきましては前市長時代から市の理事者と病院の当局が必要な都度、その都度速やかに協議をして採用ですとか施設整備等をやっておりますので、今の一部適用がそれほど不都合ということでもないということも事実でございまして。また、本格的に実施するとなりますと、条例、規則等の相当の改正がありまして、作業量がある市では2年前から専任職員を配置して2年準備をするというか、そういうような部分もありますので、それらを含めましてさらに検討を重ねて、実施ができるかどうかも含めて対応してまいりたいと。ただ、道内には稚内、留萌、旭川、最近では砂川、札幌、小樽、室蘭、函館と少しずつふえてきているのも事実ですので、それらも含めて対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

それでは、ことし4月に消費税が8%、明年の15年10月には10%の消費税がそれぞれ引き上げられる予定となっておりますが、消費税は病院も例外ではなくて、医療品や医療機器、こういったものにも課税されるのですけれども、ただこれを課税された分を非課税扱いの診療報酬に転嫁できないということがございまして、消費税分は病院側の損税となって経営に重くのしかかってくるというふうに考えるのですけれども、計

画期間内に導入が計画されているハイブリッドの手術室だとか、高度医療機器の整備と。こういった医療機器の整備の中で消費税の8%、10%というのはかなり重くのしかかってくるというふうに考えるのですけれども、ちなみにことし4月の8%に引き上げられて、引き上げられた消費税分の損税というのか、数字としてもしお持ちであればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 議員御指摘の件は、自治体病院協議会あるいは病院協会等でも診療報酬改定のときに、特に今回は8%になるということで、診療報酬に乗せられないかという要望を厚生労働省や財務省等に行っているところでございまして。参考までにことしの改定では、全体では0.1%の増だったのですけれども、消費税対応分が1.36%含まれておりますので、実際にはマイナス1.26%という改定になっているところでございまして。当院のいわゆる3%増の影響を考えると、25年度の決算で約2億7,000万円消費税を払っております、この年は昨年は新館の改築という大変大きな事業がありました。通常分で判断をいたしますと1億円から1億二、三千万円ぐらい消費税を支出しております、それは単純に26年度からは3%ふえるとなると6,000万円から7,200万円程度の持ち出しがこれからふえてくるのかなと。来年10月にはもしかしたら10%になるかもしれませんので、そのときに向けて自治体病院協議会等で本体に入れられるように要望しているところですので、それらを見守っていききたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは最後に、医療職給料表の導入についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。今定例会で名寄市職員の給与に関する条例の一部改正案が可決されています。明年1月1日から、元旦から施行されるということなのですけれども、

今回の行政職の給与表の改定をよく見ますと、4級にこれまで105号までしかなかった号俸が新たに106号から121号まで、計16号俸が追加されて、そういう給料額が明示されていました。平成18年の合併時に導入された地域給の職員間の給与格差の解消が図られたということではございますけれども、計画では直近の定例会で医療職給与表の条例案を提示したいというお話でございましたけれども、行政職給与表と医療職給与表の大きな違いについて簡単に結構ですので、お示しただけだと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 医療職給料表には、一般的に1表を医師とか歯科医師に使っておりまして、2表を医療技術職、3表を保健師、看護師、助産師等に使っておりまして、今現在交渉しているのは主に看護職について医療職給料表の導入の協議を進めているところでございます。一般的にいいまして、行政職のほうが初任給の格付と申しますか、つくりが最初比較的医療職に比べまして低くなっておりまして、行政職のほうが後半に、要は経験によって上がるということもあるのか、一般的には行政職のほうが最初低くて後半が上がるということになっております。逆に医療職のほうは、比較的初任給が高く格付されますというか、そういうようなつくりになっておりまして、後半は行政職に比べて少し伸びが鈍くなるという申しますか、低くなるようなつくりになっております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○9番（大石健二議員） わかりました。

いつだったか、佐々木副市長がならしてとんとんだというようなお話をされていましたが、若年者には手厚く、熟練者には少し薄くなっていくという理解でよろしいのかと思いますが、最後に除雪について2点ちょっとお伺いをします。答弁にあった名寄地区の除雪出動回数、名寄市内が69回、風連地区が97回というのは例年に比べて多

かったのか、少なかったのか、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 昨年も雪は多かったのですが、ことしのほうが若干回数としては多くて、1月から3月に降雪があったということで多くなっています。除雪に関しては、基本的に降雪10センチをめぐりということでもありますので、必ずしも積雪量と除雪の回数というのは一致をしないということで、今回については昨年よりも少し回数は多くなっています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時13分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 上 松 直 美

署名議員 高 橋 伸 典

平成26年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年6月18日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
環境生活課長 伊 賀 和 彦 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部次長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君
農業委員会会長 柴 崎 富 雄 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 奥村英俊議員

9番 大石健二議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

クラウドファンディングによる資金調達を外4件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、順次質問してまいりたいというふうに思います。

まず、大きい項目1番目、クラウドファンディングによる資金調達をということでお伺いいたします。クラウドファンディングとは、賛同するアイデアやプロジェクトに対して誰でも簡単に寄附や少額のお金を支払うことができるネット上の仕組みであります。神奈川県鎌倉市観光商工課は、昨年11月、クラウドファンディングを通じて観光施設整備事業、かまくら想いプロジェクトを開始いたしました。地方自治体が主体となり、観光施設整備事業のためにクラウドファンディングの手法を使って資金調達を試みるためのものであります。注目を集めております。夕張市が財政破綻の際、2007年に地域活性化をしたい市民の声や夕張市を応援したいという、協力をしたいという声を活用し、夕張市活性化のプロジェクトを応援する取り組みを開始いたしました。今後税金に

頼らない施策としての一つであります。インターネットで不特定多数の人々から小口の資金を募り、地域振興に生かそうとする取り組みが広がりつつあります。クラウドファンディングとは少し違いますが、名寄を愛し、名寄のためにふるさと納税という取り組みを行っておりますが、ふるさと納税は名寄に住んでいた人や名寄に縁のある人が高額寄附により名寄の資産を運用する部分でもあります。近年のふるさと納税の状況をお知らせいただきたいと思いますというふうに思います。

ふるさと納税と違い、先ほどのかまくら想いプロジェクト、鎌倉が好き、鎌倉を応援したいと願ってくださる鎌倉のファンによって寄附を募り、10カ所の観光看板を新設するプロジェクトがスタートをされました。ルート板を設置するには1基につき約10万円です。1口1万円の寄附を募り、寄附をいただいた方のお名前を新設のルート看板に刻むという取り組みであります。自治体の予算確保のために新たな手法としてクラウドファンディングの活用への考えの理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2番目、ピロリ菌除菌検査、治療の助成についてをお伺いいたします。ピロリ菌は、胃の粘膜にすみつき、胃がんや胃腸炎などの発原因となる細菌であります。胃がんは、日本人に多く、年間約5万人が亡くなると言われております。日本人の2人に1人はピロリ菌に感染して、50代以上の約70から80%が感染されているというふうに言われております。ピロリ菌を除去すれば胃がんの発生が抑制できることはわかっておりますが、ピロリ菌の除去治療は胃腸炎、十二指腸潰瘍、早期胃がんの治療後など症状が進んだ状態でなければ保険適用されませんでした。ことし2月からはピロリ菌による慢性胃炎でも保険が適用されるようになりました。代表的なものは、胃がんとの関連性が指摘されておりますが、ピロリ菌に感染している人と感染していない人に対して10年間調査を行ったところ、感染している人

では29%の人に胃がんが発生したそうであります。感染していない人では、胃がんの発生はしなかったという研究報告が出されております。たばこ、塩分の過剰摂取など日ごろの生活習慣も胃がんのリスクを高める大きな要因であります。ピロリ菌を除去することによって胃がんのリスク減少効果が期待をされることは確かであります。ピロリ菌保菌者率の高い高齢者の方々はもとより、がんになった場合、進行の早い若者にも注意し、この予防が大事と言われております。そのためにも予防と検診が重要であり、医療費の抑制を進めるためにもピロリ菌の除菌の検査の助成の理事者の御見解をお願いをいたします。

続きまして、LED照明設備の購入の補助についてをお尋ねいたします。名寄の地球温暖化防止実行計画、電気使用量に伴うCO₂削減の目標が名寄市も進められ、また街灯も名寄市が徐々に今交換をしているところであります。名寄市は、住宅用太陽光発電システム設置補助金、エコチャレンジ2014、省エネルギー展、LEDランタン製作講習等々の活動を進め、地球温暖化、節電対策を行政としても行ってはおりますが、旭川市の政策ではLED照明設備の購入の助成を行い、市民への地球温暖化やエコへの取り組みを行っております。本市も市民へのCO₂削減を市民とともに取り組む意味でもLED照明設備の購入の助成の取り組みの理事者の御見解をお願いをいたします。

次に、市民からの要望を数点質問させていただきます。交通安全対策についてお尋ねをいたします。名寄市立病院の手押し信号のあり方についてであります。警視庁の調べで歩行者の交通事故の死亡者の一番の死亡原因が横断歩道での死亡とされております。ある障害団体の方々から名寄市立病院で診察して、帰り薬局または駐車場に行く、家に帰るとき、手押し信号を使用されたとき、青になり渡ると途中で赤になり、障害者や高齢者、病気治療者や子供たちの歩行者が危ないと言われました。このことについて私も先日現場に行き調

査をさせていただきました。4回障害のボタンを押させていただき、障害者が1名、婦人の高齢者、つえを持った方が1名、子供が1名渡りました。この3名の方々は、横断歩道1.5メートル前で赤に信号が変わってしまいました。公安委員会に申し入れて改善策はないのでしょうか。

また、名寄中学校の手押し信号がほかの手押し信号と違い、押すと信号がすぐ変わり、冬期には運転者の対応が大変に危ないというお話をお聞きいたしました。この点も公安委員会の申し入れ、改善ができないのでしょうか。理事者の御見解をお願いいたします。

次に、南広場の活用についてお尋ねをいたします。夜間照明の活用についてお尋ねをいたします。南広場の照明設備は、あるクラブが周年事業で寄附として贈呈されたものであります。昔はソフトボール、またはクラブ活動、または100円を入れて夜間照明をつけ、たくさんの団体が使用されておりました。今や幼稚園の運動会、盆踊り、祭りの駐車場等と余り使用はされておられないのが現状であります。今回ある女子高校生を持つ御婦人が名寄公園のバスケットのゴールを使用するためにあの暗闇で夜練習をしている。昔は、南広場は100円入れて各クラブ活動をしていたと思うけれども、今壊れているので、使用ができない。昔のように9時ぐらいまでは防犯、安全のために使用してもよろしいのではないかという話をいただきました。照明器具のあり方の活用について理事者の御見解を求め、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） おはようございます。高橋議員からは、大項目で5点にわたり御質問をいただきました。大項目の1及び3につきましては私のほうから、大項目の2につきましては健康福祉部長から、大項目4につきましては環境生活課長から、大項目5につきましては建設水道部長からそれぞれ答弁とさせていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

初めに、大項目の1、クラウドファンディングによる資金調達について申し上げます。まず、近年のふるさと納税の状況についてであります。ふるさと納税はふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという納税者の思いを具現化する手法として制度化をされておりまして、本市では平成20年度から取り組みを始めているところでございます。これまでの寄附者数と寄附金額につきましては、平成20年度が20人で172万3,000円、平成21年度が22人で103万1,000円、平成22年度が18人で109万5,000円、平成23年度が9人で61万円、平成24年度が14人で76万円、平成25年度が31人で155万800円となっております。

一方、他の市の状況等につきましては、寄附者に対し特産品を贈呈することによりまして寄附額を伸ばすという、そういう状況にあるということでございます。このことを踏まえまして、本市におきましてもふるさと納税の推進とあわせて地場産品の育成を目的に今年度から名寄市ふるさと応援寄附記念品贈呈事業を実施しているところでございます。具体的には、なよろ観光まちづくり協会とタイアップをしまして10セットの特産品を選定、その中から寄附者に選択をいただき、特産品を贈呈するというものでございます。実質的には5月下旬からスタートをさせていただいておりまして、大変好評をいただいているところでございます。また、今月からはクレジットカード決済による納入システムも導入しておりまして、より利用しやすい環境づくりを図ってきているところでございます。今後は、ホームページやふるさと会、杉並区、さらにはふるさと納税に係るさまざまなサイトを活用しまして周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、クラウドファンディングの活用についての見解についてでございますが、クラウドファンディングにつきましては不特定多数の方からイン

ターネットなどを使って小口の資金を集める仕組みでございます。近年では、先ほど議員からお話があったとおり、地方自治体でもインフラ整備ですとか団体支援などを目的に活用している実態でございます。本市のこの手法の活用に係る考え方といたしましては、人口が減少し、税収が伸び悩む状況下におきましては税金に頼らず資金を集めることが可能でありますことから、必要な施策の実施のために有効な手法の一つだと、このように考えているところでございます。広く賛同を得る、また共感を得られるようなプロジェクトでないと成功しない仕組みでもありますので、まずはクラウドファンディングの手法に近いふるさと納税に係る寄附者への記念品贈呈事業の推進を図ってまいりたいと考えています。また、あわせてクラウドファンディングにつきましては当該記念品贈呈事業の検証を行う中で活用や成功事例などについて研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、大項目の3、LED照明設備の購入助成について申し上げます。国におきましては、本年4月にエネルギー基本計画を定め、現在の家庭におけるLED照明等の高効率照明の普及状況を踏まえまして2020年までに100%の普及を目指すこととしております。また、照明市場におきましても間接補助照明のほか主照明としての住宅用シーリングライトなどのLED化が進み、現在その比率は年々高まっているなど全国的に普及促進が図られてきている状況にあります。本市では、平成24年度に策定をいたしました名寄市新エネルギー・省エネルギービジョンにおきまして高効率照明器具については外断熱工法やヒートポンプ、高効率型給湯器などとともに省エネルギーに関する技術の一つとしてその経済性や環境性に着目し、市民への啓発と省エネモニター事業におけるインセンティブとして配付をしているところでございます。機器への導入の支援としましては、現在住宅用太陽光発電設備への設置補助を実施している

ところであります。議員から御質問いただきましたLED照明設備への購入補助についてでございますが、少額経費での順次交換が可能でありますことから、現在は支援策を講じておりませんが、他の機器への補助等も含めまして普及状況なども注視しつつ、その有効性を見きわめながら今後また調査してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2のピロリ菌の助成について申し上げます。

近年ピロリ菌は、慢性胃炎、胃、十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因とされ、日本でピロリ菌に感染している人は少なくとも3,000万人以上と言われており、一説では日本人の半数以上が感染していると言われております。ピロリ菌の感染経路はまだはっきりと解明されておりませんが、主に口から感染すると考えられ、特に50歳以上の人で感染している割合が高いとされておりますが、衛生環境が整ったことにより感染している割合は年々減少し、若い世代では低くなっております。平成25年2月より内視鏡検査でヘリコバクターピロリ感染胃炎と診断された方については、健康保険を使ってピロリ菌の検査、治療を受けることができるようになり、費用も従来に比べて安価となってきております。厚生労働省の研究班による報告では、胃がん検診の一環としてピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮度を見る胃がんリスク検診、ABC検診を行い、将来にわたってリスクに応じた内視鏡検査を実施していくことで胃がんを早期に発見していこうという提唱もされております。日本消化器病学会によると、除菌が成功した場合、潰瘍の再発は極めて少なくなるとされておりますが、除菌後に逆流性食道炎が新たに発生、また増悪したり、肥満やコレステロール上昇など生活習慣病の出現が危惧される病態の発生も報告をされております。ピロリ菌検査では、胃がん罹患

しているかどうかの判定はできず、仮にピロリ菌抗体が一定数以上でなかった場合でも胃がんになる危険性が皆無ではないとされております。現在当市が行っております胃がん検診は、エックス線の機器の精度向上により高い診断能力があり、ピロリ菌感染も想定した診断も行われ、早期発見のための定期的ながん検診受診は有効と考えております。日本消化器病学会では、ピロリ菌の除菌が成功した後も胃がんが発見されることがありますので、定期的な内視鏡検査や胃がん検診を継続して実施することが極めて重要であるとしております。今後も胃がん検診の受診率の一層の向上に向けた検診勧奨や受診しやすい体制づくりを目指すとともに、胃がん発症リスクの抑制のための手段の一つとしてピロリ菌検査及び除菌の有効性について研究してまいります。

○議長（黒井 徹議員） 伊賀環境生活課長。

○環境生活課長（伊賀和彦君） 私のほうからは、大項目の4、交通安全対策について答弁させていただきます。

まず、小項目の1、市立総合病院前の信号機のあり方でございます。御指摘の押しボタン式信号機につきましては、同じく市立総合病院前の十字路交差点にある信号機と車両走行のスムーズな流れを促すため連動を持たせた表示設定がされております。この押しボタン式信号機は、昼間は通常の信号機として動作し、交通量の少ない夜間20時から翌朝7時までは交通量に合わせ常時赤の設定になっており、夜間専用の押しボタンがついております。さらに、病院への来院者の中には高齢者や身障者など横断に時間のかかる方のために交通弱者用押しボタンがあり、歩行者用信号機が青の表示中は音響を鳴らす機能を備えております。交通弱者用押しボタンを押されても高齢者や身障者などが青信号のうちに横断歩道を渡り切れなかったということにつきましては、交通弱者と言われる方々が交通事故に巻き込まれないために、可能な対応を図る必要があると認識しております。当市に

において交差点で歩行者が事故に遭うケースでは、特に高齢者が犠牲となっております。こうした現状を踏まえ、本交差点における通行状況の実態を調査した上で、信号機の適正な表示時間の設定について公安委員会に要請をしていきたく、歩行者の安全確保に努めてまいります。

次に、名寄中学校の手押し信号機について答弁させていただきます。名寄中学校前に設置されている押しボタン式信号機は、歩行者がボタンを押すと瞬時に車道側の信号が黄色になり、その約3秒後に赤の表示に変わるよう設定がされています。表示時間の設定については、一般的な信号機では信号制御器の箱がついており、その中に入っているコンピューターでコントロールをしています。この信号機は、ボタンが押され黄色に変わる際、タイムラグがないため、事故につながる危険性があるのではという御指摘ではありますが、現在公安委員会では押しボタン式信号機の動作設定について他の信号機と関連がない制限速度が40キロ道路の単独の信号機では歩行者がボタンを押す、直ちに黄色に変わるよう、その間のタイムラグは設けないとしています。他の地域で過去にタイムラグの設定により信号が青に変わるのを待ち切れず、歩行者が飛び出し、死亡事故が起きています。また、信号無視をして事故に遭うケースもあるとのこと。こうしたことから、通常はタイムラグを設けませんが、本交差点については豊栄川に係る箭原橋と交差点が近接しており、市内から徳田方面へ走行の際、橋が手前道路より高い位置にあるため、ドライバーからは見通しが悪く、場合によっては危険の察知がおくれるというようなことも心配され、前方の状況について細心の注意を払う必要があります。したがって、本信号機についても前項の病院前信号機と同様、公安委員会に適正な動作時間の設定について要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項

目の5、南広場の活用について、照明機器のあり方と活用についてお答えをいたします。

現在南広場には、夜間利用のための照明灯4基32灯を設置をしております。この照明灯につきましては、名寄ライオンズクラブに設置をいただき、市に寄贈をいただいた施設となっております。夜間の利用状況は、設置当時におきましてはソフトボールやサッカーの練習等にも利用されておりましたが、近年におきましては夏季の盆踊りやなよろ雪質日本一フェスティバルなどの利用がありますが、その利用頻度も年々減少をしてきております。また、本年1月に照明灯の硬貨投入式による通電式装置が経年劣化により破損したことから、現在その補修工事を行っております。この補修につきましては、現状での硬貨投入式の復旧は高価であったこと、夜間における利用頻度も低いことから、通電についてはブレーカーの上げ下げによって行い、電気メーターにより電気使用料の実費負担をいただく方式とさせていただきました。このため夜間照明の利用については、個人の利用とすることが難しいため、団体利用についての許可とさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えます。

私からは以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問を行わせていただきます。

まず、クラウドファンディングの部分を質問させていただきます。ふるさと納税というのは、本当に私も前言わせていただいて、よそは牛肉の霜降りものを1万円や2万円ですべて送ってくれるところがあるから、こういう部分をやったほうがいいということで、今回すばらしい10セットの部分を1万円以上だとか3万円以上は2点だとかというふうにしていただいて、これで少し名寄の特産品のよさが全国に知れ渡ることを祈るばかりでありますけれども、もう一つがクラウドファンディング、鎌倉、また夕張で今進められて大変好評

だという。少額だということもあって好評だという部分だと思うのですけれども、またそういう鎌倉が好きだ、また夕張を応援したいという部分でなっていると思うのです。今回クラウドファンディングに似た形式で、（仮称）市民ホールが備品購入に約1億円ぐらいかかりそうですので、1,000万円某信金からいただいて、すばらしい二千何百万円のピアノを購入するというので、予算が足りないの、エフエムなよろの社長またはピアノの先生を中心にクラウドファンディング形式でこの資金を募るといってプロジェクトを何か推進したような寄附の状況の部分が新聞に載っていましたけれども、私はこれはすばらしいことだと思うのです。だから、ちょっと話がずれてしまいますけれども、すばらしい（仮称）市民ホールを建てるために全部名寄市がつけるのではなくて、ピアノの先生たちが自分たちが本当は1,000万円でもいいものを最高級のピアノを入れてほしい。二千何百万円だと。そうしたら1,000万円のうち、2,500万円、1,500万円足りないから、私たち、市民のみんな、または（仮称）市民ホールを本当によくしたいという人たちが集まってこの寄附金を集めてすばらしいものをつけようという意向だと思うのですけれども、その状況というのがわかればちょっと教えていただきたいなというふうに思うのですけれども、今どういう状況になっているのか、こういう形でこういうふうに進んでいるという状況があれば。1回目の会議でまだ進んでいないのか、ただ話し合いだけで今はとどまっているのか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 突然振られまして、正直詳細な部分でちょっと押さえていない部分はありますけれども、新聞報道でされていますようにピアノ教室の先生方を中心に立ち上げをされていて、今の個人的なそういった寄附も含めて取り組みを進めていて、今後もう少し大きな形で商工会議所も含めて、事業者も含めて取り組みを進め

ていくような、そういうところにもだんだん発展をさせていきたいというふうに思っていますので、詳細については承知していない部分がありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

私は、そういう手法があって、市民も、また企業も名寄市のために何とか本当に（仮称）市民ホールだけでないですけれども、このすばらしい（仮称）市民ホールが建って、その中にすばらしいピアノがあり、すばらしいスピーカーがあり、すばらしい何かこういうものがあるために、各団体がうちらはそれに賛同して募りたいというのがクラウドファンディング形式だと思うのです。だから、その金額に到達しなくてもいろんな手法を使って、プロジェクトを使ってやれる部分というのは可能性があるというふうに思うのです。そして、これからは合併特例債の合併算定がえ等々含めて、また地方交付税も含めてきのう代表質問で言っていましたけれども、九千何百億円の削減等々がされるという部分が言われております。各市町村も40%、50%の地方交付税でこれからどう地元の健全な市民の本当に住みやすい市を保っていけるのかというのが福祉、教育等々を含めて考えがあると思います。その部分でそういう（仮称）市民ホールも含めてなのですけれども、今名寄市は観光または農業で名寄の一村一品をつくって全国に売り出そうという部分があります。私は、そういう部分でこういうプロジェクトをつくり、少額でもいいから名寄市のために何とか私もかわっていききたいという部分が、いろんな部分をつくっていいのではないかな、1つではなくて。1つに絞って募るといってもいいのですけれども、いろんな部分をつくり、やっていくのも必要ではないかなと。観光であれば先ほど鎌倉でかまくら想いということで117個の看板がもう設置されてはいるのです。でも、それだけでは少ないから10個プラスしようということでこのプロジェク

トを開始された。名寄で（仮称）市民ホールができる。天文台ができる。看板をつくるために、それならこれだけ必要だからみんなで何とかしようという部分だとか、地方交付税で立てられればいいですけども、そういう部分も大事なかなと思うのですけれども、そういう部分のお考えというか、検討をされたことがあるのかどうか、あればちょっとお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今クラウドファンディングの関係について具体的な例を示していただきながら御質問をいただいたというふうに思っています。これ調べてみますと、先ほどは市民ホールの備品に係るところの、あるいは鎌倉の看板に係るところについて広くかかわっていただいている事例を紹介いただきましたけれども、ほかにも文化のイベントですとか、スポーツイベントですとか、先ほど少し言われた観光なんかも含めているようなプロジェクトで活用している事例があるというのも私も一定程度調査をさせていただいて認識はしているところでございます。これらについては、今現在どういうところに充ててという具体的なプロジェクトはありませんけれども、他市の事例なんかを参考にしながら、ぜひ調査を進めて、活用できるところがあるかないか、一層調査をしてみたいと思います。特にこの取り組みに私個人でいいなと思うのは、1つはお金が集まるということは当然ありますけれども、それを通じて全国にやはり情報発信ができる。こういうプロジェクトがあるのだよという情報発信ができる場所もありますし、またお金を出していただくということは関心を高めていただくということについても非常に効果があるというふうに思っておりますので、これについてはぜひ具体的に調査をさせていただきたいと思います。

なお、今取り組んでいるふるさと納税、こういう特産品を渡して、これも言う方に言わせるとクラウドファンディングの一つの種類だという方も

おられますので、当面についてはここを推進しながら、ここでちょっと御質問ありませんでしたけれども、実は大変好評というのは今現在直近のデータでいうと既に130件応募がありまして、金額的にも460万円程度となっておりますので、まずはここを突破口に進めていきたいと思っておりますし、さらにここを工夫をしながら、議員が言われますようにいろんな場面に幅を広げてクラウドファンディング調査してまいりたいと思います。御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。すばらしいですね。130件460万円、本当にもうこのふるさと納税が成功することをお祈りします。

クラウドファンディングの部分で、岩見沢駅でしたか、れんがの駅をつくるのに市民に募ったのです。歴史ある岩見沢駅を市民の力で何とかしましょうということ、外のれんがにその人のお名前を打って、そしてれんがを積んで建てたというのがありますし、本当にいろんな方式が作れるかなという部分もあります。本当に名寄南小学校の卒業生は、もう1万人ぐらい超えているのですか、亡くなった方もいますけれども。もうこれから名寄南小学校を建てるよといったときに、壁にれんがを募って、皆さんのお名前を書きますと。1個5,000円ですと。れんがなんて100円ぐらいですから、掘るのに1,000円ぐらいで残り3,500円ぐらいは浮くのかなだとか、そういう方式もあるのかなという部分もありますし、本当にいろんな部分で少ない税金を、また寄附を有効に使う努力をお願い申し上げ、この部分の質問を終わらせていただきます。

次に、ピロリ菌の部分をお尋ねをいたします。まず、先ほど日本で3,000万人の方々がこのピロリにかかっていると、すまれているという部分。私も去年健康診断で旭川のがんセンターで先生からピロリ菌の検査もしたほうがいいですよと言って、それならお願いしますと。袋にこうやってふ

うってやって、ピロリ菌がいますと言われまして、2週間薬を飲んで、いろんなヨーグルトも食べられず、すまわれたことが。家出をされまして、ピロリ菌がいなくなってしまうました。そんな中で、先ほども言ったようにがんの発症率がまずこのピロリ菌いることによって29%、また感染が昔の人は井戸の水だとか、そういう部分を飲んで、そして小さいころに親が乾物をかじって小さい子供に上げたとか、そういう部分の感染が多いというふうに言われている状況であります。50代もおりますので、その50代というのは今ちょうど高校だとか中学だとか小学校の子供がいるという部分もありますし、名寄ではこの近年胃がんで亡くなられた状況だとか、名寄でもがん検診、胃がん検診が行われていると思うのですけれども、その状況というのはどのような、国保の部分でわかればお伝えをいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

まず、胃がんで死亡されている方の状況でございますが、本市における死亡者数は平成23年度でありますけれども、353人となっております。悪性新生物、いわゆるがんで死亡された方が97人ということでございます。死亡者の27.5%を占めております。また、死因第1位であります悪性新生物の部位別で見ますと、23年度ではまず大腸がんが1位、それから第2位としては気管支、肺がんが第2位、第3位に胃がんが入っております。胃がんについては、平成16年からの調べでは常に3位以内に入っているというような状況あり、大変死亡率の高いがんと考えております。

また、検診の関係でございますけれども、本市ではがん検診行っておりますが、平成23年度の様で申し上げますと、全道の比較と全国の比較で申し上げますが、胃がん検診として全国では9.2%の受診率、全道では10.8%の受診率、名寄

市は16.5%ということでありまして。また、24年度につきましては全国では9.0、北海道では9.9、名寄が16.0ということで、いずれも名寄市は全道で4番目の受診率の高さということでありまして、まだまだ低い受診率とは考えておりますので、今後とも受診勧奨を行ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

がんで亡くなる方が約27.5%いるという、その中でもベストスリーに毎年胃がんは入っている状況でもありますし、きのうの代表質問のほうでも国保、60歳から74歳の方々の年収が100万円、または100万円から300万円が88.1%おられて、そういう中でこの方々を含め、そういう病気になったり、入院をされるということがやはり国保の被保険者の金額がふえるということになると思う。被保険者も減ったという部分もありますし、後期高齢に移ったという部分もありますし、人口も減ったという部分もありますけれども、何年か前は国保の基金が3億何千万円あったものが今は来年度には1,000万円ぐらしか残らないという状況でありますから、他市のように国保が一般会計から繰り出すような状況になったら大変苦しいのかなという部分もありますので、やはり検診率を高め、また病気にならないような部分をつくっていかなければいけないというふうに思うのです。

稚内では、本年度かと思うのですけれども、中学生のピロリ菌の検査ができるようになったみたいなのです。やはり先ほど私言いましたけれども、今私の子供は大体中学、高校、大学。そして、孫もいますので、孫にも最近ではピロリ菌がいたら困るので、乾物をやらないようにはしていますけれども、そういう子供たちがやっぱり影響を受ける状況だと思うのです。女性も大事ですけれども、やはり子供たちの検査というのも必要かなというふうに思うのですけれども、名寄では中学校のそ

ういうピロリ菌の検査の考えというのは、可能性というのではないのかなというのをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員から御紹介がありました稚内の助成の関係なのですが、これ平成25年に北大のピロリ菌研究事業といたしまして道立稚内高校の看護学科の希望される80名の方に対してピロリ菌の検査を実施したところ、6名の方がピロリ菌に感染していたということが判明いたしまして、若い世代に対しても除菌するという政策が稚内市でとられたところでありまして、平成26年度から稚内市におきましては高校3年生を対象にピロリ菌の検査を実施するということになりまして、対象人数としては600人程度ということで、事業費も240万円程度でやられているような形であります。当市といたしましては、先ほども申し上げましたが、子供たちに口移しでという部分もありますけれども、衛生環境状況、水道水等の環境も当市としては整っておりますし、また子供たちのデータがちょっとないのですが、若い世代についてはピロリ菌の感染が少ないということもありますので、特に子供たちに対してそのようなピロリ菌の検査、助成を行うという考えは今のところ持ち合わせておりませんので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。やはり高額のコストがかかるので、今のところ考えはないという部分だというふうに私自身思います。今回子供の医療費も発生をいたしますし、いろんな部分で若いうちからそういう検査ができる体制、またはそういう無料の検査ができない場合は名寄市としてやはり親にこういう部分でがん発生率を抑制するために子供たちにピロリ菌の検査をお願いしますという情報を与えるのも必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひ親への情報発信を保健センター等々から進めていただくことを

お願いいたします。

次に、LED照明の関係に移ります。先ほど言われたようにエネルギー基本計画、2020年までに100%のLED化を進めていくという部分を言われまして、本当に住宅機器、または名寄市では新エネ、省エネで先ほど言ったように太陽光またはエコチャレンジ、ランタンだとか、いろんな部分を進めておられてあれなのですけれども、LEDに変えることによって、街灯は今回何千万円もかけて変えるような形で電気料も削減できると思いますし、名寄市としての使用と削減の考え方からいえば、できれば本当は年収を制限しまして、先ほど国保でもないですけれども、100万円以下の方が63.5%、300万円以下の方が24.6%おられる中で、やはり生活だけで精いっぱいの方というのはたくさんおられます。そういう部分にお金が回せないのです、100万円ぐらいの方というのは。わかるように、食費、電気または水道、光熱費を含めて月最低でも8万円だとか9万円かかります。それを本当のぎりぎりです生活されている方です、100万円以下ということは。そういう中でやはり電気代は高いかもしれないけれども、LEDに変えられないという方もおられると思うものですから、20年までにそういう状況をつくらなければ、これは義務ではないですからあれなのですけれども、こういう状況をつくるために名寄市としてもある程度の検討材料として年収の所得制限を含めて取り入れるべきかなというふうに私は思うのですけれども、再度お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 新エネ、省エネについては、どちらかという国が本来的にはエネルギー政策として進めるべきところかと思っておりますけれども、やはり地方自治体も環境に配慮してということもありますので、地方自治体としてできることを今取り組んでいるということだと思います。

今回太陽光を実施しているのについては、これは関係する建設業界等々の御意見もいたながら進めさせていただいているということで、ビジョン達成にはいろんな手法があると思いますけれども、まずはそういった関係者の御意見など含めて新エネというところに着目しながら、太陽光に取り組んでいるということであります。

今議員のほうから出たLEDについてですけれども、ここについては今の所得に応じてというところがありましたけれども、全般的に見渡すと例えば電気屋さんの商品の並びなんかを見ると随分LEDの商品が主流になって出てきていると。さらには、価格についても出始めから見ると随分格安と言ったらあれですけれども、価格も下がって、店からいうとお求めやすい価格というのでしょうか、そういう価格になっているということで、広く言う行政が誘導する必要があるかないかについては比較的その必要性については下がってきているのかなと思いますけれども、今言われましたような低所得者等もありますので、これにつきましては限られた予算の中での実施となりますので、LEDも含めて、あるいはほかの省エネ機器設備もありますので、これらも含めた中でどれが施策として有効なのかを十分検討させていただきまして、またローリング等の中でも検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひ検討をお願いをいたします。

次に、交通安全の部分をお尋ねをいたします。市立病院の手押し信号行ってきて、私も交通弱者用の手押しのところを押しました。4回押しまして、本当に先ほど言ったように高齢者、障害者の方です、1人は。片方足すって歩いている方でした。もう一人がやはり女性の方でつえをついている方、そしてもう一人がお子様をお母さんが引っ張っている方だったのです。交通弱者用のもので

すから、音が鳴ります、先ほど言ったように。そして、音が変わるとやっぱり人間の心理として急がなければならないという心理になるみたいなのです、あれは。よく東京等で電車にひかれたという部分もそうですけれども、最後のほうになって音が速くなると、もう信号が変わるからと子供を引っ張ったお母さんは急ぎなさいと何かこんなふうにして引っ張っていましたが、そんな中で秒数をはかりました。そして、ちょうど19秒。それを押して時計を持って行って19秒だったのです、青から赤に変わるまで。そして、人間の歩行速度というのは国土交通省で5キロ毎時間ということで、14秒なのです、あそこの距離感で。不動産の4.8キロで15秒、十分もう到達して渡れる部分。でも、子供というのは3.6キロですから20秒かかって、横断歩道渡れないのです。そして、障害者や何かもやはりそのような形なのです。そして、先ほど他の信号を含めて40キロの地点は歩行者が押したら待っている時間が長いと渡ってしまって交通事故に遭ったからと言ったのですけれども、名中のところはそうなのですけれども、南小学校のスポーツセンターのところは押しして5秒から10秒までいかないですけれども、それで変わるのです。そのタイムラグというのはなぜそういうタイムラグが。名中のところが交通事故があって、死亡事故があったからそうなのか、南小学校のところはタイムラグがあるけれども、先ほど言ったように40キロで歩行者が急いで事故等があったので、そういうところできたというのはどういう関係なのでしょう。ちょっとわかれば教えていただきたいなというふうに。

○議長（黒井 徹議員） 伊賀環境生活課長。

○環境生活課長（伊賀和彦君） 今押しボタンを押した際にタイムラグが中学校前とスポーツセンターの前の通りの交差点と差があるのはなぜかということなのですが、中学校前は通常の十字路の交差点の形状になっておりまして、南11丁目については東側からの道路と西側からの道路が直線

的に交差をしていない変則的な交差点という形状になっておりまして、車両の通行を勘案した形があるものですから、若干のタイムラグを設けているというふうに公安委員会のほうからは伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ちょっとわからないのですけれども、とりあえず公安委員会ではそういう言い方なのですからあれだと思います。でも、先ほど言われたように、公安委員会が調べて対処をされるということを言われましたので、ぜひ早目に対処していただきたいというふうに思います。名中はともかくとして、市立病院の前の手押し信号は、やはり私はもうあの状況を見て危険だというふうに感じました。そして、事故が起きて、死亡事故が起きてから改善をするのではなく、やはりああいう歩行者が渡り切れない状況はもう確実でありますので、それを改善しない限り交通安全とは言えないというふうに思いますし、それが正しいのだという公安の言い方であれば、あれで行って事故が起きて、死亡事故が起きたら警察は何をやっているのだと私はどなりつけると思うのですけれども、その改善をしっかり名寄市も含めてやっていただくことをお願いをいたします。

時間がもうありませんので、最後に南広場の部分。南広場は中村部長に、もう少しゆっくりやりたかったのですけれども、時間がなくなりました。先ほど言ったようにお金ではできなくなってしまったのですか。それで、団体というのはどこまでの団体を団体というのか。4人で団体なのか、どういうのが団体という部分で団体と言われて、どういう方式でお借りをしに行けばいいのか、ちょっと具体的にわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうから御質問がありました団体の人数については、実は内部的にそういう規定を持ってございません。

ですから、ここで先ほど答弁させていただいたのは、余り少人数である照明を使うというのは利用状況に合わないということでちょっとお話をさせていただいたということで、どうしてもあの広い広場1灯つけて何かやりたいというのであれば、それは申請については私ども建設水道部の都市整備課の管理係のほうに申し出ていただければいいのですが、状況的にはまだその辺の利用状況についてはしっかりと規定を持ってございません。少しその辺は整備をさせていただきたいというふうに思っています。あわせて利用状況も近年減っているということで、実は私ども広く市民の皆さんにPRをしているということでもございませんので、その辺もあわせて内部でしっかりとやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。私は、もう2人でも団体でいいと思うのです。そして、使っていただいて、電気料いただければ幸いかなというふうに思いますので、ぜひ2名でも団体という検討をいただきたいというふうに思います。

最後に、今中村部長が言われたように利用頻度が大変少ない状況であります。今後の南広場のあり方がこういうふうにしたいたいというのがあれば、私は駐車場ではもったいないと思うのです、祭りの駐車場だとか雪祭りだけでは。何かそれがあれば教えていただき、その回答をいただいて終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 南広場の活用につきましては、先ども御答弁させていただきましたけれども、夏場は盆踊りですとか、冬場はフェスティバル等々の利用もありますし、あわせて神社祭りの際には駐車場等の利用もございます。ただ、先ほど言いましたように利用状況が大変減少しているということでありますので、私どもとしては今後の利活用については先ほどの利用団体

に関する取り扱いも含めて今後協議をさせていただきたいというふうに思っています。あわせてあそこの南広場がございます7区町内会のほうからも景観も含めた利用についての御意見もいただいているところでもありますので、町内会の皆さんあるいは市の内部でも今後協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

母子家庭へのさらなる支援の取り組みを外3件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1つ目、母子家庭へのさらなる支援の取り組みを。働く女性の半数以上が非正規、賃金は男性の半分。特に若い世代に非正規が広がり、結婚も出産もできない貧困の広がりが問題になっています。アベノミクスは、女性が輝く社会にといながら、解雇しやすい限定正社員や派遣法など女性をさらに安い労働力として使おうとしています。これではますます女性の貧困は広がるばかりです。このまま少子化が進めば50年後には人口が3分の2に減少し、30年後には半数の自治体で20歳、30歳代女性が半減するというショッキングな報道もされているところでもあります。執行方針の中でも今後30年間で20歳、30歳代の女性が半減する自治体が道内でも147市町村区に達するとあり、本市においても1,127人、32.5%が減少すると試算されていると述べられています。加藤市長は、10年先、20年先を見据えて市政運営に努めると述べられていますけれども、特に母子家庭への支援にどのように取り組まれようとしているのかお伺いをいたします。

母親が働いて子供を育てていかなければならないにもかかわらず、パートなど非正規雇用が多く、極めて低い賃金で働いています。ダブルワークなどかけ持ちして働いているけれども、暮らしは非

常に厳しい状況です。貧困の連鎖を断ち切ることが重要として、2013年、子どもの貧困対策法が制定され、子どもの貧困対策推進法がことし1月に施行されたところであります。名寄市として特に学童保育所の充実、就学援助や生活保護、就労支援、職業訓練を含めた就労支援の充実などが必要と思いますが、お考えをお聞かせください。就学援助については、生活扶助基準の見直しによる影響を受けないようにすると述べられ、また文科省では消費税増税等を踏まえて学用品等の単価を増額することとしております。この点について名寄市の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、医療介護総合法案から介護を必要とする高齢者とその家族を守る取り組みを。要支援1、2と認定され、介護サービスを受ける人の8割以上は、ヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を利用しています。この2つの要支援者向けサービスを廃止するというのが法案の第1の改悪です。市町村が実施している地域支援事業に新たなメニューを設け、要支援者には見守り、配食、緊急時対応などの代替サービスを提供するといいますが、サービスの後退、サービス内容の貧弱化は避けられません。そして、特養入所を要介護3以上に限定します。特例入所として虐待や認知症、精神障害などの困難な状況にある場合といいますが、原則入所させないという方針であります。さらには、利用料の2割負担の導入です。対象とされているのは、所得が160万円以上の層です。これらの層は、高齢者全体の20%を占め、一部の高所得者とは言えません。さらに、食費、居住費の負担を軽減するなど救済措置である補足給付の要件見直しがあります。預貯金が一定額を超える場合や世帯分離をしている配偶者が住民税課税である場合、補足給付を打ち切っています。また、医療の分野では2014年度の診療報酬改定で急性期患者の入院日数の制限、在宅化の実績が低い病院に対する報酬削減など入院

の短期化に向けた制度改革を盛り込んでいます。患者追い出しと言わなければなりません。医療介護総合法案は、入院患者を強引に在宅に押し戻す一方、要支援者、軽度者への在宅サービスを後退させ、施設にも入所させないというものと言わなければなりません。今、年金生活者は厳しい状況になっています。特に女性の年金は非常に低く、国民年金平均受給額は月4万9,000円、厚生年金の女性の平均受給額月11万円です。厚労省の年金制度基礎調査、2011年度ですが、でも年金受給者の48%は年金額100万円以下の低年金者であると言われています。低年金で最後まで入居できる施設は、特養ホームしかありません。しかし、待機者が多いことから、介護難民、漂流患者、こんなふうにも呼ばれています。さらに、働きながら介護している人291万人余になると言われています。総務省の2012年就業構造基本調査によると、介護や看護のために離職した人はこの5年間で48万7,000人、年間約10万人に上っています。このうち女性は8割を占めています。そして、残念なことに介護心中や殺人、こういったことが制度がスタートしてからこの15年間で550件を超えと言われています。市長が言う10年後、20年後を見据えた行政運営を行うのであれば、地域包括センターの体制強化や特養への支援の拡充、自治体が救済していく体制を強化していくことが必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、ブラックバイトから学生生活を守る取り組みを。大学生の生活では、親からの仕送りが減り続けていると言われてます。また、公的な奨学金は全て貸与制で、7割が有利子です。卒業時に大きな借金を抱えることになります。就職難で将来安定した職業につけるか不安もある中で、借りることをちゅうちょしていると言われます。多くの学生が学生生活を維持するためには、バイトからの収入を途絶えさせられない状況にあるのではないのでしょうか。しかし、学生アルバイトに

も若者を使い潰すブラック企業のような違法、無法な働かせ方が広がっていると言われます。低賃金、低処遇にもかかわらず正社員並みの過度な責任やノルマを課せられる例が多くあると言われてしています。こうしたことに対応できる大学として相談窓口の充実が求められると考えています。名寄大学は、約700人の学生、そして今度児童科が4年制になるとすれば、100人の学生増となります。労働力の面でも消費者としても地域経済の発展に大きく寄与していることは間違いありません。商工団体や自治体として、学生の生活を守る取り組みが求められるところですが、お考えを伺いたいと思います。

4つ目です。南相馬市への支援事業、なよろ夏季林間学校について伺います。震災、原発事故から3年がたちました。被災された皆さんは、いまだに住むところが定まらないなど暮らしやなりわいが取り戻せていません。先の展望が見えないなど、自殺者が多くなっていることが内閣府の調査で明らかになっています。子供たちも避難先の移動など2回、3回と転校しているといいます。また、健康面の不安は大きなものがあります。福島県の健康管理検討委員会の発表によれば、33人の甲状腺がん、41人の疑いありという結果が出されています。被曝との因果関係はわかりませんが、不安は募ります。こうした中、子供たちに北海道の大きな自然に触れ、心も体もリフレッシュしてもらい取り組みは有意義だと考えています。心も体も安まるプログラムが必要です。今年度の南相馬市への支援事業、なよろ夏季林間学校の取り組み内容についてお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 川村議員から大項目4点の質問をいただきました。それぞれ私から答弁をさせていただきます。

まず、大項目1、母子家庭へのさらなる支援の取り組みについてであります。子供、女性の貧困は、大きな社会問題となっております。本年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。同法は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めております。現在国においては、4月に子どもの貧困対策会議を設置をし、子供の貧困対策を総合的に推進するための大綱案を作成するための検討会を開催をしているところです。本市といたしましても今後示される大綱案について情報収集に努め、基本的施策の遂行におくれることのないように対応に努めてまいりたいと考えております。

本市の母子家庭への支援の取り組みといたしましては、こども未来課に母子自立支援員を配置をして多くの母子家庭のさまざまな相談窓口として御利用をいただいております。相談内容としては、生活面での不安や子供の進学への不安、あるいは配偶者からのDVに対する相談等多岐にわたっております。金銭的な相談で貸し付けを希望する方には、北海道が行っている無利子の貸付業務の相談窓口にもなっております。申請希望者には手続を丁寧に説明をさせていただいております。また、研修等に積極的に参加をし、相談員としてのスキルアップを図っており、児童扶養手当等各手当や医療費の助成等各制度にも精通しており、総合的な相談に対応しております。児童扶養手当の状況でありますけれども、平成25年11月分、受給人数が419人、平成25年度の支給額といたしましては約1億2,200万円となっております。今後とも制度の周知等を徹底をし、対象となる方々へ支給業務を適正に行ってまいります。

母子家庭の悩みの一つでもあります保護者の就労形態につきまして一部非正規雇用での就労を余

儀なくされているという方もおりますが、御本人が希望する場合には母子家庭高等技能訓練促進事業補助金、これを活用いただいて、資格取得後正規職員として御活躍をいただけるような支援も行っております。現在市内で昨年からのこの補助金の継続が1名、新規が3名となる見込みでありまして、看護師を目指し努力していただいたところでございます。保護者が就労するに当たりまして必要となるお子さんの保育については、現在二歳量がふえてきておりますけれども、若干の調整期日をいただき、待機児童が出ないように対応もしております。また、学童保育ですけれども、保護者の就労などにより放課後などの時間帯に家庭が留守になる環境にある児童の安心、安全な居場所の確保と健全育成といったことを目的に、市内で公設2カ所、民間2カ所の4カ所において実施をしております。現在市内全体では、待機児童が発生していないということもあり、ひとり親家庭であるかどうかを問わず、利用を希望する留守家庭の児童を受け入れている状況でございます。また、障害児の受け入れについても民間施設の御努力もいただいて、重度の場合を除いて全ての施設で受け入れが可能となっております。保護者負担ですけれども、低所得世帯や兄弟での利用に対し手の援助を行っております。基準としては、就学援助の要保護世帯に月額4,000円、準要保護世帯に月額2,000円、兄弟2人目以降それぞれ月額2,000円としまして、公設児童クラブは減免、民間の学童保育の利用者には直接補助といった形で行っております。学童保育所は、保護者にとって安心できる場所であること、また児童にとって安全な居場所であること、一方では女性の社会参加を含めた就労支援のための役割を果たしていると考えております。さまざまな社会情勢の変化から共働きの増加や働き方の変化によりこの学童保育のニーズがふえてくることも予想され、現在は学校区ごとの設置など施設の適正な配置、開設時間などのサービス内容の検討なども進めておりま

す。今後も環境整備及び運営面の充実に努め、ひとり親世帯を含めて就労支援を側面から支えていきたいと考えております。

次に、就学援助制度による支援についてであります。就学援助費の給付金額は、各市町村で独自に設定をすることとなっていることから、本市においても就学援助費給付要領を定め、対象者に給付をしているところであります。近年では、クラブ活動費や生徒会、PTA会費などを給付対象に追加をするなどニーズに応えた見直しも行ってきているところです。消費税率の変更による影響については、給食費や修学旅行費など実費支給をしている項目について影響は出ませんけれども、学用品費、これらについては影響が出ることから、今年度中に給付金額の見直しを行い、対象者に影響が出ないように取り進めていきたいというふうに考えております。

なお、平成26年度の当初予算額が前年度を下回っているのは、対象見込み者の減少のためでありまして、支給基準を下げたものではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、生活保護を受給している母子世帯についての状況を申し上げます。生活保護受給世帯のうち、母子世帯は10世帯、子供の人数は16人となっております。母子世帯に支給をされる母子加算の金額で申し上げますと、児童1人目は1万9,940円、2人目は1,600円、3人目以降は800円であり、10世帯の平均では1世帯当たり2万660円の加算となっております。家庭訪問時の母子世帯から受ける相談内容では、子供の成長に伴い被服の支出が多い、子供とのコミュニケーションのとり方が難しいなどさまざまでありまして、費用的な部分は教育扶助や生業扶助の範囲内で対応をしており、子供の健全育成に関する部分では個々のケースに応じて学校や母子自立支援員、家庭児童相談員と連携をとりながら、課題の解決をしているところであります。母子世帯のうち常に稼働している世帯は4世帯でありまし

て、母子世帯の就労については個々の就労阻害要因を的確に把握をし、保育所や学童保育の利用情報の提供やケースワーカーがハローワークに同行をし、自立に向けた支援を実施もしております。保護世帯の高校の進学状況では、被保護者4名の中学卒業者ではその全員が高校に進学しておりますので、今後とも適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

大項目2、医療介護総合法から介護を必要とする高齢者とその家族を守る取り組みについて申し上げます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、衆議院の議決を経て6月2日には参議院において厚生労働委員会に付託をされ、御案内のとおり昨日賛成多数で委員会でも可決をされ、本日恐らく10時から本会議が開催をされて、可決される見通しとなっているというふうに承知をしています。この法律案の介護保険法の改正の概要については、1点目が予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して多様化をするということ。2点目が議員おっしゃったとおり特別養護老人ホームについて新規入所を原則要介護3以上とすると。3点目、低所得者の保険料の軽減を拡充する。4点には、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げる。5点目には、低所得者施設利用者の補足給付についての要件に資産等の要件を加えるといったこととございます。この間5月28日に国に対して広域分散、積雪寒冷地である北海道の事情を勘案しつつ、ガイドライン等を示すように北海道、北海道市長会、町村会と共同で要望書を提出をしてきているところであります。法案が原案どおりに可決をされた場合には、地域支援事業については相当な準備が必要とされることから、予防給付の見直しについては平成29年度から、生活支援サービスの充実、在宅医療、介護連携については平成30年度からの実施とし、十分な準備と市民周知を行ってまいりたいと考えております。

執行方針にも述べさせていただきましたように、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと名寄市では平成37年に後期高齢者人口が最大値となることから、健康づくり、介護予防等に取り組んでいくということはもとより、高齢者の皆様が住みなれた身近な地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援、これらが一体的に提供をされる地域包括ケアシステムの構築に向けて全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。現在名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の策定に向けて市民ニーズのアンケート調査を実施をしているところでございますが、市民の皆様の声に耳を傾けて策定に努めてまいりたいと考えております。

介護サービスの利用料等の軽減化につきましては、市において設置をしている特別養護老人ホームや短期入所生活介護、通所介護を初め市内の社会福祉法人で運営をしている事業所につきましては、低所得者の方々に対して軽減措置を実施しており、本市も法人等が軽減をした額について北海道の制度を活用しながら一部補助を行っており、今後も継続をしております。

なお、本市においてはいわゆるお泊まりデイなどの施設はないものと承知をしておりますし、高齢者に食事等や生活相談等を実施している下宿等に関しても有料老人ホームの設置届の監視を行い、法令遵守に努めております。

また、介護をされている方々への施策につきましては、家庭介護用品支給事業を平成24年度より支給限度額の変更を行ったほか、介護を行っている方同士の体験や情報交換、リフレッシュを目的に家族介護者交流事業を実施しております。本事業を継続していくとともに、介護に関する痛ましい事故の防止の一助としてまいりたいと考えております。

最後に、地域包括支援センターの体制強化等についてでございますが、今後地域ケア会議の実施などが法制化をされるといったことと高齢化の進

展、さらにはそれに伴う相談件数の増加等を勘案をし、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置をし、機能強化に努めてまいります。

大項目3、ブラックバイトから学生生活を守る取り組みについて申し上げます。首都圏の私立大学に通う下宿生の平均仕送り額は2013年度に過去最低の8万9,000円に落ち込んだとの東京私大教連の調査結果から見ますと、アルバイトは学生の学業を続けていくための貴重な収入源であると思われまます。2009年に名寄市立大学が行った学生生活実態調査では、学生の72%がアルバイトを経験をしているという結果が出ておりまして、その後の経済状況を鑑みると多くの学生がアルバイトの収入を学業を続けていくための費用に充てていると思われまます。大学では、学業に支障を来さない、また不法就労につかせないことを基本に、学生支援の一環としてアルバイト求人情報を提供をしております。その際には、違法性のあるものや学生に適さないと思われるアルバイトを排除する基準を定め、求人を希望する雇用主の理解と協力を得て情報を提供しております。そうした中でもこれまで学生アルバイトに関するトラブルがなかったとは言えず、学生からの相談を受けていることも事実であります。大学の取り組みとしては、入学時に配付をする学生生活に関するガイドブックにアルバイトに関する諸注意を明記をし、ガイダンスの際にも指導し、相談窓口を開設をしておりますが、なお一層アルバイトに限らず学生生活に関する相談窓口の活用をPRをし、トラブル解決、学生生活の不安解消に向けてサポートを行っております。

大項目4、南相馬市への支援事業、なよろ夏季林間学校について申し上げます。東日本大震災で被災をした南相馬市への支援事業、なよろ夏季林間学校については、平成24年度から実施をし、今年度は3度目の実施となります。本年度の日程につきましては、8月5日から11日までの6泊7日で小学校5年生、6年生を中心に定員20名

として5月中旬から南相馬市の生涯学習センター及びこどものつばさを実施をする民間団体の協力を得て参加者の募集を開始をしており、目下受け入れ実施に向けて準備中でございます。受け入れの内容につきましては、昨年度まで実施をしたプログラムをもとに南相馬市から実際に随行された職員及び担当責任者の意見を伺い、準備を進めているところであり、今年度の受け入れの基本的な考え方といたしましては、福島第一原発の事故により南相馬市での低線量の放射能汚染による外遊びの制限や周辺の緑地帯における放射能汚染の影響を考慮し、自然との触れ合いを主軸とすることといたしました。また、日々の生活でストレスを受けている子供たちに対し気持ちにゆとりを持たせるといった観点から、自由時間を活用してサンピラーパーク内で自由研究を行わせたいといった要望もあることから、これら参加する側の意見を最大限尊重し、受け入れ態勢を準備しているところであります。

また、受け入れ事業を通して名寄の方々とは触れ合う機会もあり、特に最終日には有森裕子なよろひまわりリレーランに参加をし、幅広い年齢層の方々との交流の機会も設け、帰路についていただく予定で考えており、万全な体制で南相馬市の子供たちを迎え入れたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 市長から御丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。随時再質問、また要望等をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、母子家庭へのさらなる支援の取り組みというところからお話をしたいというふうに思うのですが、先ほどもお話ししましたように母子家庭に限らず不況が続く中、夫婦とも非正規で働いているというケースも多くありますし、またひとり親で父子家庭というところもあります、私生活を顧みる余裕もないほどの長時間労働を強

いられているという厳しい状況にはあるのですが、今回は母子家庭に特化して取り上げさせていただいたというところであります。勤労世帯の単身女性3人に1人が貧困状態だと言われていまして、若年女性の貧困、これも最近ではテレビ等で本当にショッキングな映像も流れたかなというふうに思っています。女性の半数以上が非正規労働者である。200万人を超える非正規労働者の7割が女性だという状況になっています。女性の非正規労働者の時給、男性の正規労働者の給料を時間に換算したものと比べてもほぼ半分にしかならないと、こういった状況にあります。これは、全国どこに行っても大体そうかなというふうに思っています。先ほど御答弁いただいた中にそれぞれ支援内容等出していただきましたけれども、これはやはりもっと徹底していただき、広く知っていただいて、相談に行けずに悩んでいる方もいるわけですので、そういった方々へも支援の手を広げるところら辺が私は必要かなというふうに思っているのですが、その点についてまずお考えをもう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 母子家庭の支援の取り組み、さまざま御紹介をさせていただきました。お話をさせていただいたとおり、母子自立支援員を配置をして、さまざまな制度を活用し、御期待に応えているというふうに認識をしておりますけれども、議員がおっしゃるとおりもう少し周知をしっかりとすることで、もっと埋もれている方を救える可能性もあるのでないかという御意見だというふうに思っています。貴重な御意見として受けとめさせていただいて、今後さらなる周知をあらゆる媒体、機会を通じてしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほど支援員、相談のところでも出てきましたDVの問題、DVや、また働く場でのセクハラというようなことで、いろ

んなそういう暴力から守る支援も必要だというふうに思っています。そういった暴力は、身体的な暴力ばかりではなくて精神的な暴力というふうに私は思っていて、精神的なダメージが非常に大きい。何らかの精神疾患も患っている人も多くいるのではないかというふうに思います。やっぱり時間をかけた支援が必要だというふうに思いますし、また見た目は健康そうであってもすぐに働ける状況ではないということが多いのではないかというふうに思うのです。相談に行ける状況までいかないとか、そういったこともありますので、こういった部分への非常に難しいとは思いますが、情報も、情報を徹底していただけることで、目に触れ、行ってみようかなというふうになるのかというふうに思っていますし、もし相談に来られた方に対してはやっぱり時間をかけた支援、対応が必要だというふうに思うのですが、その辺についての見解をお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） DV、セクハラ、パワハラ被害者等への支援体制ということでお尋ねがありました。名寄市においては、警察署及び児童相談所等の関係機関との連携を図っておりまして、相談窓口を一元化しております。セクハラ、パワハラについて相談実績はありませんけれども、DVの相談についてはおおむね母子自立支援員が対応しております。緊急を要する場合には、24時間の相談の受け付け体制もとっておりまして、直接警察署へ通報をされることもありますので、その場合には警察署から順次連絡が入っております。名寄市と警察署で対応を相談させていただいて、被害者が希望する場合には一時保護施設の入所サポートも行っております。入所サポートについては、北海道立女性相談援助センター、ここが北海道の総合窓口になっておりますので、母子自立支援員が調整を行って被害者の不安の軽減に努めておりまして、一時保護施設退所後の相談、警察署と連携をした見守りも行っている

ところでございます。また、被害者にお子様がいらっしゃる場合もございます。暴力を見てしまうことによって、そうしたお子様たちが精神的な虐待ということにもなります。こども未来課の所属の家庭児童相談員とも相談をして連携をし、児童相談所を含めてこれらは総合的に対応をしているところであります。この制度の周知徹底、改めてさせていただきたいというふうに思いますし、被害者が女性ということもありまして、今現在検討を始めている男女共同参画の推進に関する条例にもこうした被害者を守るための内容を織り込んだ提案も考えていけるのではないかというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） DVに対する対応は細やかにお願いしたいと思いますし、また今私はもう一つこのDVやセクハラなどで被害を受けた方々への支援、生活の支援ですね。生活保護、そういった部分で、例えば相談に行かれたときにやっぱりDVを受けていた、セクハラを受けたということが言えずに困っている場合もあるかなというふうに思っているのです。そういう方が見た目は健康そうに見えていてもすぐに働くことができないときに、やっぱり生活保護への相談に何うわけです。そのときにやはり先ほどもお話ししていただいたように、時間をかけた支援が本当に求められるというふうに思います。生活保護費の受給額も名寄市の場合余りふえていませんけれども、全国的には非常にふえている。こういった部分も含めてふえているのだというふうに思うのですが、そういったところでの先ほど保護を受けている方々の内容もお話しいただきましたけれども、受けるまでの入り口のところの親切な、丁寧な対応が必要かと思いますが、その部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 以前も議員から御指摘がございましたけれども、日本の場合、生

活保護の捕捉率は32.1%前後ということで、大変低い状況ということになっております。当市におきましては、生活保護の総合相談窓口ということで専門相談員を配置いたしまして、そのような方がいらっしゃった場合にはきめ細かな対応をさせていただきながら、その方の困っている状況を親切丁寧にお聞きし、そしてその方が保護が必要な場合には適切に対応させていただくという体制をとらせていただいておりますので、今後とも適切に対応させてまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） そのように進めていただきたいと思います。

あと、今市長からも男女共同参画の推進に関する条例の制定に向けて取り組みを進めていると。市政執行方針でもありました。これ私も期待をしたいというふうに思っています。そのためには、やっぱり女性の人権問題としてしっかり人権の理念に立った支援、そういった中身でお願いしたいと思っています。ジェンダーの視点を持って取り組みを進めていただきたい、このことを強く求めて次に移りたいと思います。

医療介護総合法案についてであります。今お話がありましたように、きのうの参議院厚生労働委員会で自民、公明の賛成で可決されました。やはり私の周りの高齢者といえますか、年金生活者の方々からの声は、4月から消費税が8%に増税されました。社会保障のためといって消費税を増税しておきながら、介護や医療の負担が大きくなるのは納得がいかないということで、怒りと不安とともにそれが非常に大きくなっているところがあります。自己責任と家族の支え、そして地域の助け合いで補うと。自助、共助、それで公助はどこに行ってしまうのかというふうに私は思っています。介護の社会化という理念を掲げて介護保険制度をスタートしましたけれども、公的給付を削って介護の責任を再び家族や地域に押しつけていく、介護の自己責任化というべき方向が徹底されてい

くという内容になっているかというふうに思っています。要支援1、2の方たち、予防プランによって在宅生活を続けることができています。在宅生活を困難にして、病状や要介護度の悪化、家族の介護負担の増大ももたらせていきます。不安は募るのは当然だというふうに思っています。また、最近でもマスコミで取り上げられていますけれども、認知症の問題、私もさきの一般質問でも取り上げさせていただきましたが、早期発見、早期対応が強く求められているところです。予防給付が非常に重要というふうに考えていますが、この部分を市としてはどのようにしていこうという、市民の皆さんがそれだったら安心だというふうに思えるような内容をお示しをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 要支援1、2の方の地域支援事業への移行ということでございますけれども、訪問介護、それから通所介護の予防給付の見直しにつきましては、受け皿となる当市の日常生活支援総合事業の実施時期を少し延長させていただきたいと先ほど市長からも答弁させていただきましたが、そのように今考えております。新たな事業の枠組みづくりの内容を充実させて実施していくためには、体制の整備等準備に時間が必要と考えておりますし、15年4月からの事業をスタートさせるにはさすがに厳しいと考えております。また、今回の見直しを踏まえた第6期の計画では、市町村が実施しなければならないという事業が非常に多いものですから、なかなかその準備も、今後策定会議の中で検討してまいります。準備を整えていきたいというふうに考えております。課題も多いものと考えております。厚労省は、予防給付の今回の見直しに際して15年4月施行を予定しておりましたけれども、当初から実施が困難な市町村は条例で17年4月まで実施を延長してもよろしいというようなことも出ておりますので、そこら辺は柔軟に対応させていただ

きたいと考えております。

また、同省からガイドラインも一応示されるということもお伺いしているのですが、なかなか示されず、7月ごろには一定出るのではないかという情報も得ておりますので、それらを勘案しながら、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本当に課題も多い。介護を受けたいと思う人たちも大変ですけども、地方自治体も非常に苦慮しているということだというふうに思っています。先ほど市長から道の市町村長会でも要望を出されたということでしたので、また引き続き要望を出していただきたいと思いますし、また6期計画へ向けてアンケートも実施中ということでしたので、市民の皆さんの声をしっかり受けとめていただきたいと思いますというふうに思っています。例えば要介護3以上でないと特養に入れない。先ほど介護予防、住まいをきちっと確保するのだというふうに言われていました。この住まいのところが大変になっています。サービスつき高齢者住宅や有料老人ホームを受け皿にすると言っていますけれども、部屋代や食費、介護サービスの利用料などで月15万円から25万円の負担が必要と。先ほども言ったように女性の年金生活者でいえば本当に少ない中で、こういったところに入れられないわけです、施設で。そういった方々の対応、また生活保護受給者が一番高い層が高齢の女性だというふうに言われています。年金が下げられる中でひとり暮らしの女性が厳しい生活を強いられていくところでもありますので、こういった方々への支援、さらに強めていただきたいと思いますというふうに思っています。

先ほども言ったように、医療介護総合法案がきょうもう通ったかもしれません。しかし、引き続き要支援者の追い出しを初めとするサービスの取り上げの改悪はやめさせ、機械的な利用制限の仕組みを撤廃していくこと、低所得者の利用料の

無料化や国による保険料の減免制度の創設など負担軽減も急がれるところであります。全ての要支援者、要介護者、そしてその方々を介護する家族の皆さん方にもきちっと手が差し伸べられるような、そういう制度にするための改革、これが求められていますので、ぜひこの地方からも国に対してしっかりと声を出していただきたいと。そのことを強く求めていきたいと思えます。

次に行きたいと思えます。ブラックバイトから、アルバイトですね。学生生活を守る取り組みについてであります。かつて昔は、学生アルバイトといえばあくまでも正規雇用の補助という形で、低賃金だったけれども、責任は軽く、テスト前にはここの期間はテストですということです。アルバイト先も認めて休むことができた。そんな一般的なイメージがあったのかなというふうに思うのですけれども、しかし最近はそういったイメージが通用しないというようなことになっているようです。それで、きのう代表質問をされた中で、地元企業経営等の現状の中で労働実態調査も行うという御答弁があったかというふうに思うのですが、労働実態調査、アルバイトの状況についても調査を行ってほしいというふうに思っています。最初の約束の賃金が支払われなかったとか、責任を押しつけられたと、こういった相談もあったところですので、実態調査を行うということら辺でお考えをお聞かせをいただければと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

久保副市長。

○副市長（久保和幸君） ブラックバイトの状況ということで、大変学生生活自体に大きな影響があるということで御指摘がございました。庁舎内部で、今即答できませんが、どういう調査がいいのかということについては保留させていただいて、

いずれにしても学生生活をブラックバイトから守るという観点でちょっと調整をさせていただきたいと思います。いずれにしても、調査をさせていただき方向で考えてまいりたいと思っていますので、この点については御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） お願いしたいと思っています。先ほど御答弁いただいた中で2009年に72%の学生がアルバイトをしているというようなことがあったという御報告でしたので、このように例えばアンケートであったり、またピックアップして聞いてみたりと色々な方法があるかというふうに思っていますので、ぜひ今久保副市長がおっしゃったような学生を守るという立場で調査を行ってほしいなというふうに思います。今学生の実情も、そして働く人間としての権利も無視したような働き方、ただ働きであったり、罰金などの違法な行為が学生アルバイトにも広がっていると言われています。こういったことがないように、しっかりと調査をしていただきたいなというふうに思います。

もう一つちょっと気になることがあります。名寄大学は、専門性の高い学科ということもあって実習も多い。そして、国家試験への準備もある。本当に学業に専念してほしいというふうに、学生本人もそういうふうに思っているというふうに思うのですが、しかし生活面のことを考えるとということです。名寄は家賃が高いのではないかと、こんな声も非常に多く聞かれます。こういったことから、生活費の負担が大きく、やはり親にも負担かけられないというようなこともあって、アルバイトせざるを得ない、こんな状況にあるのかなというふうに思うのですが、この点について何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 学生生活の中で実際に居住の関係でお家賃の問題がどうなっているのかという御質問でございますが、本学でございますけれども、約700名弱の学生のうち、その大体90%程度が市外からの通学生でございます。現実的には市内でのアパート、下宿等に居住しているというふうに思っております。大学では、合格発表のときに合格をされた皆様に、受験生の皆さんに市内の下宿、アパート情報ということで、これは市内のアパートや下宿の管理者、経営者の皆さんから御了解を得た上で合格者に対して物件の情報を提供しております。その情報提供に当たりましては、年に1度ですが、いわゆるオーナー、経営者、管理者の皆様方と大学が直接話し合いをさせていただきまして、御相談をさせていただきまして、物件情報としてどの程度の情報を登録していくのかとか、そういう細かい内容について協議をしていただきまして、その上で合格者の皆さんに情報を提供しているということでございます。入学に当たって、いわゆる下宿探し、アパート探しに役立てていただきたいという考え方からでございます。この年に1度アパート経営の方々、下宿経営の方々と協議をさせていただくときに、実際に学生の日常生活の場所でございますので、さまざまな面で学生の生活に御支援をいただいているということで、改めてそこをお願いとお礼もさせていただきながら、あわせて日ごろから気づいていらっしゃる学生のいろんな生活面での情報をお互い大学と経営者の皆様方との情報交換の場ということにも使わせていただいております。より適切な学生の支援のあり方の参考にさせていただきたいという思いからでございます。

今年度は、約112件程度の物件情報について新入学生について紹介をさせていただいております。今後も大学といたしましては、学生支援につながるさまざまな情報を市民の皆様から御提供いただいて、学生の生活支援に対して役立ててまいりたいというふうに考えておりますので、御理解

をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） アパート等経営者の方々、営業というか、経営をしているわけですから、そういった方々に1件1件どうだいということにはならないというふうには思うのですが、しかしまち全体として、名寄市全体として家賃の検討も必要ではないかなというふうには私は思っています。学生寮も少ないですから、そういうふうになると学生寮に入った、本当に数名ですね。39人でしたか。ということになると、本当に大きな差も出てくるかなというふうには思っているところであります。やっぱり名寄は暮らしやすかったと、大切にされたのだよというふうな感じを持って学生さんには卒業してもらいたい。皆さん同じように思っていらっしゃると思うのですけれども、そう思っています。そうした取り組みが非常に強く求められるというふうには考えるのですが、重ねてその部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） はっきりとした統計ということではございませんけれども、大学が一般に大学案内というのを出して受験生の皆様に名寄の状況、それから学生生活の状況を知っていただくということで、大体本市のワンルームでのアパートでお家賃の情報としましては2万円から3万5,000円程度、それから1LDKでいきますと3万5,000円から4万5,000円程度、下宿でありますと5万円から5万8,000円程度というような情報提供をさせていただいております。また、一月の平均的な生活費として約10万円弱程度と。これは、住居費ですとか、それから食費、保健衛生費、娯楽費、そういう費目別に、ちょっと古い資料なのですが、2009年の資料をもとにそういう学生生活の実態から見ました平均的な学生生活の必要経費ということで御紹介をさせていただいております。お家賃につきま

しては、本学は学生寮も持っておりますけれども、収容定員が39名と非常に少なく、それに女子寮ということもございます、男子学生については入居ができないという状況にもあります。これは、家賃の問題でございますので、学生生活をいろんな形で市民の皆様から御支援いただくということで、年1回の協議の場ではございますけれども、こういう学生生活への直接的ではないけれども、間接的な支援ということでも今後大学としましてはそういう協議の場を設けてオーナーや経営者の方々と御相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひとも多くの学生さんたちが名寄に来てよかったというふうに思っていて帰っていただけるような支援を市ぐるみで行っていければというふうに思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

最後に、南相馬市への支援事業、なよろ夏季林間学校についてですけれども、南相馬の方々と連絡をとり合いながら、今回の林間学校のプログラムもつくられていったというふうなお話でした。自然に触れ合い、そして気持ちのゆとりもということで、ゆったりとして自然に触れ合ってリフレッシュして帰ってもらうという内容ということで、さらに支援もしていきたいというふうに思うのですが、震災、原発事故の被災地の日本共産党の地方議員からの報告では、相談が一番多いのがなかなか進まない住宅再建のことだというふうに言われています。また、汚染水の問題等で放射能の数値が高くなっていて、帰りたいたけれども、怖くて帰れないと。諦めざるを得ないという心情も語られているというふうに言われています。いろんな我慢せざるを得ない状況の中で、心身ともに疲れが限界に来ているということを感じるといふような報告であります。心の負担の問題、これを踏まえた対応が求められているところであり

ます。ですから、今回子供たちにとってもこういうゆったりした時間が持てるということは非常にいいかなというふうに思っています。先ほど御紹介あったようにひまわりリレーランだとか、そういったところ、去年はパークゴルフの体験もあって、一緒にパークゴルフを体験された地域の中高年の方々が楽しかったと。子供たちも楽しかったけれども、私たちも楽しかったというような声も聞いています。ですから、お互いによかったなと思える、そういうプログラムが必要だというふうに思って今回これを取り上げさせていただきました。歓迎したいと思っています。先ほどお話ししたように、地元の方からの報告では、何よりも震災や原発事故を忘れられることが一番不安なのだというふうにおっしゃっています。ですから、これからも私たちができる支援、引き続き行ってきたい、そういうふうに私も思っているところがあります。このことを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時01分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

災害時の援護体制について外1件を、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、大項目の1番目、災害時の援護体制についてですが、近年の異常気象によりいつどこで災害が起きてもおかしくないわけですが、名寄市では平成24年10月から災害時要援護者登録を受け付けて、昨年末で当初想定した対象者のうち約3割強の登録申請があったとのことであ

りますが、その後約6カ月が過ぎました。その後の経過と今後の進め方についてお伺いをいたします。

2つ目に、自主的活動についてであります。災害時要援護者への避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠になると考えられますが、地域に根差した幅広い団体の中から地域の实情により避難支援者を決めていく必要があると思います。避難支援関係者になっていただける方をふやしていくためには、年齢要件にとらわれず地域住民の自主的で幅広い協力を得ることだと思いますが、そのことを少しでも前に進めるためには、やはり行政としてのバックアップが必要と考えますが、お伺いをいたします。

大項目の2番目、地域を支え合う高齢者福祉についてであります。今後の認知症対策について近年高齢化に伴って各自治体内で認知症に悩む家庭が増加傾向にあり、日常生活に支障を来しているとの事例に接することが多くなっております。厚生労働省研究班の推計によりますと、日本の認知症高齢者は平成24年時点で462万人に上り、認知症の予備軍とされる軽度の認知障害の約400万人を加えると65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症とその予備軍となります。誰もが当事者になる可能性がある認知症については、今後最重要課題として取り組んでいくことが大切と考えますが、名寄市における今後の課題と対策についてお伺いをいたします。

2つ目に、認知症のサポート体制についてですが、急速な高齢化が進む中で身近な地域に認知症の方がいる時代にどう向き合うかが切実な課題となっております。認知症高齢者は、高齢化に伴う身体機能の低下に加え、記憶障害など認知機能も低下し、日常生活にさまざまな支障が生じます。医療機関や介護サービス、地域住民などが連携を密にしてサポートしていくことが不可欠と考えますが、サポート体制の現状と体制のあり方についてお伺いをいたします。

大項目の3点目、規制改革会議がまとめた農業改革案についてであります。6月13日政府の規制改革会議は規制改革に関する第2次答申をまとめ、安倍総理に提出をしました。農業分野の規制改革は、農業委員会、農業生産法人、農協の3本の柱から成り、答申の内容は今月下旬に閣議決定される規制改革実施計画や成長戦略に反映するものとしています。規制改革会議が先月まとめた提言にあった急進的な内容は文言上は影を潜め、現場の意向を酌んだ与党案におおむね沿った内容に落ちついたようですが、農業委員会については農業委員の公選制を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更するとし、農地を所有できる農業生産法人については25%以下に制限している一般企業による出資制限も50%未満に緩めるとしています。これら農業委員会、農業生産法人の見直しについて、名寄市の現状と影響、今後の見通しをどのように捉えておられるのか、農業委員会会長の御見解をお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） ここで議長コールを訂正させていただきます。

災害時の援護体制について外1件と申し上げましたけれども、外2件でございますので、訂正させていただきます。大変済みませんでした。

臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ただいま山口議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては健康福祉部長から、大項目3につきましては農業委員会会長からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、災害時の援護体制について申し上げます。まず、小項目の1、災害時要援護者の登録についてでございますが、平成18年3月に国が災害時要援護者の避難支援ガイドライ

ンを示してから、私たちは未曾有の東日本大震災を経験し、防災、減災の意識及び災害時の避難について関心を高めることとなりました。本市におきましても平成24年10月から町内会を通じての手挙げ方式によりまして災害時要援護者登録の取り組みを進めてきたところであり、平成26年6月時点の登録者数につきましては45町内会178人となっております。平成25年5月には、災害対策基本法の一部改正が行われ、この間取り組みを進めてまいりました災害時要援護者と対象を同じくする避難行動要支援者という新たな規定がうたわれ、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたこととあわせて災害の発生に備え、避難支援等を実施する町内会、各関係機関、自主防災組織等が地域の要援護者の所在を把握し、コミュニケーションをとっていくことが必要とされ、さらには平成25年8月には国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインが全面改正されたところでございます。今後本市の取り組みにつきましては、昨年法の改正との整合性を検証し、ふだんから地域の要援護者の方々を把握していくにはどうあるべきか、さらに研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、小項目の2、自主的活動について申し上げます。災害時要援護者登録の際には、個別計画を提出いただくこととしてございます。個別計画を作成するに当たりましては、各町内会におきましては独自の主体性を持った取り組みがなされているところであります。自主的活動の先進的な事例を例として挙げさせていただきたいというふうに思いますが、名寄市東地区地域連絡協議会の高見区と旭栄町内会で、平成25年9月に水害を想定した訓練を独自に行っておりまして、本年6月末には2回目の訓練を予定していると伺っているところでございます。この訓練に参加される方々は、災害時要援護者の方も多く含まれていると伺っておりまして、このような災害を想定した防災訓練が積極的に取り組まれるという事例が今後

もふえていくよう市としても自助、共助の考えを軸に関係機関の協力を得ながら各種情報提供等を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の地域で支え合う高齢者福祉について申し上げます。

初めに、小項目1の今後の認知症対策について申し上げます。厚生労働省によりますと、平成22年における全国の65歳以上の認知症有病率推定値は15%、認知症高齢者数は約440万人と推計されております。認知症を引き起こす要因として一番高いリスクは加齢であると言われ、高齢者の増加、平均寿命の延伸に伴い、今後認知症はますます増加し、ごく一般的な病気となっていくのは避けられない状況であると言えます。国の施策では、在宅医療、介護の推進により認知症対策はこれまでの施設入所や医療機関への入院から、地域での生活継続を可能とする施策へ転換する地域包括ケアシステムを構築する一つの手法とされております。名寄市の現状ですが、ここ3年間の要介護認定者等のうち認知症自立度2以上の方は半数以上のおよそ56%を占めております。また、認知症高齢者について平成21年3月末と平成26年3月末とを比較いたしますと、要介護認定者等に占める認知症自立度2以上の方の割合は3%の増加にとどまっておりますが、人数では620人が830人へと210人ほど増加しており、当市においても認知症高齢者は増加している状況にあります。本市では、認知症の人ができる限り住みなれたよい環境で暮らし続けることができるよう必要に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置する事業、さらには認知症の方のケアに携わる医療、介護従事者を対象とした多職種共同研修を開催する

等の事業を今年度から開始することとして事業の計画を進めております。また、そのほかにも認知症の対策として地域からの課題を抽出し、名寄市として認知症の課題や地域での真に必要なとしているサポートやサービスについて把握するため、地域ケア会議を開始してまいります。認知症は、本人はもとより介護をする家族への支援が重要であることが特徴である病気です。認知症になっても地域で支え合って暮らしていけるよう、またできるだけ早期のうちに必要な対応が行えるよう医療機関や関係機関、地域の皆さんとも連携体制を構築し、御協力をいただきながら、認知症対策の事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の認知症サポート体制について申し上げます。認知症のある方やその家族の方たちができるだけ安心して住みなれた地域で暮らしていけるよう社会全体で認知症の人々を支えるための介護サービスだけではなく、地域の自助、互助を最大限に活用することは重要だと言われております。認知症は、誰にでも起こり得る脳の病気によるもので、85歳以上では2.5人から3人に1人その症状があると言われております。また、認知症のおよそ半数はアルツハイマー型認知症であると言われ、加齢による単なる物忘れは例えばきのうの夕飯のおかずを忘れるという体験の一部を忘れるというものとは違い、夕飯を食べたこと自体の体験そのものを忘れてしまう物忘れであり、その物忘れがもとになってさまざまな行動や心理状況を引き起こしてしまうものです。認知症の方自身も体験したことの記憶が抜けてしまうことは不安が強いのですが、介護を担う御家族の身体的、精神的負担も強くなっていくことになります。身近な地域の方々が特別なことをするというのではないのですが、認知症を正しく理解し、見守る、もしも道に迷っているような方を見かけたら優しく声をかけるといった適切な対応を行っていくことが認知症の方やその家族を支えることにつながり、このような地域づくりが大切であると考えて

おります。

本市では、一人でも多くの市民の皆さんが認知症を学び、地域で支え合うことができるようキャラバン・メイトによる講座を平成20年度から開催し、認知症サポーターを養成してまいりました。平成26年3月31日における市内のサポーター数は446名となっております。今後ますます認知症の方がふえていくことが予測されております。より地域で支え合えるよう一人でも多くの方に認知症サポーターになっていただくため、認知症サポーター養成講座の開催回数をふやしながらか、たくさんの方々がサポーターとなっていただけるよう推進してまいります。

また、先日本州におきまして認知症により行方不明になって保護されていた方が数年ぶりに身元が判明し、家族のもとに帰ることができたという事例が相次いで報道されました。5月に北海道においては、全市町村を対象に身元不明者の保護についての調査が実施され、幸いにも該当者がいなかったとの結果報告を受けております。名寄市においては、認知症によって行方がわからなくなったり、行き先に困っている高齢者の安全確保を地域や行政、警察署が協力して行い、できるだけ早く家族のもとに帰っていただくことを目的としたシステムである名寄市徘徊高齢者SOSネットワークの事業を実施しております。徘徊の心配のある方を市役所へ事前に登録していただき、万が一行方不明になられた場合、素早く対応しようとするものです。平成26年6月の登録者数は38人となっており、年々増加しております。実際に年間2件ほど警察署から行方不明の連絡がございましたが、この3年間は全件ネットワークを稼働させる前に無事発見、保護されております。また、平成24年度からこの事業の一環として対象地域を限ってはありますが、町内会やグループホームに御協力をいただいて、模擬搜索訓練事業も開催してまいりました。このほかに平成24年11月に立ち上げました生活関連事業者と協力協定を結

んでいただいております地域見守りネットワーク事業がありますが、認知症の方に限らず、日常の業務において何か異変に気づいた場合は地域包括支援センターへ相談を寄せていただき、市が必要な対応に当たるという事業であります。現在協定締結及び協力依頼を行っている事業所や公的機関、その他の団体数は38団体ですが、さらに今年度は協力事業所を拡充し、見守り体制をより強化してまいりたいと考えております。認知症サポーター、徘徊高齢者SOSネットワーク、地域見守りネットワークは相互に関連した事業となっており、今年度からはより強化されたネットワークを構築していくために、各事業の連携と拡充の実施に向け推進し、認知症の方や御家族を初め、高齢者ができる限り安心して暮らしていくことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 柴崎農業委員会会長。

○農業委員会会長（柴崎富雄君） 大項目の3、規制改革会議がまとめた農業改革案について、小項目の1、農業委員会選任制度について申し上げます。

政府の規制改革会議は、農業分野に関する答申を取りまとめ、その中で農業委員会制度の見直しを提言しました。具体的には、農業委員の公選制を廃止して首長の選任制とし、あわせて推薦制度を廃止し、委員の数を現行の半分程度に縮小するものとなっております。農業委員は、公選制のもと農業者の代表として地域の信任を得て農地の堅持、調整に関与し、農地を守る視点から課題の解決を進めてきました。現在全国的には互選委員の9割が無投票で決まると言われておりますが、無投票であっても地域の農業者の代表として選ばれたものであり、公選制を廃止した場合には同様な公平性、公正性、透明性を確保することが必要と考えてございます。本市の場合、農業委員は公選による委員が20名、農業団体及び市議会の推薦による委員が7名の合わせて27名となってお

ります。それぞれが地域の代表としてさまざまな地域の実態を足で稼いで把握している中であっても、農地のあっせん等において名寄地区は農地流動化推進委員、風連地区においては農用地利用改善事業実施組合の御協力をいただいているから、円滑な農地の流動化が可能となっております。委員数の縮小は、このような地域におけるきめ細かな活動、事業の実施に大きな影響を及ぼすものと考えます。

次に、小項目の2、農業生産法人の見直し案について申し上げます。規制改革会議が検討している農業生産法人の見直し内容については、農地を所有できる法人が農業生産法人に限定されていることから、農業生産法人の要件を見直すことにより多様な経営や技術革新を推進するものとされます。具体的には、役員のお半数が農業の常時従事者であることとされている役員要件を役員の1人以上は農業従事者であることに緩和すること、議決権を有する出資者の75%以上を農業関係者として一般企業は25%未満としている構成員要件をそれぞれ50%に引き下げ、また引き上げる等の点が中心になっています。これらの見直しを通じて、実質的には一般企業による農地取得に道を開くこととなり、持続的な農業の発展とそれを支える農地を守る観点からも農業者により設立される法人という農業生産法人制度の根幹が守られることが重要であると考えてございます。私は、名寄市の農業委員会会長として、今後とも北海道農業会議、全国農業会議所など上部団体と連携をしながら、農業者と農地を守る視点に立った取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして、大変どうもありがとうございます。

まず、一、二点再質問させていただきたいというふうに思いますけれども、まず初めに1点目の

災害時の要援護者登録についてお聞きをしたいというふうに思いますけれども、要援護者登録といいますとやっぱり名簿の作成という部分があるわけでございますけれども、今回名簿を要支援者にも見せることができるといいますか、そういうような形になるかというふうに思うわけですが、地域の一般の方々にも名簿というものを見せなければ円滑な支援体制という部分ができないというふうには当然思うわけですが、その反面個人情報の漏えいといいますが、そういう部分も懸念されるわけでございますけれども、その辺のところを再度質問させていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 制度改正後の名簿が支援者の主体となるというか、地域のほうに見せられるかということかというふうに思いますけれども、今回の法改正で前に前進をしたなと思うのは、個人情報の制約を受けずに名簿が作成できるというふうになったということが1つ前に進んだのかなという、そんな受けとめ方をしています。しかしながら、もう一方では課題が残っているというふうに私ども受けとめているのは、災害があったときについてはこの名簿については外部に出せるということになっているのですが、災害時でないときですからその前、ですから通常時、平常時においてはこれやはり個人情報の制約が生きているということ、これが出せないということについてはやはり変わっていないということなのです。ですから、法改正に伴ってそこについては変わっていないという状況にあります。ただ、この間名寄市が進めてきた災害時要援護者のこの制度については、町内会等の地域にも御協力いただきながら、本人に同意をいただきながら、災害が起きない前も含めて地域に情報が共有できると、そういう合意をいただいて進めてきているところでございますので、法改正はありますけれども、現在の考え方としては基本的にはやはり本

人の合意をいただかなければこの制度はなかなかうまく進まないのではないかなというふうに思っておりますので、内容については今後さらに詰めていかなければいけませんけれども、今現在そういった方向で整理している途中だということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ただいま答弁いただいた内容によりますと、平常時に関しては名簿は実際は公表できないということによろしいのでしょうか。そうしますと、やはり訓練といいますか、そういう実際の訓練のときには実際の要援護者の方々というのは出てこれないという形になるのでしょうか。そうとも限らないのかな。町内会ごとの災害のための訓練あるわけですが、それはこの人は要援護者ですよとか、そういう部分の振り分けみたいなのはわからないような形でやるということなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） その呼びかけ等を含めて今後名簿の整理はできますけれども、それを使ってどう活動できるのか、ここについてはこれからまさに検討を進めなければいけないのかなと思っています。ただ、法の改正の中でいうと災害時にしか使えないということですので、基本的には先ほど申しあげましたようにこの間御本人にも同意をいただきながら進めてきた災害時の要援護者の制度を引き続き進めるような形を今考えているということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） わかりました。

そうすると、今回どうしても個人情報の保護という部分で名簿の提供を受ける地域ですとか、団体の守秘義務という部分が出てくるということになると思うのですが、その辺の適正な管理という部分はどういうふうに考えておられるのでしょうか。守秘義務を課すべきだというふうに思うわけですが、その辺はいかがか、どうい

うふうに。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今回の法改正で災害時等については出せるというふうになりますけれども、出した情報については当然受けた方については守秘義務が課せられるということになります。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） わかりました。

ちょっと難しいといいますが、私どもが一般的にイメージしている部分と行政としての捉え方の部分というのはなかなかちょっと違うといいますが、難しい部分があるのかなというふうに思いますけれども、やはり最終的には地域の協力のもと、そういう援護者を助けていかなければならないなというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほども申しあげていましたけれども、法改正の具体的な詳細についてはまだこれから担当者説明会なんかも開かれると思いますので、先ほど現状の中では災害時でないという情報が出せないという話をしましたけれども、今後の制度の運用の中でどのような形がとれるかについても、あるいは他の自治体の中で何らかの方策があるのかないのかを含めて、その辺については今後また調査をして、もし工夫ができるのであれば工夫をしてまいりたいと思いますので、お含みをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 先ほども申しましたように、災害というのはこういう異常気象の時代でございますので、いつ起こるかわからないような部分もありますので、名寄市においても4年近くになりますか、水害といいますか、川の氾濫があったわけでございますけれども、災害は忘れたころにやってくるとよく言いますが、そういう体制づくりというのはやはり早急に確実なものをつくっていかなければならないなというふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いをい

たします。

2つ目といたしますが、2項目めの認知症についてお尋ねをしたいというふうに思います。大変細かい御答弁をいただきました。大変どうもありがとうございます。非常に認知症に、我々も先ほど言いましたように年を重ねるごとに物忘れが激しくなって、自分もそろそろ認知症が近くなってきたのかなというようにも感じる部分があるわけがありますけれども、認知症というのは先ほども言いましたように早期に発見して早期に診療して対応していくことが川村議員の先ほどの質問にもありましたけれども、大事なのだということでございますけれども、認知症に家族が気づくまでに約2年ぐらいかかるという話を聞いたことがあるのですが、家族が実感として、おやじは、おふくろは認知にかかっているのだなという、気づいたときにはもう2年たっているということらしいのですが、認知症に早く気づいて治療をすればやはり抑えることができる部分というのはあるわけですし、早く気づかせるために各戸に認知症のチェックリストですとか、予防対策を記載したマニュアル本みたいなものを配布するとか、そういう形の対応というのは可能なかどうなのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員おっしゃるとおり、最初、認知症の初期は認知症ということが御本人はもちろん、御家族もなかなか気づきにくいところがあるのではないかと考えております。認知症を予防するということがまず大事でありまして、認知症の発症を完全に防ぐことは困難ではありますけれども、生活習慣の改善ですとか、定期的な運動、趣味活動を楽しむとか、そういったことで発症の進行をおくらせたり、また予防することが可能と考えております。今御質問のございました認知症のチェックリスト的なことも大変有効な手段かもしれませんので、そこはちょっと今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今何か後ろのほうで包括でやっているという話でしたが、各戸に配布はされているのでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○17番（山口祐司議員） ぜひそういうような形で軽度に、事前に認知症を把握できるような形というのが必要かなというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

先ほど徘徊のお話もありましたけれども、名寄市の場合はかなりSOSのネットワークも機能しているようでございますし、非常に心強い部分があるわけでありまして、九州のある県なのですけれども、子供たちにも認知症のサポートの講習を受けてもらっているという事例があるわけなのですけれども、そういう部分で小さいときからそういう認知症に対して地域で、先ほども地域全体で見守っていくという部分ではやはり子供たち、子供のときから認知症のお年寄りを見守っていくという、そういう体制を整えるという部分も必要かなというふうに思いますけれども、名寄市の場合、子供たちにも認知症のサポートの養成講座みたいなものを開けるのかどうなのか、ちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 剣淵だか寒だかちょっと定かではありませんけれども、子供たちに介護保険といいますか、高齢者に対する接し方等のパンフレットをつくって配られたという、最近そういうようなニュースにも接しまして、大変いいことだなとは考えておりました。認知症のサポートについては、低学年の小学生等に講習を行えるかということについては今ちょっと定かではありませんが、もし可能でしたら学校等にも入ってそのようなお話はさせていただきたいと思っておりますが、それがサポーターという資格につながるかどうかというところは確認はさせていただきたいと思っておりますが、子供たちに対しても認知症につ

いての知識を広く教えて、高齢者に接する態度を養ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ぜひお願いしたいと思います。大人は子供に声をかけますと異常者に見られるわけですが、子供からお年寄りに声をかけるという部分では問題はないのかなというふうに思いますし、子供たちにまたそういう現状を知っていただくというのもいいのかなというふうに思うところでございます。

認知症の部分に関しましては再質問のほうこれで終わらせていただきたいと思いますけれども、農業委員の関係でありますけれども、今回柴崎農業委員会会長には大変お忙しいところ、議会の答弁のために出席をいただきましてどうもありがとうございました。私も過去に農業委員をさせていただいたことがありまして、10年ほどさせていただいたわけでございますけれども、農業委員の役割といいますのはなかなか一般の方々には理解されない部分というのは、見えない部分というのがあるのかなというふうに思いますけれども、よく農地の番人と言われておりますけれども、やはり名寄市の農地、農業を農業委員さんに頑張っていたかなければならないなというふうに思っておりますので、どうぞそういう部分で今後とも名寄市の農業委員さんには御活躍をいただきますようお願いをいたしまして、かなり早い時間でございますけれども、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

なお、柴崎農業委員会会長様には御退席いただいて結構でございます。

名寄市における雇用状況について外2件を、高野美枝子議員。

○2番（高野美枝子議員） 議長の御指名がございましたので、これより通告に従い大項目3件、

小項目12件について質問を行います。

今日本は、急激な少子高齢化時代を迎えています。それは、名寄市も例外ではなく、高齢者がふえ続けています。このことは、国に対しても抜本的な対策を求めつつ、名寄市に住む私たちが若者の雇用を守り、子育て世代が名寄に住み、男女がともに働きやすいまちにつくり上げていかなければならないと考えています。高齢者や若者が安心して暮らせるまちのために、大項目の1、名寄市における雇用状況についてお尋ねいたします。6月6日の市長執行方針の中でも触れられていたが、景気もよくなった、求人倍率もよくなったとの報告ですが、現状の確認をしていただきたいと思います。最近のマスコミ報道によりますと、景気は上向いている、求人倍率も伸びているとの明るい報告ばかりですが、果たしてその内容につきましてはどうなのかと首をかしげているのは私ばかりではないと考えます。若者の非正規雇用は増加傾向にあります。就職しても早期に退職しなければならぬ若者、またブラック企業などと言われ、長時間一生懸命働いてもメンタルヘルスがふえたり、働き続けられない若者がふえています。そんな就職後の離職状況の把握についてお伺いいたします。

高校、大学、短期大学、新卒者の各学校の就職先、名寄市内で就職できた人数についてお伺いいたします。やはり地元で就職して安心して働くことができることが何よりも大切だと考えます。市内に子供が少なくなってきました。また、高齢化に向けては急速に進んでいます。あと何十年か後には名寄市には働く人がいなくなるのではないかと、そんなことも危惧される状況です。そこを見据えた上で非正規労働者、ワーキングプアの状況について、そして行政で今取り組んでいることについて、また名寄市に若者、労働者が定着するための施策をお伺いいたします。

大項目の2、男女共同参画についてお伺いいたします。6月23日から29日は男女共同参画週

間です。厚生労働省は、職場における男女の均等な取り扱いや女性が活躍する社会の実現を目指して男女雇用機会均等法の認識、理解を深める各種活動を実施しています。男性と女性が職場で、家庭で、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、国や地方公共団体だけではなく、名寄市民である私たち一人一人の取り組みが必要かつ重要です。男女の垣根を超えた取り組みが今まさに必要とされています。このまちで就職して、結婚して、子育てしながら親の介護もできる、そのために男女共同参画推進計画について、進捗状況についてお伺いいたします。

また、条例化に向けて今現在どういう取り組みをされているのかお尋ねいたします。

より市民に理解、周知、定着される取り組みについて重ねてお伺いいたします。

次に、大項目の3、子供、子育て支援の立案に向けてお伺いいたします。市民一人一人がこの計画とそれに基づく取り組みの内容を理解し、身近な職場や地域単位でお互いが助け合いながら、子育てと仕事、生活の調和を図り、より子育てしやすい環境づくりに向けて取り組む必要があります。平成27年からの子育て支援計画である名寄市子ども・子育て支援事業計画の策定についても昨日国の動向が決まらず、現場が困っているとの答弁でございましたが、徐々にでき上がりつつあるものとお聞きしております。昨日も何度か話に上がりましたが、さきに新聞をにぎわせた民間有識者でつくる日本創成会議がまとめた将来推計人口が道北、道内自治体など各方面に驚きをもたらせています。2040年までに全国の半数近い自治体で子供を産む若い女性が半数以下になり、地域消滅の可能性があるかと伝えられました。ぜひ東洋経済新報社2013年度住みやすさ北海道ナンバーワンにランキングされている名寄市で子供を産み育て、ひまわりプランにうたわれているように、このまちで子育てをして幸せだった、そし

てこのまちにずっと住み続けたいと思ってもらえるような子供、子育てプランにしていく必要があると考えます。そのためには、地域で子育てができる支援体制が必要だと考えますが、いかがでしょうか。まずは、子ども・子育て会議開催の状況を含む現状の確認をお伺いいたします。

また、子供の権利条例制定に向けてどのようにお考えでしょうか。

町中に子供が集える居場所づくりについてお伺いいたします。日進にあるなよろ健康の森やサンピラーパークには、たくさんの親子連れが訪れ、子供たちが野山を駆け回って楽しそうな笑い声に包まれています。保護者の方は、夏の間はいいのだけれども、冬期間の行き場がないと口々におっしゃっています。ぜひ町中に子供が集える居場所づくりについて計画をお伺いいたします。

以上、3項目発言いたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 高野議員からは、大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長から、大項目3は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

大項目1、名寄市における雇用状況について、小項目1、現状の確認について、小項目2、新卒者、各学校での就職先について、小項目3、名寄市内で就職できた人数について、小項目4、非正規労働者、ワーキングプアについて一括してお答えをいたします。まず、現状の確認ということで名寄市における雇用状況につきましては、ハローワークなよろが毎月公表しております雇用情勢なよろによりますと、平成26年4月末の状況として月間有効求人倍率が0.92倍で前年同月を0.19ポイント上回っており、31カ月連続で前年同月を上回っています。このことは、職を求めている人の数より人を求めている企業の数が多い状況で、雇用状況としてはよい状況のように見えます

が、職種別の状況を見ますと事務職及び軽作業は逆転現象となっており、求職者数が求人数を大幅に上回っているため、働きたくても職がない状況となっていますので、職を求めている人から見た雇用情勢は決してよい状況とは言えません。また、新卒者の過去3カ年の在職期間別離職状況につきましては、ハローワークなよろ管内の調査を今年度から実施することになっておりまして、具体的な数値については把握できない状況となっておりますが、平成22年3月に卒業された北海道の新規学卒者の状況として、1年目で約29.7%、2年目で12.7%、3年目で8.6%と3年間で約51%の高卒者が離職しており、全国平均の39.2%と比較して大きく上回っております。

次に、新卒者、各学校での就職先の状況として、ハローワークなよろ管内の新規高卒者の管内での就職先については、産業別での上位として医療、福祉関係が20名、卸売、小売業が13名、建設業が10名、金融業、保険業が10名となっています。また、職業別ではサービス職が23名、事務職が23名、販売及び生産工程職がそれぞれ10名となっています。

次に、名寄市内で就職できた人数として、ハローワークなよろ管内の新規高卒者の就職希望者については149名で、その約6割の87名の生徒が地元での就職を希望しておりました。しかし、就職状況としては、就職希望者全員が就職することができましたが、地元での就職者数は希望者の約6割にとどまっている状況であります。名寄市立大学及び短期大学の就職状況につきましては、179名の学生が就職し、うち地元での就職者数は7名となっております。

次に、非正規労働者、ワーキングプアについてお答えいたします。平成25年度におけるハローワークなよろ管内での昨年の求人件数のうち、フルタイム勤務である一般求人については1,209件のうち約半数の47.8%の578件が正規労働者でありましたが、パート等を含めた全求人件数

に占める正規労働者の割合については33.1%と求人全体の3分の2が非正規労働者の求人という状況になっております。長い労働時間と低い賃金で生活保護以下の収入で暮らしている働く貧困層と言われておりますワーキングプアについては、具体的な調査は行っておりませんが、ハローワークで行っている各種相談の中でフルタイムで働いている方からの不当に低い賃金での労働に係る相談は特にないとお聞きをしているところであります。

続いて、小項目5、行政でできることについて、小項目6、名寄市に若者、労働者が定着するためにはについて一括してお答えをいたします。市内の建設業関係者からは、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者の不足が深刻化しており、福祉や介護の職場では慢性的な人材不足による既存従事者の労働負担の増加などについての対策に係る要望の声をいただいております。今年度人材開発センターと連携を図り、市内事業所に就職した若年技能者の育成に係る支援として、地域人材確保事業補助金を新たに予算計上いたしました。また、一昨年から市内の介護福祉職の人材確保に向けて各介護福祉事務所並びに労働関係機関と相互連携を図り、雇用における現状や問題点、課題を協議し、介護福祉事業者の人材確保に努めるため、名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会を設置をいたしております。市内に若者が定着するための取り組みといたしましては、ハローワークなよろを初め関係機関の連携により求人予定の事業所が参集し、企業説明会を実施しているとともに、ハローワークなよろでは新規学卒者に対し「入社1カ月目の言葉」としてアンケート調査を実施をし、各高校の進路指導や地元企業に対しどのような職場環境が必要であるかなどについての参考としてもらうなどの取り組みも行っております。また、先ほども申し上げましたが、今年度から市内の事業所における新規学卒者が就職してから3カ年における離職率の調査も実施されることから、今後具体的

な問題点が見えてくるのではないかというふうに思っております。今年度は、隔年ごとに実施しております市内企業の振興と安定、労働条件の改善、労働力の確保、定着を図るための実態を把握するため労働実態調査も行いますので、これをもとに市内各事業所が抱えている労働に関する課題の状況等について分析することができるというふうに考えておりますので、より具体的な対策を講じることができるようハローワークなよろを初め、関係機関との連携により検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目の2、男女共同参画推進計画について申し上げます。

初めに、小項目の1、進捗状況についてですが、本市におきましては男女共同参画社会づくりを推進するため、平成20年3月に基本目標や方針、施策を定めた名寄市男女共同参画推進計画とその施策を具体的に実施する事業を定めた名寄市男女共同参画実施計画書を策定し、これらの計画に基づき啓発活動の充実や女性委員の参画促進など94事業の推進に取り組んできているところでございます。また、事業の目標達成度や課題を明らかにするため、本市がみずから実施する自己評価はもとより、学識経験者や公募により選出した方で構成します名寄市男女共同参画推進委員会、この委員会により外部評価を実施しておりまして、この評価結果を踏まえ事業の必要な見直しを行うとともに、推進委員からいただきました御提言も参考としながら、施策の推進に努めてきているところでございます。

昨年度の評価結果について申し上げますと、順調及びおおむね取り組まれているを合わせました肯定的な評価が86事業で91.5%でございます。より積極的な取り組みが必要が8事業で8.5%、早期に取り組む必要があるはゼロとなっていることから、おおむね着実に各事業が推進されてきて

いると認識をしているところでございます。加えて推進計画におきましては、平成28年度までに50%を目指すとしております委員会、審議会等における女性委員数につきましては平成25年4月1日現在で120人、27.1%となっております。目標達成には至っておりませんが、全道平均でございます20.1%、これを上回っていること、また本市の一般行政管理職70名がいますが、女性職員は13名、18.6%になっておりまして、全道の市町村の平均が11.3%でありますことから、これまでの取り組みに一定の成果があったものと考えているところでございます。今後も計画に基づきまして男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進するとともに、推進計画をより実効性のあるものにするため、男女共同参画の推進に関する条例の制定について取り組んでまいります。

次に、小項目の2、条例化に向けてについて申し上げます。平成25年4月1日現在で道内18の市町村が男女共同参画の推進に関する条例を制定しており、当上川管内について申し上げますと、旭川市が平成15年、士別市が平成23年にそれぞれ条例を制定している状況にあります。本市におきましては、総合計画後期基本計画を策定する際に条例につきましてはまず推進計画を着実に推進し、市民の意識を一定程度高めた段階で制定すべきであるとの御意見をいただいた経緯から、これまで市民意識の高揚に努めながら条例の制定を目指すとしていたところでございます。しかしながら、その後の市議会における御議論や、あるいは男女共同参画推進委員会から条例制定の過程を通じて市民啓発を行うことが可能であると、条例制定を進めるべきとの御意見をいただいたことから、今年度から条例制定の検討を進めるため、推進委員会の委員を12名から20名に拡大をしまして、今年度の評価に係る提言等を取りまとめた後、いただいた後に条例に関する議論を行っていただきたいという、そういった考え方を持ってござい

ます。本市としましては、他自治体の条例や推進委員会での議論を踏まえた上で、来年の夏ごろには条例の素案を取りまとめまして、広く市民の御意見を伺うことはもとよりですが、市議会においても御議論をいただきまして、平成28年4月1日の施行を目指し、条例制定の作業を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目の3、より市民に理解、周知、定着される取り組みについて申し上げます。男性は仕事、女性は家庭というようなこれまでの慣行や社会制度からの性別役割分担意識は、女性や男性の多様な生き方を阻害する要因となっておりますが、このような考え方を変えていくことは一朝一夕に進められるものではないと考えてございます。本市としては、男女共同参画社会の実現に向けて今後も市の広報紙やホームページなどにより周知、啓発用パンフレットの作成、配布、後援会や意見交換会、各種イベント等の開催などさまざまな取り組みを粘り強く継続して実施するとともに、条例の制定を絶好の機会と捉え、その制定の過程を情報発信するほか、セミナー等を開催するなどしまして市民一人一人の意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の子供、子育て支援の充実に向けて申し上げます。

初めに、小項目1の現状の確認、子ども・子育て会議開催の状況について申し上げます。本市の子供、子育て支援の取り組みといたしましては、妊婦一般健診費用助成を実施し、安心、安全な出産ができるよう支援体制の強化を図るとともに、出産後の母子にはできるだけ早期から支援が開始できるように生後4カ月までの赤ちゃんがいる全世帯を対象としたこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、子育ての情報提供や相談の充実を図り、必要な支援を行っております。また、子供が健やかに育つ

ために市立総合病院には産婦人科や小児科の診療科を確保して、特に母体、胎児、新生児にかかわる周産期医療の受け入れ態勢や24時間体制で小児科救急外来の診療を実施しております。さらに、子供の医療費の軽減対策として、乳幼児等医療費助成事業を北海道基準に準拠して実施しております。また、昨年度から始めました誕生餅助成事業では、名寄市民として1歳の誕生日を迎えるお子さんの保護者へ誕生餅の引きかえ券を送らせていただき、御家族で誕生日を祝っていただいているところであります。

保育サービスの状況では、待機児童をつくらないとの考えから、市内公立、私立保育所においては工夫をしながら入所、入園につなげてきており、さらには低年齢児保育、延長保育、障害児保育、一時保育、病後児保育を実施するなど子育ての充実を図ってきております。保育料では、保護者の所得により区分される国の階層表を名寄市独自に細分化しており、保護者の負担軽減に努めております。また、多子世帯への支援として、第2子は半額、第3子は無料となっており、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。幼稚園では、国の基準に準拠し、幼稚園就園奨励費助成を行っております。この制度は、保護者の所得により幼稚園へ支払う保育料を補助金により保護者へ還元する事業となっており、就学前の子供たちが安心して幼児教育、保育を受けることのできる環境を提供してきております。また、昨年度より遠距離通園通所費助成事業を風連地区から名寄市全域へ拡大し、遠距離の送迎を行う保護者の経済的支援を実施しております。

次に、名寄市子ども・子育て会議について申し上げます。平成27年4月からは、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施が予定されており、新たな名寄市子ども・子育て支援事業計画を作成するため、昨年11月1日に名寄市子ども・子育て会議を設置し、ニーズ調査を実施しながら、計画作成に向け議論をいただ

いているところです。現在まで2回の会議を開催してきておりますが、市のホームページで会議てんまつを公開してきております。現在国のスケジュールが2カ月ほど当初スケジュールよりおくれきてきておりますが、今月新制度での保育単価及び保育料の基準が示されましたので、今後速やかに第3回目の会議を開催し、名寄市子ども・子育て会議の委員の皆様が各施設の入所定員や本市に必要な地域子ども・子育て支援事業の議論をいただく予定としております。

次に、小項目2の子供の権利条例制定に向けて申し上げます。1989年、第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約では、子供を一人の権利主体と捉え、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの柱に要約される子供の権利を保障しており、日本は1994年に批准をいたしました。現在道内では、札幌市を初め4市3町が関係条例を制定しております。子育てを社会全体で担うべく家庭、地域、行政の連携が強く求められている状況であり、本市におきましては平成22年3月に5年間の次世代育成支援後期行動計画を策定し、取り組みを進めているところであります。本年は、同計画の最終年となりますので、計画の進捗状況や事業の評価を実施してまいります。子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、子供、子育て支援については子供の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に子供の視点に立ち、子供の生存と発達が保障されるよう良質かつ適切な内容及び水準のものとし、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、全ての子供や子育て家庭を対象とすることが求められております。この基本指針を踏まえながら、名寄市子ども・子育て会議において平成27年度から始まる名寄市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、子供の権利条例につきましては、その実

効性を高めることが求められますので、内部で研究を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の町中に子供や親が集える居場所づくりについて申し上げます。本市の就学前児童数約1,500人のうち半数近い700人が保育所や幼稚園を活用していない子供となっております。保護者の中には、子育てでストレスを感じ、養育に悩んでいる方もおり、気軽に活用できる施設等が必要なため、民間保育所の御協力もいただき、公立保育所を含めた市内3保育所に子育て支援センターを開設しております。利用実績につきましては、3施設合わせての延べ利用人数は年間1万5,000人を超え、まさに多くの親子の皆さんに御利用をいただいているところです。平成24年度よりさらなる支援策として、月に1度親子お出かけバスツアーを企画し、親子でお弁当を持参し、風連日進地区へバスで出向き、同地区のお年寄りとの交流を行っております。事業開始当初から好評を得ており、年間1,000人程度の参加をいただいております。また、平成24年度よりスタートした青空保育事業では、市内公立保育所の所長が集まり、市内の公園でお日様の下で保育を行うもので、保育所給食の担当栄養士も同行して栄養相談やお勧めレシピ等の紹介も行っており、大変好評をいただいております。今後もさまざまな親子の居場所づくりについて研究をさせていただき、子育て世代に喜ばれる事業を継続し、子育てに悩む保護者へ寄り添っていけるような事業を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 名寄市における雇用状況について再質問いたします。

若者の就職率は上がっていますが、早期離職が多いと。また、現在ではブラック企業など大量に採用して大量にやめさせる、そのような企業もふえています。名寄市内においても若者の早

期離職、非正規化が進んでいるように考えられます。今年度から市内の事業所における新規学卒者の就職から3年間の就職率の調査が実施されるそうですが、ぜひともきめの細かい調査をしていただき、問題の解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

大学があり、高校が2校で、市内に就職56名という人数です。これがこのまちにとって多いのか、少ないのかと。少ないと思うのです。高校生につきましては、大学や専門学校に進学する方が多いのでしょうか、やはり市内では慢性的に名寄市立総合病院、介護福祉職場の職員が不足している状況でございます。答弁の中では、市内建設業者関係で特殊技能労務者の不足が深刻化しているということでもございます。何とか卒業後の就職先に名寄を選んでいただく工夫はできないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま質問いただきました就職先として名寄に残ってもらえる工夫がないかということでありまして、この問題については建設業界からも市内の各関係機関からも切実な問題として要望をいただいているところでございます。地域経済に深刻な影響を及ぼす課題であるというふうには認識をしておりますので、工夫ということにはなるかどうかわかりませんが、ハローワークなよろを初めいたしました関係機関、さらには学校の関係者も含めて意見交換をできる場を今後設定してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） どうぞよろしく願いいたします。

あと、名寄市立の大学と短期大学で卒業生が179名中7名が地元就職ということでございました。先ほども申しましたように、名寄市立総合病院ですか、あと介護職、慢性的に人材不足ですし、

またせっかく名寄の大学に看護科、社会福祉学科があるのに就職先として人気のない理由というのがあるのだというふうに思いますけれども、それについてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 名寄市立大学は、保健、医療、福祉にかかわる専門職の養成ということで、これは大学教育、短期大学では短期大学教育ということで、キャリア形成、いわゆる社会人としての基本的な基礎力とそれのプラスその上に専門職としての技能を授けているということでございます。地域への就職状況ということで、少ないのではないかと御質問でございますが、いわゆる大学学士教育の中ではキャリア形成をしてみずから自分の進路選択ができるようにということを教育の基本にしております。そういった意味で平成24年度から学内に、これは大学設置基準が改正されましたのを受けまして、学内組織としてキャリア支援センターを設置いたしました。専任の教員、それから相談員、それから事務職員も配置しまして就職支援に結びつくようなキャリア形成も含めた指導をしております。この中で学生がみずからきちっと自分の将来にわたって考え方をもち職業選択ができるようにということでございます。具体的には、学生自身はさまざまな方法でもって就職状況を手に入れております。御存じかと思いますが、リクナビ、マイナビというインターネットを活用したものから大学に直接送られてきます求人票、そういった中で職業選択の資料としているわけでございますが、大学が行います進路指導といえますか、就職、キャリア形成の指導の中で、いわゆる専門職としての力量を高めていただくということと専門職として就業していただく。そこで地域に関するような、いわゆる地域に役立つといえますか、地域で就業していくようなキャリア形成のキャリア支援といえますか、そういったものについては今後大学の

取り組みの課題ということで毎年度キャリア支援センターの先生方の中では議論をしていただきまして、反省点といえますか、次年度の課題ということで挙げられております。その中で1つはいわゆる就業後の、卒業後の卒業生の追跡調査というものも1つ大きな資料になってくるだろうと思います。こちらにつきましては、以前竹中議員から御質問があって、キャリア支援センターで取り組みということで、現実的にはまだちょっと取り組めない状況でございますけれども、14年度、本年度でこちらの追跡調査にも取り組んでより詳しいデータを収集した上で、いわゆる地元定着化に向けての方策を考えていこうということでございます。7名という数字は、それが多いか、少ないかということとはなかなか評価ができませんけれども、地元定着化に向けて大学としてはキャリア形成支援に取り組んでいっているというやさきでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） せっかく名寄市にある看護大学、また短期大学でございますので、大学があるから看護師さんは大丈夫なのかなというふうにも安易に私は考えていたものですから、やはり大学生のキャリアに応え得る名寄市立病院の雇用形態だとか給料だとか、そういうところを持っていかないといけないような、そんなことになっているのかなというふうに思っております。

今年度市立病院では、給料表の改正だとか夜間の保育の取り組みなどかというふうに変わってきたことがございますけれども、早期に問題解決が図られるかというのは疑問なのですけれども、名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会というのも立ち上げて協議しているということなのですけれども、その名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会ではどういうことをなさっているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 名寄市介護・福

祉人材確保推進懇談会につきましては、ハローワークなよろの支援をいただきながら、市内の介護福祉関係事業所、そして障害者支援施設等の方々、さらには経済団体等関係機関によりまして構成をされております。平成24年10月に初めて懇談会を開催をいたしまして、毎年開催をしております。急速に進みます少子高齢化社会を迎えまして、医療、福祉事業分野における雇用の需要が大きく増加をしていると。そんな中でそれぞれの立場から雇用における現状や課題等を出し合いながら、相互連携を図りながらの介護、福祉事業者の人材確保を目的としてございます。会議の中身としては、情報交換が中心の内容となるというふうに思っておりますけれども、構成員の意思によりまして、特に人材確保の推進に必要な協議会等の組織として具体的な取り組みをすることができるといふようになっておりますので、今後懇談会を開催をする中で御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひそういうところから市に提言していただくとか、経済界に提言していただくとか、そういうことで名寄市一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、名寄市の正規職員削減計画が進んでいるところでございますが、現在の財政状況を考慮したとき、臨時、嘱託の職員数は増加していかなければやっていけないのだというふうにおっしゃっています。地域の指導的立場である名寄市がこのまま賃金、労働条件の低い非正規職員をふやし続けていいのかと思いますし、また結果的に正規の職員がメンタルになるなど過重労働に陥り、20年、22年度各6名、25年2名、26年1名の方がメンタルヘルスの治療を受け、療養されているとのことですが、このことについて非正規化が進んだ結果、職員に過重な労働を強いているという、そういう現状はありませんでしょうか、

お尋ねしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員の御質問にありましたように、今現在職員の適性化計画を策定して、職員の組織のスリム化を進めているところがあります。ただ、これにつきましては本市は合併市ということがありまして、合併時に旧市、旧町の職員があわさりましたので、そういった意味では合併時に職員が一定程度増加したということでもありますので、スリム化という言葉もありますけれども、一方では適正化という言葉もあるのかなというふうに思っているところでございます。

一方で、この間非正規職員が増加しているということでもありますけれども、これについては確かに一程度増加をしているということでもあります。ただ、その主要な要因についてでありますけれども、これにつきましては臨時的な事業実施に当たっての補助的な事業に当たっていただくということですか、あるいは一般職員の処遇改善ではありませんけれども、育児休業等の取得に対して一定程度代替での配置をしていくということもありますし、あるいは市民サービスの向上を目指しての総合窓口なんかも設けてございますけれども、そういった新たなサービスについての配置などに充てているということもございます。スリム化に対しての穴埋めという言葉は変かもしれませんが、そこについてはそんなに多い人数ではないというのをまず御理解いただきたいと思えます。そういったものを踏まえながら、業務の内容ですとか、あるいは雇用の体系、期間とかありますので、そういった区分に応じて非正規で対応するというところでございますので、ぜひ御理解をいただければと思えます。それとまた、先ほど雇用の関係もありましたけれども、非正規ではありませんけれども、こういった雇用が地元の雇用の確保の地元の受け皿となるというのでしょうか、そういったところにも貢献している一面はあるということで、ぜひあわせて御理解をいただければと思

います。

次に、過重労働とメンタルの因果関係についてということになるかと思うのですが、これにつきましては休職者に対しては聞き取りを実施してございます。その中では、一概に断定はできないのかもしれませんが、この間組織のスリム化に伴って業務量が過剰になって、言葉は悪いですが、病んでしまったという、そういった事例についてはないということでありまして、またそういった事象が起きたところの職場の聞き取りを実施したりだとか、あるいはそれが発生する前後の職場の人員配置の関係、これらも調査をしてございますけれども、それらから総合的に判断をしますと、必ずしも組織のスリム化に伴う過剰労働が職員のメンタルに影響を及ぼしたということではないのではないかなというふうに私どもは受けとめているところでございます。

なお、職場におけるメンタルの対策については、平成21年に名寄市職員の心の健康の保持増進のための指針というのを策定してございまして、これに基づきましてそれぞれ取り組みを進めてございます。議員が言われましたように、いつとき片手を超えるような職員がおりましたけれども、現在は一、二名というふうになりまして、それらの取り組みの成果もあらわれてきているのではないかと思いますけれども、御理解をいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） このことについては、私も今後よく見守っていきたいと思えますので、引き続き職員に過重な労働にならないようにしていただきたいというふうに思います。

今回は、新規卒業者の雇用で質問を終わりますが、都会で離職し、名寄に帰る方、また農業や林業、自営業を志す方、母子家庭の方、そういう方の雇用も問題が山積していると先ほどの川村議員の質問の中でも、思っております。ぜひ積極的に取り組んでいっていただきたいと考えます。

また、若者が住み続けたいと思わせるためには、やっぱり地域の魅力をアップし、自信と誇りの感じられるまちづくりを推進し、地域コミュニティの強化、また商工会議所、経済各団体など各分野と積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 地元に残ってもらい取り組みということであれば、当然ハローワークなど関係機関と連携をして取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。毎年ハローワークですとか北海道、北海道教育局、さらには士別市とも共催をいたしまして、高校生向けの企業説明会を開催をさせていただいております。これは、ハローワークなよろ管内の各高校からの就職を希望する生徒さんにお集まりをいただいて開催をしているものでございます。ここには、生徒さんとその保護者の方も参加対象とさせていただいております。直接市内を初めとした近隣企業からの企業の考え方ですとか、求めている人材などについて説明をお聞きをいただいて、就職活動に参考にしていただくというようなものでございます。また、逆に企業側としてもその場で企業のことをPRできる機会にもなるのではないかとこのように考えておりますので、こういったこととあわせて先ほどもお答えいたしましたとおりハローワークなよろを中心とした関係機関、そして学校関係とも意見交換をできる場を設定をしながら、そういった部分に対応していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ積極的に取り組んでいただいて、帰りたい、地元で就職をしたいという若者のために、私たち汗を流していかねばならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、大項目2番目の男女共同参画推進計画について再質問させていただきます。先ほどもお話

がありましたけれども、市民に理解、周知、定着することがやはりかなり難しいのではないかとこのことで、条例化させて、それからそこを出発点にして市民に周知していかねばならないという今までの経過だったというふうに思っております。実際北海道は策定が余り進んでいないというふうに思いますし、都会ではかなり札幌とか旭川とか進んでおりますけれども、町村部においてはやはり大変低い状況であると私も思っております。何とか、女性が働きやすい職場はやっぱり男性も働きやすい職場であると考えますし、これから少子高齢化時代に向けまして、お互いに子供を育て、親の介護もしていくということについて、男性もそのほうが豊かな人生を送れるのではないかとこのように思ひまして、ずっと名寄市時代から興味を持って推移を見てきたわけなのですけれども、その取り組みが先ほどの24年度の評価項目の事業ナンバーの中の8項目ですか、についてはこれから頑張らなくてはいけないみたいなことだったと思ひますけれども、そのことについて重点的に取り組んでいただきたいと思ひますけれども、この点についてお伺ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われるように、男女共同参画については条例をつくれればそれで終わりということではなくて、逆に言うところからいかに広げていくのが課題なのだろうなというふうに思ひまして、実は先ほどの答弁の中でも少し触れたかと思ひますけれども、条例を策定する中でも啓発を進めたいということで考えておひまして、条例の制定作業とあわせて、セミナーになるのか、形はちょっとまだわかりませんが、そういったものを含めて広げていきたいという考え方を持ひていますし、今回委員の人数を12名から20名に拡大してございまして、女性のかかわる団体についても拡大をして委員さんになっていただひているというのは、実は各団体の広がりも含めて人数をふやして

いっているということで、そこを目的にふやしてございますので、そういった取り組みも既に進んでいるということでまず御理解いただければと思います。

次に、推進計画の8つの項目、より積極的な取り組みが必要だということについてであります。これについて何点かピックアップをして御紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、1つについては啓発活動の項目の中で男女共同参画に関する図書資料の充実という項目がございます。これは、昨年の評価の中では図書館の風連分館がございますけれども、ここにぜひ専門のコーナーを設置してほしいのだという要望がございました。これについては、現在専門コーナーを設置する方向で作業を進めているということで、改善に向けて取り組んでいるということでもあります。

さらには、暴力対策の推進というところでDV被害者の早期発見というのがありまして、委員さんからは民生委員との連携をさらに深めるべきであろうという御指摘をいただいております。これについても民生委員の総会に参加をしながら、連携強化について呼びかけているということで、取り組みを進めているということでぜひ理解いただければと思います。

最大の課題については、女性委員の参画推進ということで、女性委員の50%という目標の達成かと思っております。先ほどのところの答弁でも触れましたけれども、全道的なレベルから見ると名寄市は上にあるのですけれども、50%という目標から見るとまだ達成していないという状況でありますけれども、ここについてもぜひ積極的に推進していただきたいというのがありまして、これについても庁内の各級の会議ありますけれども、この中で委員の選定に当たっては女性委員を拡大するようという指示も出してありますし、毎年町内会連合会の総会もございますけれども、この席などでも女性役員の拡大などについて呼びかけているということでもありますので、各8項目あり

ましたけれども、それぞれ温度差はあるかもしれませんが、前向きに進めているということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 名寄市内にも未就職者、仕事をしたくてもできない女性がたくさんいると思われまます。名寄市男女共同参画の推進に係る条例で長時間労働の解消や働き方の柔軟性などが解消されれば、もっと働く女性が出てきて、男女がともに働きやすい男女平等参画の推進に向けてお互いに努力していけるのではないかと期待しているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、名寄市子供、子育て支援の立案に向けてお伺いいたします。つい先日にも神奈川県で居所不明の男児が部屋に閉じ込められたまま食事も与えられず白骨死体となって見つかるという痛ましい事故が起こっています。今まであり得ないと思っていたことが覆される最近の状況です。名寄市においては、不明児童はいないとお聞きしておりますが、名寄市での虐待やいわゆるネグレクトと言われる育児放棄の状況がございましたら、お尋ねいたしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 児童虐待について御質問いただきました。平成12年に施行されました児童虐待防止法では、児童虐待には今おっしゃったネグレクト、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の4分類が定義をされております。最近テレビや新聞等で日々児童虐待に対するニュースや記事を目にするところではありますが、北海道警察が、これも新聞情報ですが、昨年1年間に行った児童虐待の通告は道内で過去最多の1,473人ということでもあります。配偶者間のDVの通報で家庭に入った警察官が子供の虐待も一緒に発見するというような状況だそうです。本市でも大きな事件には至っておりませんが、児童虐待の相談件数は平成23年は122件、24年は144件、

25年は279件と年々増加をしております。虐待件数自体は、平成23年の30件、24年は38件、25年が73件というふうになっております。

本市においては、児童虐待の未然防止、早期発見のため、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、保健センター、民生児童委員の方、警察、医療機関、保健所、法務局、児童相談所など地域の関係機関、団体の関係者が連携を図り、協力して取り組んでおります。平成20年に名寄市要保護児童対策地域協議会を設置をいたしまして、代表者会議、実務担当者会議を開催し、定期的な情報交換を行い、また個別のケースがある場合には個別ケースの検討会議を随時開催して、要保護児童の具体的な支援の検討を進めております。通報、相談に対しては、家庭児童相談員を配置しておりますので、個々のケースに応じ適切な対応を図らせていただいておりますし、虐待が発見された場合には関係機関で対応の役割分担をしながら見守りを続け、見守りで対応が解決できないケースの場合は児童相談所と連携を図りながら、一時保護の対応をとらせていただいております。児童は、道内の児童養護施設や里親の皆さんのところで養育されております。施設入所は、平成23年3件、24年1件、25年1件、里親は23年1件、24年1件となっております。

なお、児童虐待の通報は、市、児童相談所、警察で24時間に対応させていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。本当に大変な状況の中でお仕事なさっているということでございますけれども、これからもこういう状況は続くことと思いますので、十分に注意を払って取り組んでいただきたいと思います。

最後に、加藤市長にお尋ねしたいのですが、隣の士別市では25年4月から子供の権利に

関する条例ができておまして、子供議会など積極的にまちづくりや早寝早起き朝ごはん運動に取り組んでいるところです。各種イベントで小さな子供たちが早寝早起き朝ごはん体操に楽しんで取り組んでいる姿は、将来の士別市をこの子供たちが担っていくのだと思うとほほ笑ましくもあり、頼もしくもあります。名寄市の子供たちにも将来の名寄市のために子供議会などで発言するようになってほしいと考えていますし、将来の子供たちの地元への就職などにもつながることができると思いますし、子供自身が親になったときに子供議会、子供条例などをつくった経験を生かして、虐待やネグレクトのない親になれるのではないかと思います。

あと、市長が臨時会ですか、12日のときに町中に子供が集える居場所づくりについてということで発言していらっしゃるのですけれども、それは具体的にどのようなことだったのかということをお尋ねしたいのときよの発言で、今からやはり名寄市で雇用を守って、女性にもしっかり働いていただかないと、年金財政がもたない状況ですし、名寄市の経済状態も危ぶまれますし、高齢者が安心して暮らしていけない、そんな名寄市にはならないというふうに思っております。男女共同参画条例、子供の権利条例をつくり、町中に子供が集える居場所づくりをし、高齢者、また障害のある方もその輪の中で子供たちと談笑しながら、遊びながら幸せな一日が過ぎていく、そんな施策をぜひつくっていただきたいと思っています。このことについて市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 多岐にわたる御質問いただきましたが、少子高齢化が急速に進行していく中で、この地域全体の生産人口も割合も少なくなってきていると。女性のすぐれた感覚も含めて女性が社会にさらに進出をしていくということに関しては非常に大切なことで、あらゆる地域の振興

につながるものというふうに理解をしております。そういう意味で高野議員が誕生して女性の立場からこうして御意見をされるということは、非常に地域にとってもすばらしいことだなというふうに思っております。さまざまな角度から子育て、さらには女性の就労に対しての御意見もいただきました。しっかりとそれぞれ答弁しているともう時間がありませんけれども、受けとめていきたいというふうに思います。名寄市でも子育て、子供の教育、子供がこの地域で育ってよかったというような教育も私はしっかりと進めていっているつもりであるというふうに思いますけれども、そうした他市のすばらしい事例もよく検証しながら、取り入れるところは取り入れていきたいというふうに思いますし、名寄市はとりわけこの月曜日に2014年の東洋経済の住みよさランキングが発表になりましたけれども、ことしは残念ながら北海道で1つ順位下がって2番目になったようですが、それにしても35市中2位ということ、これはやはりこの地域の医療、保健、福祉がしっかりとしているからだということが大きな要因であると思っております。ここは、やはり女性がしっかりと活躍できる場所であるというふうに思います。これをさらに研ぎ澄ましていくということがこの地域の振興につながっていくし、先般の何とか創成会議という中で大変な統計が出ていましたけれども、名寄市がそこにしっかりとくさびを打って、この人口を減らしていかないためにチャレンジしていくということが大切なのだろうというふうに思います。女性も含めてあらゆる人がこの地域で本当に住んでよかったと誇りを持って住めるまちづくりをしっかりと進めていきたいというふうに思います。議員にもぜひまた改めて御指導、御鞭撻をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

15時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

体育、スポーツの振興について外2件を、塩田昌彦議員。

○3番（塩田昌彦議員） 一般質問を初めてさせていただきます市政クラブの塩田昌彦と申します。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

それでは、大項目1の体育、スポーツの振興について2点質問いたします。1点目は、名寄市におけるスポーツの現状について。名寄市は、市民皆スポーツの普及推進のため、国が定めるスポーツ基本法やスポーツ振興法に基づき名寄市スポーツ推進審議会を設置、名寄市スポーツ推進委員設置規則に基づくスポーツ推進委員16名を委嘱しています。スポーツ推進委員の職務は、スポーツ技術の指導、スポーツ活動の促進のための組織の育成、学校や教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関する協力、市民に対しスポーツについての理解を深める活動、市民のスポーツ推進のための指導、助言となっております。その実践こそがスポーツの振興であり、市民の心身の健全な発達や健康維持、増進につながると思っておりますが、現在の状況等をお知らせください。

また、旧名寄市のスポーツの振興は、平成9年の名寄市体育協会の財団化に伴い、スポーツセンターを含めた体育施設全般の維持管理業務を委託、現在は指定管理者としてスポーツ34団体が加盟する財団法人名寄市体育協会が担う業務と名寄市が担う業務をすみ分けし、旧名寄市のスポーツの振興に向け事業等の企画立案など互いに連携し、進めることとしておりましたが、現状はどのようになっているのかお知らせください。

次に、名寄市で行われている夏季の屋外スポーツは、1年の半分が雪に閉ざされているため、冬期間スポーツを行うことができない状況になって

おります。スポーツセンターや学校開放事業など一部施設を利用してスポーツができるものの、使用に制限があり、人気のパークゴルフなどはできない状況にあります。これらの解決として一年中スポーツを楽しみ、健康維持、増進を図るための環境整備をするため、土間つきなり人工芝の屋内施設をつくる考えがとおりなのかお伺いいたします。

2点目は、合宿の里づくりの計画及び進捗状況について。名寄市は、名寄市観光推進計画において合宿の受け入れによる交流人口の拡大を図ることとしておりますが、庁内に組織する合宿の里づくり、担当部署と庁内組織の名称及び組織構成をお知らせください。また、合宿受け入れの具体的な計画、そして平成29年3月に誘致が内定しているジュニアオリンピックの受け入れに関する準備状況、期間、人数がわかればお知らせください。

なお、民間組織である名寄市観光交流振興協議会が進める合宿の里づくりに関し、市の庁内組織と民間組織との整合性や今後における連携についてもお知らせください。

次に、大項目の2、農業行政について2点質問いたします。1点目は、新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画についてお聞きいたします。名寄市農業・農村振興計画は、地域の恵まれた自然環境を生かした魅力と持続性のある農業を確立し、活力と潤いのある農業、農村を実現するため、国の農業、農村施策の基本方針となる食料・農業・農村基本法に沿って計画されたものであります。名寄市を取り巻く農業、農村の環境は、TPPやWTOなど国の施策の影響から農業、農村の情勢が大きく変化することが予想されます。後期実施計画の策定に当たっては、前期5年間の実施計画を検証、分析し、どのように反映しているのかお知らせください。

また、農業担い手の育成と確保対策の一つ、農業青年チャレンジ事業ですが、平成19年度から始まったこの事業は開始から7年が経過した平成

25年には応募がなかったことから、採択条件を緩和して進めた結果、平成26年度において3件の応募につながりました。このことは、青年農業者の意欲を引き出すためのいち早い対応として評価するものであります。したがって、実施計画に盛り込まれている事業が多く予定されておりますが、今後において農業青年チャレンジ事業同様採択基準や事業内容を見直し、使い勝手のよい事業にしていく考えがとおりなのかお知らせください。

2点目は、第2次名寄市食育推進計画について。第2次計画では、周知から実践をテーマに計画されておりますが、第1次計画においてどのような市民周知がされたのかお知らせください。また、いろいろな場面で食育推進のための事業が進められたと思いますが、学校など具体的な取り組み事例を教えてください。

なお、第2次計画における食育推進計画においては、何に重点を置いて推進するのかお知らせください。

3点目は、昨年名寄市食のモデル地域実行協議会を組織し、農林水産省事業、日本の食を広げるプロジェクトの採択を受け、日本一のモチ米を誇りとし、まちの宝物としての活用をするのもち米プロジェクトは、今までにない取り組みですばらしい成果を上げたと思っております。特に冊子「名寄もち米物語」の作成については、名寄市立大学の協力で学生がコラム欄を担当し、生産、加工、流通、販売、そして日本の食の文化を支えるモチ米料理など広い分野にわたる方々の声を届けるすばらしい冊子ができ上がりました。これらの対策や成果をどのようにしてモチ米産地日本一名寄に結びつけていくのか、今後の対策をお聞かせください。

次に、大項目の3、新名寄市行財政改革推進計画について4点質問いたします。1点目は、パブリックコメント制度の検証と推進についてお聞きいたします。昨日の代表質問で大石議員より質

問がありましたので、重複する部分があると思いますが、質問をさせていただきます。名寄市の行政施策の実施に当たり、パブリックコメント制度の活用は多くの市民の方々から意見を聞き、行政施策に反映させる有効な手段と認識しております。そこで、これまで多くの市民の方々から寄せられた御意見は、広範囲にわたると思いますが、どのような区分となっているのかお知らせください。

2点目は、人事評価制度についてですが、現在管理職を対象に試行で行われておりますが、年々見直されての対応で、自身のみならず業務における計画と実績の評価が職場において精査し、見直しを図ることにつながっている、こんな部分は評価に値をすると思っております。この間の取り組み経過と検証やその意義について伺いをいたします。

3点目は、人事異動希望制度の申し込み状況及び活用状況についてですが、近年大量退職に伴い、人事配置に苦慮する状況にあると思っておりますが、この制度が導入された当時と現在では申し込み状況に変化があるのかお知らせください。また、申し込みに際し面接をするなど、きめ細やかな対応がされていますが、異動結果に伴うケアなどどうされているのかお知らせください。

最後に、定員適正化計画についてお尋ねいたします。職員削減は、前期の平成21年度から23年度で44名、後期の平成24年度から26年度までの29名の計73名を目標に進められておりますが、平成26年3月の改訂版では達成が難しいとのことから、削減目標を2年間延長することとしております。大量退職が続いた影響も踏まえ、残された職員のアンバランスな年齢構成も含め、職員73名の削減は可能なのでしょうか。無理なのであれば地域住民の福祉とサービスを守る観点から、職員削減数を見直す考えはありなのかお聞かせください。

以上、この場からの質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま塩田議員からは、大項目で3点にわたる御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については経済部次長から、大項目3については総務部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

小項目1、名寄市における体育、スポーツの現状について申し上げます。最初に、合併後の組織体制と活動状況についてですが、スポーツ基本法では平成23年に制定され、第31条によりスポーツ推進審議会、第32条第1項によりスポーツ推進委員を定めております。名寄市においても平成23年度に旧スポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会に名称を変更し、名寄地区から9名、風連地区から4名の計13名を委嘱し、市全体のスポーツ推進について御提言をいただいております。また、同じく旧体育指導委員をスポーツ推進委員に名称を変更し、名寄地区から10名、風連地区から6名の計16名を委嘱し、憲法ロードレースやチャレンジデーの市民綱引き大会など市主催事業への協力や市民の要請による軽スポーツの出前教室など御尽力いただいているところであります。

次に、体育協会との関係でございますが、現在名寄地区のスポーツ施設の管理について一般財団法人である名寄市体育協会を指定管理者としております。協会から提出いただいている事業計画の中では、スポーツ教室を含めた施設の効率的な運営について企画立案されており、計画に基づいて実施されております。また、協会加盟団体が主催するスポーツ教室等においても協会から助成金や協力を行っていただいております。各施設の整備、改修については、突発的なふぐあいの修繕なども含め協会と教育委員会とが連携をとりながら実施しております。全般的なスポーツ振興についての政策的な協議や具体的な連携については、長期間にわたる委託で事業が任せきりにならないように、今後においても風連町体育協会も含めて協議の場を設けていく予定としております。また、市が主

催するスポーツ事業は、憲法ロードレースや市民スキーの日などがあります。主な事業は過去から各協議団体との協議を重ね、市が主催して実施をしております。今後においても市の事業として体育協会の加盟する協議団体なども連携し、実施をしております。

次に、夏季の屋外スポーツを通年で楽しめる施設ということですが、土間つきや人工芝の屋内施設の整備をとお考えですが、半年の間雪に閉ざされ、楽しむことのできない屋外スポーツ種目は数多くありますが、夏場の短期間であるからこそ集中して楽しめる種目や冬場には屋内体育館で楽しむことができるスポーツ、また工夫により雪上で楽しめる種目もあると考えておりますが、通年で競技能力を高めたり、維持することが困難であることは否めません。そうした施設の整備に対する御要望であることについては御理解をさせていただきますが、現時点では他の大型施設の整備が連続して進行している状況もあり、当該施設建設の検討に至っていないのが現状にありますので、御了解のほどをお願いいたします。

次に、小項目2、合宿の里づくり計画及び進捗状況について申し上げます。最初に、担当する庁内部署と庁内組織の名称と組織構成についてですが、昨年8月に総務部は企画課、教育部は生涯学習課、経済部は営業戦略室の各担当者で構成する合宿誘致に係る庁内検討会議を立ち上げ、その後は合宿受け入れ庁内検討会議として合宿施設を中心に聞き取りによる月別、種目別の受け入れ状況やスポーツ施設の利用状況、宿泊施設の受け入れ可能数などの調査を行い、合宿受け入れの現状把握を行ってまいりました。

次に、合宿受け入れの具体的な計画についての考えですが、現在は具体的な計画について関係する団体や関係者との話し合いはなされていませんが、庁内検討会議の中では名寄市の豊かな自然環境やスキーやジャンプ、クロスカントリー、カーリングなどの施設が充実している恵まれた環境を

PRし、冬のスポーツを主体とした合宿誘致を推進すべきと考えております。今後は、2017年3月に名寄市で開催予定のジュニアオリンピック大会や2018年冬季オリンピック平昌大会等を視野に合宿誘致の推進とともに、合宿受け入れ態勢の強化に取り組む必要があります。また、ジュニアオリンピック大会は将来のトップアスリートを目指す選手たちを対象にした合宿受け入れのために競技施設や宿泊施設の環境改善に向けた対応も予想されます。今後の推進体制については、地域が一体となって合宿誘致に取り組むことを基本合意として、行政と民間が協働で推進すべきと考えております。当面は、行政が主導する中で現状分析と課題を民間事業者と共有し、課題解決に向けそれぞれが役割を分担した協働体制を築き、合宿受け入れを推進してまいりたいと考えております。

次に、29年3月名寄開催予定のジュニアオリンピックについてですが、今の段階では詳細はわからない状況にあります。ことしの3月に新潟県妙高市で開催された内容によりますと、大会期間は3月12日から14日の3日間、出場者は中学生、高校生で、協議種目は男子はクロスカントリー、スペシャルジャンプ、コンバインドの3種目、女子はスペシャルジャンプ、クロスカントリーの2種目、人数は確定したものではありませんけれども、選手が約500名、監督、コーチ、役員で約200名ぐらいと思われます。受け入れについては、前回開催地の新潟県妙高市での運営方針などを参考に準備を進めていくことになるかというふうを考えているところであります。

最後に、名寄市観光交流振興協議会が進める合宿の里づくりに関し、市の庁内組織と民間組織との整合性や今後の連携についてですが、名寄市観光振興計画に基づきオール名寄体制でさまざまな視点に基づき検討、検証する組織として設立された名寄市観光交流振興協議会の交流事業部会において検討テーマの一つとして合宿の里づくりも位

置づけております。当部会では、特に合宿受け入れに係る宿泊に関する内容等についても検討するため、名寄旅館業組合にも加盟をいただいているところであります。また、この部会は合宿に係る庁内組織と民間組織が連携を図り、官民一体となってさらなる合宿誘致に向けて問題点を改善していくために分析等を行うことができる貴重な組織でもありますので、庁内組織も同部会に参加し、交流人口の拡大のため協働で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部次長。

○経済部次長（川田弘志君） それでは、私からは大項目2、農業行政について、小項目1、名寄市農業・農村振興計画後期計画について申し上げます。

新名寄市農業・農村振興計画は、平成19年度を初年度とし、10カ年の計画を策定し、平成23年度で前期5年間が終了することにあわせ、前期計画の検証を含め、総合計画との整合性を図るため見直しを行い、平成24年度から後期5年間の実施計画を作成したところです。前期の5年間につきましては、国のこれまでの価格政策から所得政策へと大きく転換が図られ、担い手重視の政策に方向を定め、品目横断的経営安定対策が創設され、生産調整関連では新産地づくり交付金から国が直接生産者へ支援する農業者戸別所得補償制度に移管され、現在は経営所得安定対策事業となるなど、この間国の農業政策は多岐にわたり変更されており、国際的にはTPP対応について国論を二分するような状況でありました。市の現状においては、農業者の高齢化や担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が懸念されるなど優良農地の確保と耕作放棄地の解消、担い手対策などが課題となっております。計画作成に当たり、前期計画の検証と分析については、関係機関の職員での策定プロジェクト会議を立ち上げて集中的

な検証を行い、関係機関、団体で構成した新名寄市農業・農村振興検討委員会を開催して御検討をいただいたところであります。また、団体懇談会を開催し、JAの生産部会や青年部、女性部などから幅広く御意見をいただき、この地域に合った農業、農村振興施策を進めるための方向性を示すとともに、時代に即応した施策を展開するため実施計画に盛り込むなどしており、より実効性のある内容としたところであります。

実施計画の推進に当たっては、情勢の変化に即した施策の検討など弾力的に行い、国や北海道などの農業施策を活用していくことといたしました。また、この計画の推進母体は関係機関、団体の代表者で構成する名寄市農業・農村振興審議会とし、毎年度点検シートにより検証を行っているところであります。

チャレンジ事業につきましては、本年度要綱の一部を緩和した上で3件の事業採択を行ったところで、要綱見直しの背景としては昨年度の採択がなかったことから、若手農業者との懇談会を開催し、意見をいただき、次の内容を変更したところであります。1つに、応募要件の農業従事期間を3年から1年に、2つ、事業要件の事業継続期間を5年から3年に改めたところです。今後とも担い手に利用される魅力ある制度とすべく、若手農業者との懇談会を継続し、開催し、施策の体系で位置づけされている事業においても農業者の真に望み、実効の上がる施策となるように取り組んでまいります。

続きまして、小項目2、名寄市食育推進計画について申し上げます。名寄市食育推進計画は、平成20年に策定し、平成25年度からは第2次計画を策定し、現在に至っております。第1次及び第2次計画とも策定時には市民周知としてパンフレットを全戸配布したところであります。食育は、さまざまな場面において推進が図られており、例えば市内においては保育所から全小中学校に至るまで規模、内容など多様に農業体験を実践してお

り、栄養教諭による授業も取り入れられております。学校給食センターにおいても地元農産物を生かしたメニューづくりを実践し、赤飯給食など名寄独自の取り組みも行われているほか、各種料理教室の開催や地産地消フェアなどのイベントについても各団体の協力のもとに進めてきたところがあります。第1次計画期間での各種取り組みを通して周知されてきた食育は、第2次計画においても引き続きそれぞれの取り組みを通して実践してまいります。

続きまして、小項目3、もち米の里なよろもっともち米プロジェクトについて申し上げます。もっともち米プロジェクトは、昨年名寄市食のモデル地域実行協議会を立ち上げ、5カ年計画として農林水産省からも食のモデル地域構築計画として認定され、現在2年目に入りました。この事業は、もち米産地日本一のまちとしてもち米のさらなる可能性の追求や食文化の構築を通してもち米のブランド化を目指すものであり、これまで先人が築き上げてきたモチに関する事業の集大成とも位置づけています。本年度は、名寄のモチ米をまちの中へ、名寄のモチ米をまちの外へと市内向け事業と市外向け事業を明確化して周知と認知度をそれぞれ高めていきたいと考えておりまして、具体的な事業展開としては、市内向けの毎月10日の名寄モチ米の日のキャンペーンの継続や市民講座の開催、現在7店舗に協力をいただいているモチ米料理の周知を図ってまいります。市外向けでは、スポーツ用補助食品やモチ粉パンの開発と流通、札幌圏でのPR活動を行ってまいります。以上、もち米産地日本一の名寄をさらに強く打ち出し、モチイコール名寄と言っていただけるよう積極的に情報発信していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目3、新名寄市行政改革推進計画について申し上げます。

まず、小項目1、パブリックコメント制度の検証と推進についてですが、本制度は名寄市自治基本条例に基づき重要な施策決定の過程において市民の意見を反映させるため、平成23年度に導入した制度であります。この間の意見提出状況につきましては、平成24年度で申しますと11名から御意見をいただき、内訳は団体に所属されている方2名、市内に勤務されている方2名、その他7名となっており、男女別では男性8名、女性3名であり、提出方法につきましては書面にて4件、郵送にて2件、ファクスにて3件、電子メールで2件の提出となっております。25年度については意見の提出がなく、本年度につきましては現時点で7名から御意見いただいております、市内に勤務されている方6名、その他1名であり、男女別では男性6名、女性1名となっており、提出方法につきましては書面6件、電子メール1件でございます。

パブリックコメントの実施に当たっては、広く市民に周知するとともに、内容を十分に理解していただくことが重要でありますことから、これまで資料の閲覧箇所を3カ所から10カ所に拡大するとともに、市の広報紙やホームページに加え、地元新聞やコミュニティFMを活用するなど、資料をわかりやすく概要版を添付するなどしまして、多くの意見をいただくための改善策を講じてきているところであります。具体的には、コミュニティFMの活用前は提案23件のうち5件に対し16件の意見提出でありましたが、活用後につきましては提案9件のうち5件に対し27件の御意見をいただいております、活用前と比較しますと件数、意見数ともに伸びている状況でございます。今後もパブリックコメント等を通じ市民との情報共有や市民参加を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、人事評価制度について申し上げます。簡素で効率的な行政システムの構築が求められる現代社会におきましては、限られた職員で継続的に

行政サービスを提供するため、効果的に職員のレベルアップを図る仕組みが必要となってございます。このような中で人事評価制度は人材育成とともに組織の活性化、行政機能の強化を図るため有効な手段であると考えているところでございます。本市の人事評価制度につきましては、平成21年度に5部の課長職を対象に1カ月間の試行を行って以降、22年度は課長職及び部次長職への拡大、期間を8カ月間としまして制度試行の基盤を固め、23年度は評価方法の見直し、評価シートの改良を行いました。24年度は、それまでの個人の評価から一歩進め、組織の活性化を目的に新たに課内の目標設定するシートを導入し、構成員それぞれの役割を考察し、次につなげていくように改めました。また、初めて評価結果を個人に開示し、個々人のレベルアップを図るための仕組みを整備しました。さらに、25年度には実施期間を2カ年とし、まず課内目標のシートは組織を中心としたさらなる政策形成能力や業務改善能力の一層の向上を目的としまして、課内協議を経て作成するものとし、新年度予算への反映も視野に入れ実施をしてきたところでございます。また、個人の評価はこの課内目標を踏まえ平成26年度に行うこととしてございまして、より困難な目標を達成した場合により高く評価する仕組みを整備してございます。本市では、このように毎年改良を重ね、より精度の高い制度設計に向けて試行実施を継続しているところでございます。人事評価制度の意義としては、人材育成に必要な個々の能力の不足点が明らかになる。また、昇格や人事異動において主観が除かれ、透明性が確保されることによりさらに精度が高まり、それぞれが処遇を納得することを通じまして業務改善や個人のやりがいにつながるものと考えております。

なお、成果主義の導入につきましては、小規模都市におけるマイナス面も考慮しなければならず、当面は業績向上や組織の活性化に力点を置いた導入を進めてまいります。

次に、人事異動希望制度の申請及び活用状況について申し上げます。本市では、平成22年3月に新名寄市人材育成基本方針を策定し、職員の意欲を引き出し、高めて、個々の資質と能力の向上を図りながら職場に必要な人材の育成を進めているところです。その一つの方策として実施いたします人事希望調書につきましては、職員の意欲を高め、適材適所の人事配置を行うために取り組んでおり、過去3年間の受理件数、本人の異動希望の反映率につきましては、平成23年度は提出者16件に対し異動者13人で反映率81.3%、平成24年度は提出者14件に対して異動者8人で反映率57.1%、平成25年度は提出者18件に対して異動者12人、反映率67%となっております。また、平成22年度からは提出者との面談を取り入れており、平成24年度からは選択制により希望者のみ面談を行うことにしています。さらには、自分のキャリアデザインを希望調書に記載をしてもらい、本人の意向把握にも努めているところです。

なお、面談の際には現在携わっている業務の内容や職場状況を確認した上で、今後における業務内容に係る意見や人事異動に関する希望などについても聞き取りを行ってございまして、職場環境の改善が必要な場合には所属長等に対し指導を行うとともに、必要に応じまして職員の配置転換を行うなど適正な人事配置にも努めています。

次に、定員適正化計画について申し上げます。定員適正化計画については、新名寄市行財政改革推進計画の推進項目の中で平成21年度から26年度までに職員73人の削減を目標に取り組んでいるところでございます。質問がございました職員削減の前期分については46人、後期分については23人となっております。あわせて69人の削減となっております。未達成となっている残り4人につきましては、目標年次を2年延ばし、計画最終年度となります平成28年度までに取り組むこととしてございます。また、現在8部長で

構成します組織機構等検討会議におきまして平成28年度までの人員配置計画の案について検討を進めておりますが、これまで組織のスリム化を急激に進めてきたことや北海道からの権限移譲等により業務が増加、かつ多様化してきていることに加え、平成25年度から3カ年で約50人という大量の定年退職者が見込まれる状況にあり、急激な世代交代に対応する必要があることから、再任用制度を構築し、将来的な人員配置計画を作成することにしています。

最後に、地域住民の福祉とサービスを守る観点から、73人の削減目標を見直すことについてであります。職場会議等の意見も十分考慮しながら、今後とも目標達成に向けて取り組んでいくことを基本として進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

まず、スポーツの振興についてでありますけれども、わかることはわかりました。ただ、先ほども平成9年の段階でそれまでスポーツセンターに体育振興を置いて名寄市の体育スポーツの振興を進めてきたと。財団化に伴って施設の維持管理を全て任すような形になって、そしてただスポーツの振興に関してはともにいろいろ事業の企画立案等々含めて市民皆スポーツの普及に向けての協力というような形になっていたわけですが、その辺がなかなかうまくいっていないというのも今回の御答弁を聞いて感じられる部分ではありますけれども、1つ、18年に合併をいたしまして名寄地区なり、それから風連地区、そしてともに名寄のスポーツの振興というふうな部分で図っていかねばならないというふうな部分でありまして、これに伴って先ほどスポーツ審議会ですか、これには両地区から構成員となっているというふ

うなことから、その中には当然財団法人名寄市体育協会もありますでしょうし、それから風連の体育協会もあると思っています。したがって、既にもう振興のためのそういう組織ができ上がっているということでもありますから、今後に向けてのいろんな協議はスムーズに行われる環境にはあるのかなというふうに思うのですが、その辺1点お伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうから体育協会との連携も含めてスポーツ振興を推進ということで話があったかというふうに思います。答弁で申しましたように、体育協会につきましては名寄地区、風連地区がそれぞれまだ機能している状況にあります。また、各協議団体におきましても名寄地区と風連地区統合されたスポーツ団体もありますけれども、それぞれがそれぞれの体協に加盟をして活動している部分があります。歴史的な部分があって、なかなか統一に向かっていかないう状況というふうになるかと思えます。ただ、思いはスポーツ振興、特に子供たちの、少年の育成強化というところについては一致するかというふうに思いますので、やっぱりその辺はお互いの目標を認識しつつ、スポーツの振興に向けてお互いできること、やれることをしっかり連携して協議しながら進めていく、そういった体制づくりを進めていかなければというふうに思っていますので、先ほども触れてはいますが、風連体育協会も含めて名寄体協との関係につきましてもそういった協議の場を設けながら進めていく予定をしていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします。両体育協会にも傘下のスポーツ団体があります。そのスポーツ団体は、もう既に交流人口の拡大に向けての大会を誘致をするということで、全道、全国大会を進んで誘致をする、そんなこと、それ

から私またきょうはジュニア育成については触れませんが、ジュニアの育成のことについても真剣に取り組んでいるという状況にありますので、これら含めてやはり今すぐ一本化になるということではなくて、私の今話しているものはいろんな計画をするときに一緒にやってほしいということなのです。何か一本化することを考えると、なかなかこれは難しいのですけれども、ただ目指すところは一緒だと思いますから、そんな中、協力していくような体制づくりを整えてほしいと。そのためには、行政のリーダーシップをしっかりとっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それから、屋内スポーツの件なのですけれども、初めて提案をさせていただいたので、戸惑いはあろうかと思いますが、考え方としては新設の施設ばかりではなくて、今回南小学校と豊西小学校が統合することによって豊西小学校の跡地利用だとか、またそのほかにも市内にもいろんなスポーツ以外の大きな遊休施設があると思いますから、それらを含めた中で御検討をいただければなというふうに思います。これは、本当に市民の願いでありますので、やはり夏だけでというのはなかなか難しいのです。現実冬もやっているのは確かなのですけれども、やはり通してスポーツをするということが大事なので、そういう環境を行政としてつくっていただきたいという願いでありますので、御検討のほどよろしくをお願いします。

それから、合宿の里づくりについてでありますけれども、庁内組織もできてようやく動き出したのかなというふうに思います。第1次の総合計画や、それから観光振興計画、4年前にできているわけですが、その中でこの合宿の里の推進というふうなことは既にうたわれているわけですから、そのことに関してちょっとエンジンがかかるのが遅かったなというふうに思っております。今回このような質問をさせていただきました。庁内で3部の組織の方が合宿というふうなことに

真剣に取り組む組織ができたというふうなことは、これはもう大変よろしいことだというふうに思いますし、やはり民間の施設等というふうな部分でありますけれども、そこでちょっと飛び火してしまうのですが、観光振興計画の中で合宿の里づくりと、推進するというふうな部分がありますが、どのような方法で、どのような組織を考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 観光交流振興協議会の中での合宿の里づくりの部分でありますけれども、ここでは交流事業部会というのがございまして、そこで基本的には合宿の里づくりの部分、計画としていただいております。その中で先ほども小川部長のほうからも答弁ありましたとおり、今後この部会の中に庁内組織に入っていただいて、一緒になって合宿の誘致に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。私ども営業戦略室としては、合宿の受け入れ態勢の部分を受け持つような形にはなるというふうに思いますけれども、基本的に市の教育部も含めてスポーツ団体やそういうところの連携が必要になってきますので、その部分をまとめるような立場としてやっていきたいというふうに考えておりますので、今後またいろいろと検討を進めていかなければなりませんけれども、そんな思いで進めてまいります。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） 今御答弁いただきました。ただといたしまして、先ほどの小川部長のほうの御答弁の中に庁内組織も同部会に参加するという、このくだりが非常に私の中では気になっているところなのです。こういう参加をしていくということではなくて、やはり民間組織と一緒に、要するに交流人口の拡大という視点に立っての合宿誘致ということになるわけですから、これは行政としてしっかりした計画を持って、そして民間の考え方もしっかりその中に取り入

れて、そしてともにどちらかが主導するとかということではなくて、協働で名寄のまちづくり、要するに市長がおっしゃっていますオール名寄ということでしたらしっかりと合宿の里づくりと今の段階で言っているのかどうか分かりませんが、そこまで至っていないというお話ですけれども、この里づくりに向けて鋭意努力をしていただきたいというふうに思っています。よろしく願います。

それから次に、ジュニアオリンピックの関係ですけれども、体制を整えるために今いろいろ情報を受けて、そしてしっかり整えるように鋭意努力しているということですので、規模を聞きますと700人の方たちが名寄にお越しになるというふうなことであれば、名寄市の旅館、ホテル等々の宿泊キャパを考えるともうそれでいっぱい。誰も名寄に泊まっていなければ全ての方を受け入れることはできるけれども、そうでなければできないわけですから、もっと実態を把握をし、どれくらいの受け入れキャパがあるのか、足りない部分についてはどうするのか、そのぐらいも含めてしっかりと情勢分析というのをさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

農業行政についてですけれども、この農業振興に関しての部分でありますけれども、農業・農村振興計画、前期が終わって後期に入っています。後期に入っている中でこの計画というのはこれから非常に厳しい状況が情勢変化によって起こり得るというふうなことです。やはり農家の方たちの農業の羅針盤的な役割になるというふうに思いますので、いろんな農業機関、そして農家の方々、青年も含めて皆さんで話し合っ、そしてつくってきたということですので、これはもうしっかりしたものに万全な対策を講じていただいて、鋭意進めていただきたいというふうに思います。

それから、単独補助の関係については、それな

りに見直すというふうなことも考えているということですので、しっかりと農業者の使い勝手のいいこの事業にやはり見直しをしながら、足腰の強い農業に向かっていけるような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。

それから、駆け足で済みません。食育推進でありますけれども、私はしつこいといいたいでしょうか、食は人の生命と健康を担う源として極めて重要だというふうに思っています、やはり先ほどのお話、検証したというふうな部分、取り組みもいろいろ聞きましたけれども、第1次計画のときに既にそれを行われていたと。それが拡大している部分としてはあると思いますけれども、実際にはそういう内容ではないかなというふうに思っています。したがって、推進委員さんがいると思うのですけれども、その中で年に2回なり3回なりお集まりをいただいて、食育推進にかかわる検証をし、そして見直しをするなりなんなりというふうな形で進めていくと思うのですけれども、これはちょっと提言といいたいでしょうか、かかわる分野としては市民の健康を守る部分と、それから学校教育という部分と、それから地産地消といいたいでしょうか、農業の関係、大きくそういうふうに分かれると思うのです。したがって、そういうふうな3つの部会組織をして、大きくですけれども、4つになるかわかりませんが、そんな中で個々に検証をしながら進めていくと。名寄の要するに食育が進んでいるなど。もう本当子供たち、先ほどの高野議員でも話もありましたけれども、早寝早起き朝御飯、これ大事な部分であります。朝御飯をしっかり食べると脳が活性化する。あくびが出ない。勉強に集中できるというふうなことから、しっかりとこういう対策を講じていっていただきたいと思います。

それから、次はもっともち米プロジェクトの関係についてお聞きをしたいと思います、以前にもお話があったと思いますが、名寄市内にお米が売られているというふうな部分でいうと、名寄の

お米が売られていないといひましようか、そういう状況があります。確かにホクレンさんは北海道産米という表示でありますし、旭川食糧は風連町はくちょうもち、そして風連の特産館の風連のお米というふうな形で、道北なよろといひましようか、名寄産というような形の表示のお米はどこにも見当たりません。これは、合併する前にモチ組合というのがあります、そこでつくったゆきわらべという名寄産のモチの1キロ詰めとか5キロとかあるのですけれども、そういうのがあります。したがって、そういうものがしっかり店頭と並ぶように何か対策を講じていただきたいというふうに思ひましようし、それから今回の対策については日本一のモチ米の里名寄というふうなことでありますから、名寄をPRするというふうな部分で、私ちょっと昔携わったこともあるので、考えてみましたら、まず雪冷貯蔵庫、ゆきわらべという雪冷貯蔵庫でしっかり保管されているのです。ここで保管されているのは、冬の雪を倉庫に入れて、そしてその冷熱を使って保存をすると、食味で一番いいのは室温5度、それから湿度75%、それにしっかり保つような施設になっておりまして、この雪というのはCO₂を吸収する役割があるのです。したがって、クリーンな空気が、この空気のもとで保存をされるというふうなことになるから、これはもう今タイムリーなキーワードになっているのかなというふうに思ひましよう。こういうふうなことを盛り込んでいただくなり、日本一の作付面積を誇る名寄の米どころというふうなところでありますけれども、ぴんとこないで、例えば東京ドームに換算すると何ぼになるかと計算しましたら648個分、面積にして3,029.7ヘクタールの面積で作付されているということですので、こんな東京ドームで648個の広いところで作られている名寄のモチ米なのだということをしかりPRをしていただきたいというふうに思ひましよう。

それと、私日本一ですから、名寄で何とかモチ

米サミットといひましようか、できないものかというふうなものは考えてはいたのですけれども、先ほど市内と市外に分けての今年度の取り組みというふうな部分であります、そういうふうなことの考え方、将来に向けての部分でもよろしいので、お答えをいただきたいと思ひましよう。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部次長。

○経済部次長（川田弘志君） モチ米サミット等の市外向けというか、取り組みについては、この事業の中でも位置づけをさせていただいてまして、準備作業に取りかかろうということと考えてござひましよう。その中身については、全国版なのか全道版なのか、さまざまな考え方があるかと思ひましようので、今年度準備作業として考え方をまとめる期間として位置づけて取り組みをさせていただきたいと思ひましよう。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○3番（塩田昌彦議員） わかりました。そういうことでやはり日本一ですから、ここから発信をしていくというのは非常に大事なことだというふうに思ひましようので、どうぞよろしくお願ひいたします。

時間もありませんので、それでは最後に新名寄市行財政改革推進計画の部分についてでありますけれども、1点だけパブリックコメントについてなのですけれども、検証を踏まえ今後どのように推進していくのかお知らせいただきたいと思ひましよう。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今パブリックコメントの今後の取り組みについてということで御質問いただきました。先ほど述べたようにいろいろと私どもも工夫をしてきていますのですけれども、現状の活用状況については必ずしも十分でないという、そういった認識をさせていただいてましようのでござひましよう。他の自治体でも同様の課題を抱えている状況にあるというふうに伺ひましようし

て、速やかに有効な手段というのについては現段階でまだ持ち合わせていないという状況でございますけれども、昨日の大石議員の代表質問の中でも御指摘等いただいているところもありますので、そこも含めて引き続き制度の調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。また、パブリックコメントは市民参加の手法の一つということでもありますので、公聴会ですとか説明会などほかの手法もあわせて市民の皆様からは御意見をいただき、連携、協力を図っていきたいと考えてございますので、御理解をいただければと思います。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

署名議員 大 石 健 二

○3番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

28年から始まる合併算定がえの影響も含めて歳入が地方交付税減額されるというふうなこともあり、この名寄市にとっての財政運営というのは厳しさを増していくのかなというふうに思っています。そんな中で今回職員が話し合った中での76項目にわたっての取り組みというふうな部分でありますので、しっかりこの取り組みを行っていただき、今行財政の苦しい名寄市の立場でありませうけれども、何とかこれをしっかりクリアしていけるような形に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

平成26年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年6月19日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏
書記 山 崎 直 文
書記 鷺 見 良 子
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君
副市長 佐々木 雅 之 君
副市長 久 保 和 幸 君
教育長 小 野 浩 一 君
総務部長 白 田 進 君
環境生活課長 伊 賀 和 彦 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経済部次長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教育部長 小 川 勇 人 君
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
営業戦略室長 常 本 史 之 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 山 崎 真 理 子 君
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 高 野 美 枝 子 議員
3番 塩 田 昌 彦 議員
4番 山 田 典 幸 議員
5番 竹 中 憲 之 議員
6番 佐 藤 靖 議員
7番 奥 村 英 俊 議員
8番 上 松 直 美 議員
9番 大 石 健 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 川 口 京 二 議員
12番 佐々木 寿 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
18番 駒 津 喜 一 議員
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 高野 美枝子 議員

20番 東 千春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

（仮称）市民ホールと名寄市の文化度向上の取り組みについて外3件を、佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

最初に、（仮称）市民ホールと名寄市の文化度向上の取り組みについてであります。「知性と感性をみがき、こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、希望に輝くまちをつくります」、これは御案内のとおり名寄市民憲章に盛り込まれ、名寄市のさまざまな文化の進展を目指す言葉ですが、教育委員会にかかわる文化拠点施設として期待される（仮称）市民ホールが平成27年5月のオープンに向け取り組まれています。同ホールについて小野教育長は、今年度の教育行政執行方針の中で、今後は文化、芸術の拠点として、また市民のコミュニティーの醸成の場として、市民や利用される団体などの意見を伺いながら、利用しやすく、効率的な管理運営方法の検討と運営体制や条例などの整備に取り組んでまいりますと述べられました。運営手法も確かに大切なものでありますが、（仮

称）市民ホールを名寄市の文化の拠点施設としてどう生かし、名寄の文化度、市民の文化度をどう高めていくかという目的、目標を持つことも重要な鍵と考えます。

そこで、4点についてお伺いします。1点目は、（仮称）市民ホールのオープンまで1年を切りましたが、文化の拠点施設誕生に向け、市、そして市民の文化度向上策をどうされようとしているのか。2点目は、名寄の児童生徒育成の基本である確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知育、徳育、体育を推進することは市教育委員会の目標であるとも考えますが、このうち徳育向上における（仮称）市民ホールの役割についてどうお考えになっているのか。さらに、教育都市宣言でうたわれる豊かな心と知性を育むための同ホールの役割、加えて市内の児童生徒の情操教育進展に同ホールの完成を生かそうとしているのかについて改めて小野教育長の考え方、姿勢をお伺いします。

次に、遊休地の管理についてお伺いします。今年度をもって市の公共施設建設計画などを実現するため、土地を先行取得してきた名寄市土地開発公社が解散となります。本来であれば同公社が保有してきた土地は、民間を中心に売却することが理想でありましたが、残念ながらその多くは市が取得し、所有することとなりました。しかし、市は人口減少、少子高齢化、さらに市町合併により既に遊休地化したまま保有している土地も少なく、今後は管理のあり方が問われることとなることが懸念されます。

そこで、端的にお伺いします。市有、民有を問わず空き地となっている場所の管理実態をどう把握されているのか。さらに、市民からの苦情状況及び市街地区の深名線跡地を含めた今後の対応についてのお考えをお伺いします。

市では、現在空き家対策条例の検討が進んでいますが、この際先進市に倣い、空き地、特に雑草などの除去に焦点を絞った条例を制定し、市内の

環境保全に努めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、名寄市立総合病院の今後についてお伺いします。同病院では、ことし3月末をもって5階病棟を休床し、地域包括ケア病棟の新設を目指していましたが、まず現状と見通しについてお伺いします。

また、精神科病棟の完成オープンにより診療科の移転もあって、患者にとって同病院は一種複雑化した印象も否めません。事実検査場所の表示がわかりづらいなどの声は高齢者を中心に依然根強いものがあります。改めて患者側の目線での院内表示のあり方について再点検をする必要があると考えますが、御見解をお伺いします。

さらに、内科外来では血圧を測定してから診察を受けることが義務化していますが、血圧器の設置場所が低く、腹部を圧迫した状態で測定するケースもあり、設置場所の改善が必要と考えます。また、各外来診療科前には診療順番表示がありますが、ここ数年は使用されておらず、担当医師がマイクで患者を診察室に誘導しているのが実態です。しかし、患者のコールは1回のみであり、聞き逃すと後に回されるため、1人で受診する患者は名前が呼ばれるまでトイレにも行けない状況があります。患者に優しい病院であり続けるため、一定の改善が必要と考えますが、御見解をお伺いします。

最後に、名寄市立大学の国際交流についてお伺いします。まず、現在設置されている国際交流センターの現状と役割についてお知らせください。

同大学は、御案内のとおり日本最北の公立大学であります。また、名寄市はカナダオンタリオ州カワーサレイクス市リンゼイ地区、ロシアサハリン州ドーリンスク市と姉妹交流都市提携を結んでいるのを初め、近年は韓国、中国、台湾とも行政、市民レベルで交流が続いています。公立大学としての国際交流のあり方及び近隣諸国の学生受け入れの可能性についての見解をお伺いし、この場か

らの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） おはようございます。

1点目、（仮称）市民ホールと名寄市の文化度向上の取り組みについては私から、2点目、遊休地の管理については総務部長から、3点目、名寄市立総合病院の今後については病院事務部長から、4点目の名寄市立大学の国際交流につきましてもは大学事務局長からお答えいたします。

最初に、文化度の向上策について申し上げます。（仮称）市民ホールを利用しての文化度の向上策につきましてもは、市民のコミュニティ醸成の場の充実と質の高い舞台芸術の鑑賞の機会の提供の2つの視点が必要であると考えております。まず、1点目の市民のコミュニティ醸成の場の充実についてであります。市民ホールが与えられた役割の一つに市民のコミュニティ醸成の場があります。名寄の文化度の向上は、まさしくこの市民コミュニティ醸成の場の充実にあると考えております。そのためにも市民待望の施設として日々活用され、多くの方々が集う施設とするために文化芸術振興事業や生涯学習、公民館の事業、貸し館事業などに取り組んでまいります。また、新しい機能として多世代交流スペースも設けたことから、子育ての世代の皆さんにも積極的に活用していただきたいと思っております。このほか舞台芸術の鑑賞の機会の提供や市民参加型の事業なども含め、多くの方々の利用を促し、文化芸術を中心としたコミュニティの醸成に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、質の高い舞台芸術鑑賞の機会の提供についてでございます。（仮称）市民ホールは、音楽を中心とした多目的なホールとして位置づけられております。また、ホールは開館から3年間で施設としての格付が決まると言われております。このため実演、芸術家等の皆様にも一定の認知をいただけるよう舞台芸術事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上、2つの視点を基本として、名寄の文化度を高めてまいりたいと考えております。

次に、徳育向上における市民ホールの役割についてお答えいたします。教育基本法では、教育の目的を人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成と定めております。そして、教育の目標を知、徳、体の調和のとれた発達を基本に自主自律の精神や自他の敬愛と協力を重んずる態度、自然や環境を大切にす態度、日本の伝統文化を尊重し、国際社会に生きる日本人としての態度の養成と定めております。こうした教育基本法の規定も踏まえると、徳育は社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成の営みであり、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな体を育むという知、徳、体の調和のある人格の完成を目指す教育の根幹を担うものであると言えます。徳育の向上を図るためには、学校、家庭、地域社会の3者がそれぞれの役割を果たすことが大切であります。とりわけ地域社会に存在する（仮称）市民ホールは、さまざまな人々や集団、多様な文化に触れ、活動しながら、人格を形成していく場として重要であります。（仮称）市民ホールにおける文化芸術を推進する理念は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、人々に感動や安らぎをもたらすとともに、生きる力を育むものであります。また、活発な文化活動は地域の人々の結びつきや郷土愛を育み、活力ある地域社会の形成に資するものであります。これは、まさしく徳育の狙いと合致するものであり、生涯を通して文化芸術にかかわることにより、人々は幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を高めていくことができると考えます。したがって、幼児期においては芸術に触れる機会の充実、少年期においては芸術鑑賞機会の充実、青年期においては伝統芸能や文化財の伝承、保存を行う団体活動への参加の促進、成人期においてはすぐれた芸術や文化に接する機会や文化活動の発表の機会の

充実、高齢期においては学習成果を発表する機会の充実と文化活動などへの参加の促進を図ることなどが求められます。そのためにも今後幼稚園、保育所、学校、関係機関、団体等との連携を図りながら、市民が生涯を通して文化芸術活動に取り組み、一人一人の人格形成を支援するような役割を担う市民ホールを目指してまいりたいと思いません。

続きまして、教育都市宣言の名寄市における市民ホールの役割についてであります。宣言では、「私たちは、北・北海道で唯一の公立大学を持つまちとして、幼児教育から大学教育までの連携のもと学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたっていきいきと学ぶため、ここに「教育都市」を宣言します」とうたっております。この教育都市宣言の目標に迫るためには、例えば（仮称）市民ホールにおいて小中学校の音楽発表会を開催し、幼稚園や保育所の子供たちを招いて鑑賞してもらい取り組みや高校生、大学生による中学生への吹奏楽の指導や合同アンサンブルの開催、また小中学生を対象に地域の人材を活用して、和楽器の指導や鑑賞会などが考えられます。このように（仮称）市民ホールにおいて異校種間の連携や交流による取り組みなどを通して子供たちや市民の皆様が芸術文化に触れることにより、教育都市宣言の目標の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、市民ホールの完成を児童生徒の情操教育進展にどう生かすかについてお答えいたします。情操とは、美しいものやすぐれたものに接して感動する情感豊かな心のことであります。学校教育において児童生徒の豊かな情操は、主に音楽や図工、美術などの教科の学習の成果を発表し合い、鑑賞したり、文化芸術に親しんだりする文化的行事の中で養われます。文化的行事の狙いは、児童生徒が学校生活を楽しく豊かなものにするため、互いに努力を認めながら協力して美しいもの、よりよいものをつくり出し、互いに発表し合うこと

で自他のよさを見つけ合う喜びを感得するとともに、自己の成長を振り返り、自己を一層伸長させようとする向上の意欲を高めることであります。また、美しいものやすぐれたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化に触れることによって豊かな情操を養うとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しんでいく態度や能力を育てることであります。このような文化的行事の狙いを達成するためには、文化芸術の発表や鑑賞のためのすぐれた機能を有する（仮称）市民ホールを活用していくことが極めて有効であると考えております。市民ホールを活用して行うことができる文化的行事として考えられるものには、児童生徒が各教科などにおける日ごろの学習や活動の成果を総合的に発展させ、発表し合い、互いに鑑賞する行事、例えば学芸会や文化祭、学習発表会、合唱祭、作品発表会などがあります。また、外部の文化的な作品や催し物を鑑賞するなどの行事、例えば音楽鑑賞会、映画や演劇の鑑賞会、伝統芸能等の鑑賞会や講演会などがあります。

なお、各学校が（仮称）市民ホールを効果的に活用し、児童生徒の豊かな情操を育てるためには、次のような点を工夫していくことも大切と考えております。1点目は、日ごろの学習活動の成果の発表を通して各教科などで学習した知識や技能をさらに深めさせるとともに、発表する能力を育てたり、他者の発表等を見たり、聞いたりする際の望ましい態度を養うことであります。

2点目は、日常のさまざまな文化的な活動を通して、個性を伸ばし、自主性、創造性を高めるとともに、目的に向かい、協力してやり遂げることにより成就感や連帯感を味わい、責任感と協力の態度を養うことであります。また、異学年の相互の交流を図りながら、学校独自の文化と伝統を継承し、特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒の学習活動の成果を学校の内外で発表することにより、家庭や地域の人々との交流を深め、学校への理解と協力を促進する機会とすることで

あります。

3点目は、本物の文化や芸術に直接触れる体験を通して情操を高め、豊かな教養の育成に資するとともに、生涯にわたって文化や芸術に親しんだり、集団や社会の一員として伝統文化の継承に寄与しようとしたりする態度を育むことでございます。

以上、（仮称）市民ホールを児童生徒の情操教育進展に生かす方向性について申し上げました。今後児童生徒の情操を高めるために、（仮称）市民ホールの一層効果的な活用のあり方などについて名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育資源等の活用に関する研究グループにおいて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私のほうからは、大項目2、遊休地の管理について申し上げます。

まず、小項目の1、市有、民有を問わず空き地の管理実態についてでございますが、市の遊休地の処分に向けましては、本年2月に広報及び市ホームページに21件、8万2,410平方メートルを公開しまして、個人や業者などから数件の問い合わせをいただくなど一定の反響をいただいたところでございます。このことから、5月にも広報、市ホームページに6件、約3,150平方メートルを掲載しまして、公募、公売を進めてきたところでございます。照会はありましたが、契約には至っていない状況にあります。今後とも貸し付けを含めて早期処分に努めるとともに、その管理に当たっては財産台帳での管理を基本としながら、必要に応じて現地確認を行い、例年6月中旬から7月上旬にかけまして定期的な草刈りのほか、随時の対応も含めながら適正管理に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、民有地における遊休地の実態についてでございますが、民有地の管理につきましては地権者等の自主管理が基本でございまして、この間広

報紙等を活用しまして近隣住民の生活環境に害を及ぼさぬよう注意喚起等を行ってきております。当該地の管理実態につきましては、十分把握していないのが実態でございます。

次に、市民からの苦情についてでございますが、年間3件から4件程度苦情がございまして、その都度事案に応じて現地を確認の上、地権者等に対しまして文書や戸別訪問等により適正管理を促し、改善が図られるよう取り組んできているところでございます。

なお、以前に苦情があった事案等につきましては、その後も巡視等を行い、状況の把握に努めてきているところでございます。

次に、市街地区の旧深名線跡地を含めた今後の対応についてでございますが、東8号より東の区域につきましては、緑地としての貸し付けや社会貢献による奉仕活動などの御協力をいただきながら、管理を行っているところでございます。また、名寄中学校から天塩川までの区間につきましては、ごみが捨てられているとの苦情がございましたので、天塩川築堤と遊水地側の取り付け道路にバリケードを設け、さらには草刈りを行い、見通しを確保することによって改善を図ってきているところでございます。また、その先に民有地がございしますが、ここについては苦情等把握しておりませんので、現地を把握の上、所有者に対して改善を促してまいりたいと考えております。

次に、条例化についてでございますが、空き地の管理につきましては市内に在住していない所有者不明の物件などがあり、地域の住環境へのさまざまな悪影響を危惧しているところでございます。空き地対策に関する条例化につきましては、今後どのような物件があるか、町内会と連携を図りながら実態を把握し、環境保全に関する条例を制定している先進地の事例を参考としながら、制定に向けて調査研究が必要と考えているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院の今後についてお答えをいたします。

初めに、地域包括ケア病棟の新設に関しまして、現状と見通しなどについて申し上げます。市立病院では、一般科300床に対する看護基準7対1を昨年8月に取得し、患者さんが安心して入院生活を送れるよう診療科別に7つの病棟でそれぞれ患者さんの立場に立った医療、看護を提供してまいりました。しかしながら、1つとして在院日数の短縮による病床稼働率の減少、2つとして病床機能の分化による地域包括ケア病棟の設置準備、3つとして夜勤可能看護師の減少などによりまして、ことしの4月からおおむね4カ月間の予定で5階西病棟を一時休床しております。国は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、病院、病床機能の分化、強化と連携、在宅医療の充実などを重点的に行い、医療、介護、予防、生活支援サービスなどが身近な地域で包括的に確保される体制として、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを早急に進めていくこととしております。今年度の診療報酬改定におきましても全国の病院で過剰となっている7対1看護基準の病床数を減らし、地域包括ケア病棟への移行を促す内容となっております。このような状況を考えると、休床している5階西病棟を地域包括ケア病棟として再開することが地域住民や患者さんの利益となり、現時点で病院の収益向上にも寄与すると言えます。地域包括ケア病棟の設置条件としては、在宅復帰率が70%以上、リハビリが必要な患者は1日2単位、40分以上のリハビリを行うことなどの要件があることから、現在院内において対象患者の選定などについて協議を行うとともに、運用開始に向けて準備を進めているところであります。5階西病棟は、現在休床中のため、1カ月間の運用実績が必要となることから、

運用開始は8月1日から行い、地域包括ケア病棟としての施設基準の取得は9月1日からを予定しております。

なお、8月の運用開始は20床程度からスタートをして当面25床から30床程度での運用を考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、患者から見た病院環境の改善などについてお答えをいたします。院内表示につきましては、これまでもわかりやすい案内図の作成や各検査室受付窓口へのイラスト表示、さらには病院職員の積極的な声かけなどにより院内迷子をなくす取り組みを行ってまいりました。新館のオープン後は、眼科、麻酔科、心療内科、精神科の移転により多くの患者さんが迷う状況にありましたが、エントランスコリドーで迷っている患者さんには病院職員が声をかけて案内するとともに、総合案内による受診科までの案内、受付窓口では案内図による説明、さらに状況を見ながら案内掲示をふやすなどの取り組みを実施してまいりました。今後の取り組みといたしましては、本館外来の再編工事を7月から来年1月ごろまでを予定しております、完成後に改めて院内全体の案内掲示について改善をしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、外来における患者コールにつきましては、循環器、呼吸器、消化器、糖尿病代謝内科の各外来窓口では現在どの予約時間の受診をしているかの表示をしているところでありますが、トイレや売店等に行くために外来待合を離れたくても離れられない状況の改善につきましては、待合を離れるときには外来受付に声をかけていただくよう案内掲示し、後回しにならないような対応を実施してまいりたいと考えております。

また、自動血圧測定器につきましては、高さの異なる2台を設置しておりますが、患者さん個々でちょうどよい高さというのは異なることから、御意見等をお聞きしながら、必要があれば設置台を変更してまいりますので、御理解をお願いいた

します。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大項目の4、名寄市立大学の国際交流について申し上げます。

本学の国際交流センターは、学生及び学術の国際交流を目的に平成20年に開設され、カナダ国籍、韓国籍、中国国籍の外国人3名を含む7人の教員から成る運営委員会により運営されております。名寄市立大学は、2007年、平成19年に大韓民国東国大学校慶州キャンパスと教職員及び学生の国際交流、相互交流などを行うこととして学術交流協定を締結しております。市立大学では、毎年4月に新入生ガイダンスにおいて名寄市立大学と提携関係がございます東国大学との国際交流について説明をし、現在まで夏期短期韓国語研修に21名、長期韓国語研修に6名の本学の学生を送り出してまいりました。また、東国大学からは冬期日本語研修に22名の学生を受け入れてまいりました。

また、平成24年7月には英語圏でありますカナダブリティッシュコロンビア州に所在しますニューカレドニアカレッジとの間で交流に関する覚書提携を行いました。具体的な派遣プログラム、交流プログラムの構築までには至ってございません。

昨年11月に本学と学科構成、学生数が近い大韓民国蔚山市に所在いたします春海保健大学校から訪問団の来学がございました。ことし4月には春海保健大学校からの正式な招待を受け、青木学長を含む3名の教員が訪韓し、友好を深めてまいりました。今後は、カナダ、韓国の学生及び教員との新たな交流が期待されるところでございます。

次に、本学の国際交流の考え方及び近隣諸国の学生の受け入れの可能性についての御質問でございますが、学則第59条では「学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、

本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる」と規定されております。開学からこれまでの間、外国人留学生の受け入れにつきましては具体的な検討を行った経過はございません。しかしながら、国の第2期教育振興基本計画及び昨年5月に出されました教育再生実行会議の第3次提言の「これからの大学教育等の在り方について」では、外国語教育、それから双方向の留学生交流、国際交流、大学等の国際化などのグローバル人材の育成に向けた取り組みの強化やグローバル化に対応した教育環境づくりを進めることとしております。本学においても語学研修生の交換などによります交流を基盤として、今後は留学生としての送り出しとあわせて外国人留学生の受け入れに関する学内の諸制度の整備等について検討を始める時期に来ているものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただき、基本的姿勢がわかりましたけれども、さらに議論を深めるために再質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず教育委員会関係、教育長にお伺いしておきます。

教育長がおっしゃっている教育施策上の（仮称）市民ホールの目指す姿というのは、まさに理想の姿だというふうに認識はさせていただきたいというふうに思いますけれども、文化度ということというのは非常に難しい解釈があり、私もいろいろ調べましたけれども、文化度が高い地域というのはその地域に生活している人がどれだけ文化、いわゆる趣味や余暇に関心を向け、時間やお金をかけているか、生活優先順位をつけたとき、文化がどれだけ優先されるか、これが文化度だという見識もあります。また、地域の文化をつくるというのは地域の中に文化に触れる環境を整え、文化の担い手を育てる、これは教育長がおっしゃっている教育行政執行上の今おっしゃったことが地域

の文化を育てるという意味では適応しているというふうに認識はいたしますけれども、前段申し上げた文化度が高い地域という見識でいえば1つ教育長として名寄に着任されて時間も経過しておりますけれども、名寄市の教育、特に文化面についてはどういう状況、実態というふうにお捉えになっているかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御質問ありました文化度にかかわってでございますけれども、私が3年前に名寄に赴任いたしました。名寄に赴任してきて間もなく、名寄市の文化協会の方々が私を訪れていただきまして、名寄の文化活動のこれまでの歩みですとか、文化団体等の活動の状況についてお話しする機会を得ました。そのときのお話を含めて、私が名寄の文化に対してどう考えているかということについてちょっとお話ししてみたいなと思うのですが、そのときに名寄市の教育文化については、実は大きな進む時期がありまして、昭和30年代に入ったときに名寄女子短期大学が開設したと。その後文化協会、これも設立できた。この間先人たちが名寄の未来に夢を託して郷土の発展を願いながら、名寄市の文化、教育の振興に力を注いできたのだという、そんな話をいただきました。とりわけ文化面におきましては、五十数年前から各種団体の方々が集まって文化協会を発足させて以来、文芸や芸能、学術などの裾野を広げて現在結成されているサークル活動につながっているのだというお話でございました。しかし、一方で課題も出ておりまして、本市の歴史ある文化活動も現在高齢化、それから少子化の影響を受けまして指導員や会員の減少などさまざまな課題を抱えているのだというお話をいただき、私もそう認識しているところでございます。ただ、私としては、このような状況の中でこのたび（仮称）市民ホールが誕生するということは、市民の文化に対する意識の高揚というのはもちろんですが、文化度、文化活動をさらに発展させる

絶好のチャンスだと捉えているところでございます。市民の皆さんも同様な考えを持っているのではないかなと思いますので、そんな視点から名寄市の文化度の向上を上げるために努力してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 教育長にお伺いしているのは、私も過去拠点という言葉はいろいろ聞きました。昔でいえば市民会館ができたときも文化の拠点、労働行政の拠点から文化の拠点に変わったと。文化ホールができたときも文化の拠点ができたという話がされました。ところが、一方ではやはりそれは拠点というのはなかなか得なかったというのが実態としてあるというふうに認識しております。やはり拠点ということが出来る、今回の施設もそうでありますけれども、（仮称）市民ホールをつくるときにもつくるのが目的ではなくて使うことが目的ではないかという議論を当初この議会でも大分させていただきました。使うためにどういう施設であるべきかというものが先行して、いわゆるソフトが先行してハードが追いつくということになるのが理想ではないかということをやりましたけれども、結果的にはハードが先行してソフトが追いつけないという状況になっている。ただ、今教育長がおっしゃっていただいた小中学生あるいは芸術性の高い芸術、それはそのとおり進めていただくことが拠点になり得るというふうには思いますけれども、一方ではやはり社会人、特に高齢者を含めた一般の方々はどうあの施設を生かしているのかと。質の高い芸術を見ること自体もなかなか今の年金生活の中ではつらい。あるいは、財政的にもそこに支援できるかということになると難しいということになってくると、それではなくて違う目的をやはり市民の方が持つ。それは、1年に1回あの舞台に立とうではないかという意欲だというふうに思います。そういう意味では、町内会ではそれぞれカラオケ会があったり、いろいろな文化活動をしているグルー

プもありますので、そういう人たちが1年に1回ひのき舞台に立とうと言ったらヒノキではないみたいでありますので、ひのき舞台とは言い切れないかもしれませんが、あの舞台に立とうという動きも教育長がおっしゃる小中学校を含めた教育行政上の施策の展開と一方、質の高い芸術ともう一つは生涯学習上の状況、あるいはほかの庁内の横断的なセクション、企画でいえば町内会がそうでありますし、幼稚園、保育所といえども未来課がそうなのかもしれない。そういう横断的に生涯学習の中であの施設を使っていこうという意識づけも大切というふうに私は思いますけれども、教育長の見解をお伺いしておきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今議員御指摘の年に1度は市民ホールの舞台に立つ取り組みということでございます。これは、小中学生のみではなくて高齢者も含めた取り組みについてでございますが、市民の皆様にとって市民ホールをかけがえのない存在にしていくためにはとても大切な取り組みであると私も考えているところでございます。この実現に向けましては、まず市民の皆様には市民ホールに目を向けていただき、足を運んでいただけるような、そんな多世代交流ホールやホワイエギャラリー、それから常設展示できるスペース等の有効な活用でありますとか、市民の皆様の興味、関心やニーズ等に応じたさまざまな催し物や展示会等の工夫など、館のみではなくて館の内外を含めて気軽に出入りできるような環境づくりを進めていきたいなど、そんなふうに考えているところでございます。

また、ちょっと幼稚園、保育所の話になりますけれども、幼稚園、保育所、各学校、それから文化団体や町内会の皆様には、もちろん年に1度は（仮称）市民ホールの舞台に立って日ごろのさまざまな取り組みの成果を発表していただくという、そういう機会もお願いしてまいりたいと考えておりました。

以上申し上げましたけれども、一人一人の市民が年に1度舞台に立つというのは大変大きな目標でございますけれども、各学校、文化団体等に働きかけまして、その目標を目指して頑張っていきたいなど、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） この年に1度の、おとといの代表質問の中でも東議員も非常に危惧というか、指摘をされておりました。やはり近隣を含め、いろんな市民ホール、この種のホールが士別もあり、美深もあり、下川もそうかも、近くへ行けば旭川もそうかもしれません。その中で名寄の市民ホールがどういう立ち位置をつけるのかというのは、私は大切だと。質の高い芸術は、それはもちろんだけれども、正直言って札幌や旭川にはかなわないというのは当たり前話でありますので、名寄の市民ホールは何がメインかという、やはり市民の皆さんが年に1回あの舞台を気軽に利用できる、気軽に使えるという環境をどう整えるか。そのための条例整備も必要だというふうには思います。そういう意味では、教育長も基本的に考え方は変わらないと思いますので、いずれ出されるでしょう市民ホールの条例案を楽しみに待ちたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、遊休地の関係ですけれども、どうも白田部長の説明の中では実態を把握していないという言葉が非常に多いという認識がありますし、苦情が年三、四件というのはどこの。市、庁内全体の組織の中で三、四件という意識なのですか、それとも総務部だけで三、四件という。例えば建設水道部も管理しているものがあると思う。企画の中に来ているのもあるし、生活環境に来ているものもあるかもしれない。それ全部で三、四件というのは非常に少ない感じがするのだけれども、この実態でよろしいということで理解していいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、実態について、市有地については当然市の土地でございますので、そこについては巡視等もしながら、あるいは財産台帳を基本にししながら把握をしているということでもありますけれども、民有地につきましては先ほども申しましたように基本的には地権者等が自主的に管理をするということでございますので、市民の皆様からお声があったときには行政も現地確認等してございますけれども、十分実態を把握していないというような状況であります。

また、三、四件の苦情につきましては、これにつきましては市民の皆様からということで、総体として三、四件程度あるということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 実態をしっかり把握していれば、もっと行動が早いのではないかと認識があります。例えば御説明にあった深名線の跡地、8号通から東については緑地化して、名寄から、それから天塩川まではごみが捨てられている。不法投棄があったので、バリケードだとか看板だとか見通しをよくしています。これは、抜本対策にならないのです。現地を把握して改善に向けてというけれども、これは何年もこの状況続いているのです。投げられて、そのたびに町内会から行政に電話が入って一緒に片づけて、次の年もまたあるから、もうそこは一回そういう場所になってしまうと、常にそこに物は投げられるという状況がある。これを打ち破るのが条例化ということです。昔は、これ条例はなかなか一方では憲法で財産権の不可侵というのが定められておりますので、これが影響してできないということでありましたけれども、これは最高裁の判例で奈良県のため池条例事件判決というのがあって、少なくとも災害防止上の必要がある場合には財産権の行使を条例で規制することは認めるという判断が出ているわけでありまして。ところが、名寄の実態は、深名線もそうです。空き地もそうでありますけれ

ども、毎年草刈りはしますといっても草も伸びてきて、また伸びてきてから刈るのではなく、そこにどうやって対応を事前にするかということをしつかりやっぱり条例で定めると。こういうことがあるほうがいい。条例も雑草繁茂対応型というのと総合管理型という2つの方式があるみたいで、名寄の実態からいえば雑草繁茂対応型、これはもう宇治市では既に条例化をして進めているものがありますので、地域の住民生活に大きな影響を与えるような状況を少しでも早く改善をして、毎年この問題は出てくるわけでありますので、私は早急な現状把握と対応が必要だと。例えば空き家条例もそうでありますけれども、検討はしているけれども、国の制度が云々ではなく、名寄の実態としては空き家もそう。空き家条例をつくったら必ず空き家を潰して、後は空き地になるわけでありますから、そのときに空き地の対応も同時並行的に進めると。それは、国の制度に合うよりも名寄の実態、市民生活に合うものでなかったら何の効力性もないと、効果性もないというふうに思いますけれども、改めて認識をお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 伊賀環境生活課長。

○環境生活課長（伊賀和彦君） 空き地の管理についてですけれども、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の第8条に空き地の管理という規定がうたわれておまして、土地の所有者はその土地が空き地の場合は草刈りを行う等清潔に保たなければならないと。草刈りを行って適正な空き地の管理をしなければならないというふうに所有者の責務がうたわれております。苦情等に対しては、先ほど総務部長からも答弁ありましたように、今まで指導とか文書等によりおおむね解決をしてきておりますけれども、ただ今後議員言われるように将来空き地がふえていくというようなことも懸念をされているわけであります。それに伴って管理の低下した空き地がふえまして、管理が行き届いていないというような、市街地にそういった空き地の空洞化が進むというような状況も想定さ

れるということでは、空き家対策と並行して空き地の対策も進めて、今後他市の条例を参考に研究をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 今伊賀課長のほうからお話がありましたけれども、所有者の責任をうたっているといってもその成果がないわけでしょう。だから、既に先進地では条例を決めて管理者が、市長は管理者が指導、助言に従わない場合は措置命令及び代執行ができることを規定している。罰則規定は総合管理型でないとなかなか難しいみたいでありますけれども、やっぱり効果が出なかったらならないというふうに思います。例えば先ほど言った深名線の跡地のところも不法投棄があったからとそのものを町内会住民や近隣の人が動かしたら、今度動かした人が不法投棄したというふうになるわけです。そうさせないようにどうするかということであると、その管理をしつかり対応するというのが一番だというふうに思いますし、やっぱり空き地の草というのは生えたとそこに害虫が発生して、近隣に農地があります。そこにまで行くと。ある意味では、キタキツネやタヌキのすみかにもなってしまうということからすると、早目、早目の対応をしていなければいけないということでもありますので、もっと積極的に条例化を含めた実態把握と検討が必要だと思いますけれども、佐々木副市長が所管の副市長でありますので、御見解をお伺いしておきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） これまで市街地のところに対する空き家、空き地対策の関係については、それぞれ取り組んできたというふうに考えていますけれども、今議員のおっしゃる地域については、住宅が郊外に延びている地域と農村の農地の接合部分というところに広大な空き地があって、そこが地域の皆さん方に変な御迷惑をかけているということについて、こういう状況については

正直な話なかなか認識が十分でなかったのかと改めて反省はしております。町中における空き家対策も大変重要ですが、そういう農村地域と住宅地域の接合している部分で広大な土地についての適切な管理については、しっかり対策を講じていかないとだめなのかなと、こういうふうにもちょっと考えておりますので、今担当課長からもありましたように他市の先進事例の条例制定と実際に使っているときの状況も確認はさせていただきながら、早期な適切な有効な対策について講じてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 今副市長から御答弁をいただきました。この空き地問題については、害を得ている人にとってみればもう誰が持ってもいいから除草剤をまいてくれやというまで強い意見さえも伝わっております。しかし、それは環境保全上いいのかというところとよろしくないということとあります。特に近くに農地があると影響度も心配されるということとありますので、副市長がおっしゃるように早目、早目の対応をぜひお願いしておきたいというふうに思いますので、これでもできれば一定程度今年度中に方向性が示されることを御期待を申し上げて、この部分については終わりたいと思います。

次に、市立病院の関係でありますけれども、病棟の関係はわかりました。8月1日から一定程度行って、9月1日から25床ほどやるということとあります。問題は、血圧を含めた外来の部分でありますけれども、あの血圧計というのは、細かいことで申しわけないですけれども、肘から入れる血圧計、肘を入れる血圧計なので、必ず腹部は圧迫されるものなのです。台を高くすると、今度高い人は肘を入れるのには伸びなかったら入らないというのもありますので、設置場所よりも器械そのものも検討する必要があるのではないかとこのように思いますし、それと加えて例えばずっと正面玄関は使いませんでしたので、8号側から病

院へ入っていて、今でもそうであります、あそここの駐車場が満車になると、正面駐車場は満車ですという表示がされる。正面というのはどこののですか、今。正面は病院側の向かい、要するに駅側のほうが正面だという認識ができます。あそこでは、いまだに正面駐車場は満車ですという表示がされますし、あそこが並んでいるときはいつも言うのですけれども、送り迎えの人たち、あそこに終わってから出てくるときに満車だとだめ、だめという表示を必ず整理員がしますけれども、その辺がやっぱりちょっとわかりづらくなっているような。やはりここは迂回でなくてそちらをお通りくださいというのは院内からお知らせをするということも必要ですし、先日は、これは部長にも言いましたけれども、自転車で渡れるものだと。正面玄関から8号まで自転車で通れると思って係員にとめられておりました。正面玄関から自転車で入ろうとしてストップかけられておりましたけれども、そういう表示もやっぱり市民の皆さんに、病院が大きくなって新しくなったときに利用しやすいものは、利用者の目線で見ることが大切だと思いますけれども、改めて事務部長の見解をお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 血圧台の件につきましては、御意見としていただきますけれども、外来科長も含めて、ちょっと私も含めて見て、それほど患者さんのほうからは台も含めて特に要望とか、そういうのは今のところ余りないということですので、改めてもう一回外来のほうと相談をしてみたいと思います。

次に、正面の位置ですとか駐車場の関係につきましては、先般あそこの解体と外構、駐車場の入札が終わりまして、来週の月曜日からは仮囲いが始まりまして、西側は全て置けなくなります。今までは、工事期間中ということであそこを仮の正面と言ったら変なのですけれども、そういう表現をしまいたしたのは、わかりやすいという意味も含

めてしてきたのですけれども、これから今週いっぱいでは使えなくなりますので、もうその正面というのはなくなります。引き続き東側と、大半は東側を中心に駐車場が狭くなりますけれども、御理解をいただくとともに、あとはエントランスコリドー等のわかりやすい工夫については、どこまで完全にできるかは別にして、さらに院内で検討してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○6番（佐藤 靖議員） 時間はなくなりましたが、もう一つ、患者コールについてもお声をかけていただきたいといってもなかなか難しいものもあると思います。それと、ドクター同士の声がぶつかって聞こえづらいというものもありますし、高齢化の中ではなかなか耳も遠くなって聞こえないというものもありますでしょう。その対応については、より院内で検討いただきたいというふうに思います。

最後に、大学についてでありますけれども、局長、鹿野さんからいろいろ御説明いただきました。やはり1つは厚生労働省が看護師の国家試験にかかわって、経済連携に関する、例えば日本とインドネシア、フィリピンとの協定に基づいては語学、看護導入研修などを受ければ受験できるというもの一方ではあります。今病院は、御承知のとおり看護師不足があります。これが適用できるかどうか、受け入れられる態勢ができるかどうかもありますけれども、それだとか、今市内には中国の日本人学校に行って、中国の方と交流をしている先生もまた市内にはいらっしゃいますので、そういう近隣の、語学力は確かに必要ではありますけれども、そういう人たちを受け入れて、将来的には大学ですので、どういう期間できるかはちょっとわからないですけれども、市立病院に看護師さんとして送り出す、あるいはほかの資格を取得できるようなコースというのも必要かと思っておりますけれども、その可能性について改めて伺いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 近隣諸国の学生を看護学科に受け入れるという場合は、議員おっしゃったとおりEPAの制度がございしますが、これとは別に大学として受け入れるということになりますと、一般的には外国人留学生、本学の学則に基づいて受け入れていくということが想定されます。先ほど申し上げましたとおり、学則には外国人留学生の規定はございますけれども、本学の取り組み状況としてはまだ学内のそれに関する諸制度の整備が整っておりません。今後は、こういう諸制度も整えて、受け入れということについては検討していく時期に来ているものと私自身は認識をしております。この場合、学士課程とは別に看護師というふうに限定するならば、日本語教育というのが重要になるかと思っております。これ看護師の国家試験は日本語で出題されるということでございますので、日本の看護師国家試験を受験するというふうになりますと、ここの体制をどういうふうに整えていくかというのが一つの課題となります。それから、いわゆる入学要件をきちっと整備をしていかなければならないですとか、留学生を受け入れるに当たって授業料等の問題、それから留学生への生活支援、奨学金の問題ですとか、お住まい、住居の問題と。それから、市立病院へというふうに想定しますと、奨学金との絡みもございまして、学資金の貸与ですとか、雇用の部分というのをきちっと制度化していかないと十分な受け入れ態勢が整わないのではないかと、今のところそのような課題があるというふうに認識をしております。留学生の受け入れにつきましては学内諸制度がまだ未整備でございますので、これの検討も含めまして先生方にもお願いをしてみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

地域農業の振興施策について外2件を、山田典

幸議員。

○4番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告順に従い順次質問をしてまいります。

初めに、大項目1点目、地域農業の振興施策についてお伺いをいたしますが、ことしも既に本格的な農作業シーズンが始まり、農家の方々は豊穡の秋を願いつつ、日々作業にいそしんでいるところでもあります。この春は、融雪も急速に進み、順調に春作業が開始され、その後も好天が続き、水稻の移植作業、また畑作、野菜においては各作物の播種、定植作業もおおむね順調に推移してきた状況ですが、5月から6月上旬にかけてまとまった雨がなく、特に6月初めの連日の猛暑による干ばつで生育が心配されたところでしたが、その後一定程度の降雨もあり、若干予想以上の長雨、日照不足になった感もありますが、各作物生育もほぼ平年並みに回復してきております。この夏は冷夏との予報もありますが、今後も天候が安定し、全ての作物において農家の方々の努力が報われる年となるよう期待をしております。

そこで、1点目、今年度の主要農業施策について、26年度の名寄市農林業施策の概要も既に示されておりますが、今回の肉づけ予算に伴い事業の詳細が決定されたものも含めて具体的な内容、取り組みについてお知らせを願います。

2点目、中長期的視点に立った今後の施策の展開についてお伺いいたします。昨今の地域農業を取り巻く情勢は、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化の進行に加えて、ここ数年の極端な天候の偏りに見られる不安定な気象条件が農家経済に影響を与えるなど課題が山積しております。また、国内農業全体ではTPP交渉の行方もいまだ道筋が見えない状況であり、個々の農家においては依然として先行きが不透明な中での生産活動を余儀なくされているところでもあります。近年特に目まぐるしく変わる国の農業政策の中において、その動向を注視しながら、地域農業の施策を推進して

いくことは必要不可欠であります。国の農政がどのように変わろうともその動向に左右されない中長期的視点に立ち、名寄らしい農業、農村の将来の姿を見据え、地域にしっかりと根をおろした名寄市独自の施策の展開が今まさに必要とされているのではないのでしょうか。理事者の御見解をお伺いいたします。

大項目2点目、名寄市観光振興計画についてお伺いいたします。交流人口の増加による経済効果の拡大を基本目的に定め、名寄の知名度向上、観光関連人材の連携、育成などの戦略目標のもとに、いつでも人が寄ってみたいまち名寄を目指して、平成24年に名寄市観光振興計画が策定され、取り組みが開始されてから2カ年が経過いたしました。この間計画に基づきさまざまな取り組みがなされてきたところでありますが、戦略スケジュールをひまわりの生育に例えて、平成24年度を播種期、25年度を育成期とした2年間の事業整備期間の取り組みの評価について、あわせて今年度、平成26年度は開花期と位置づけられた事業展開期間の初年度に当たるわけですが、具体的にどのような取り組みがなされるのかお知らせを願います。

最後に、3点目、教育行政について、子供たちの体力、運動能力向上対策について伺います。現在我が国の子供たちは、体力水準が昭和60年ごろと比較して低下傾向にあるとともに、積極的に運動する子供とそうでない子供の二極化が見られるとの指摘がありますが、子供たちの体力の低下は将来的に地域社会全体の活力や文化を支える力が失われることにもなりかねないと非常に危惧をしております。道教委が明らかにした平成25年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査における北海道の子供たちの状況は、体格においては全国平均を上回っているものの、体力については都道府県順位で見ると小中学生ともに下位に位置しているという結果となっております。そこで、名寄市の子供たちの現状はどのようにな

っているのか、またその現状を把握した上でどのような対策をとっていかれるのかお知らせを願います。

あわせて、さきの教育行政執行方針において本年度は児童生徒の体力、運動能力、運動習慣等の課題を克服するため、体育の授業の工夫改善に一層努めるとの方針が示されましたが、具体的にどのような取り組みをされるのかお伺いをいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部次長。

○経済部次長（川田弘志君） 山田議員からは、大項目で3点について御質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、地域農業の振興について、小項目1、今年度の主要施策の具体的な取り組みについて申し上げます。平成26年度の主なものについての取り組み状況を申し上げます。農地中間管理機構においては、北海道農業公社が北海道の窓口になり業務を行っていくことになりました。名寄市としては、5月に業務委託に関する同意書を提出し、農業委員会とも連携しながら、農業者への十分な説明を行い、9月の公募実施に向けて取り組んでまいります。

経営所得安定対策事業においては、制度の見直しが図られたことから4月に経営所得安定対策事業説明会を市内の3地区で開催し、事業内容等の説明を行ってきたところです。受け付け事務は、JAとも連携し、現在実施しているところですが、今後は7月の現地確認を行い、早期支払いに向けて取り組んでまいります。

国の主要な施策において市が策定する人・農地プランでの位置づけが重要になっていることから、プランの充実に向けて各地区の農政部長、農事組合長で構成しております名寄市農政推進会議を開催し、今後の地区別懇談会等のあり方などについ

て御意見をいただきながら取り進めてまいります。また、新年度においては専門スタッフとして農業推進アドバイザーを設置しておりますが、現在人・農地プランで位置づけされております農地の提供等により中心経営体と連携する農業者、いわゆる出し手の皆さんに戸別訪問を行い、実態の聞き取りを行っているところです。今後一定の聞き取りが終了した後に名寄市農業振興対策協議会、人・農地プラン検討会で御審議をいただき、実効ある施策となるように取り組んでまいります。

担い手対策では、地域おこし協力隊、農業支援員事業により平成26年度においても引き続き2名を公募してまいりましたが、1名の採用を決定し、現在市内東風連地区で研修活動を行っているところです。残り1名については、再公募を行っているところです。また、後継者を対象とした青年チャレンジ事業については、本年度要綱の一部見直しを行い、3件の事業採択を行ったところであります。

耕作放棄地対策では、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が想定され、優良農地面積の減少が見込まれていることから、現在昨年度実施したアンケート調査の結果と未提出者の精査を行っており、今後は現地調査を行い、その結果をもとに現状の把握と今後の有効な保全方法について検討してまいります。

名寄産のモチ米のブランド化などを目的として実施しておりますもち米の里なよろもっちもち米プロジェクトは、2年目になっております。昨年農林水産省の採択を受けた食のモデル地域構築計画については、計画期間が平成25年度から5年間となっており、今年度は名寄のモチ米を市内向け事業と市外向け事業を明確化して周知と認知度をそれぞれ高めていきたいと考えております。

有害鳥獣対策では、国の緊急補助金も継続されており、生産者の皆さんの生産意欲をそがないため、猟友会の皆さんの御理解をいただき、4月1日から駆除活動を行っているところであります。

薬用作物の推進においては、平成27年度の出荷に向けて平成26年度において種子代の一部支援を行い、生産体制の効率化を含めて農業振興センターにおいて農業登録試験、栽培法の試験を行っているところであります。

優良後継牛対策補助金につきましては、平成26年度から平成28年度の3年間を期間として性選別受精による雌牛の生産拡大について助成するものです。安定的な生乳生産基盤づくりと出荷量の拡大を目標として名寄市3分の1、道北なよろ農業協同組合3分の1とする協調補助により利用の拡大を図るものです。

以上、主な施策について説明させていただきましたが、今後におきましてもできる取り組みは敏速に対応するとともに、情報収集を図り、市内の農業者の御意見をいただきながら関係機関、団体とも十分連携し、取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、中長期的視点に立った今後の施策の展開について申し上げます。農業者の高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が懸念されており、今後においても優良農地の確保と耕作放棄地の解消や農地の流動化施策、担い手対策では新規就農者への対策、後継者対策、花嫁、花婿対策などの一体的に検討する必要があると考えているところであります。また、近年の気象状況が不安定であることから、それらに対応した基盤整備や栽培体制の確立も重要であると考えておりますが、何よりも生産者が次年度に向けて再生産可能な価格体系が重要であります。今後の施策の検討に当たっては、新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画も中間年を迎えており、次期計画策定の中で十分検討する必要があると考えておりますので、総合計画と連動して計画的な準備作業に努めるほか、農業者を初め関係機関、団体とも協議をし、施策の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、名寄市観光振興計画について、小項目1、事業整備期間の取り組みの評価についてお答えいたします。

名寄市観光振興計画については、新名寄市総合計画第1次後期計画の観光部門の具体的なアクションプランとして定め、観光を初めとする交流人口の増加策の指針として平成24年3月に策定いたしました。その計画期間は10年間とし、平成24から25年度を事業整備期間、26から28年度を事業展開期間、29から33年度を事業拡大期間と定めております。より具体的にひまわりに例えて命名されたとおり、まさに24年度は播種期、25年度は育成期としての取り組みだったと考えております。その意味では、どの取り組みも道半ばというより緒についたばかりであり、これから5年、10年と時間をかけ市民理解を深めながら進めていきたいと考えております。

この計画を進めていくに当たっては、平成24年4月に推進組織として官民連携の名寄市観光交流振興協議会を設立し、具体的な事業を実施、検討するため、4つの作業部会を設置して、これまでさまざまな取り組みを進めているところであります。ブランド推進部会では、平成24年4月の当協議会最初の取り組みとして観光イメージキャラクターなよろを決定し、同年8月には着ぐるみを作成、その後デザイン及び着ぐるみを市内外で積極的に活用していただき、市民はもちろん市外の方からも親しまれているところでございます。また、計画登載事業、ご当地グルメ開発PR事業としては、昔から多くの市民に食されてきたジンギスカンをその食べ方に注目して全国にPRし、当市の知名度向上、地域おこしを図るため、なよろ煮込みジンギスカンと命名して、民間主体の推進団体、第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊によるさまざまな取り組みを進めてまいりました。市内はもとより道内外のイベントに出展して名寄市

のPRに努めるほか、昨年5月にはロゴマークが特許庁に商標登録されました。また、昨年4月にB-1グランプリを主催するご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会、通称愛Bリーグの北海道・東北支部加盟団体に登録され、9月に開催されました2013北海道・東北B-1グランプリ in 十和田に市内業者の方にも御参加をいただき、初めて出展をし、2日間で18万人を超える来場者の中、約4,000食を完売し、好評を博したところであります。さらに、市内に事業所を有しますニチロ畜産株式会社からなよろ煮込みジンギスカンが商品化され、昨年11月から商標を活用したパッケージで全道の大手スーパーのみならず、北海道どさんこプラザといった首都圏等のアンテナショップでも販売されておりまして、名寄市のさらなる知名度向上に寄与しているところでございます。

ひまわり部会では、当市がロケ地となった映画「星守る犬」を契機にひまわり観光をより一層推進してきております。ひまわりの種を無料配布するひまわりのまちプロジェクト事業や国道239号沿いにひまわりを植栽するなよろ239ひまわりロード事業に加え、映画ロケセットがあった道立サンピラーパークのひまわり畑ではライトアップひまわりを目当てとした旅行商品が開発されており、一昨年の夏には当市ゆかりで道外在住の2組のカップルがひまわり結婚式を挙げたことも大きな話題となりました。

交流事業部会では、合宿誘致の一環として当市の農産物等を使った特産品開発を目的に女子栄養大学の合宿を受け入れたところでございます。

ホスピタリティ部会では、台湾との交流を見据えた中国語によるおもてなしや国際雪像コンクールを前に英語によるおもてなしのためのホスピタリティースキルアップ研修会を実施いたしました。また、映画の出演者や関係者など著名な方を名寄観光大使に、ひまわりをテーマにしたランニングイベント、なよろひまわりリレーランを通して有

森裕子さんを名寄ひまわりまちづくり大使にそれぞれ委嘱するなど、名寄市を全国へPRする取り組みを進めております。昨年度からは、東京都杉並区の御縁で台湾との交流を始めたところであり、高校の教育旅行を誘致し、台北国際旅行博出展、中学生の野球交流の3つの取り組みを実施いたしました。台湾からの観光客の名寄市への訪問という直接的な経済効果のみならず、国際感覚豊かな青少年の育成に資するものであり、夏に実施いたしました台湾の学校関係者によるモニター招聘の参加校3校を含む5校の高校生及び引率教員など延べ100人が本年1月と2月の3回に分けて名寄市を訪問するなど既に成果が見られているところであります。

続いて、小項目2、今年度の事業展開についてお答えいたします。名寄市観光振興計画において事業展開期間である平成26から28年度の中で、開花期に当たる今年度は次の取り組みを進めることとしております。ブランド推進部会では、なよろの着ぐるみの貸し出しが好評でございまして、同じ日に複数の要望をいただくことも多い状況にあります。より多くの方に利用していただけるよう2体目の作成を予定をしております。また、このことでなよろ本体は白を基調としておりますが、汚れが目立ってきておりますので、1体ずつクリーニングに出すことも可能になってまいります。なよろ煮込みジンギスカンについては、これまでの取り組みが評価され、今年度に入りまして愛Bリーグ正会員登録となりまして、B-1グランプリ本大会の出場権を獲得しましたので、10月に福島県郡山市で開催される第9回B-1グランプリ郡山大会に初出場する予定です。また、この取り組みを通してより広く市民の皆さんと一緒に当市をPRするために、第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊では隊員を募集しておりまして、B-1グランプリを初め市内外のイベントに参加していただくこととしております。

ひまわり部会では、ひまわりのまちプロジェク

ト事業やなよろ239ひまわりロード事業を継続するほか、道立サンピラーパークのひまわり畑については雑草が生い茂ってしまった昨年の反省を踏まえまして、農業振興センターの技術協力を得るなど新たな知見、技術を取り入れて進めてまいります。

交流事業部会につきましては、引き続き女子栄養大学の合宿を受け入れ、今年度はもっともち米プロジェクトと連携しながら、さらなる特産品開発を図るほか、雪質日本一をうたう当市の冬の誘客素材としてスノードームを活用して新たな交流人口の拡大を目指します。

ホスピタリティ部会では、外国人を含む観光客へのおもてなしサービスの向上を目的に引き続きホスピタリティスキルアップ研修会を実施する予定でございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3の教育行政について、小項目1、子供たちの体力、運動能力向上について申し上げます。

御承知のように、全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本道の子供たちの体力、運動能力は全国平均を下回る状況が続いております。また、全国平均と比べ、運動をほとんどしないことの割合も高いことやテレビ等の視聴時間が長いことなど日常の運動を含めた生活習慣に課題が見られております。こうした状況は、本市の子供たちにもほぼ同様に見られるところであります。体力、運動能力では、特に走力や柔軟性に課題があります。また、運動習慣では、運動をする子としない子の二極化の傾向も見られております。このような課題を克服するには、全ての子供たちが対象となる日常の体育の授業を工夫改善することが最も重要であります。例えば子供たちの体力、運動能力の課題に応じ授業開始時にランニングを行ったり、準備運動にストレッチングを取り入れたり、準備運動の後には腕立て伏せ、腹筋、背筋運動の補強

運動に取り組むなど多様な方法で子供たちの運動の技能を高めるようにします。また、子供たちの運動への興味、関心を高めながら技能の定着を図る工夫も大切であります。例えば運動が苦手な子供でも楽しめるように、サッカーやバスケットなどゴール型のボール運動ではシュートチャンスが多く生まれるよう場やルールを工夫するようにします。そのほか子供たちの意欲を高めるためには、運動の自己目標カードと取り組み状況の振り返りカードを継続的に用いる方法なども有効であります。

一方、子供たちの体力向上には、日常の体育の授業改善と並行して生活習慣の改善を図る取り組みが不可欠であります。これまでの早寝早起き朝御飯運動を継続するとともに、子供一人一人に応じた望ましい生活習慣を身につけさせるために、道教委の生活リズムチェックシートを活用するなど家庭と連携した取り組みを一層徹底する必要があると考えております。

以上、本市の子供たちの体力向上を図る方策の一端を述べさせていただきました。今年度は、名寄市教育改善プロジェクト委員会におきまして本市全体の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の徹底的な分析を行い、体力、運動能力の向上を図るための一層効果的な取り組みを構築してまいります。また、マラソンや縄跳びなど各学校の創意工夫を生かした一校一実践の取り組み、スキーやカーリングなど地域の教育資源を生かした活動、チャレンジデーなど地域行事への参加等による体力づくりは子供たちに生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるために極めて有効な取り組みであることから、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、順番に再質問のほうをさせていただきたいと思いま

す。

まず、地域農業の振興施策についてということで、冒頭今年度の状況、御報告も含めてお話しさせていただきましたけれども、本当にちょっと予想を上回るような長雨、日照不足が続いている状況ですけれども、きょう、あすぐらいから若干回復傾向にあるのかなというところで、その後は天気予報なんかも晴れのマークが続いていますので、苗物の移植等、ここ1週間から10日ほど滞っている状況で、農家の皆さん本当に気をもんでおりますけれども、ここは一斉に作業等後日始まるのでしようけれども、底力ありますので、すぐ追いつくと思います。生育はそれなりに、その前が順調でしたので、今後は本当に天気が安定しまして、ことしこそは全ての農家の皆さん、いい秋、いい年であることを本当に心から期待をしたいと思います。

それで、本年度の主要農業施策についてそれぞれ取り組みお話をいただきました。また、中長期的視点に立った今後の施策の考え方も御答弁をいただいております。先を見た将来の地域農業にまず何が一番重要かというところでお話ししますと、やはり担い手の施策、担い手をしっかりと支えていく施策というのが今後これから一層重要になってくると認識をしているところであります。チャレンジ事業のことにしても若干というか、主要事業施策の中での取り組み、要綱を見直した等のお話があったところでもありますけれども、昨日塩田議員の質問の中にもチャレンジ事業に関して触れられておりましたけれども、私も以前御質問させていただいたことがありまして、25年度が採択がなくて、今回3件の採択があったということで、1点お伺いしたいのですが、これはやはり要綱の見直しによるもので、そのような効果があったと捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部次長。

○経済部次長（川田弘志君） 先ほどもお話ししたとおり、やっぱり対象となる若手の農業者の皆

さんが使い勝手がよいということが一番だろうということで、この間各種若い人たちの懇談会の中でそういった御要望が多かったということで、いち早く緩和というか、させていただきました。それと同時に、やっぱり過去のいろんな取り組みの中でこういったものが対象になるのかというのがちょっとなかなかわからないというところもあったものですから、そういった分の例示も少し入れさせていただいて、こういうものが対象になるのですよというようなこともつけ加えて公募をさせていただいた中で、当然緩和の部分もありますけれども、そういった成果ではないかなというふうには考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 一定程度そのような条件の要綱の緩和が効果があったという御認識も当然あるかと思っておりますけれども、実際若い農業者の方々からも、私も若い農業者の方々とお話する中で、やはりちょっと要綱に関しての周知が徹底されていない部分も若干あるのかというふうに思います。というのは、例えばこの要綱の中では一度この事業を使われた方が再度この事業を使うこと、これは何もそういう部分に触れられていませんよね。触れられていない限りはやはりそういうものもいいのだと思うのですけれども、その辺の認識を持ってもらえない若い農業者の方がいらっしゃるのも事実で、一回事業採択になった方がもう一回採択になったと。どうしてなのだというのは、これはそういった御意見もいただいております。また、要綱の見直しをされたということで、事業の継続年数を短くされましたよね、5年から3年ということで。私ここは逆に短くするべきではないのではないかなと思っています。というのは、やはりこの事業に関して本質的な部分しっかりと捉えていただいて、本当にこの事業を必要とする方が受けられるものでなくてはならないのではないかなというふうに思います。というのは、これ若い方がそれが全て正しいかというところで

はないのですけれども、どうしてあの事業が採択になって自分が採択にならないのだというような、やっぱりそういう気持ちになる方もいらっしゃるのです。ですから、やっぱりこれは若い農業者の方も含めて周りの方がこの事業ならもう事業採択になって当然だろうというような中身にしていかないとならないと思うのです。そういうような意見、若い方の意見全てがそれが正しいわけではないのですけれども、やっぱりそういった意見が出てくるということは、そういう面も若い農業者の方にあるのだなと。この内容がやっぱり周知されていない。事業の本質がやっぱり理解されていないという部分があるのではないかなと私は思いますけれども、そのあたりの見解についてお答えを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部次長。

○経済部次長（川田弘志君） このチャレンジ事業にかかわらず、今後ともJAの青年部さんだったり、各種青年団体さんだったりの懇談会は予定をさせていただくことにさせていただきますので、その中で今議員から御指摘のあった部分は率直に意見交換をさせていただきながら、改善するものは改善するというような形で、そういう形でやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） そういう形でお願ひしたいと思います。この事業の本質というのを捉えていただいて、当然たくさんの方、いろんな若い方に使っていただくというのはいいのですけれども、何でもかんでもとにかく使ってもらおうという姿勢ではなくて、やっぱり本当に中には自分使いたいのだけれども、いろんな条件があって使えないという方も現実いるわけです。ただ、これは何でもそうですけれども、本当に必要とされている方が使えるような事業に、ここは事業の本質もしっかり捉えていただいて、あとはやはり次長おっしゃるように若い方の中に入って行ってそういう

ようなお話をしっかり聞いていただきたいと思います。若手農業者とのコミュニケーションをとっていただきたいと思います。私そういう部分が今後の農業、地域の農業を展開していく中で一番大事なところではないのかなと思っています。意見交換会等も以前私も参加したこと、一昨年だったかな、ありますけれども、その後重ねて開催されているのか、こういった事業等の周知のみになっていないか。やっぱり意見交換した後、若い方ですからいいではないですか。担当部署の方とその後食事をしながら、お酒を飲みながら、そこでいろんな話ができるわけです。そういう機会をたくさんつくっていただくことがやっぱり若い農業者の方との距離を縮める。そして、今何を望んでいるのかというのを把握する、やはり一番のきっかけになると思います。そういうようなことを進めさせていただきたいと思いますが、改めてお答えを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部次長。

○経済部次長（川田弘志君） 御指摘いただいたとおり、そういったコミュニケーションというのはやっぱり大事だなというふうに思っておりますので、そういったことも含めて今後検討していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） この春、ちょっと農協のお話をさせていただきますけれども、機構改革の一環で、営農センターというところに営農部門を集約するというような改革がありました。何を目的としているかということ、農協はこれから出向く体制をつくっていくと。積極的に農家の方々のもとへみずから出向いていくという体制を構築したいというような目的であります。今後行政もやはりそのような意識、そしてそういうような体制が必要になると私は考えています。基幹産業を扱う部署でありますので、私はもっと活気と元気、そして明るさがあるといいのではないかなというふうに思いますし、現実やはり風連庁舎、

農業を扱う部署のところへ行っても、これは若い農業者の方の声です。暗いと。元気がないという意見、これは一つ二つではありません。失礼ながら率直に申し上げさせていただきますけれども、やはりこの名寄、基幹産業農業であります。まず、農業が元気になること、それは農業者は当然でありますけれども、その基幹産業を扱う部署、私はもっと明るく元気があってもいいと思いますが、ここは経済部長も兼ねております久保副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 苦言も含めて農業に元気をという点では山田議員と同じ考えを持っているということで、まずお答え申し上げたいというふうに思います。

農政含めて経済部の中の農務関係が暗いという、そういうイメージを持たれているというふうに思うのでありますけれども、昨今私が見る限りでは多少変化の兆しがあるというふうに受けとめさせていただきたいと思います。私も実際現場に出向くことないですけれども、ほとんど席に座っていないことが多いので、どこまで掌握しているかということについては疑問であります。次長以下管理職の皆さん、あるいは係長にはそれぞれの会議のもとで、まずは現場あるいは農家の庭先に行ってお話をしてくるようということで、そこは督励をさせていただいております。そうすると、農家の皆さんがお越しになっても動いているのではないかとこのところをまず確認をしていただけるかなと思ひまして、できるだけ画面に向かうことのないようにということで、コミュニケーションを含めてそういう対応をすることを心がけてほしいということで申し伝えさせていただいております。私もそういう意味ではできるだけ農家の若い方たちともお話をしたいということで、次長あるいは係長にお願いして、そういう会議にはできるだけ出していただきたいと思います。職員も一緒になっていくという、そういう膝を突き合わせて悩みを

語り合ったり、あるいは将来の夢を語り合うと。そこから一つの希望が生まれてくるのではないかとこのように思っていますので、先ほど貴重な御提言いただきました。食事する。一緒に飲み会もすると。特に飲み会では私も力を発揮できると思いますので、その辺は職員の先頭に立って交流をさせていただきたいと思ひますので、この点そういうふうにお答えをさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） ありがとうございます。特に若い方々が本音というか、本音で語るには、やっぱりそこ私は重要だと思います。本当にどうしているのか。また、逆に行政の側からそういうことも若い方々にわかってもらえる部分もあるのかなというふうに思ひますので、本当に明るく元気にお願ひしたいと思います。

あとは、やはり先ほど農協のお話若干触れさせていただきましたけれども、各関係団体との連携をしっかりと強化していただくというのが重要なのかなというふうに思ひます。やはりそれぞれの関係団体、特に名寄でいえば農協は1つしかありませんので、そういった体制づくりやすい環境は整っております。同じ方向に向かって進むということが大事なのかなというふうに思ひます。そういった意味では、御答弁の中にもありました今後の農業・農村振興計画、残すところあと今年度含めて3年、その後また新しい計画の策定に入っていくのだと思ひます。農協の中期経営計画との整合性もしっかりとって、今の段階でも各種計画等見直すべき部分はやはりそこら辺農協の進む方向と行政が考えているもの、違う方向を向いていてはこれは農業者も戸惑うだけでありますので、しっかりとそのあたりの整合性もとりながら進んでいただければと強くお願ひをしておきたいと思ひます。農業の関係は以上で終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続いて、観光振興計画についてお伺いをしてお

きたいと思います。それぞれ2年間の事業整備期間の評価、また今年度開花期の事業展開ということで御答弁をいただきました。評価に関しては、2年間の取り組みですので、御答弁にもあったように道半ばというような評価の御答弁がありました。今後市民理解を得ながらそこを進めていくというところでありましたけれども、こう言うてはなんですけれども、賛否両論といいますか、煮込みジンギスカンについて1つ触れておきたいと思います。当然全ての事業において、これはいいという評価もあるし、こんなのだめだという評価、これはもう全てがいいというものはなかなかないと思います。名寄市民の方々の中にもいろんな声があるのは、これは当然だと思っています。ただ、市民周知という部分では、私はやはりまだまだなのかなというふうな捉え方もしております。私自身もこれは私個人の感覚なのですけれども、余りにも小さいころから当たり前の食べ方過ぎて、特別なものという感覚がやっぱり持てないのかなというふうに思っています。では、今後市民の方にもっと知ってもらうためにということで、実はどうか、12月議会でしたか、川口議員のほうからもお話ありましたけれども、発祥の地って私の住む智恵文だということです。私は存じていましたけれども、実際智恵文の方々ほとんど多分知らない。認識していないのだと思うのです。そういった発祥の地、智恵文から、どうでしょう。煮込みジンギスカン、改めて発信するというような取り組み、今後考えてみてはいかがでしょうか。お答えを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま山田議員のほうからジンギスカンの評価の部分で市民周知が不十分なところもあるということで御指摘をいただいたところでもあります。発祥の地である智恵文のほうから改めてそういう取り組みをしてはどうかというようなお話もございました。この間智恵文、学校のほうから子供たちへの食育の一環

も含めてそういった煮込みジンギスカンについての部分を学校で食育等の授業としてやっていただけないかというようなお声も智恵文支所を通じてお聞きをしております。私どもとしても当然そこは歓迎をすべきところでございまして、前向きに考えていきたいというふうに思っております。先ほども答弁いたしましたとおり、昔からそういうふうに普通に食べてきた食べ方をB-1、B級グルメとして、ご当地グルメとして煮込みジンギスカンという形で市内多くの方の力をいただいて展開をしているところでもあります。ぜひその部分については智恵文から、当面は学校をまず最初という形になってくるとは思いますけれども、そういう部分では当然積極的に対応していきたいというふうに思っております。

また、その一方で学校給食という形でことし7月4日に、名寄にちなんでということになりますけれども、給食でございますので、7月4日の6時ということにはなりませんけれども、煮込みジンギスカンを提供するというのもやることにしておりますので、そういう意味では市民の皆さん、子供から大人までそういう市民周知というのはできるのではないかとこのように思っております。さらに、この間も広報紙なども通じてそういった部分、市民周知を図ってまいりました。また、昨年大きな鍋も作製をいたしまして、町内会等も含めて御利用いただいておりますので、そういった部分を改めて再度市民の皆さんに周知をしながら、今後また展開をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） 話が早いんですねというか、実はこれ聞いたのは、私小学校の校長先生とそんな話しまして、では一般質問でぜひそういうことを提案すると言ったら、智恵文支所の支所長通じてもうお話が来ているということですね。ぜひ学校でやっていただきたいです。これ智恵文がそういう煮込みジンギスカンの発祥地だという

ことを子供たちにも伝えるということは、やはりふるさとの歴史の教育という観点でもすごくいいことだと思います。食育の教育、また当然地域の農家の皆さんにも改めて認識してもらおうということは、基幹産業とのかかわりという部分もまたジンギスカンにくっついてくるのではないのかなというふうに私思いますので、協力できる部分がありましたら積極的に本当に協力しますので、発祥地、智恵文から市民の方にもっともっと知ってもらおうという取り組み、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

ジンギスカンに限ったことではなくて、観光振興計画全般に限ってということで、加藤市政の1期目の看板施策でもありましたので、ここは加藤市長に今後事業の上では開花期を迎えるということで、市長みずからまたトップセールスということで全国に名寄というまちの名前を発信していくのでしょうかけれども、市長自身の観光振興にかけの思いを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 発言の機会を与えていただいております。振興計画がスタートして丸2年ちょっと経過をしたわけでありまして。常本室長は随分控え目にお話ししていただきましたけれども、私としては地域資源をいかに活用して、ブラッシュアップして、交流人口の拡大も含めた地域の振興につなげるか、いわゆる観光というのはまちづくりそのものだというふうに思っていて、この間ずっと施策の振興、推進をしてきたというふうに思っています。星、天文台、ひまわり、そして日本一のモチとそれぞれ数年でいろんな形でブラッシュアップをされて、非常に今までと違った形でのネームバリューも含めて地域振興に大きく成果が出つつあるというふうに私は思っています。また、賛否両論と言われた煮込みジンギスカンも賛否があったほうが盛り上がるので、私はいいと思っているのですけれども、民間の企業で今北海道内のスーパーでほとんど置いていただいて、

あるいは全国の店頭でも一部置いていただいているなよろ煮込みジンギスカンという名前での商品が発売から実は売上げが落ちていないという話を聞いています、足元も。そんなことで私いろんなところで北海道内歩いていますけれども、煮込みジンギスカンの名寄というのは非常に皆さんが思っている以上に知名度が高まっています、定着をしつつあるなというふうにも実感しています。これが今後今全国にB-1グランプリということで展開をしていくということで、全国の60の商品の中の一つと。地域の食を文化を通じて、また名寄というネーミングを、名前を売り込んでいただけると。この発展にも大きく期待したいなというふうに思っています。

もう一つ、名寄の大きな資源であります冬、雪を通じて、再来年からは全国中学のスキー大会、その次からはジュニアオリンピックカップという大きな大会を軒並み誘致をすることになりました。加えて台湾のお話もありましたけれども、また違った市場からの交流人口の拡大ということにも徐々に光が見えつつあるということで、本当にそれぞれオール名寄で皆さんがさまざまな御尽力をいただくことで、ソフトの面では本当に大きくいろいろと動き出してきているなというのを実感します。問題は、それを受けとめる受け皿の問題も出てくるのかなというふうに思っていますけれども、今皆さんも御承知のとおり市街の一等地で民間の企業がホテルを建設中と。これは、観光交流振興の大きな果実、成果の一つなのではないかなというふうに私は思っていて、非常にうれしく思っているところであります。加えて今、日進のお話も出ておりましたけれども、サンピラーホテルの問題もこれは日進地区あるいは名寄地区全体の観光振興を考える中での中核的な地域になっていくということになろうと思います。限られた予算ですけれども、しっかりと優先順位をつけて、できるだけ最小限の投資で最大の効果を得るための今後の施策を打っていくということが課題になってく

るのかなというふうに思っています。いずれにしても、さらにこの地域資源を大きく生かし、磨いていくことで、まだまだ可能性は開けるといふふうに思っていますし、また議員各位におかれましても御指導、御鞭撻をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） ありがとうございます。名寄市の観光が開花期に大きく花開くことを私も期待をしたいというふうに思えます。

次に進みたいと思えます。最後、教育行政について、子供の体力、運動能力に関してということでお伺いしたいと思います。名寄市の現状も北海道の状況とほぼ同じということで認識をさせていただいていいのかなというふうに思えます。やはりこれは名寄に限ったことではなくて、道内各地、全国で、各地でさまざまな取り組みがなされているところだと思います。授業改善も含めてどのようにしたら子供の体力、また運動能力、運動に関する関心が高まるのかということは何れいろいろ工夫して取り組みはされているところだと思いますけれども、私は名寄の、たった今市長のほうからも地域の資源という言葉もありましたけれども、地域の資源、特色を生かした、やはりこれは学校教育においてもそういった授業というのが、取り組みというのが必要、大事なのではないのかなというふうに思えます。

昨日スポーツのことで塩田議員が一年中室内でいろんなスポーツに親しめるような施設をと。私それを何も否定するわけではないので、念のため。私は、この名寄ならではの冬というのは、やっぱり半年冬ですから、冬はスキー、カーリングというものもありますけれども、スキーだと思っています。これ否定しているわけではないので。スキー授業に関してなのですけれども、これは名寄は回数は昔に比べて少ないながらもスキー授業が各学校必ず実施されているという状況でありますけれども、北海道各自治体やはりスキー授業がなくなっているというような残念なことにもなっている

自治体もあるようであります。これは、私単純にスキー授業時数の増加ということではなくて、授業の改善という御答弁がありましたので、名寄ではやはりスキー授業の中身の改善をぜひしていただいて、子供たちにもっとスキーの楽しさを知っていただくというのが子供たちが運動に親しむ、運動をみずから行うということにつながるのではないのかなというふうに考えています。実際学校の先生で今スキーをきちんと教えられる、これは先生自体が好きではないというのものもあるのだと思うのです。先生がなかなか教えられないのです。だから、そういうような授業を受けた子供たち、もうスキーやりたくないという子供がいるそうなのです、授業終わった後に。先生が悪いということではないにしても、本当にこれはゆゆしき問題だなというふうに私は捉えていまして、やはりこれは学校だけで解決できる問題ではなくて、地域の協力、また家庭なんかも協力、連携しながら、そういったことに取り組んでいくべきだと考えておりますけれども、スキー授業の中身の改善から運動に親しむ、冬のスポーツに親しむということにつなげていくべきだと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうからスキー授業のそれを含めた改善について、今のあり方を含めて御質問がありました。名寄市におきましては、学習指導要領の体育においては自然とかかわりの深いスキー、スケートなどの指導について、地域や学校の実態に応じて積極的に取り組むような、そういったことになっておりまして、小中学校でも雪質のよい市内のスキー場を活用して、ゲレンデスキーや学校周辺での歩くスキーなど積極的に取り組みをしているところであります。そういった中で特にゲレンデスキーにおきましては、学校、学年によって違いはありますが、例えば小学校の高学年や中学校の1、2年生でいきますと、年間10時間程度の授業時数を確保して

実施をしているところであります。また、指導に当たっても例えば小学校の低学年については緩やかな斜面で滑る、上る、曲がる、とまるなど、中学年では緩い斜面からターンをするなど、高学年ではパラレルスタイルのターンとか、学年の状況に応じた技能を身につけるように取り組みを進めているところであります。しかし、スキーについては子供の興味、関心、経験、技能の差も大きくありますので、学年の段階に応じた技能の指導、そういったものが不可欠というふうに思いますので、一人一人の興味、関心や技能に応じた指導ということで、スキー授業では担任の先生だけではなくてほかの校内の教職員の方にもお手伝いをいただきながら進めているところであります。そういった意味では、議員言われましたようにスキーが苦手な先生もいる状況にありますので、外部の人材を活用するというところで指導の充実や安全確保の観点からも有効だというふうに考えていまして、昨年度におきましては市内の8校、中学校では4校においてゲレンデスキーの授業にPTA、地域の方、ボランティアでスキー指導員などの協力を得ながら進めているところであります。今後においても子供たちが一層スキーの楽しさや上手に滑ることができるようになった喜び、そういったものを実感できるような取り組みができるように、各学校にこうした外部人材の積極的な活用も含めてまたお願いをしながら、スキー授業の工夫、改善を行って、子供たちが楽しく親しめる授業としていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○4番（山田典幸議員） おっしゃるとおりで、子供たち楽しければやるのです。ですから、授業の中身の改善、いろいろ御検討されているのでしようけれども、まず子供たちが楽しめる。これはスキーに限らず体育、いろんな種目あるかと思いますが、学校の先生だけではなくて、おっしゃったように地域、家庭の協力も得ながら、体

を動かすことが楽しいのだというふう子供たちが感じてくれるような取り組み、今後もお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青少年の健全育成について外2件を、奥村英俊議員。

○7番（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、3点について質問したいというふうに思います。

最初に、青少年の健全育成にかかわって、放課後の子供の居場所、学童保育所の整備について伺いたいというふうに思います。この件につきましては、昨年の12月と3月議会で議論する中で、市内学校区ごとの学童保育所の整備について市長が考えを表明し、市長2期目の所信表明においても学校区ごとの整備について検討を進めると記載されているところであります。市長からの指示も含め、既に内部協議も進められていることとは思いますが、今般の教育行政執行方針では触れられていません。具体的な対応を図る教育委員会としても学校区ごとの学童保育所の整備について表明すべきと思いますが、お考えを伺います。また、この間の協議、検討内容についてあわせて伺います。

次に、昨年9月の第3回定例会でも取り上げました平和行政の推進について伺います。昨年の答弁で次年度に向けて実施可能な取り組みについての研究を約束していただきました。そこで、既に実践されている事業もあるというふうに思われますが、改めて研究した内容と実施が予定されてい

る本年度の取り組みについて伺います。

次に、風連地域の振興と庁舎のあり方について伺いたいと思います。これまでも庁舎のあり方、分庁方式については昨年の第1回定例会の佐藤靖議員の代表質問でも取り上げられていますけれども、改めて分庁舎の課題と分庁方式の見直しについて、この間の協議状況についてお伺いをして、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 奥村議員から大項目3点にわたっての質問をいただきました。大項目2を私から、大項目1、教育部長、大項目3、総務部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

小項目2つありますけれども、一括してお話をいたします。名寄市では、御案内のとおり戦争のない世界平和、核兵器の廃絶、さらには幸せな市民生活を守るために平成19年3月に非核平和都市宣言を行い、さまざまな取り組みを進めてまいりました。御質問のありました今年度の具体的な取り組みについてでありますけれども、例年の取り組みとして5月11日に憲法記念ロードレースを開催しました。昨年と比較しても大変参加の多い結果となりました。7月10日には、名寄市戦没者追悼式と平和音楽大行進の実施を予定をし、準備を進めております。また、民間団体等が行う平和推進の取り組みに対する支援、協力を行ってまいります。

また、今年度から新たな取り組みといたしまして、昨年奥村議員から御提案がございました平和にかかわる日の黙祷を市民に呼びかけるサイレンの吹鳴、サイレンを鳴らすこと、これを実施をすることといたしました。具体的には、6月16日の名寄市風連地区の戦没者慰霊祭、7月10日の名寄市戦没者追悼式、そして8月15日の全国戦没者追悼式の黙祷時間に合わせてそれぞれサイレンを1分間吹鳴するものであります。今後におきましても他市の例等を参考にしながら、平和行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目1、青少年の健全育成について、放課後の子供の居場所についてお答えを申し上げます。

放課後児童クラブは、教育委員会としましても子育てと仕事の両立を支援し、子供が安全に安心して通うためには学校区ごとに適正な配置をしていくことが必要だというふうに考えているところでもあります。3月の定例会で奥村議員からの質問に対し、学校区ごとの学童保育所設置、利用料金や補助金のあり方について検討する時期に来ているとの答弁をさせていただいているところであります。平成26年度教育行政執行方針には明記はしておりませんが、現在庁内協議を進めているところであります。協議では、東地区への設置について優先的に協議をしているところで、施設設置では国のガイドラインで子供が生活するスペースは1人当たり1.65平方メートル以上の面積を確保することとなっており、南児童クラブは1人当たりの面積は1.93平方メートルであります。そのほかにも事務室やかばん、上着等を置くスペースの確保等が必要でありますので、学校内での利用できる可能なスペースがあるかどうかの検討も含めてしているところであります。

また、他自治体の設置及び運営等の状況調査、現在東小学校児童を受け入れている学童保育所コロポックルとの協議など具体的な協議も実施をしているところであります。現在学童保育所コロポックルを利用している東小学校児童は23名で、東地区に設置することによりさらにふえる状況があるというふうに考えております。その人数を収容できるスペースの確保でも新たなスペースの確保が必要となる場合においては、東小学校の屋根、壁、窓などの大規模改修が必要な時期に来ていますので、その点も考慮して検討していく必要があります。時間を要するものと考えているところであります。そうした状況を踏まえて、東地区への設置

に向けたスケジュールや運営形態につきまして9月をめどに方向性を出していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目3、風連地域の振興と庁舎のあり方について申し上げます。

議員から今お尋ねのありました風連庁舎の課題や分庁舎方式の見直しについての庁内協議についてであります。庁舎のあり方につきましては議員がおっしゃられましたように平成25年第1回定例会の答弁におきまして名寄庁舎は昭和43年建築で平成14年度にサッシ、暖房設備の交換など、21年度、22年度にはトイレ、給湯、屋上防水などの大規模改修工事を実施しており、また風連庁舎では昭和55年建築で平成21年度に屋上防水、エレベーター改修を、平成23年度にはボイラー棟の大規模改修を実施し、いずれも老朽化した施設の延命を図りながら活用している状況にあります。また、両庁舎とも耐震化を行っておらず、耐震化対策が必要ではありますが、実施につきましては庁舎の将来像も含めて次期総合計画におきまして検討することと答弁をさせていただいたところでございます。したがって、今後次期総合計画の検討にあわせまして、平成27年度、平成28年度の2カ年での協議を予定しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 最初に市長から答弁をいただきましたけれども、順番に。最初に、青少年の健全育成について再質問したいというふうに思います。

小川部長のほうから答弁ありました中で、教育委員会としても学校区ごとの学童保育所の整備について実施していくというふうな考えを言われたというふうに思います。そういう意味では、表明

があったということで理解をしたいというふうに思います。学校区ごとの学童保育所の設置は、市内どこに住んでいても安心して子供を産み育てることができることにつながっていくのだというふうに思います。市長の所信表明にある子育てに優しいまちづくりにつながっていく、そういう意味では重要な施策だというふうに思っています。この事業については、やはり継続的に事業が運営されることが必要だというふうに思います。そういう中で現在でも直営と民間とそれぞれやっていた中で、格差があるようにも聞いています。昨年末に先ほど小川部長からも少しありましたけれども、厚労省から人的な配置や定員や、そして必要なスペースの確保など学童保育所に係る新基準が示されたところであります。そうしたことも考慮した上で、利用料金の均一化や民間での継続的な運営可能な市としての助成制度についてこの際見直していくことが必要だというふうに思いますが、それについての見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今奥村議員のほうから各学校における公設、民間の学童保育がありますけれども、そういったものの均一した取り組みなり新基準に向けての市としての対応を含めてということでありました。放課後児童クラブにつきましては、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられておりまして、平成27年4月実施予定の名寄市子ども・子育て支援事業計画にも盛り込まれているところであります。そういった意味におきましては、今後もし必要性は高まり、保護者からも安心、安全な信頼される居場所づくりとして求められているというふうに考えています。これまで名寄市においては、ガイドラインをつくっていませんでしたけれども、国からの国庫補助金を受けるに当たって、国のガイドラインに一定沿った形で、人員だったり、スペースの関係につきまして基準に沿う

ようにして設置をしてきているところでもあります。また、新たに新基準ができるということで、国では人材確保の意味から有資格者の関係を今まで2名だったのを1名は有資格者で、1名は保護者でも研修を受ければなれるという、そういったことも含めて新基準の見直しがなされたところでもあります。名寄市におきましても公設、民設の児童クラブ、学童保育がありますけれども、今までそれぞれの形態で実施をしてきておりますので、これについてはある程度運営であったり、サービス内容を含めて均一化を図る意味において、今年度中に名寄市としてのガイドラインを国のガイドラインに基づいてつくりながら、同じサービス、安心して安全で信頼されるサービスを提供できる、それがどこの施設でも同じようなことでできるということで統一化を図りたいというふうに考えています。その中でいろいろ格差、違いがある部分も含めて検討しながら協議をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今小川部長のほうから説明ありました。指導員の設置基準が設けられたということでもあります。そういう意味では、質の高い学童保育というか、そういうことにもつながるというふうに思いますけれども、国のほうでは財源措置がきちっとされていること、それについてはまだ明らかではないかというふうに思います。指導員の数、設置基準が示されてはきましたけれども、現状でいいますとやはり指導員の処遇がそんなにやっぱりよくないのではないかというふうに思います。そういった意味で処遇改善も含めた直営と民間との格差をなくすような、そういったことも含めた助成体制を考えていただきたいというふうに思うところでもあります。

次に、先ほど東をとりあえず優先するということでお話がありました。設置に向けたスケジュールや運営形態については9月をめどに方向性を出していくということですが、方向性が出て

から実際に設置がされるまで、さらに時間がかかるということになっていくのではないかというふうに思います。設置によって利用者がふえるという、そういった予想も先ほどお話がありました。私としては、敷地内に新設設置することが学校の運営上もベストではないかというふうに考えていますが、それについてまず見解を伺いたいというふうに思います。

また、既に設置をしていくという方向性、表明があって、新年度にも入りました。新年度になってからコロポックルを利用する人たちが新たに出ましたけれども、その子供たちの保護者の方の心配は、あそこ踏切があるのです。踏切を通過しなければならぬということがあります。そういう意味では、危険な箇所があって、行き帰りの安全確保はやっぱり一番の心配だというふうに聞いています。そういう意味では、その解消の一つとしてバスやタクシーを使った送迎、そういった送迎について設置するまでの期間すべきではないかというふうに考えますけれども、その対応策についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問あった件ですけれども、放課後の子供の居場所については子供が安心、安全に通うために学校内または学校敷地内に設置することが一番望ましい。先ほど申し上げたとおりであります。ただ、学校によってはその設置が難しい学校もあるのも事実であります。東区におきましては、学校内または敷地内で設置を検討しているところでもありますけれども、設置までに時間を要する、先ほどの学校の大規模改修の件も含めてあるということでもあります。そういった面では、学童保育へ通う子供たちが今ありましたように踏切など危険な箇所が通り道にあるということで、安心して通える方策について現状受け入れていただいていますコロポックルとも協議をしてまいりたいというふうに思っています。奥村議員からありましたように、バスやハイヤーの

利用もその検討の中に入れながら、あと低学年だけれども、学校で受け入れできるのかどうか、また先生が低学年についている状況もありますから、そういったことも確認しながら、コロポックルと協議をさせてもらいながら、安心、安全に通える、そういった手法について当面の対策として検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 送迎の関係については、今までも従前あったコロポックルが移動した段階で東地区から通うお子さんの送迎について議論もあったというふうに思います。年度の当初や何かは多少そういった対応もしていただいたのではないかとこのように思いますけれども、ずっとされているわけではないようです。実は、子供、最初のうちはそこ気をつけて歩きます。だけれども、だんだんなれてくると逆にちょっと寄り道をしたりみたいなことがやっぱり起きて、そのことをすぐ保護者の方が心配していました。とりわけ踏切あたりで一旦立ちどまってしまうのです、これは。そういうことがやっぱりあるように聞いています。その辺を考えたときに、やはり本当に安全に通っていただく、設置されるまでの間、そういった対策がやっぱり重要だというふうに思いますので、9月めどに方向性を出すということでもありますけれども、この点についてはこの後夏休み控えています。学童は、夏休み期間中も通うことにもなるというふうに思います。そういった時期も考えながら、ぜひ対応策について早急に検討いただいて、実施をしていただきたいというふうに思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど言いました9月をめどに方向性を出すという段階においては、今コロポックルに通っている保護者の意向、ニーズの調査も行いたいというふうに思っていますので、それにあわせて現状子供が通っている部分で

の危険性とか、そういった部分も含めて調査の対象の内容としながらいきたいと思っておりますし、PTAからも要望が上がっている点もありますので、東小学校の保護者の調査も含めてしていく考えもありますので、ちょっと調査方法も含めて検討しながら、安全対策に不安を持っている保護者もいると思っておりますので、そういったこともあわせて調査して、その意見に基づいて対応を考えていきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） やっぱり保護者の方から直接話を聞きながら対応していくということについては、大事なことだというふうに思います。その辺について多少無理な要望もあるのかもしれませんが、しっかり対応していただくようお願いをするところであります。

学校区ごとということでもありますので、東の設置が終わったら、次は西地区かなというふうに思います。既にすまいるさんですか、が近くで運営をいただいているということもありますけれども、西小学校における整備についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 西地区の設置についてでありますけれども、西小学校につきましては皆さん御承知のとおり学校及び敷地内の設置については大変厳しい敷地の面積というふうになっています。そういった状況もありまして、ただ現在の学童すまいるにつきましては平成22年度に市から補助金を受け、施設整備を行って運営をしているという状況でありますので、引き続き運営面の支援を行いながら、学童すまいるのほうに運営を担っていただきたいというふうに今のところ考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） ということは、西地区においては新たにつくるというか、設置をするということではなくて、現在のすまいるさんに引き

続きお願いをしていくという考えだということでもありますね。そういう意味では、先ほど言いました適切な助成の制度というか、しっかり継続運営ができるような、そういったことについて重ねて検討していただくようお願いをするところでもあります。

学童保育所の整備が表明されて以来、これは市民の方から大きな期待を寄せられている事業だというふうに思います。今後十分な内部協議をしていただき、先ほどありました利用される市民の方の意見もしっかり取り入れながら、市民の皆さんに十分理解をしていただけるような案になることを期待をしながら、次の質問に移りたいというふうに思います。

2点目の平和行政の推進であります。先ほど市長から答弁をいただきました。新たな取り組みということも、今年度における取り組みも示されて、そういう意味では一歩前進したと。1歩ずつ前進しているというふうに思いますし、評価するところでもあります。そこで、先ほど答弁に民間団体等が行う平和推進の取り組みに対する支援、協力をこれからしていくというふうなことがありました。それについても具体的にどういうことがあるのかという点についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

それから、私の最初の質問の中でも改めて研究した内容についてということは何ったつもりですけども、それについて答弁がなかったようですので、お答えをいただければというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、民間団体が行う取り組みに対する支援ということでもありますけれども、民間団体がこの宣言に基づいて事業に取り組んでいただけるというのは非常にありがたいことだなというふうに思いますし、市としてもそれに対しては先ほど市長からの答弁のように支援、協力をしてまいりたいというふうに考えていると

ころでございます。ただ、本年度については今のところまでまだ具体的な事業、御相談がないような状況にありますので、これにつきましては御相談があった段階で具体的に個別に相談をさせていただきたいというふうに思います。市としては、例えばこの間もありましたけれども、こういった民間が主催する平和推進事業については市が後援をするというような形も可能だと思いますし、あるいは事業内容で希望等があればというようになりますけれども、図書館ですとか、あるいは北国博物館でDVDの資料含めて資料がありますので、こういったものの貸し出しも含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、昨年のお質問いただいてからこの間改めて研究した内容ということでもありますけれども、これにつきましても先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、ことしは平和の取り組みのときに市民に黙祷を呼びかけるサイレンの吹鳴を実施させていただいておりまして、既にもう6月16日には風連地区での戦没者慰霊祭が行われましたけれども、この場におけるサイレンの吹鳴、さらには黙祷の呼びかけを実施させていただいているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 民間団体の関係については、今のところないということでもあります。これまでも継続的に民間のほうでやっていただいている事業というか、市のほうに依頼されたり、そういったものもあるというふうに思いますので、そういった押さえがあれば再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、改めて研究した内容についてですけども、サイレンの関係は去年提案して、多分実現できると思いますからという話も受けながらことしに至っていることだというふうに思います。先ほども言ったように、そういう意味では実施をしていただくことについては一歩取り組みは進ん

だというふうに思いますけれども、昨年のやりとりの中では実は平和カレンダーの作成であったり、平和コンサート、それから千羽鶴を折って広島に届ける、それからポスターコンクールなど、そういった他市の取り組みもありますということをお示ししながらお話をした経緯があるというふうに思います。そういう中で教育委員会とも一定協議、相談をしなければ結論が出ないし、どういった取り組みをするかということで改めて研究してというふうな答弁だったのだというふうに思います。その点について触れられていませんので、この間の協議についてお知らせをいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、この間の民間のというところの取り組みがありましたけれども、例の一つとすれば青年団体が反核平和の火のリレーということで、道内を渡り継いで火のリレーをしたような取り組みがありますけれども、こういったものの到着集会あるいは出発集会がございませぬけれども、敷地と言ったらあれですけれども、庁舎前等を利用していただきながら、そういった取り組みを支援させていただいているというような状況にあるということで御理解をいただければと思います。

それと、もう一点ございました。昨年度の中で杉並区の取り組みなんか具体的に挙げていただいて、こういった取り組みについてはどうなのかということで御質問いただいたというふうに思っております。これについては、まず昨年度の答弁の中でも取り組むところからということで話をさせていただきまして、ことしについて具体的に取り組むものについては先ほど申し上げましたサイレンの吹鳴による黙祷の呼びかけといったこととなっておりますけれども、これにつきましてはまた改めまして教育委員会とも十分協議をさせていただきまして、スケジュールの関係とかもありますし、あるいは予算措置の関係も含めて具体的

な調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） わかったというふうに余り思わないのですけれども、去年そういう話をしていますので、そういう意味ではもう1年たちましたから、何らかの形でやっぱり協議しておくべきものだというふうに思います。一旦協議したけれども、こういう形でさらに時間がかかっている、そういった説明ならわかりますけれども、今後協議をするという話について1年たってから言われても、本当にせっかく一つのことを前へ進めたのですから、そういう意味ではほかのことについても少し手をつけていただくような、そういった取り組みが必要だというふうに思いますので、その辺はぜひ来年に向けて、今年度中もしかしたらできることもあるというふうに思いますので、対応をお願いをしたいというふうに思います。

今例で挙がりました民間のほうの青年団体がやっているという反核平和の火のリレーというふうにありますけれども、ぜひこれについては市長も参加をしていただくような、多分案内は来ているのだというふうに思いますけれども、そういったこともしていただくことも重要かというふうに思いますので、それらについても検討をしていただければというふうに思います。

名寄市は、平和首長会議にも既に2011年12月に加盟をしているところです。実は、非核平和都市宣言等をしているところについて加盟ができる日本非核宣言自治体協議会というのがあるようですけれども、それについて御存じかどうか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これにつきましては、私どもも認識しているところでございます。この協議会につきましては、全国的な協議会ということで、世界の恒久平和の実現に寄与するために非核宣言をした自治体が互いに手を結び合い、努力

するという設立の趣旨の団体ということで認識をしてございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今ありましたように、認識をされているということでもあります。全道でも10市9町村が既に加盟をしています。管内でも6市ありますけれども、それぞれ何らかの非核にかかわる宣言をしています。そのうち旭川、士別、富良野市も既に加盟をしています。そういう意味で名寄市としても加盟をする考えについてあるかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 日本非核宣言自治体協議会ということでお話がありました。非核平和都市宣言をしている自治体というのを調べたのですけれども、1,578あるということです。その中でこの日本非核宣言自治体協議会に加盟しているのは299自治体ということで、5分の1ぐらいということです。年会費もかかるのだというふうに聞いていまして、改めて活動内容をしっかりと精査をするところからというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今の答弁でいくと、加盟することを前提に調査するということでしょうか。そこまでは踏み込んでいないということですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 改めて協議会の活動内容を精査をするところから始めたいということでもありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 先ほど白田部長からもありましたけれども、設立の趣旨や、そういう意味では活動の内容等も承知されている部分もあるというふうに思うのですけれども、この協議会のそういった設立の趣旨や活動理念から、そこに加盟することによって名寄市の非核平和都市宣言の具現化につながっていくことは明らかではないか

というふうに思うのですけれども、そういう意味では加盟の判断について早急にできることになるかなというふうに思いますけれども、それについて見解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 設立趣旨はこのように理解しますけれども、年間を通してどのような形で何をやっているかというのを私まだ承知をしておりませんし、年会費もかかるということもありますので、その内容を改めて確認、精査をするということはやらなければならないというふうに思います。

それと、さまざまな場面を捉えて恒久平和というのは世界人類共通の願いでありまして、平和のありがたさ、とうとさ、そうしたものはあらゆる場面を捉まえて市民の皆さんにお訴えをしていくということは議員おっしゃるとおり重要だと思いますので、その協議会云々の話もありましようけれども、改めて今いろいろと議員も御提案もいただきましたことも含めて、さらに市民の皆さんにそうした平和の大切さをお訴えしていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） ぜひしっかり内容を調査していただいて、そういう意味では早期に判断をしていただくことをお願いをしたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、新たな取り組みを含めて具体的な推進が少し図られてきたのだというふうに思います。昨年6月の議会のやりとりの中での市長の答弁の言葉をかりれば、平和を愛する者として、またそれを市民に伝えていくということを一步一步しっかりやっていきたいということを市長はそのとき答弁をされました。そういう意味では、市長みずから市長としてできることもあるのだというふうに考えているところです。ブログやフェイスブックなど名寄市の情報発信に積極的な市長ですから、市長みずからが平和非核都

市宣言、そして不戦の誓いについて市民の皆さんに訴えたり、表明すべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 繰り返しになりますけれども、恒久平和は人類共通の願いでありまして、そのことを市民の皆さんにあらゆる場面を捉まえてお訴えをしていくということは大切なことだろうというふうに思います。今お話しいただいたことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） これまでも広報や何かを使って表明する機会があってもよかったのかなというふうに思いますけれども、改めて広報をじっくり返し見てみましたけれども、戦没者の追悼式の案内については載っていますけれども、それにかかわる市としての表明というか、名寄市としてこういう取り組みをしていますということについては、そこまではもう触れられていない現状にあります。そういう意味では、1歩ずつ今しっかりとやっていくというふうなことで市長も既に表明をされていますので、これについては名寄市民がつくり上げている非核平和都市宣言でありますから、こういったことについて一言コメントを出していくということが大事ではないかというふうに思いますけれども、もう一度それについてお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おっしゃるとおりだと思います。非核平和都市宣言というのを自治体として表明している以上、このことの意義だとか大切さというのをしっかりと訴えをしていくということは大切なのだろうというふうに思っています。広報ということの一つの御提案もありましたので、そこも含めて考えていきたいと。あわせて名寄市には、非核平和都市宣言もそうですし、健康都市でもあるし、教育都市でもある。安全・安心都市、

さまざま4つの都市宣言をしていて、それぞれに実は非常にユニークで、名寄市の特色のある都市宣言に基づいた取り組みもしているというふうに思います。そのことも含めて、改めてこういう都市宣言をしていて、こういう取り組みをしているということもあわせて広報していくというのも大切かなと今議員のお話を聞いて感じておりますので、ぜひ前向きに検討していきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今市長からありましたように、さまざまな宣言をしています。そういう意味では、機会あるごとに市長からの発信があるということがすごく大事なことだというふうに思います。そういう意味では一番の啓蒙というか、そういうことにもつながるのだというふうに思いますので、ぜひ具体的な取り組みについて、もう7月、8月、この時期でありますので、対応をお願いをしたいというふうに思います。やはり今国の段階で限定的な集団的自衛権の行使について議論されたり、さまざまな意見はあるところですけども、名寄には駐屯地があって、多くの自衛隊員の方が、そして家族の方がいらっしゃいます。それは、OBの方も含めてでありますけれども、そういう意味では今すごく大きな不安を抱えているというふうに聞いています。そういう状況だからこそ、市長自身がみずから訴えるということが重要ではないかというふうに私は考えるところであります。平和を願う気持ちというのは、これは市民みんなの共通するところだというふうに思いますので、ぜひ実践していただくことをさらに強く求めるところであります。

実は、私たち市民連合・凜風会においてもそれぞれ議員個人の活動とあわせてということになりますけれども、会派の政務活動としてこの7月に長崎、広島の平和行政について調査研究に伺うこととしています。平和への思いを共有するまちづくりに向けてともに取り組んでいく、活動をする覚悟を私たちもしています。市長においても積極

的に取り組んでいただくことを重ねて求めるところでありますけれども、これについて再度あれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 何と答弁していいかちょっとわかりませんが、いろんな考え方もあろうという中で平和とは何ぞやということを改めて問いただし、またそのとうとさや大切さをそれぞれが実感していくというのが大切なのだらうと思います。自衛隊の話も出ましたけれども、今これどうなるかわかりませんが、いろいろな議論をされているということだと思いますけれども、日本は最低限の自衛するための装備を持って自衛隊ということ配置をして、国家の主権を、国民の主権を守るという判断をしてこれまで歴史を積み重ねてきているのだというふうに思います。そうした意味で自衛隊の皆さんも本当に御苦勞は大変なものがあるかというふうに思っています。改めて自衛隊の皆さんの御活躍もあって、ある意味でこの国の平和を守られているという一面もあるのだというふうに私は理解しまして、そのことも含めて名寄市の市民として何ができるかということもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） ぜひ具体的な活動、取り組みが目に見えるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の風連地域の振興と庁舎のあり方についてお伺いをしたいというふうに思います。答弁にありましたように、次期の総合計画の検討にあわせてということでした。そういう意味では、具体的な協議がされていない。27年度、28年度ということでもあります。そういう意味では、現状の体制を28年度までは維持をするということ、これについては理解するところであります。そういう意味では、ちょっと次期の総合計画の策定の議論には早いかもしれませんが、基本的な考えについて少し議論をさせていただければとい

うふうに思います。それで、最初にちょっと確認をしておきたいのですけれども、17日の熊谷議員の代表質問の中で、佐々木副市長のほうから交付税の算定がえの関係で、総合支所方式をとっているところへ特例の措置があるというふうな答弁があったというふうに思います。これは、今現在名寄でとっている分庁方式、それについても該当するものなのか、それについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 26年度の交付税の本算定が7月の中旬に例年行われていますので、そこで確認をしたいと思っています。それで、総合庁舎ということにつきましては、旧合併市町村のところの庁舎が該当するという情報のみですので、分庁方式になるのかどうか、そこは私の希望としては当然認めていただけないのかなど。2つのまちがあって、1つの部分が本庁で、1つの部分が総合支所的な機能を担うと。五つ六つあるところについては、それぞれの町村区域のところの庁舎が、総合庁舎という形がカウントされるという情報も聞いておりますので、該当になるのではないかなという考え方を持っています。ただ、実際に交付税の算定の中で26年から3年間でそういうのを調整していくということになっていきますけれども、需要額の関係にどういうふうに算定されるかについては実際の7月の算定を見てから詳しく後で御連絡させていただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 7月を待たなければ確定というか、確定的な話ではないということでもありますけれども、当然それぞれある庁舎の維持管理を含めてそういった特例が設けられるということだというふうに思いますから、ぜひ該当になってほしいというふうに思うところであります。

そこで、組織のあり方というか、行財政改革の観点で、この間ほか全ての部分について項目に挙

げながら具現化をしてきていまして、実践をしてきているところだというふうに思います。効率的な市政運営ということからいいますと、やはり分庁方式は解消して風連地域の振興を、そういう意味では担当する部署がある風連地区の活性化のための中心的な施設というふうな位置づけではないかというふうに私は思いますけれども、それについての考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 合併の算定がえの中で庁舎の役割機能というのも単純に合併したから2つを1つにくっつけるというだけではなくて、やっぱりその地域、地域で持っていた、名寄地区でいいますと100年の歴史をそれぞれの市と町が持っている中で、恐らく庁舎の占める役割というのも相当なものがあるのではないかなというふうに考えておりまして、多分そこら辺が合併算定がえにおいて効率性だけを求めて交付税を削るといふ発想から、少なくとも合併した市町村が疲弊してしまって立ち行かなくなっていて、何で合併したのかという議論にならないための一つの方策として、地域にはそれぞれコミセンとか、いろんな施設があると思うのですけれども、そこに対して占める元庁舎の役割というのも相当大きいと。名寄におきましては、当時の市長、町長の判断として、10キロしか離れていない中で2つの庁舎をそれぞれ有効活用することによって、新たな庁舎を建てることについて少し時間をかけて市民の皆さん方に御理解いただこうと、こういう部分でありましたので、庁舎の建設につきましては有利な財源が合併特例債以外には使えないと。合併特例債については、この間市民生活を優先するような公共施設の建築のほうに重点的に充ててきましたので、この辺の推移を見ながら、先ほど総務部長が言いましたように改めて一定の第2次総合計画の中でどういう盛りつけ方をするかについても27、28と2年間かけてさまざまな方々の意見を聞きな

がら検討すべき課題かなというふうに考えておりまして、この辺について御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） これまでのそれぞれありました両自治体の歴史というか、そういうのも踏まえて庁舎の有効活用、そういうことで合併時にしても判断をされて、それが今までできている。そのことについては何ら否定をしませんし、そういった考えでいいかというふうに思います。それぞれの庁舎を大規模改修したりして延命を図ったり、そういうことを方策としてやられたということもわかります。ただ、この先先ほどからありますように算定がえがあって大きく財源が不足をしていく。そういう中では、市民の皆さんに対して行財政改革という形で一定の負担なり協力をいただく。そういったことをこれまでもしてきていますし、これからもそういった考え、全てではないにしても基本になっているのだというふうに思います。そういう中で効率的な行政を運営していくに当たっての人の配置であったり、職場のあり方ということであると、今の分庁ではなくて、そういう意味では総合支所的な形にしていくということについては、効率化の観点からいえばそれだけではないということでも先ほどからもお話ある。それもわかりますけれども、そこについては少ししっかり考えていかなければならないのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどから述べていますように、総合支所にしても分庁舎にしても風連庁舎の利用については十分検討していかなければならない問題だと思います。例えば総合支所にしたからといってあの庁舎の規模を一部解体をして小さくコンパクトにするかどうかについては現実的ではないのかなという考え方もしておりまして、あの庁舎を有効活用して、将来もし総合支所

にした場合については地域の住民の皆さん方の利用に供することが可能かどうかということも過去検討したことがあるのですが、それについては実際問題としてあの庁舎の形状から見ると既に地域では地域交流センターも整備をされておりますので、あの庁舎を一部区切って利用するということについては非常に困難なものがあるのかなと、そんなふうにはちょっと考えておりますので、改めて加藤市長からは市長の任期中については、風連地域の振興策についてもしっかりと2人副市長を置いて対応させていただくということが出ておりますので、いましばらく庁舎の関係につきましては新庁舎の問題を市民の皆さん方とも十分議論していく中で、どのようなあり方が一番望ましいかについては検討させていただきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今2つの庁舎をどういうふうには有効活用するかということ、それはそれで考えていかないと。それを庁舎として活用する、もしくは別な形で活用する。そういう意味では、新たに庁舎を建てる、そういったことも考えとしてはあるのだけれども、当然必要なお金用意できるかどうかということだというふうに思いますし、市民の皆さんがそういう理解をするかどうかということだというふうに思います。当然効率化も含めて、地域の皆さんの意見も踏まえて今度の総合計画策定に当たってその中できちっと盛り込んで方針も出していくということだというふうに思います。私は効率化という話でしましたけれども、風連地域に総合支所を置いて全体を一本化するということであるとすれば、新たな庁舎を建てる、そういったことを考えなければならないことだというふうに、この名寄の庁舎であれば狭くてという話もありますから、そういったときには地理的な状況は当然踏まなければならないというふうに思いますし、建設の方法についても新たに建てるか、建て増しをするか、そういったことが課題

だというふうに思います。そういったことについて次の総合計画の中で議論をしていただいて、協議をしていただく。そういったことについては求めておきたいというふうに思います。

次期総合計画のあり方ですけれども、これまでもそうだったというふうに思います。やはり市民の皆さんでつくる計画でなければならないかなというふうに思いますけれども、そういった考えに立って議論を進めるということになるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどちょっと答弁で言い忘れたのですが、当時の市長、町長におかれましてはそれぞれの地域がしっかりと地域振興、地域のために役場がどのように機能していくかということも含めて、そのところを大切に考えていたのではないかなというふうに思っていますので、その精神についてはできるだけ長くしっかり受け継いでいきたいなというふうに私自身は考えています。

それから、総合計画の関係につきましてもこれまでもそうでありましたように、できるだけ多くの市民の皆さんと協働でのまちづくりということでいろんな話し合いの場を持ちながら、地域の懇談会等も開きながらやってきたので、その辺については特に今までと変わらないものと。そこは、市民との話し合いを十分大事にして、市民の意見を取り入れた総合計画に今後も策定作業を進めていくべきではないかなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○7番（奥村英俊議員） 今ありましたように、これまでの総合計画策定に当たっても市民の皆さんにたくさん聞きながら、しっかりと計画に盛り込んでということです。日常的に市民の皆さんと接する職員の皆さんも市民の皆さんの声を聞くことをしっかりしていただくことも必要だというふうに思います。日常的なそういった声が計画のたたき台に反映される、そういったことが必要では

ないかというふうに思いますが、この点についても職員の皆さんも一緒になって作り上げていくという、そういったお考えについて伺いをして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 協働のまちづくりということで、当然市民の皆さんの意見をできるだけ多く捉まえて、それを反映させて、計画づくりをしていくと。これは、もう基本中の基本だろうというふうに思っています。改めてさきの山田議員のもっと職員が市民の皆さんの前へというお話もありましたけれども、それはそれぞれの部署に限ることではなくて、あるいはまた特定の部署の壁ということでもなくて、やっぱりさまざまな役所の仕事あるのだけれども、それぞれの案件を我が事として捉えて、市民の皆さんの意見をよく聞いて、またそれを市政にしっかりと反映させていくと。このことは、計画づくりもさることながら常に我々に求められている責務ではないかなというふうに思っています。引き続き私も含めてしっかりとこのことを肝に銘じて市政の運営を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

教育行政について外1件を、佐々木寿議員。

○12番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名を受けましたので、さきの通告に従い質問してまいります。

第1点目は、教育行政について伺います。初めに、名寄市いじめ防止基本方針について伺います。いじめは、深刻な社会問題になっています。深刻な社会問題として取り上げられつつも、決定的な対応策がないいじめ問題、この社会のどこかで常にいじめに苦しんでいる子供がいます。このような事態を鑑み、国会においていじめ防止対策推進法が成立し、昨年6月28日に平成25年法律第71号として公布されました。今回公布された法

においては、地方公共団体に対してはいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求め、また学校に対してはいじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるべきいじめの防止等に関する措置や重大事態への対処等について規定しております。このことを踏まえて本市としても名寄市いじめ防止基本方針が策定されました。そこで、この地域の実情に応じた方針を策定することとなっておりますが、どのように分析し、方針の中に入れたのか、この方針をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

次に、上川北学区の公立高等学校配置に対する名寄市としての方針について伺います。国際化、高度情報化の進展などの社会の変化や生徒の興味、関心、進路の希望等の多様化、中学校の卒業者数の減少などの高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育むための高校教育の基本的な考え方と施策を示す新たな高校教育に関する指針をもとに、中学生の早い段階での進路に資するよう毎年3年間の具体的な配置計画とその後の4年間の見通しを提示し、平成26年度は昨年9月に策定した平成28年度までの配置計画に平成29年度の姿を加えた3年間の計画が策定されております。また、上川北学区高等学校配置計画の見込みで、特に名寄産業高校は今年度47名の欠員となり、欠員40名以上が生じている学校については学科の見直しや定員調整などについて検討が必要とされております。さらに、地域のキャンパス校について5月1日に現在の第1学年の在籍数が20名未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は再編整備の検討が必要とされております。このような状況を踏まえて、所管が異なりますが、高校を抱えている本市としての考え方、対応の方針を伺います。

次に、学校のアレルギー対応について伺います。花粉症や食物アレルギーなどアレルギー疾患は国民の多くの方が悩まされる疾患であり、場合によっては死に至ることもある深刻な課題です。また、2012年には東京都の調布市で食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡する事故が発生し、社会問題となりました。このことを受けてことし3月、文科省の有識者会議が学校でのアレルギー対応に関する最終報告をまとめました。報告書では、08年に日本学校保健会が発行した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの普及啓発が十分進んでいなかったと。これは、3点の問題があったと指摘しております。1点は教育委員会レベルでの無理解、2つ目は行政上の責任の所在の曖昧さと施策継続性のなさ、3点目は教育現場での危機意識のなさと指摘がされております。本市としてどのように対応し、また学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン準拠をどのように図ってきたのか伺います。

2点目に、高齢者福祉について伺います。初めに、第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画について伺います。初めに、2カ年の地域包括ケアシステム構築に向けた重点的事項の達成評価及び主な課題と課題に対する今後の推進事業について伺います。第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画が平成24年度から平成26年度までの3年計画は今年が最終年となることを踏まえ、市長の市政執行方針の中でも述べられておりましたが、10年後を見据えながら高齢者の方々が住みなれた地域において生活できるよう保健、医療、福祉及び介護が一体となった第6期計画策定の中で取り組んでいくとしております。年をとり、医療や介護が必要になっても住みなれた自宅で暮らせる環境をつくる地域包括ケアシステムであります。きのう地域医療介護法が成立いたしました。そこで、2カ年の地域包括ケアシステム構築に向けた重点的事項の達成評価について伺います。また、主な課題に対する今後の推進事

業、さらには10年後を見据えた構想についても伺います。

次に、認知症の対応、対策について伺います。これは、さきの一般質問の方と重複いたしますが、よろしく願いいたします。認知症の人、認知症の疑いがある人が徘徊などで行方不明に、こうした認知症の行方不明者についてNHKが各都道府県の警察本部に取材した結果、その数は2012年の1年間での延べ9,607人にも上り、うち351人が死亡、208人が2012年末までに行方不明のままという実態が明らかになりました。厚生労働省の研究班によりますと、国内の認知症の高齢者はおとこの時点で462万人、高齢者の15%に達すると推計されております。また、認知症の予備軍とされる軽度認知障害の高齢者は400万人に上ると推計され、国内の認知症とその予備軍の高齢者は合わせて860万人余りとなり、高齢者の4人に1人となっております。高齢化が進むにつれて、今後も認知症の高齢者はふえ続けると予測されていて、この認知症の行方不明者の問題はさらに深刻な問題になると見られています。

そこで、特に次の2項目について伺います。1つ目は、地域見守りネットワーク事業の拡充について伺います。高齢者が要介護状態にならないための介護予防策を展開するとともに、自立した日常生活を送ることが最良ですが、日常生活に支障ができた高齢者に対する生活支援サービスや介護サービスの充実が求められております。これを補うため、市内の事業者の協力によりそれぞれ日常業務の中で見守りを行うことで行方不明や孤立死といった事件、事故を未然に防ぎ、万が一の際には早期発見、支援対応ができる体制の構築を目指し、高齢の方や障害を持つ方々が地域で安全、安心に暮らし続けられるようにすることを目的としている地域見守りネットワーク事業を拡充しております。具体策と目標を伺います。

2つ目は、認知症サポーターの養成について伺

います。認知症の人は、記憶障害等から生活への支障があらわれ、周囲の人とトラブルを起こすこともあります。しかし、身近な人の理解やちょっとした手助けがあれば住みなれた地域で暮らし続けることができると言われています。認知症サポーターの養成は重要です。この取り組みをどのように進めていくのか伺います。

次に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の状況、対応について伺います。児童虐待に比べ高齢者はメディアでの報道は少ないが、潜在的な計数はかなりの件数に上ると推定されます。その背景には、子息及び孫などの家族と同居をしている高齢者が多く、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことが原因となっております。また、慢性化した虐待の場合、本人が何も反応しなくなることもあり、他方、高齢者の肉体、精神に固有の加齢に伴う普遍な変化もあって、露見しがたい、当事者が言い逃れしやすいという問題も見られます。このように表にあらわれてこない高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に、すなわち家族と高齢者を保護している人に対する支援等の状況、対応について伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 佐々木議員からは、大項目で2点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は健康福祉部長から答弁させていただきます。

最初に、小項目1の名寄市いじめ防止基本方針について申し上げます。御指摘のように国のいじめ防止対策推進法では、地方公共団体は地域いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとしております。また、学校は学校いじめ防止基本方針を定めることと学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を置くことを義務づけております。このほかいじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、またはいじめによる児童生徒が相当の期間学校を欠

席することを余儀なくされている疑いがあるといった重大事態の発生時には学校の設置者または学校のもとに調査組織を設けるとなっております。こうした規定を踏まえ、教育委員会ではいじめは人間として絶対に許されないという認識のもと、本市のいじめの防止等に関する条例または基本方針の策定について検討を進めてまいりました。その結果、これまでの本市の小中学校におけるいじめの発生状況やいじめの解決に向けた取り組み状況を鑑み、名寄市いじめ防止基本方針を策定し、名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織を設置するなど、具体的な対応策が示されていることから、現時点では本市としての条例の制定は考えておりません。

この名寄市いじめ防止基本方針については、国のいじめ防止対策推進法や北海道のいじめの防止等に関する条例の素案、原案の内容を参酌し、精選しながら、わかりやすく実行可能な内容にいたしました。また、本市の実情を踏まえ、本市ならではのいじめ防止等の取り組みを念頭に置いて作成をいたしました。例えばいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備については、教育相談センターの相談電話ハートダイヤルの取り組みを推進すること、また研修の充実を通じた教職員の資質の向上については教育相談センターによるいじめ防止、不登校対策に対する教育講演会や生徒指導連絡協議会によるいじめの問題に関する研修活動等を実施すること、このほかいじめの防止等に係る教職員の積極的な研修活動については名寄市立大学と連携し、名寄カウンセリング研究会を開催し、教員がカウンセリングの方法等について学ぶ取り組みを推進することなど想定しているところであります。今後は、こうした本市の実情を踏まえた取り組みの充実を図りながら、名寄市のいじめ防止基本方針を一層効力のあるものにしてまいりたいと考えております。

なお、名寄市いじめ防止等対策組織及び調査組織についても日常のいじめの未然防止の取り組み

はもとより、万が一いじめや重大事案が発生した場合、迅速に正確な情報伝達及び適切な対応ができるよう本市教育委員会組織の特性を生かし、教育部長、学校教育課長、指導主事2名、教育相談センターの所長と教育推進アドバイザーの6名で構成し、機能的な組織となっております。また、必要に応じて第三者として名寄市立大学の専門教員の協力をいただくよう進めてまいります。

次に、学校いじめ防止基本方針については、教育委員会から小中学校に対して作成の原案と要領を示し、作成に当たっては保護者や地域の方々の意見を聞くことや理解を得ることなどに十分配慮するようお願いをいたしました。また、子供たちにはじめの防止等の方針や取り組みについて学年に応じてわかりやすく説明し、いじめる理由があってもいじめを行ってはならない、これを指摘するようお願いをいたしました。さらに、地域や学校の実情に応じた具体的ないじめ防止等対策推進計画を策定するとともに、いじめ防止等対策組織及び調査組織を設置し、地域や家庭と連携していじめの根絶に向けた取り組みを一層強力に推進するようお願いをしたところであります。今後は、いじめの根絶に向けて名寄市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針等に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、ふだんの点検、評価により改善を加えながら一層効果的ないじめ防止等の取り組みを推進してまいりたいと存じますので、地域や保護者の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いをいたします。

次に、小項目2、上川北学区の公立高等学校配置に対する名寄市としての方針について申し上げます。本年5月に開催されました公立高等学校配置計画地域別検討協議会で平成27年度から平成29年度の3年間の計画が示されております。この中で上川北学区の見通しとして、中学卒業生数が向こう3カ年で34名減少し、さらには平成33年度までの7年間で111名が減少する見込みとなっております。このことから、今後3年間での

再編等の具体的な動きはありませんが、平成30年度以降1から2学級の調整が必要とされております。この学級調整を行うに当たっては、欠員が40名以上生じている学校について学科の見直しや定員調整を行う、また美深高等学校や下川商業高等学校の地域キャンパス校においては第1学年の在籍者が20名未満となり、その後も生徒の増が見込まれない場合には再編整備するという調整が考えられています。今年度の入学状況を見ると、名寄高等学校においては欠員が2名、名寄産業高等学校では過去2年に比べると少なくなっておりますが、欠員が47名となっております。名農キャンパスという特殊性は一定程度考慮されると思いますが、上川北学区の今後の学級調整の考え方を見ると予断を許さない状況にあることから、今後も配置計画の動向を見守りながら、名寄産業高等学校の将来の学科転換等のあり方にかかわって地域の要望などについて十分配慮していただくよう道教委に対して要請してまいりたいと考えております。

また、現時点で美深町のような間口維持に向けた支援体制を取り組むまでには至りませんが、名寄産業高等学校の酪農科学科においては道北農業担い手育成対策協議会を窓口として各種支援活動を実施しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、地域の人材確保、地域産業の活性化の視点から、今後の名寄高等学校、名寄産業高等学校等の間口や学科再編のあり方についてどうあるべきかという議論を深めるためにも教育委員会や経済部、名寄市内の高等学校関係者、商工業関係者などにより懇話会のような意見交換の場などの開催も必要と考えているところであります。

最後に、小項目3、学校のアレルギーについて申し上げます。近年子供たちを取り巻く社会環境の変化等から、健康への影響が指摘されておりますが、中でも食物アレルギーのある児童生徒は全国的にも増加傾向にあり、本市においても同様に

増加傾向を示しております。学校における食物アレルギーへの対応は重要な課題であり、学校全体で取り組む必要性があることから、本市ではこれまで児童生徒のアレルギー疾患に関して文部科学省が監修し、作成しております学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを各学校に配付し、緊急時の対応時の周知に努めております。特に学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために大切な役割を担うとともに、児童生徒が食の大切さ、食事の楽しさなどを理解するための食育としての役割も担っており、食物アレルギーのある児童生徒にも症状に応じたアレルギー給食の提供を行うなど学校生活を安心、安全なものとするために学校と保護者と連携を図りながら対応をしているところであります。

また、学校においても教職員が食物アレルギーに関する正しい知識と対応の仕組みを見つけるとともに、アレルギー疾患を有する子供に適切な健康管理や指導を行うよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の高齢者福祉について申し上げます。

初めに、小項目1の第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画について、2カ年の地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項の達成評価及び主な課題と課題に対する今後の推進事業について申し上げます。地域包括ケアシステムの理念規定は、平成23年6月に改正され、平成24年に施行された介護保険法の第5条第3項に明記され、本市では名寄市第5期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画に登載し、高齢者が可能な限り住みなれた地域でさまざまなサービスを切れ目なく利用できるよう介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域や関係機関と連携し、保健、医療、福祉、介護などサービスが継続的、包括的に提供される仕

組みづくりに取り組んできているところです。第5期計画における地域包括ケアシステム構築に係る重点事項として、認知症支援策の充実、医療と介護の連携、地域生活支援体制の整備、高齢者のニーズに応じた住まいの確保の4点を重点的に取り組む事項として掲げ、1点目の認知症支援策の充実では介護基盤緊急整備等特別対策事業を活用し、民間事業所が認知症対応型共同生活介護と認知症対応型通所介護を整備したほか、認知症を知っていただく講演会を開催したことにあわせて、認知症グループホームが設置されている町内会です。あります10区町内会、高見区町内会とグループホーム里の家、グループホームそよかぜ館アネックス、エフエムなよろ、名寄警察署などの御協力をいただき、徘徊高齢者の搜索模擬訓練を2カ年にわたり実施し、認知症を知っていただき、認知症の方の接し方など実際に体験していただく機会を持つことができました。

2点目の医療と介護の連携につきましては、名寄市の独自の取り組みを持つことはできませんでしたが、平成24年、25年度に北海道が名寄地域においてがんの在宅医療、緩和ケア推進モデル事業を実施し、在宅、緩和ケアにかかわるさまざまな職種のネットワークの学びを得たところであります。

3点目の地域生活支援体制の整備につきましては、平成24年度には地域見守りネットワーク事業を開始したほか、平成22年度から交付を開始した救急医療情報キット、命のカプセルの救急情報用紙の内容更新と新規対象者への配付に多くの町内会の皆様の御協力をいただき、平成25年度末で登録者数が1,137人となったところであります。また、除雪サービス事業におきましては介護保険の第2号被保険者である要介護認定者や精神障害者に対象者を拡大したほか、収入判定の必要経費に介護保険料など社会保険料を対象としてきたところであります。

4点目の高齢者のニーズに応じた住まいの確保

につきましては、介護基盤緊急整備等特別対策事業を活用して、民間事業者による小規模ケアハウスを第5期計画の前倒しとして平成23年度に整備したことにより、今期中の整備計画はなかったところです。今後につきましては、後期高齢者人口が最高となる平成37年を見据えながら、介護保険のサービスを基本としながら、介護予防の取り組みや高齢者福祉サービス、健康寿命の延伸のための生活習慣病の予防や心身の機能維持の取り組みなど各種福祉サービスの充実やニーズに応じた制度の検討、さらには地域社会全体で高齢者を支えていく仕組み、生きがい対策などさまざまな施策の展開が必要だと考えております。現在名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の策定に向けニーズ調査を実施しているところでありますが、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の包括的な支援、サービス提供体制を構築することが求められていることからしっかりと社会情勢と高齢者のニーズを取り入れながら策定に努めてまいります。

次に、認知症の対応、対策について、地域見守りネットワーク事業の拡充について申し上げます。地域での見守り活動は、これまでも町内会役員や民生委員児童委員を中心として行われてきましたが、高齢者虐待や孤独死等問題が全国的に発生してきたことから、見守り体制の強化を図るため生活関連事業者等の協力を得て地域に暮らす高齢者等の異変に気づき、何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、適切な支援につなげるために、平成24年11月9日に名寄市地域見守りネットワーク事業実施要領を制定し、同年11月29日には市内の郵便局2局、新聞販売店6店、宅配事業者3社、名寄プロパンガス協会などの生活関連事業者12事業者と協定を締結したところです。また、介護保険サービスの15事業者、障害福祉サービスの4事業者にも協力依頼し、合わせて38の事業者でネットワークを構築し、取り組んでいるところであります。これまで協力

事業者の方が異変を察し、市に連絡があり、安否確認を実施した結果、早期発見、救急搬送に結びつけることができた事例もあり、今後とも新たな生活関連事業者に呼びかけを行い、ネットワークの拡大を図り、より多くの見守りの目をふやしていきたいと考えております。また、協力団体や事業者との情報交換や研修を開催し、地域に暮らす高齢者などの異変に早期に気づくことにより、支援を必要とする高齢者などに適切な支援が提供できるよう体制強化を図り、住みなれた地域で安心、安全に暮らせるように努めてまいります。

また、救急医療情報キット、命のカプセルは、緊急時の情報を高齢者の了解を得て市において保管し、必要に応じて御家族や関係機関に連絡がとれる有効なツールだと考えておりますので、今後とも町内会や介護関連事業者の協力を得ながら普及を図ってまいります。

さらには、認知症高齢者の徘徊によって行方不明等になった際の早期発見を目的に行っているSOSネットワーク事業では、エフエムなよろ、コンビニエンスストアや交通機関等との連携を進めながら、今後とも見守り体制の強化、広域化を図れるよう努めてまいります。

次に、認知症サポーターの養成について申し上げます。認知症の方が住みなれた地域で暮らしていけるようにするためには、地域で、また社会全体での認知症のある方やその家族を支えるサポート体制が重要であると考えております。本市では、一人でも多くの市民が認知症を学び、地域で支えられるようキャラバン・メイトによる講座を平成20年度から開催し、認知症サポーターを養成してまいりました。平成26年3月31日現在における市内のサポーター数は446名となっております。今後ますます認知症の方がふえていくことが予測されますので、一人でも多くの方に認知症サポーターになっていただくため、町内会や名寄市立大学などにも呼びかけ、今年度においても引き続き認知症サポーター養成講座を開催してまい

ります。また、今年度は市役所職員を対象とした認知症サポーター養成講座をゼロ予算事業の職員研修として開催することとし、今月第1回目の講座を開催したところであります。今後とも認知症養成講座の開催回数をふやしながら、たくさんの市民の方々がサポーターとなっていただけよう推進してまいります。

次に、小項目2の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の状況、対応について申し上げます。名寄市では、平成20年度に高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の支援等を適切に実施するため、名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱を制定し、年1回会議を開催し、高齢者虐待防止に関する講演等を行い、高齢者虐待防止の普及啓発、関係機関、団体相互の連携強化を図ってきております。高齢者虐待に関する相談は、地域包括支援センターが開設された平成19年度から平成25年度までの7年間で58件の相談があり、そのうち虐待の事実が認められた件数は21件となっております。通報者の内訳は、介護支援専門員が21件と最も多く、関係機関である介護保険サービス事業所が6件、病院が3件、警察が3件、保健所が2件となっております。また、本人からが4件、家族が5件、知人が2件、民生委員が7件となっており、家族や地域からの通報は全体の3割となっております。また、実際に虐待の通報があった際には、名寄市高齢者虐待対応マニュアルに基づき通報を受けた後、速やかに情報の収集、事実の確認等を行い、虐待か否か、緊急性の判断を行い、緊急性がある場合は被虐待高齢者と虐待者を分離するため、介護保険サービスによる施設入所や老人福祉法による措置の対応を行っているところであります。また、分離後も保健所、警察等とも連携を図りながら、被虐待者の居場所を秘匿するなどの対応を行っております。介護サービスを適切に利用いただくことや介護保険の地域支援事業で実施しております家族介護者交流事業や家族介護用品支給事業などの提供によ

り、介護されている方の心身の安定を図ることができ、虐待防止にもつながることから、今後とも関係機関や地域見守りネットワークなどによる見守り体制とあわせて虐待予防と早期発見に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問とそれぞれの見解を伺いたしたいと思います。

まず初めに、名寄市いじめ防止基本方針に関連して伺いたしたいと思います。国の方針の中で法律の中で保護者の責任の項目に非常に重要な部分が規定されてあります。それは何かと伺いますと、9条の4項です。これは、早い話が家庭を第一義に、あるいは家庭に任せきりにならないようなというような、解釈をしてはならないというような趣旨のことが書いてあるわけでありましてけれども、これはどのように参酌したのか。これは、道の方針の中、あるいは全体としての中にこういうことがしっかりと組み込まれたのかということを確認をいたしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 私は、そのことはいわゆる家族任せにしたらいかぬよとか、あるいは家族の考えている方を主体にした方針になってはいかぬよということが書いてあるので、それはどこの学校の、名寄市のいじめ方針の中に取り込まれたのかということだったのです。それは中に入っているということですのでよろしいのです。確認ですから。わかりました。

それでは、ちょっと質問をかえて、やはりいじめに対する制度がしっかりと整って、この方法も

わかってきたのです。ところが、問題はこういうことを出されてもきちんとしっかりと実行されないと意味がないのです。先ほども御答弁にもありましたように、一番に学校とか、あるいは保護者というのはある程度知れ渡ると思いますが、例えば名寄市の方針の中にそれぞれの責務があります。例えば教育委員会の責務とか、あるいは学校及び教職員の責務とか、それからその中に保護者の責務とか、そして4項めに市民及び事業者の役割の中で地域における行政その他の関係者と連携して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めること、そしていじめがあったときには通報の協力を呼びかけてもらうというような、こういう地域に本当に協力と、しっかりとそういう趣旨のことがわからないと、こういうものが何も役に立たない。したがって、そういうことを今後のやり方にどういうふうにやっていくかなというふうなことが大事だと思うのです。それで、そのためにはいろいろと保護者とか何かは頻繁にやるかもしれませんが、地域全般としてこういうふうにしつかりとこういういじめのことがこういう方針が出ています、共有して地域との責任はここにありますよということを知ってもらわなければいかぬ。これは、どういうふうに広報していくのか、御説明をいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） いじめの根絶に向けてどういうふうに地域とやっていくかということで今お話が出されました。いじめに対する責務ということで、教育委員会や学校、学校の教職員、当然大きな責務を持ちながらいじめ根絶に向けて取り組みを進めてきているわけでありますけれども、法律の中では保護者や地域の住民の責務についても定められております。その中で特に地域の方にいじめの法律を認知していただいて、名寄市全体として取り組む仕組みをどうつくっていくかというのは大きな課題だというふうに私たちも考えているところであります。学校の保護者につい

ては学校を通していろいろ情報提供等も進められるわけですが、地域におきましては今回ホームページにも公開してはいるところでありますけれども、ホームページでもといっても多くの方が見られている状況でもありませんので、町内会とか、そういったところも通じながら情報発信をしていきたいと思っております。6月25日でしたか、町内会長の懇談会等もありますけれども、教育部としても大きな位置づけにしているということを含めてお話しさせてもらいながら、全体で取り組む位置づけに持っていきたいというふうに思っているところでありますし、そういったことで地域住民が総がかりでいじめ根絶に向けた意識を持って、絶対名寄市の中からいじめを出さないという意識を持ってもらうような、そういった取り組みも今後工夫をした中で考えながら取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） そこが一番大事だと思いますので、本当に関係する方、それ以外の方がもし子供たちのそういう姿を見て、あるいは学校帰りだとか、行き帰りのそういうときに姿を見て、あれはやっぱりいじめているのではないのかとかという、そういう通報がずっと出てくるというふうな環境をつくるためには、今の方針をしつかりとPRをして、情報を提供しなければいかぬと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと、こういうふうに思います。

いじめに関して、ノルウェーでは政府あるいは自治体、教職員、それから保護者が連携して包括的ないじめ防止対策を始めて20年になるのだそうですけれども、状況は余り変わらないと。ただ、その中でいいことがあったと。これは、ちょっと紹介をしたいと思いますけれども、それは例えば子供たちの中からいじめ防止の責任者を選び、取り組んだと。それで、みんなで楽しく遊んでいるように気を配り、ひとりぼっちの子がいたら遊び

相手を探す。大変人気のある役割で、選ばれた子供は一生懸命に義務を果たす。こういうふうなことが新聞に載っておりました。やはり子供たち同士でいじめ防止、責任感を感じながらやっていくというのは一番効果があるのかなというふうに考えますが、こういうふうな取り組みについて何か見解があれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ちょっと今御質問いただきましたいじめにつきまして、それぞれの海外のノルウェーの状況を出してもらいましたけれども、地域性もあっていろんないじめというのがあるかというふうに思います。いじめというのは、本当にいつどこでどのような形で起きるかわからない状況であります。そういった意味では、先ほど地域総がかりでという話をさせてもらいました。今議員からありましたいじめの事例なんかも入れながら、国内でもいろいろ本当に重大な事例も含めて発生をしています。そういった事例の要因といますか、原因もしっかり把握しながら、名寄でそういった事例に合致するような事例がないかという部分も検証しながら、やっぱり注視をしてもらうよう学校なり、ある面では地域にも情報発信してもらいながら、いじめの予防、そしていじめが起きた場合には何といても早期の対策、対処が大事でありますので、そういった事例も参考にしながら今後取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 一例を出したのですけれども、子供たちでいじめ防止をやるというのは一番効果があるのではないかなというふうに思っています。いろんな取り組みがあるのだと思

いますけれども、ぜひ効果のある子供たちのいじめ防止策を研究していただきたいなというふうに思います。

次に、学校あるいは家庭、地域が一丸となって子供を守るための取り組みというのが非常に大事だと思うのですが、道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、あるいは体験活動を推進して子供自身が主体的にいじめの問題に取り組めるような環境づくり、あるいは保護者向けの学習プログラムの開発、あるいは講座内容の充実を推進していくとか、あるいは保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティースクールの導入を拡大していくとか、これ地域ぐるみでいじめ問題を解決できる仕組みづくり、いわゆる環境づくり、こういうふうなことはもう大切だと思いますけれども、基本となるのは、まずその前提となるのはやっぱりコミュニケーションづくりが大切だと私は思っております。近年は、いじめを初めとする命にかかわる重大事件が頻繁に目につくようになってきたわけでありまして、これは何かというと機能しなくなった家庭や地域に要因があるように私は思うのであります。そこで、コミュニケーションが薄くなっていると。これをまずアップするのは、一番手っ取り早いのは挨拶ではないかと、こういうふうに考えているわけです。それで、私も挨拶日本一、これは福岡県のみやま市に私ども会派で視察に行ってきたわけでありまして、これはもう本当に真剣になって取り組んでおられて、挨拶をやることによって成績が上がったと。どういうふうな関係で結びついたのかわからないと答弁しておられましたけれども、まずいじめがなくなる。こういうことに対してしっかりとコミュニケーション、誰かも言っていましたけれども、一番最初にあるのは、コミュニケーションの最初はやっぱり挨拶だと思います。そこで、私も視察へ行った資料の中で、タイトルとしては「挨拶で明るいみやま市をつくりましょう」というふうなタイトルを持って、これ

はやっぱり名寄市も本当にいづれでもいいのですけれども、挨拶で明るい社会をつくっていく。これが本当に大切なのだと思いますけれども、これについて市長、ぜひ明るい社会をつくるために挨拶日本一を目指してみやま市を負かしてやれるようなことをやったらいいのではないかと思いますけれども、見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） たしか名寄の駐屯地は、挨拶、敬礼日本一と掲げていましたよね。今それぞれの小学校でも今日挨拶運動というのをたしか当番を決めて、朝それぞれの子供たちが立ってやっているというようなこともあって、挨拶についてはさまざまな取り組みをされているのだというふうに思います。いきなり日本一ということ掲げるかは別として、そのことの重要性は非常に認識しておりますし、さらに学校や、あるいは町内会、我々大人たちがまた率先してそのことを子供たちにやっていくということも大事だろうというふうに思います。私は、ちなみに毎朝歩いて市役所まで来ていますけれども、会う人、会う人に必ず挨拶をするようにしてしまして、知らない人はびっくりして何だろうというような形を見ていく人もいますけれども、我々がまずはそういうことを率先してやっていくということも必要なのかなというふうに思っています。引き続きその重要性は認識をし、あらゆる場面でそのことがしっかりと運動となるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 私も真ん前を名高生が通るわけなのですけれども、あしたから早速おはようございますというふうに声をかけてまいりたいと思っております。

いじめに関しては、いづれは本当になくなって、明るい社会をつくる根本だと思いますので、どうぞしっかりと進めていただきたいと、このように思います。

上川北学区の公立高等学校の配置計画については、再編を受け身で待つことなく、今後とも地元の子供のニーズに応える議論をしっかりと進めて、やはり道教委のほうに要請を続けていただきたいと、こういうふう考えております。よろしくお願ひします。

それでは、アレルギー問題でいっぱい質問したかったのですが、時間がありませんので、1点だけお伺いしたいと思います。まず食物アレルギーの対応について、調査研究協力者会議の調査によると詳細な献立に対応している弁当、学校給食の対応として、詳細な献立対応が28.1%、弁当対応が10.8%、除去食対応が39.1%、これは代替食対応が22%という、実態調査でわかったと報告されているのですけれども、これを調査会議ではアレルギーに対して医師の診断書等の提出がないまま、保護者から申し出だけで対応しているというふうな指摘をされているのですけれども、名寄の場合はどういうふうなことになるのか、その1点をちょっとお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 名寄市のアレルギー対策ということでもありますけれども、名寄市のアレルギー給食は平成5年から実施をしていて、道内においても先駆けて実施をしているセンターであると自負しているところであります。アレルギーの原因となる食物の完全除去、代替を実施しているところは道内でも2カ所ほど聞いております。アレルギー給食の基本は、正確な情報把握とその共有であると考えており、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応として、毎年医師の診断書を提出いただき、個別の対応を学校、保護者と協議しているところであります。また、アレルギーの原因食物が複数食品になる児童生徒も多く、1人ずつのきめ細かな対応が必要というふうには考えているところであります。このため栄養教諭を初め臨時の栄養士を1名、パート調理員を3名、

アレルギー食品の対応として配置をして、近年はアレルギーの原因ともなりやすい食品を原材料として使用せずに製造した製品など食物アレルギーであっても摂取可能な食品開発が進められており、学校給食においても卵の入っていないプリン、小麦の入っていないカレーなど全ての児童生徒に同じメニューを提供するような、そういった形で努めているところであります。このようにアレルギー給食にあってもほかの児童生徒と同様に学校給食を楽しむ、そういうことができるように、より一層食物アレルギー対策の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） わかりました。

それから、もう一つ気になるのはエピペンの使い方なのですが、これは職員でしっかりと。エピペンは自分で管理して自分でやるのが基本なのですが、職員はしっかり知らせておくべきだと思いますし、そういう対応については職員もしっかりとわかってもらいたいというふうに要望しておきたいと思っております。

最後に、地域見守りネットワーク事業について。先ほど見守りネットワーク事業について合わせて38事業団体が入っているということでございますが、私気になっているのは消費者被害を未然に防ぐために、その人たちと別個なために、何か識別のあるものが必要なのではないかと思っておりますけれども、その見解について伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 地域見守りネットワーク事業につきましては、直接高齢者の方のところをお願いしている事業者の方が訪問するとかということではなくて、新聞が玄関にたまって

いるですとか、カーテンが日中閉め切りになっているですとか、そういったことを遠くからさりげなく見守っていただくということがこの事業の本旨でありまして、そういうところで気づいていただいて、市の包括支援センターに御連絡をいただきましたら、市の包括支援センターが対応させていただきますという事業になっております。それで、今議員から御提言がありました、そういった事業者が社会貢献されているですとか、そういった見守りネットワークをやっていただいているというようなマークというか、そういったことも必要かもしれませんので、今後ネットワークの会議の中で少し議論させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 高野 美枝子

署名議員 東 千 春

平成26年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年6月20日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第16号 工事請負契約の締結について
議案第17号 工事請負契約の締結について
議案第18号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について
- 日程第9 意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
意見書案第3号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意

見書

- 意見書案第5号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書
- 意見書案第6号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書
- 意見書案第7号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書
- 意見書案第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 日程第10 報告第13号 例月現金出納検査報告について
- 日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第16号 工事請負契約の締結について
議案第17号 工事請負契約の締結について
議案第18号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定につ

	いて	9番	大石健二	議員
日程第8	議案第20号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について	10番	高橋伸典	議員
		11番	川口京二	議員
日程第9	意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書	12番	佐々木寿	議員
	意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	13番	熊谷吉正	議員
		15番	日根野正敏	議員
		17番	山口祐司	議員
		18番	駒津喜一	議員
	意見書案第3号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書	20番	東千春	議員
	意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書			
	意見書案第5号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書			
	意見書案第6号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書			
	意見書案第7号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書			
	意見書案第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書			
日程第10	報告第13号 例月現金出納検査報告について			
日程第11	閉会中継続審査（調査）の申し出について			

1. 欠席議員（2名）

副議長	14番	佐藤勝	議員
	16番	植松正一	議員

1. 事務局出席職員

事務局 長	益塚敏
書 記	山崎直文
書 記	鷺見良子
書 記	佐藤潤

1. 説明員

市 長	加藤剛士君
副 市 長	佐々木雅之君
副 市 長	久保和幸君
教 育 長	小野浩一君
総 務 部 長	白田進君
市 民 課 長	遠藤邦彦君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経 済 部 次 長	川田弘志君
建設水道部長	中村勝己君
教 育 部 長	小川勇人君
市立総合病院長	松島佳寿夫君
市 立 大 学 長	鹿野裕二君
市 立 大 学 局 長	鹿野裕二君
営業戦略室長	常本史之君
上下水道室長	天野信二君
会 計 室 長	山崎真理子君

1. 出席議員（18名）

議 長	19番	黒井徹	議員
	1番	川村幸栄	議員
	2番	高野美枝子	議員
	3番	塩田昌彦	議員
	4番	山田典幸	議員
	5番	竹中憲之	議員
	6番	佐藤靖	議員
	7番	奥村英俊	議員
	8番	上松直美	議員

監 査 委 員 上 田 盛 一 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。14番、佐藤勝議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 塩田 昌彦 議員

15番 日根野 正敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第2号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、6月6日の議事を継続します。

これより、質疑に入ります。御発言ございましたら。

高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 何点か御質問させていただきます。

この乳幼児医療は、本当に同僚議員からもいろいろ質問をされ、無償化ということで声は何人も上がって、私も何回かやらせていただきました。今回の無償化が小学校の入院費なのですけれども、私はまだまだ上げてほしいという気持ちはあるのですけれども、予算の都合だとか、いろんな考慮があると思いますので、今回はワンステップとしてこの無料化は本当にもう歓迎いたします。

その中で、ある方から無償化になることによりまして、コンビニ受診がふえるのではないかとという懸念もあるというふうに言われております。その部分で1996年に国の政策で、大病院で診療を受けるときには診療所の紹介状をいただいて、そして大病院に行くというのが原則で、そのほか

は料金が加算されるという国の方針だったのです。名寄市立病院の状況をちょっと教えていただきたいのと私の孫も今1歳と9カ月なのですけれども、熱を出した。風邪を引く。そのときに娘から妻に、熱が出て風邪ではないかと、心配だと、病院にすぐ連れていったほうがいいかなとうちの妻の、看護師のところに電話が来ます。でも、うちの妻はそういう状況ならこういう形にして、こういうふうにして、病院は行ったら逆に菌があるからひどくなるから行かないほうがいいと言って、次の日に受診に行く、行かないを決めるのですけれども、今名寄市立病院では、こういう若いお母さん方が多いと思うのです。その対応というのはどうされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、1点目のいわゆる紹介状なしの件につきましては、ことしの消費税改定によりまして1回当たり750円、4月からということで、件数等についてはちょっと病院のほうに連絡をして、今手持ちがありませんので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

また、お母さん方からの電話でのそういう問い合わせ等についてなのですけれども、まずは救急外来のほうの事務当直が担当の看護師に回しまして、看護師のほうからは症状の聞き取りをしまして、緊急性がなければ、例えば再診というか、坐薬等が出ていて、様子を聞いて、受診しなくても問題ないというようなことがあれば無理して受診を勧めるようなことはしないと。ただ、状況を説明して、やっぱりお母さん方が不安がるということであれば受診されてもよろしいですよというような、そこで担当看護師がそのような段階で入り口で仕分けをしているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

ある程度国の状況も含めて対応されているということで、それで仕分けも看護師さん、先生なりで対応されているということなのですけれども、これから国の方針では、やはり大きい病院では大きい病院でかからなければいけない患者さんというのがたくさんいる。その患者の対応として、ある程度風邪だとか軽い症状の方は診療所、民間病院にふるい分ける政策というのは名寄の医療協会等々で話し合いはできているのか、またそういうお母さん方にそういう場合はこういうところに行ってくださいという宣伝というか、PR、告知というのはどうされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今回の診療報酬改定でも病院と診療所の役割分担といえますか、そのようなものはある程度ずっと言われているのですけれども、盛り込まれております。ただ、名寄市内、名寄地方につきましては開業医さんが以前よりも少なくなっているということと、例えば小児科なんかは今もう土別も含めましてうちの病院に集約されましたので、言っていることは十分そのような趣旨はわかるのですけれども、実態としてなかなかかなりにくいのかなど。名寄市には、病診連携協議会というのがありまして、定期的にそのような議題では話は出ているのですけれども、実態としては市立病院に来る場合がどうしても多くなるのかなというのが現状だと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。

本当に子供、子育て支援の充実に向けての加藤市長の子供医療費無料の決断に感謝を申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 今回の乳幼児医療費の助成は、私も何度も取り上げさせていただいて、歓迎をしているところであります。また、市民の

皆さんからも、子育て中の方、そして子育てを見守っている祖父母の方からも歓迎の声が多く寄せられているところであります。しかし、歓迎の言葉と同時に、せっかくここまで支援を行っていたのだからこそ、外来診療も就学児まで延ばしてもらえなかったのか、ぜひそうしてほしいのだという声も寄せられているところです。この点についてお伺いをしたいと思います。

あと、手続について、今後この年齢に合っている方々がどういった手続をしたらいいのかというところら辺の、以前ですと就学児の入院の手続がちょっとわからなかったということもありましたので、そういった部分についてどのようになっているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） これまでは、北海道の医療給付事業の補助基準に準拠して初診時の一部負担金や、また医療費の一部負担をお願いしてまいりましたが、就学前の児童の医療費の自己負担を入院、外来問わず無償とさせていただき、また小学生については医療費負担が大きくなる入院について自己負担を無償とすることにさせていただきたいと思っております。平成24年度の決算ベースの医療費で試算をいたしますと、乳幼児医療費で3,642万8,600円、ひとり親医療費で1,076万7,955円で、合わせまして4,719万6,555円となり、道費補助の2分の1を差し引きをいたしましても2,359万8,277円程度の一般財源となっております。これに今回の拡大分約1,640万円を合わせますと今後約4,000万円程度の一般財源の確保が必要になってまいります。この事業、単年度の事業ということではございません。これから継続して実施させていただく事業でございますので、限られた財源を充当いたしますので、その点御理解をいただきたいと思っておりますし、なお今後とも国、道の動きにも注視をしながら、国によります制度の創設ですとか、また道の制度拡大等も要望してまいりたいと考えてお

ります。

また、今回の手続に関してでございますが、子供が生まれた、出生届を出されたときにこども未来課の窓口でまず最初の乳幼児の助成の手続をしていただきまして、それが就学前までずっと使えるということでございます。最後、学校に入られる前の3月にこれが切れますよというお知らせを全子供たちのいるカードを持たれている世帯に周知をさせていただきまして、今後入院につきましては入院される時に手続においでくださいという周知もあわせてさせていただきます。また、前回御指摘もいただきましたので、学校に対して学校を通して児童の家庭に入院の場合は助成ありますよという周知パンフレットを配らせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 周知のところは理解いたしました。さらに徹底して行っていただきたいと思っております。

今健康福祉部長がおっしゃったように、やっぱり国や道の制度がもっと充実されれば、私たち地方も負担が少なくなってきますし、もちろん住民の皆さん方にも大きな利益といたしますか、そういったことが還元されるというふうに思うところです。引き続きその取り組みも進めていただくのと市民の方々からそういった声もあるというのもしっかり受けとめていただいて、引き続き取り組んでいただきたい、そのことを申し上げて終わりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第12号 平成26年度名寄市一般会計補正予算（第2号）について、6月6日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 1点お伺いをしたいと思っております。

議案第12号の15ページにあります農林業費のもっともち米プロジェクトにかかわってお尋ねをしたいと思っております。せっかく国から補助金がついたということですので、有効に使っていただきたいというふうに思っております。一般質問の中で、観光振興の中で女子栄養大学の合宿のことが取り上げられていて、女子栄養大学の方々にももっともち米プロジェクトへの参加もお願いしたいような話だったかなというふうに思うのです。私たちは、名寄大学があって、栄養科があって、専門家を養成しているというところでは、もっと名寄大学を活用してほしいというふうに思っております。「もち米物語」も名寄大学の学生さんの力というか、本当に頑張っていたいて、すてきなパンフレットができたなというふうに思っております。この中では、それぞれの皆さんがモチの好きな食べ方、これもいろんな特色があって、地元の方、こういう食べ方もしているのだなというのがわかる内容になっています。名寄大学は、全国からいらしていただいて、特に東北地方から来られている方も多いわけですが、岩手県の一関では餅懐石だとか餅膳だとか、そういった部分の取り上

げ方もされていますので、こういった知恵も使っていただくということが必要なというふうに思っているのですが、その部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） もっともち米プロジェクトで名寄市立大学の栄養学科の学生たちの力をかりるべきではないかと。その御意見には全くそのとおりというふうに同感であります。今回女子栄養大の皆さん、これ3年目になろうかというふうに思いますが、これも御縁がございまして、私どものまちのほうにそれぞれ数日間滞在していただいているということで、名寄市の食材を使ってできるだけそういう研究もしてみたいというお話でございまして、名寄市がモチ米の産地ということもあって、そこは女子栄養大のほうもそういうところで力をかしたいということもありましたので、そういう手続にさせていただいたということでもあります。

さらに、女子栄養大でありますけれども、実体は香川調理製菓専門学校という、いわゆる調理専門の学校でありまして、いわば香川調理製菓専門学校というのは日本の、女子栄養大学もそうですが、栄養という一つのジャンルの中では先駆的に進めている大学の一つであります。これもまた私どもの市立大学の学生と交流する中でいろんな刺激もあるのではないかとということもあって、これは確実においでいただいたときにはそういう交流の中で成果を上げているということでもありますから、ぜひ今回もそういうことで女子栄養大の皆さんには研究もしていただきますが、あわせて私どもの大学、議員今言っておりましたそういうところでもお力添えいただいておりますので、特に大学の力をかりるということについては全く異議ございませんので、今後ともそういうところに配慮させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 私も女子栄養大学の方々の力を全くなりないようにとかというふうに思っていないです。相乗効果というのも大きいかと思うのですが、やはり名寄大学を大いに活用といいますか、そういうふうにしていくということが必要なというふうに思っています。もっと地元の活用ということです。市長も常に地元のポテンシャルを大事にしながらとおっしゃっている、そのことだというふうに思っています。モチ農家の方がおっしゃるように、地元の市民の皆さんにもっとモチ米を食べてもらいたいのだというところら辺でいろんな新しいメニューもあり、また古くから食べていただいている食べ方もあり、そういったものをみんなでいろいろ研究しながら、広めながら、私たちおいしくモチ米を食べていきたいなど、そんな思いでございますので、ぜひ活用をしていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第13号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、6月6日の議事を継

続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第14号 平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、6月6日の議事を継続します。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第16

号 工事請負契約の締結についてから議案第18号 工事請負契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号及び議案第17号並びに議案第18号 工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄南小学校校舎、屋内運動場改築工事における建築主体工事その1及び建築主体工事その2並びに電気設備工事の工事請負契約を締結しようとするものであります。

まず、議案第16号、建築主体工事その1につきましては、6月3日に4社による一般競争入札を執行した結果、荒井・大野組・坂下特定建設工事共同企業体が8億2,500万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税6,600万円を加えて8億9,100万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第17号、建築主体工事その2につきましては、同じく6月3日に3社による一般競争入札を執行した結果、廣野・大野土建、橋本川島・高橋組特定建設工事共同企業体が10億8,370万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税8,669万6,000円を加えて11億7,039万6,000円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第18号、電気設備工事につきましては、同じく6月3日に2社による一般競争入札を執行した結果、竹内・新光・庄司特定建設工事共同企業体が3億2,700万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税2,616万円を加えて3億5,316万円で契約を締結しようとするものであります。

以上3件について名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては建設水道部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、議案第16号、議案第17号並びに議案第18号の提案理由の追加説明を一括して申し上げます。

名寄南小学校校舎、屋内体育館は、昭和47年に建設され、築40年以上が経過し、老朽化が著しく、また旧耐震基準により建設されていることから、平成20年に策定した名寄市立小中学校施設整備計画に基づき整備することとなりました。平成24年度から25年度にかけて基本設計時に名寄市立名寄南小学校校舎等改築準備委員会を立ち上げて、PTAや学校関係者などから意見や要望を取り入れた実施設計に基づき、平成28年2月下旬の完成に向けて準備が整い次第工事に着手いたします。

本日議決をお願いします名寄南小学校校舎、屋内運動場改築工事の工事概要について御説明いたします。本工事は、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨、鉄筋コンクリートづくり及び鉄骨づくり3階建て、延べ面積8,264.7平方メートルの改築工事となっております。建物本体事業費として27億6,390万円を計上しており、建築主体工事その1、その2、電気設備工事、空調換気設備工事、給排水衛生設備工事の5工事及び現場管理委託業務の1委託業務に分けて発注いたします。

このうち本日議決をお願いしますのは、まず建築主体工事その1であります。ここで入札の経過と結果について申し上げます。入札におきましては、一般競争入札で行いました。入札等審議委員会が上川管内限定による入札参加特定建設工事共同企業体を5月1日に公募の告示を行い、上川管内の特定建設工事共同企業体4社の応募があり、6月3日に入札を執行いたしました。結果、第1

回入札により荒井・大野組・坂下特定建設工事共同企業体が消費税込み8億9,100万円、落札率99.86%で落札いたしました。

次に、建設主体工事その2であります。入札等審議委員会が上川管内限定による入札参加特定建設工事共同企業体を5月1日に公募の告示を行い、上川管内の特定建設工事共同企業体4社の応募に対して3社により6月3日に入札を執行いたしました。結果、第1回入札により廣野・大野土建・橋本川島・高橋組特定建設工事共同企業体が消費税込み11億7,039万6,000円、落札率99.6%で落札いたしました。

次に、電気設備工事であります。入札等審議委員会が上川管内限定による入札参加特定建設工事共同企業体を5月1日に公募の告示を行い、上川管内の特定建設工事共同企業体2社の応募があり、6月3日に入札を執行いたしました。結果、第1回入札により竹内・新光・庄司特定建設工事共同企業体が消費税込み3億5,316万円、落札率96.92%で落札いたしました。

次に、お手元の説明資料について御説明いたします。表紙を開いていただきますと、右上に資料番号が付してあります。順次御説明を申し上げます。図面①は配置図でございます。新校舎につきましては、既存校舎を使用しながら建設することから、敷地の南側に配置し、周辺には駐車場、菜園スペース、太陽光発電パネルを設ける計画としております。

次に、図面②は1階平面図となっております。図面左、西側に児童用の昇降口、図面上部、北側に職員、一般開放用玄関を配置しています。図面下部、南側に普通教室を配置し、広さは従来型小学校の1.5倍となっており、教室後方部分はワークスペースとして多様な学習形態、弾力的な学習グループの編成などに対応できるよう配慮しました。図面上部、北側には職員室等の管理部門を、図面右、東側には特別支援教室を配置しております。また、屋内運動場は校舎の中心に配置するこ

とで省エネルギーに配慮しております。

次に、図面③は2階平面図でございます。図面下部、南側に普通教室、図面左、西側に通級指導室等を、図面上部、北側に特別教室をそれぞれ配置しております。

次に、図面④は3階平面図でございます。図面下部、南側に普通教室、図面上部、北側に特別教室を配置しております。

次に、図面⑤は立面図でございます。外観については、建物全体に外断熱工法を採用し、外壁の1階部分は冬季の積雪を考慮してれんがやコンクリート打ちっ放しなどのかたい素材とし、2階以上の部分は軽量で耐久性のあるガルバリウム鋼板を採用しています。

建築主体工事その1、その2の説明は以上であります。

続いて、電気設備工事の概要を説明いたします。図面⑥は電気工事の配置図で、敷地内の配電や通信関係の配線図をあらわしています。

次に、図面⑦は1階電灯設備配線図でございます。普通教室、特別教室等は直管型照明、廊下やトイレ等はダウンライトとし、全てLED照明を採用し、省エネルギー化を図っております。2階、3階も同様の設計となっております。

次に、図面⑧は屋内運動場電灯設備配線図でございます。屋内運動場についても長寿命かつ経済的なLED照明を採用し、省エネルギー化を図っております。

次に、図面⑨は1階電気暖房配線図でございます。各階共通で、普通教室や特別教室を初め、各諸室については電気パネルヒーターを設置し、廊下には電気床暖房を設けております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第16号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 契約締結に当たって何点かお尋ねを申し上げたいと思います。

ちょうど私当初予算の予算委員会で不幸あって途中から休んだものですから、もし議論経過があったら失礼になりますけれども、重なることを多少お許しをいただきたいのですが、1つはそれぞれ3本の議案の契約締結ですが、参考までに財源の内訳、最終的にどんな数字に置きかわるのかお聞きをしたいのがまず1点です。

それから2つ目に、代表質問でもお尋ねいたしました、放課後児童クラブあるいは放課後子ども教室の一体化構想で、まだ国は予算づけはこれからなのですが、丸2年近くかかる工事の中での取り込みが可能なような設計には多分なっていないと思いますけれども、その辺の展望について2つ目、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、3つ目には、契約締結に当たって今（仮称）市民ホール、あるいはこれから大学の図書館とか、いろんな市立病院の工事も解体は残っていますけれども、節目の過程の中で人材を確保することが非常に建設業界でも大変だったということの話が随分出ましたし、経済情勢そんなに大きくは変わっていないので、その辺の推移について少し見通しも含めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、4つ目には、この図面見る限りでは立面図が、ナンバー5があるのですが、特に南らしいモニュメントみたいなものは図面上では余りよく見られないのですが、これまでは名寄市的には東小学校、名寄小学校、西小学校含めて、是か非かは別にしても一定の屋根の形態や立体形態の中に象徴的なモニュメントみたいなのがずっとあったのですが、その辺について最終的な完成のイメージというのはどのようにイメージしたらいいのかお知らせをいただきたいと思います。

5点目は、いよいよ適正化配置や、特に豊西の校区の皆さんにはいろいろ課題がたくさんあったのでしようけれども、御理解いただいて、西小、

南小でそれぞれ分散ということで、これまでの御苦労に敬意を表するものなのですが、子供たちの要望、ニーズみたいのは、何らかの形でここに学校の実施設計に当たってそういう取り込むような経過があったかどうか、あるいはあればどのようなことが夢の学校として形になるのかなということについてお聞かせをいただきたいと思います。

それからあと、最後になります、太陽光パネル5キロ掛ける2で10キロワットになっていますが、これは形だけのものなのか、学校全体の消費電力のどのぐらいの電気を発電する数字になるのかお聞かせをいただきたいと思います。

もう一点は、竹中議員が予定していますので、避けたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 済みません。今財源の内訳ということだったのですけれども、ちょっと手元に資料を用意してございませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 財源の関係につきましては、詳細については後ほど報告させていただきますけれども、大きくは義務教育の補助金をまずは活用させていただきまして、残りについては70%交付税算入のある過疎債を適用しようということですので、総体事業費が変わりましたので、総体事業費が変わることによって財源もちょっと変わってきますので、後ほど説明したいと思います。

それから、2つ目の放課後児童クラブの取り込みの関係につきましては、図面でごらんいただくとおり北側の東側のところに別棟ということで、別な補助事業を活用して対応したいというふうに考えておりますので、校舎内には取り込んでおりません。ちょっと建築関係について舌足らずな部分がありましたら、後ほど建設水道部長のほうから補足はさせますので、よろしくお願ひします。

それから、3点目の市民ホール、大学図書館等の建設が、大型工事が続く中で今後の見通しの関係につきましては、通常の公営住宅も含めて事業がある中で、それから病院の内部改修も1億円規模で予定されておりますので、その中で今後の関係につきましては公共工事が一気に増加をしたということもありますので、この辺についてははっきりスケジュール管理をしながら、それぞれの工事に支障がないような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

なお、今回の工事の関係につきましては、従前できるだけ地元企業に優先的に、地元調達可能については地元という形で進めてきましたけれども、市民ホール、それから市立病院のときからなかなか工事期間の中でさまざまな労働者を確保することについて困難性があるということと速やかな工事を執行する関係もありましたので、一部道内の大手、旭川の手にも御協力いただきまして、特定JVを組ませてもらって作業を進めてきましたので、また今回の南小学校につきましても旭川のお力をちょっとかりました。これにつきましては、なかなか人材確保の関係に相当窮屈だということと今回の南小学校につきましては体育館と校舎を一体施行するということですので、これまでの学校の建設でいいますと校舎で2年、体育館で1年、合わせて3年かかるところを2年間でやるという状況でありましたので、この辺につきましても旭川のお力をかりながら、できるだけ地元の業者も多く参画できるような形を考えまして、特定JVの申請を受け付けまして処理をさせていただいたところであります。

4点目の南小学校のモニユメントの関係につきましては、従来いろんな形で過去取り組んできましたけれども、議会でもいろんな御意見があったというふうに聞いておりますけれども、今回につきましては豊西小学校と南小学校の統合ということもありましたので、できるだけ早い、速やかな期間設定の中で3年かかるところを2年でやると

いう部分と体育館を真ん中に入れることによって暖房であるとか維持管理経費のコスト削減を図るということを中心に、これからの環境に優しい学校という位置づけだというふうに私理解をしております、ちょっと舌足らずな部分がありましたら、建設水道部長のほうから補足させますけれども、そういう形で考えております。

それから、5番目の豊西小学校の子供からの要望等につきましては、ちょっとこれは教育委員会のほうから、それから太陽光パネルの関係につきましても建設水道部長のほうで情報を持っていただければお答えさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうから最初に放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の関係で、国の子育て支援の関係でそういった流れにきているという状況であります。手元に詳しい資料なくてあれですけども、国では2万カ所ある児童クラブを1万カ所程度一体化して取り組むというような方針が出されているところなんですけれども、名寄市におきましてはそれぞれが運営を行っている状況にあります。それは、預かっている子供の状況でいきますと、放課後児童クラブにおきましては親の子育て支援という側面から、子供がその居場所で安心して安全に過ごせる、そういった取り組みということで、遊びであったり、宿題とか、何かの行事とか、そういったことを主に取り組みを進めているところでもあります。一方、放課後子ども教室につきましては、勉強をしたいという子供たちが集まりながら自習、予習も含めて進めているという状況で、子供のそこに集まる意識の違いがある部分と先生方も指導員なり先生の確保の部分で全ての放課後児童クラブのほうに一体型として子ども教室を設置するという部分については難しさがあるというふうに今の段階では考えているところでもあります。南小学校の児童クラブにつきましては、放課後児童クラブというこ

とで今回実施設計の補正も上げているところなのですけれども、基本的にはそういう形で進めていきたいというふうに今のところは考えているところであります。

あと、太陽光の関係につきましては、全体の消費量の3%程度を賄っていくという予定をしておりますし、その点につきましては環境教育の教材としても活用しながらいきたいというふうに考えています。

あと、南小のモニユメントの関係につきましては、具体的には取り入れてはございませんけれども、施設全体が環境というか、そういった部分についてモニユメント的な構造の部分では今までにない形を設計をしましてやっているところでもあります。

あと、子供の要望の関係ですけれども、基本設計、実施設計に向けましてそれぞれ保護者も含めた検討会議も数度開催して行っています。その中でそれぞれ御意見をいただきながら、それをできるだけ取り入れながら設計を行ってきょうに至っているというふうになっていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどは大変失礼いたしました。財源の内訳の関係ですけれども、3本の工事合わせますと24億1,455万6,000円の契約額というふうになります。このうちの30%については、先ほど副市長のほうからありましたけれども、義務教育関係の国庫補助金を予定してございまして、これが7億2,400万円でございます。また、事業費の70%につきましては起債、これは過疎債を予定してございますけれども、16億9,000万円を予定してございます。残りの55万6,000円につきましては一般財源での対応にさせていただきたいと思っております。また、この工事につきましては、空調関係ですとか、給排水関係の入札等がまだ残っておりますので、最終的にはそこも合わせて額が固まるということでございますけれども、現在の内訳についてはそう

いった中身でございまして、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 漏れていたら今聞きます。今佐々木副市長からありました本体工事、体育館あるいは電気設備含めて、既存の今工事やっている関係だとか、あるいはかなりオーバーラップする時期があったり、3年を2年で工事をするというようなことで、落札をされた業者さんもこれから人材確保には管内を奔走しながら竣工に向けて走るのでしょうか、大工事が続いていますし、役所側の監督さんの業務が何人で、今やっている既存のものも含めて、今回の発注も含めて契約するわけですが、体制が十分、当然工事中には変更的な工事の変更なんかも現場サイドでもよく出るでしょうし、どういう体制に市役所側の建設水道部のほうとして万全な体制をとられておられるのかお聞きをしたいと思いますので、特に高度成長期の時代も今もそうですが、業界さんはやっぱり労働者の確保や技能者の確保の関係ではできるだけ1年間の単位で見ても通年的な、平常的な仕事の発注をもちろん希望しますし、あるいは2年、3年と、名寄市の場合こういう大量に発注が続いている関係でいくと、非常に対応にはいろいろ不備なことも出てくるのかなという感じがしております、平準発注にならざるを得ない。今だからやらなければならぬという一つの時期が重なっているわけなのですが、役所側のいわゆる指導体制、監督体制について少しどういふふうになっているのかお聞かせを、特に安全問題では先般の事故の問題等もありますし、非常に重要な役割ではないかと思っておりますので、改めてお聞きをしておきたいと思っております。

それと、放課後児童クラブ、それから子ども教室の関係は、これからやる現状では非常に代表質問でも施設整備なども含めて課題が大きくて、国の動きなんかも見ながらということになっているのですが、この南小学校の竣工までの間に途中で

もそういう国のほうの財源の獲得なども含めて具体化すると、年度途中でもやっぱり取り込むようなことについてしっかり取り組んだらどうなのかなというふうに思いますので、いわゆる一体化問題について、もちろんこれは取り込んでも人材の確保だとか並行していろいろやらなければなりませんけれども、ハードの建設で南小学校終わった後、またそういう話が出ていかなものかというふうに思いますから、国等の予算づけの関係も出ますけれども、少し積極性を持って教育委員会としても対応をしたらどうなのかというふうに考えていますけれども、改めて年度途中でも取り込むような可能性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

財源の関係、最後の一般財源の数字がちょっと聞き取れなかったもので、数字の単位が間違っただのかどうか分からないですけれども、もう一回後からお聞かせをいただきたいです。詳細は、また紙で後からでももらいたいと思っております。

それと、ちょっと性格、子供たちの願い、夢、学校全体のハード物にあらわすことは非常に困難でしょうけれども、子供たちの要望、希望は、これは私たちが一緒につくったのだという完成後のものもあろうかと思ひまして、何か具体的な形としてあらわされるようなものを取り込んだのか、意見としていろいろ聞きたけれどもということなのか、もうちょっとお聞かせをいただきたいなと思っております。今の5年生、6年生は残念なことに新しいところに入れられないという残念な声も聞かれますけれども、4年生以降、自分たちの学校で、いわゆるかわるわけでありまして、モニユメントの問題も含めてもう一度お聞かせをいただきたいなと。大きな設計変更にかかわるようなことはなかなか容易でないのかもしれませんが、わずかなことでもやっぱりこれが南小学校のシンボル、特徴なのだということについて少しお聞かせをいただきたいと思っております。

太陽光パネルは3%程度ということで、エネル

ギーというよりも環境教育ということですから、これは屋上にも上がって、子供たちが学習で環境の勉強をするときに上がれるようなものになっておられるのでしょうか、非常口なんか当然つけられるでしょうから。再度お聞かせをいただいて、細かいことで恐縮ですけれども、お願いをしたいと思います。もう一度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 大型工事が続くということで、行政側の監督体制について十分対応はとれるのかという御質問だというふうに思います。議員御指摘のとおり、（仮称）市民ホールを初め市立病院の建てかえも含めて大きな工事が続いているのが現状でありまして、なかなか昨今の建設業界では資材の不足も含め、労働者不足も含めて実際にその工事をやる側も大変実は苦労しているような状況にあらうかというふうに思います。私どもも大型事業が続くということで、非常に事務的にも煩雑な部分はもちろんありますが、名寄市として公共施設の整備については今後とも必要でありますし、体制については限られた人数ではございますけれども、それぞれしっかりと現場のほうは対応させていただきたいというふうに考えてございます。具体的に受注者との関係について、逐次監督と市役所の職員との対応はさせていただいておりますので、現在のところはこういった形でやっていきたいというふうに考えています。

ちょっと説明不足かというふうに思いますけれども、以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化の問題についてでございますけれども、この提起が文科省のほうからありましたのは先月、5月の後半の時期に参ったような状況でございます。したがって、私どももまだ予算の関係上の取り扱いなどについても十分に把握していない状況でございます。それで、南

小学校において云々ということにつきましては、今の段階では非常に難しい状況にありますので、今後そういう一体化ということに向けて、南小の問題だけでなく市内全体の問題にもかかわっていくと思いますので、ちょっと調査研究してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 済みません。一般財源のところの、ちょっと私の発音が悪かったのかもしれませんがけれども、これについては55万6,000円ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） これで終わりですが、中村建設水道部長、今いる職員の皆さんでしっかり連携をとって工事監督をしていくということですが、この間やっぱり職員の削減等なんかでも現場でもいろいろ要資格者の関係だとか、技能、技術、資格を持った人の体制は十分でないのではないのかという心配もございまして、それを超えてでもしっかり対応していきたいということですので、特に品質上の確保、あるいは特に安全の、事故、ゼロ災害を最後まで、ある面では現場の工事の代理人だとか監督との連携はもちろんですけれども、体制が十分でない中で背伸びして事故が起きると、これはまたつらい話になるわけでありまして、そこは新たな別対策が必要かどうかはあえて言及はいたしませんけれども、やれるということでございますので、特にまた危惧があればお答えをいただいても結構ですけれども、ぜひいいもの、そして事故のないように対応をしっかりとお願いをしたいと。役所の責任は非常に大きい。この時期特に重なっているからという危惧があるものですから、よろしくをお願いをしたいと思います。

南児童クラブは、この関係では私も議員になったばかりにこの事案取り上げたりなんかして非常に歴史が古いのですが、新たな教室とクラブとの

一体化の問題、国の動きが始まったということでの難しさはありますけれども、そこは少し諦めないで情報をしっかりとっていただいて、途中本当に駆け込みでも敷地は十分あるのでしょうし、追求をいただきながら、結果についてお聞きをする機会もまたあるかと思っておりますので、一つのチャンスではないのかなというふうに思っていますので、積極的な対応を求めておきたいというように思います。

少し長くなりましたけれども、終わります。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員には、安全な工事施行の関係について貴重な御意見もいただきました。従前建築担当の者が退職したときに、なかなか補充できなかった時期もちょっとありまして、その辺も踏まえての工事が立て込む中での安全対策が本当に十分なのかという御意見かと思っておりますけれども、昨年1名採用させていただきまして、それから、この間病院と市民ホールも含めて連続して大きい工事ありましたので、定年退職になった建築担当職員を昨年とことしと。ことしは、市立病院におきましては1億円ぐらいかけまして内部改修がありますので、それらに対応するべく、特に内部改修ですので、病院を運営しながらの改修でありますので、そこは患者さん、職員に支障のない形を含めて、昨年、ことしと2年間再任用の職員を病院独自で雇用させていただきまして、しっかり安全対策も含めて取り組んでおります。また、一般的には施工管理の関係につきましては、実施設計を担当した業者さんと一定の委託料を払いながら対応しておりますので、御指摘のありましたたくさん工事が連続して続く中での安全対策について、現実に作業員の方の事故も起きましたので、ここはしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中憲之議員。

○5番（竹中憲之議員） それでは、一、二点ち

よっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

先ほど佐々木副市長のほうから話がありました建築主体工事の関係では、2工区に分けてと。旭川の業者もお願いをしてということで、中身的には人材の確保の問題も含めてということで2工区ということになったというふうに私は理解をいたしますけれども、本来ですと1工区でやるのが本来かと思っておりますけれども、今回の図面を見ますと中側に、中心部に体育館、そして外側にそれぞれの教室をつくってということで、いわば都市型の学校になるのでしょうか。そういう設計になっておりますけれども、今回2工区にした行政としてのメリットはあるのかどうか。中身的には、この間も業者の話ですと人材確保、技術継承が厳しいという話もありましたから、そういった意味では校舎が2年、体育館が1年という中身でいきますと多くの業者を入れてということがわかるわけですけれども、行政としてのメリットはどこまであるのか、その辺について。あるいは、今後の基本的な考え方も含めてあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

もう一点、ちょっと図面の①を見ますと、先ほども説明がありましたように校舎を南側に配置をして、北側にグラウンドという形になっています。①の図面の左上に、現在は子供たちの植栽をする、花を植えるところだとか、記念植樹をした場所があるのですが、この図面からいくとそういうスペースが見当たらないのですが、教育委員会として子供の教育のあり方の問題としてそういうことが必要だというふうに考えていますけれども、その配置のあり方についてどのように考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一点、これはちょっと細かい話なのですが、工事請負契約締結について、その1が3業者、その2が4業者、そして電気工事等々含めて3業者それぞれJVで契約ということになっておりますけれども、この中でそれぞれのJVの会社の会社名あるいは代表者名、そして住所等々

が入っていますけれども、この登録されている住所で確認がいいのかどうか、そのことについてお聞かせを願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 名寄では、名寄小学校の改築をしてからしばらく校舎、体育館あわせた校舎改築については、学校の再編問題も含めて、少子化に伴う学校校舎のありようも含めて、子供たちの通学区域の変更も含めて、この間十分保護者の皆さん方とも教育委員会のほうでは協議をしてきました。その結果、合併してから急がなければならない公共施設の整備ということがどちらかというと合併特例債を通じて中心的に、先駆的に取り組んできた。そういう中で箱物だけをつくるだけではなくて、やっぱり保護者、子供たちのことを考えたときの小学校の位置の問題も含めてさまざまな議論をいただきまして、2つの学校を1つに、新しい南小学校をつくるということで決まりました。その中で、校舎そのものが相当老朽化をしておりましたので、老朽化対策も含めていかに子供たちに早く施設的に環境のすぐれた校舎に移ってもらおうかと。そこには、通学区域の変更もありましたので、余り時間をかけられない。これが1点です。もう一点につきましては、南小学校だけの改築で物事が済まないで、この間ずっと我慢をしていただきました風連地区の中央小学校もそれぞれ学校の再編ということで、一定なくなる学校が風連中央小学校のほうに集中していくということの議論もいろいろいただきまして、そういう動きも見てきましたので、そうすると今後10年間ぐらいは南小学校の後、風連の地区の小学校、それから名寄における名寄中学校、東中学校ということで、さまざまな形で義務教育施設の改築がめじろ押しになっている。こういう状況もありましたので、できるだけ工期を短縮して、先ほど言いましたように校舎2年、体育館1年というものを2年間ですることにつきまして、状況的には東京オリンピックの問題があったり、東日本

大震災の問題があって、なかなか労働者の確保が大変と。片一方では、労賃も上がる、資材費も上がるという状況の中で取り組まさせていただきましたのは、そういう義務教育施設の全体的な改築計画をどのようにスムーズにやっていくかと。そういう観点からでありましたので、工期を2つに分けて労働者の確保をすると。そういうことも含めまして今回工区を2つに分けて、できるだけ地元の企業の参画を促して、2年間という短期間で、その短期間というのは2年間だけでその後続く校舎改築も視野に入れての関係でありましたので、このところが大きなメリットがあったのかなと思っています。

なお、校舎の形状関係につきましては、旭川なんかの状況で見ますと、学校の改築の関係についてはできるだけコンパクト、形も余りデコレーションをいっぱいしないで、いわゆる長方形型の教室で、中の機能を環境に優しかったり、子供たちの教育に望ましい、そういうふうな校舎のつくり方をするというのも過去見てきましたので、今回はアトリエブंकさんのお力をかりまして、体育館と校舎と一体となった、しかも2年間でやるには業者の確保も含めて2工区に分けるという選択をさせていただきました。それがメリットでないかなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 3点目にいただきました今回提案した受注者側の住所表示の関係についてでありますけれども、これにつきましては今回特定JVということで告示をしまして、入札の参加者の希望をとったところでございますけれども、これに関連する書類の中で申請書等がございますけれども、ここの申請書の住所表示どおり今回載せさせていただいたということでありまして、私どもは番地の有無については特に支障がないという認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問にありました

学校の学校菜園の関係でございますけれども、教育委員会としては学校における環境教育を含めて各学校にも設置して、当然南小においても設置していきたいというふうに考えているところであります。また、記念植樹の関係も検討しているところであります。ただ、見てのとおり前の部分がスケート場の関係で、建物が建つという部分で、現在どこの場所に設置するかどうか、これはちょっと検討が必要だというふうに思っています。今あります記念植樹されている樹木につきましても検討委員会の中でも協議をさせてもらいながら、そういった学校菜園の場所の確保も含めて協議を進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどの2つの工区のメリットの関係で、1つの工区でやると無理をすると2年半程度かかって、なるべく学校の建築を急がせても2年間でおさまり切らないで2年半になると。だから、学期の途中で子供たちを移動させるということについては避けたいと。そういうこともありましたので、2工区に分けることによって業者の抱えている労働力の確保につながって、2年間でおさまると。そういうことを考えたのでありまして、あくまでも子供たちのことを最優先にして、なおかつ地元の雇用にも配慮した形をとらせていただきましたので、ちょっと舌足らずでありましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 2工区にした理由、わかるような気もしないわけではありませんけれども、中身的に体育館と校舎を一体型にしたことによって、今の答弁ですと2年半ぐらいかかってしまうということなのではないでしょうか。中身的には、子供たちの教育の場でありますから、早く建築をして、移設をしてということで、それが一番子供たちにも、あるいは今後変わっていく西町2区、3区の父母の方々にも安心感を与えるのかなという

ふうには思っていますが、先ほどもちょっと言ったと思うのですが、今後の2工区のあり方についての考え方、もしあればどのぐらいの大きさになるか、先ほど若干言われた風連中央小、あるいは名中、そして東中ということで、学校の建設がめじろ押しという状況になるのではないかというふうに思いますけれども、考え方があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、学校の植栽の場所の扱いでありますけれども、今後考えていくということですが、どうもこの図面を見るとその場所があるのかなと。記念植樹も含めてよろしいのでありますが、どう見てもこの場所、どこでどういうふうにするのでしょうか。端っこに追いやって、そこに一応は移設しましたということになるのかどうかです。あるいは、各学級お花畑だとか、そういうところもこの中身ではできる状況がどう考えてもないというふうに私は思うのです。そういうことから考えると、ちょっと運動場は広がるのかもしれないけれども、そういうことも考える必要があるのかなというふうに私は思っていますので、再度御答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それから、住所、契約会社の問題ですが、先ほど枝番は要らぬと、番地は要らないというふうに言われましたけれども、本来の会社のいわば登録されている住所というのは枝番も普通入っているのだと思うのです。私どもが一般市民もそうですが、正式な契約等々含めてするときには枝番も入れることで求められるわけです。今回の契約書でいくと、何企業かが枝番が入っていないですね。登録された会社が入っていないというのであればいいのでありますけれども、そういう状況で契約していいのかどうか、その辺がちょっと理解をできないのでありますけれども、答弁をお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 2工区の関係につきましては、今回先ほど申し述べた理由で採用させ

ていただきましたけれども、この結果の検証も踏まえて、全体的な名寄市における公共工事のボリュームはどんなふうになっているかということも含めて、しっかり検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員言われるように、登記行為や何かになりますと地番まで含めて正規な表示というふうになるのだと思いますが、契約行為においてはそこまで求められていないというのが1つと、それと契約においては各会社それぞれゴム印を用意されて押してございます。名寄市だけが特別なゴム印を使っているわけではなくて、それぞれ国の契約、道の契約、あるいは他市町村の契約含めてそのゴム印を使って住所表示等やっておりますので、私どもの判断としてはそこについては番地表示までなくても問題はないというふうに認識をしてございます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今ありました花壇とか、学校でのそういった野菜をつくる場所の部分につきまして、当然先ほど言いましたように各学校には必要性がありますので、図面的にはグラウンドの部分を含めてちょっと精査をしながら、そういった部分の確保をするようには今後検討してまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。今の段階でここをどうするかというものは示せませんが、今後の協議の中で進めていきますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○5番（竹中憲之議員） 住所等々の問題については、本契約でないからいいということのようでもありますけれども、最後にちょっとお願ひがあるのです、監査委員の方に。本契約でない場合は、それでもいいのかどうか、監査委員の、中身ちょっとお聞かせを願ひたい。

○議長（黒井 徹議員） 上田代表監査委員。

○監査委員（上田盛一君） 今契約のあり方につ

いて御質問を頂戴いたしました。私どもとしては、契約書と照らし合わせて、その書類の流れ等々を見させていただきまして、その書類が適正なのかどうかということも含めて後ほど検討させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

関連がありますので、議案第16号外2件は一括して採決を行います。議案第16号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市議会議員の報酬につきましては、名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められているところではありますが、近年長期にわたり議会活動ができていない事例が続発いたしました。理由は、疾病、けがによるものでは

ありましたが、市民の負託に応え切れない状況もあったため、名寄市議会議員の職責、あるべき姿について一昨年8月以降検討を加えてきたものがあります。本来でありますれば、検討の経過、議論、協議の内容などについて詳細にわたり御報告し、御理解を得るところではございますが、この間の検討は各会派から委員及び委員外議員として出席いただいております議会運営委員会で行ってまいりましたので、詳細内容は省略させていただき、条例の主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、新たな条例の必要性であります。現条例は支給額及びその支給方法について定めている条例であり、長期欠席により報酬額などの減額を盛り込むことは地方自治法上疑義があるため、特例を定める条例として制定することといたしました。この特例は、議会活動ができない期間が90日以上180日未満であるときの支給率を100分の80とするのを初め、180日以上365日未満であるときは100分の70、365日以上は100分の50とするものであります。

施行日は、平成26年7月1日としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第20号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について

を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○6番（佐藤 靖議員） 議案第20号 名寄市議会議員定数条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成18年3月27日、旧名寄市及び旧風連町の合併により誕生した新名寄市の議会議員定数は、地方自治法で規定されている人口5万人未満の市の上限である26人とする公示がされました。当初は、合併市として抱える課題の解決のため、合併特例法の規定、在任特例を適用し、旧名寄市の議員22人、旧風連町の議員14人による36人の議会スタートしました。合併後初の選挙となった平成19年4月の定数は、この選挙に限っての選挙区選挙を導入し、名寄地区18人、風連地区8人の26人となり、その4年後の23年4月の前回選挙は20人で執行となりました。しかし、今任期に入っても人口の過疎化に歯どめがかからず、議員の辞職、死去もあり、再び議員定数のあるべき姿が課題として浮上し、議長より議会運営委員会に対し定数のあり方を求める諮問がありました。

議会運営委員会では、昨年6月以降13回にわたり協議を行うとともに、ことし5月には名寄地区2会場、風連地区1会場の3会場で市民説明会を開くなど議会基本条例に基づき真摯な議論を重ねてまいりました。その結果、最終的に定数は現行の20人、1人削減の19人、2人削減の18人に分かれていましたが、6月17日の委員会において議長見解が示され、定数を18人とすることで議会運営委員会の意見を集約し、公布の日以後初めて告示される一般選挙から定数18人とするので、結論が導かれたので、名寄市議会議員定数条例の一部を改正しようというものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに採

決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書、意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、意見書案第3号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書、意見書案第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、意見書案第5号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書、意見書案第6号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書、意見書案第7号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書、意見書案第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外7件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 先ほど高橋伸典議員からの質問に対する答弁が漏れておりましたので、答弁を行いたいと思います。

松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 先ほど高橋議員からのいわゆる大病院の初診料等の件数が手元に届きましたので、お答えをさせていただきますと思います。

昨年、平成25年度は730円だったのですが、件数的に1万2,605件ということで、全体の2万6,567件に占める割合は47.4%ということでございますので、御報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 報告第13号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 本定例会初日に小野教育長から申しあげました学校給食センター等の会計処理に係る監査請求につきまして、6月18日付で監査委員から監査結果の報告がございましたので、その内容及び今後の市の対応について申し上げます。

まず、今回の監査請求については、学校給食センターにおける学生等の実習生受け入れ謝礼の会計処理が発端でありました。そのため、調査対象については当該センターを含む6施設とし、対象期間は平成6年5月1日以降20年間となりました。

次に、監査委員の結果報告では、まず飲食等の不正支出は調査対象のうち学校給食センターのみで事実が認められ、賠償責任を負うものとされました。また、賠償責任を負う者は、職責及び関与度を勘案をして、元所長及び元庶務担当係長と判断をされました。賠償すべき額については、預金通帳の写しなどから、飲食等に充てられた不正支出に用途の特定できなかった支出を加えた99万2,683円となりました。この支出については、不特定多数の者がかかわっていたことから、個人ごとの賠償額を算定することは困難とされ、市の判断に委ねられました。市では、この結果を重く受けとめ、今後賠償責任を負うとされた当事者との協議を行い、損失を補填をしたいと考えております。

実習謝礼の受け入れについては、平成19年度から市会計に納入し、既に適切な処理に変更いたしました。

市長として今回の結果は、市民の行政に対する信頼を著しく損なうこととなり、市民の皆様深くおわびを申し上げる次第でございます。今後このようなことのないように、職員に自覚を促し、また研修等を通じて職員の資質の向上を図り、職務に精励することをお誓いを申し上げて報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤勝議員よりおくれる旨の届け出がありましたが、本日の会議を欠席するとの連絡がありましたので、御報告をいたします。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 塩 田 昌 彦

署名議員 日根野 正 敏

質問文書表（代表質問）

平成26年第2回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	熊谷吉正 (P 48)	<p>1 2014年度執行方針と名寄市の将来展望について</p> <p>(1) 新年度執行方針と基本姿勢について</p> <p>(2) 憲法理念と安倍政権について</p> <p>(3) 今年度の予算執行と今後の財政展望について</p> <p>(4) 新・名寄市行財政改革推進計画の成果と課題について</p> <p>(5) 次期総合計画への対応について</p> <p>(6) 合併の総括と主要課題の方向性について</p> <p>2 市民が主役のまちづくりについて</p> <p>(1) 自治基本条例を踏まえた今後のまちづくりについて</p> <p>(2) 市民が主役と思える住民自治権確立の展望について</p> <p>3 保健医療福祉行政について</p> <p>(1) 地域福祉計画の成果と課題について</p> <p>(2) 市立総合病院の経営見通しと長期計画の見直し及び当面の課題</p> <p>(3) 子ども・子育て支援と子ども医療費無料化への背景について</p> <p>(4) 国民健康保険の財政運営と広域化問題について</p> <p>(5) 生活保護制度の課題と新たな生活困窮者支援制度の名寄市の取り組みについて</p> <p>4 経済建設行政について</p> <p>(1) コンパクトシティと「低炭素まちづくり計画」について</p> <p>(2) 中小企業振興と関係団体等の役割と責任について</p> <p>(3) 地元企業経営及び雇用の現状と課題について</p> <p>(4) 名寄市公契約に関する指針等について</p> <p>(5) 政権交代による農林業施策の変化と影響について</p> <p>(6) 名寄市農業・農村振興計画の進捗状況及び現状と課題について</p> <p>5 教育行政について</p> <p>(1) 教育執行方針について</p> <p>① 国の教育委員会制度改革と名寄市教育委員会機能の課題について</p> <p>② 学校教育の重点施策の展開に伴う課題について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ③ 社会教育の重点施策の展開に伴う課題について (2) 義務教育費国庫負担制度等、教育費の現状と対応について (3) 特別支援教育の現状と課題について (4) 名寄市立大学の今後の課題と展望について <ul style="list-style-type: none"> ① 公立大学の交付税動向と大学経営の見通し ② 保健福祉学部の今後の学生確保動向と就職戦線について ③ 社会保育学科設置計画（案）について ④ 独立行政法人化への基本認識と対応について
<p>2</p>	<p>東 千 春 (P 71)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 新たな加藤市政の基本政策から <ul style="list-style-type: none"> (1) 20年後を見据えたまちづくりについて (2) ホームページのリニューアルについて (3) 台湾との国際交流について 2 福祉政策の推進について <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の健康寿命の延伸について (2) 保育所施設の老朽化対策について 3 活気あるまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地の活性化と空き市有地の利用について (2) 高規格道路延伸決定による振興策について 4 インフラ整備について <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路整備の舗装率向上について (2) 橋梁の長寿命化について (3) 市内公共施設への案内看板設置について 5 （仮称）市民ホールについて <ul style="list-style-type: none"> (1) ホールが目指す姿で「市民のコミュニティの醸成の場」の考えは (2) 芸術文化等における社会的包摂の考えとアウトリーチについて (3) 名寄、土別地域のホール間の連携協力について (4) 今後のエフエムなよろを含む組織体制について (5) 小ホールの有効活用について 6 大学を活かしたまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学として地域貢献と市民との交流について (2) 文化活動と大学の関わりについて (3) 積雪寒冷地をテーマとした研究は (4) 大学図書館建設について

<p>3</p>	<p>大 石 健 二 (P 92)</p>	<p>1 加藤市長の市政執行に関して (1) 市政執行の所信表明から ① 1 期目の取り組みについて ② 2 期目の基本施策について (2) 平成 26 年度市政執行方針から ア 名寄市は自治体消滅の危機を回避できるか ① 名寄市の少子・長寿化対策等について ② 北・北海道中央圏域定住自立圏の中心都市としての果たすべき役割等について</p> <p>2 名寄市の行財政運営に関して (1) 学校給食事業等から ① 学校給食費の公会計化について ② 学校給食の役割と拡大施策等について (2) パブリック・コメントの有効性について ① 現状の課題とその対応について</p> <p>3 名寄市の経済産業施策に関して (1) 活力ある観光・商工振興策等から ① ピヤシリスキー場・温泉他の日進地区再整備について ② 商店街等の活性化に取り組む組織について (2) 環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉から ① 名寄の基幹産業等への影響とその対応について ② ICT（情報通信技術）を利用した新たな農業技術の導入とその可能性について</p> <p>4 名寄市病院事業長期計画に関して (1) 名寄市立病院の現状と課題から ① 運営と経営基盤等の強化策について</p> <p>5 市民の声から (1) 向冬の雪害と除排雪対策に関して ① 今冬の除排雪事業を総括して ② 横断歩道上とその周辺の除排雪対応について (2) 市章は誰のもの。</p>
----------	---------------------------	---

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	高 橋 伸 典 (P 1 1 6)	1 「クラウドファンディング」による資金調達を (1) 近年のふるさと納税の状況 (2) クラウドファンディングの活用を 2 ピロリ菌の助成について 3 LED照明設備購入補助について 4 交通安全対策について (1) 市立総合病院前の信号機のあり方 (2) 名寄中学校の手押し信号について 5 南広場の活用について (1) 照明機器のあり方と活用について
2	川 村 幸 栄 (P 1 2 7)	1 母子家庭へのさらなる支援の取り組みを 2 「医療・介護総合法案」から介護を必要とする高齢者とその家族を守る取り組みを 3 ブラックバイトから学生生活を守る取り組みを 4 南相馬市への支援事業「なよろ夏季林間学校」について
3	山 口 祐 司 (P 1 3 8)	1 災害時の援護体制について (1) 災害時要援護者登録について (2) 自主的活動について 2 地域で支え合う高齢者福祉について (1) 今後の認知症対策について (2) 認知症のサポート体制について 3 規制改革会議がまとめた農業改革案について (1) 農業委員会選任制度について (2) 農業生産法人の見直し案について
4	高 野 美 枝 子 (P 1 4 5)	1 名寄市における雇用状況について (1) 現状の確認

		<p>(2) 新卒者、各学校での就職先</p> <p>(3) 名寄市内で就職できた人数</p> <p>(4) 非正規労働者、ワーキングプアについて</p> <p>(5) 行政でできること</p> <p>(6) 名寄市に若者、労働者が定着するためには</p> <p>2 男女共同参画推進計画について</p> <p>(1) 進捗状況について</p> <p>(2) 条例化に向けて</p> <p>(3) より市民に理解、周知、定着される取り組みについて</p> <p>3 子ども、子育て支援の充実に向けて</p> <p>(1) 現状の確認</p> <p>① 子ども・子育て会議開催の状況</p> <p>(2) 子どもの権利条例制定に向けて</p> <p>(3) まちなかに子供や親が集える居場所づくりについて</p>
5	塩田昌彦 (P157)	<p>1 体育・スポーツの振興について</p> <p>(1) 名寄市における体育・スポーツの現状について</p> <p>(2) 合宿の里づくり計画及び進捗状況について</p> <p>2 農業行政について</p> <p>(1) 名寄市農業・農村振興計画（後期計画）について</p> <p>(2) 名寄市食育推進計画について</p> <p>(3) もち米の里なよろ「もっと！もち米プロジェクト」について</p> <p>3 新・名寄市行財政改革推進計画について</p> <p>(1) パブリック・コメント制度の検証と推進について</p> <p>(2) 人事評価制度について</p> <p>(3) 人事異動希望制度の申請及び活用状況について</p> <p>(4) 定員適正化計画について</p>
6	佐藤靖 (P170)	<p>1 (仮称) 市民ホールと名寄市の文化度向上の取り組みについて</p> <p>(1) 文化の拠点施設誕生に向け、名寄の文化度の向上策は</p> <p>(2) 徳育向上における(仮称)市民ホールの役割</p> <p>(3) 教育都市宣言の名寄市における(仮称)市民ホールの役割</p> <p>(4) (仮称)市民ホールの完成を児童生徒の情操教育進展にどう活かすのか</p> <p>2 遊休地の管理について</p> <p>(1) 市有、民有問わず空地の管理実態</p>

		<p>(2) 市民からの苦情状況</p> <p>(3) 市街地区の深名線跡地を含め、今後の対応は</p> <p>3 名寄市立総合病院の今後について</p> <p>(1) 地域包括ケア病棟の見通し</p> <p>(2) 患者から見た病院環境（患者コール、血圧測定、院内表示）</p> <p>4 名寄市立大学の国際交流について</p> <p>(1) 国際交流センターの現状と役割</p> <p>(2) 公立大学としての国際交流とは</p> <p>(3) 近隣諸国の学生受け入れの可能性</p>
7	山田典幸 (P181)	<p>1 地域農業の振興施策について</p> <p>(1) 今年度の主要農業施策の具体的な取り組みについて</p> <p>(2) 中長期的視点に立った今後の施策の展開について</p> <p>2 名寄市観光振興計画について</p> <p>(1) 事業整備期間（平成24～25年度）の取り組みの評価について</p> <p>(2) 今年度の事業展開について</p> <p>3 教育行政について</p> <p>(1) 子どもたちの体力・運動能力向上対策について</p>
8	奥村英俊 (P193)	<p>1 青少年の健全育成について</p> <p>(1) 放課後の子供の居場所（学童保育）について</p> <p>(2) 取り組み状況と今後の対応について</p> <p>2 平和行政の推進について</p> <p>(1) 今年度の具体的な取り組みについて</p> <p>(2) 非核平和都市宣言の具現化に向けて</p> <p>3 風連地域の振興と庁舎のあり方について</p> <p>(1) 風連地域の振興に係る行政運営方法について</p> <p>(2) 庁舎のあり方（分庁舎方式の課題）について</p>
9	佐々木 寿 (P205)	<p>1 教育行政について</p> <p>(1) 「名寄市いじめ防止基本方針」について</p> <p>(2) 上川北学区の公立高等学校配置に対する名寄市としての方針について</p> <p>(3) 学校のアレルギー対応について</p> <p>2 高齢者福祉について</p> <p>(1) 第5期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画について</p>

		<p>① 2か年の地域包括ケアシステム構築に向けた重点的事項の達成 評価及び主な課題と課題に対する今後の推進事業</p> <p>② 認知症の対応・対策について</p> <p>(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の状況・対応 について</p>
--	--	---

平成26年第2回名寄市議会定例会議決結果表

平成26年6月6日～平成26年6月20日 15日間
 本会議時間数 19時間26分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	—	—	26. 6. 6 原案可決
第 2 号	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 3 号	名寄市企業立地促進条例の一部改正について	—	—	26. 6. 6 原案可決
第 4 号	名寄市生きがいホビーセンター条例の廃止について	—	—	26. 6. 6 原案可決
第 5 号	財産の取得について	—	—	26. 6. 6 原案可決
第 6 号	財産の取得について	—	—	26. 6. 6 原案可決
第 7 号	専決処分した事件の承認について	—	—	26. 6. 6 承認
第 8 号	専決処分した事件の承認について	—	—	26. 6. 6 承認
第 9 号	専決処分した事件の承認について	—	—	26. 6. 6 承認
第 10号	専決処分した事件の承認について	—	—	26. 6. 6 承認
第 11号	専決処分した事件の承認について	—	—	26. 6. 6 承認
第 12号	平成26年度名寄市一般会計補正予算(第2号)	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 13号	平成26年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 14号	平成26年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第1号)	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 15号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	26. 6. 6 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	工事請負契約の締結について	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 1 7 号	工事請負契約の締結について	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 1 8 号	工事請負契約の締結について	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 1 9 号	名寄市議会議員の議員報酬等の特例に関する 条例の制定について	—	—	26. 6. 20 原案可決
第 2 0 号	名寄市議会議員定数条例の一部改正について	—	—	26. 6. 20 原案可決
報 告 第 1 号	平成25年度名寄市一般会計予算継続費繰越 計算書の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 2 号	平成25年度名寄市一般会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 3 号	公害の現況に関する報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 4 号	名寄市土地開発公社の経営状況について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 5 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 6 号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 7 号	専決処分した事件の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 8 号	専決処分した事件の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 9 号	専決処分した事件の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 1 0 号	専決処分した事件の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 1 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済
報 告 第 1 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	26. 6. 6 報告済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
報 告 第 13 号	例月現金出納検査報告について	—	—	26. 6. 20 報 告 済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	—	—	26. 6. 6 適 任 と 認 め る
意 見 書 案 第 1 号	T P P 交 渉 等 国 際 貿 易 交 渉 に 係 る 意 見 書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 2 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 3 号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 4 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 5 号	「消費税 10%」実施の中止を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 6 号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 7 号	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
意 見 書 案 第 8 号	免税軽油制度の継続を求める意見書	—	—	26. 6. 20 原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	26. 6. 20 決 定